

独立行政法人国際協力機構

インドネシア国

金融包摂に係る情報収集・確認調査

ファイナル・レポート

2013年8月

株式会社日本経済研究所

目次

略語表.....	1
要旨.....	2
要約.....	5
1. 序論.....	19
1.1 調査の背景・目的.....	19
1.2 調査の基本方針.....	19
1.3 調査の手順.....	19
2. 中小企業金融システムにかかる日本の事例分析.....	22
2.1 日本の中小企業金融システムにかかる金融政策とモデル.....	22
2.2 零細・中小企業向け金融システム.....	37
2.3 農林漁業者向け金融システム.....	59
2.4 日本の経験からのインプリケーション.....	73
3. インドネシアにおける零細・中小企業金融システムと諸問題.....	77
3.1 国民経済に占める零細・中小企業の位置付け.....	77
3.2 インドネシアの零細・中小企業金融システムにかかる金融政策とモデル.....	78
3.3 零細・中小・中堅企業向け金融システム.....	82
3.4 農林漁業者向け金融システム.....	109
3.5 インドネシアにおける零細・中小企業金融円滑化のための課題.....	112
4. 政策提言.....	115
4.1 政策提言に際しての基本的視座.....	115
4.2 政策提言.....	117
4.3 政策提言のまとめ.....	127
5. (補論) 現地進出日系中小企業の資金調達環境.....	130
5.1 日系企業のインドネシア進出状況と近年の動向.....	130
5.2 インドネシア進出本邦金融機関(銀行・リース)の状況について.....	132
5.3 現地進出日系企業の資金調達方法.....	133
5.4 資金調達にかかる規制.....	137
5.5 日系中小・中堅企業がインドネシアで事業展開を行ううえでの課題.....	138
5.6 在インドネシア日系中堅・中小企業向け金融支援(案).....	140
附属資料1: 日本・インドネシア比較分析表.....	142
附属資料2: セミナープレゼンテーション資料.....	143

略語表

日本

ACRIS	農業信用リスク情報サービス	Agricultural Credit Risk Information Service
CRD	中小企業信用リスク情報データベース	Credit Risk Database
JA	農業協同組合	Japan Agricultural Cooperatives
JFC	日本政策金融公庫	Japan Financial Corporation

インドネシア

BII	インターナショナル・インドネシア銀行 (民間銀行)	Bank Internasional Indonesia
BNI	バンク・ネガラ・インドネシア (国営商業銀行)	Bank Negara Indonesia
BPR	庶民信用銀行	Bank Perkreditan Rakyat
BRI	インドネシア庶民銀行 (国営商業銀行)	Bank Rakyat Indonesia
BTN	国家貯蓄銀行 (国営商業銀行)	Bank Tabungan Negara
DIS	債務者情報システム	Debtor Information System
KKPE	食料安全・エネルギー安全クレジット	Kredit Ketahanan Pangan dan Energi
KPEN-RP	農園リハビリ・クレジット	Kredit Pengembangan Energi Nabati dan Revitalisasi Perkebunan
KUPS	食品牛クレジット	Kredit Usaha Pembibitan Sapi
KUR	特別信用保証制度 (庶民事業信用)	Kredit Usaha Rakyat (People's Business Credit)
NES	中核企業エステート農業および小規模農家	Nucleus Estate and Smallholder

その他

DI	景気動向指数	Diffusion Index
GDP	国内総生産	Gross Domestic Product

要旨

近年、インドネシアの零細・中小企業は同国経済において重要な地位を占めているとされるが、零細・中小企業向け金融システムは量的充足度の観点から不十分とされる。かかる状況下、インドネシア政府は諸政策を打ち出し、特別信用保証制度（KUR、Kredit Usaha Rakyat）など、零細・中小企業の資金アクセス改善を図っており、これまで一定の実績を挙げている。ただし、現状、生産セクター向け貸出が限定的なものとなっている。本調査の目的は、零細・中小企業及び農家（小規模農業従事者）向け金融メカニズムに係る日本・インドネシアの比較研究を通じて、インドネシアにおける零細・中小企業の金融アクセス改善並びに、生産セクターに対する KUR の活用拡大に向けた政策提言を行うことである。その際、根本的な原因を分析したうえで、モラル・ハザードなどのリスク要因、銀行のインセンティブ、政策コストと効果・便益などを総合的に勘案し、質の低い中小企業への過剰融資を誘引しない形でインドネシアの生産セクターの実態・実力に合致した適切な資金供給システムを見極める必要がある。

日本の中小企業金融システムは、高度経済成長期における日本経済のキャッチアップの歴史的経緯から銀行貸出中心の構造となっており、協同組織金融機関たる信用金庫、相互銀行（現、第二地方銀行）、地方銀行、政府系金融機関が中小企業企業向け貸出市場において量的・質的補完という重要な役割を担っている。こうした金融システムは、先進諸国の事例と比較すれば、程度の差こそあれ本質的な違いはない。しかし、日本的な金融政策の枠組みの中で日本独自のサブシステム（直接貸付による政策金融、産業育成型審査、マル経融資など）が機能してきた。そして、金融のいかなるサブシステムも一定の審査力が前提となっている点を忘れてはならない。また、日本では巨額の政府予算をかけて直接効果や社会経済的便益を期待しつつ中小企業金融政策が実施されている。中小企業金融にかかる「情報の非対称性」という本質的な問題を克服するためには、一定程度の政策コストを払うことが必要であり、特に、信用保証制度の設計の問題は、期待される政策効果を睨みつつ最終的に政策コストをいくら払うかの問題に帰結する。

農林漁業向け金融は政策上、中小企業金融とは別の取り扱いを受けており、その背景には同事業分野の特殊性・専門性がある。また、政策的な観点から、長期低利の融資を行う公的金融の役割が大きいことに加えて、民間金融に対しても利子補給という形で相応規模の財政資金が投入されている点については、認識する必要がある。

さて、インドネシアでは、アジア通貨危機以降、銀行セクター安定化の歴史があり、そのための金融政策がインドネシアにおける中小企業金融及び同モデルに影響を与えてきたものと推察される。アジア通貨危機後、銀行監督・規制の強化、特にプルデンシャル規制の強化を目的として新銀行法改正法（1998年）及び新中央銀行法（1999年）が制定され、預金の全額保証がなされた。また、インドネシア銀行再建庁（IBRA: Indonesia Bank Restructuring Agency）が設立されるとともに、銀行セクターの整理・統合が進められ、アジア通貨危機前には240行であった銀行数は2004年10月時点で136行にまで減少した。銀行セクター全体の総資産の推移を見れば、2001年12月末時点の約1,100兆ルピアから2013年2月末の約4,200兆ルピアへ、最近約11年間で4倍弱にも増加しており、個人消費者向けや零細・中小企業向けの信用供与も増加している。インドネシアの中小企業金融モデルでは、地方の中小企業金融、農業金融を専門とする小規模金融機関が未成熟であり、中小企業金融が大手銀行の貸出戦略に影響を受けやすい構造となっている。そのため、インドネシア中銀は、銀行業界の零細・中小企業金融を促進すべく、2001年に廃止され

た零細・中小企業向け貸出比率規制（銀行の全貸出残高の20%を零細・中小企業向けとするもの）をインドネシア中銀による2012年法令第14号において再び導入し、今後、2018年までに段階的に零細・中小企業向け貸出比率を20%まで引き上げていくことを義務付けた。

インドネシアにおける金融包摂の状況は、他のアジア諸国と比し著しく低い国内信用額の対GDP比、中小製造業における銀行取引割合の低さ、零細・中小企業におけるインフォーマル金融の利用割合の高さなどから、十分な水準にあるとは言えず、更なる改善が求められよう。零細・中小企業向け金融アクセス改善を目的に2007年11月に始まったKURについては、2012年末までの累積利用者数770万社、累積利用金額97.7兆ルピアと、途中の一部制度変更などもあり、順調に実績を拡大してきており、金融包摂の改善に大きく貢献したと評価されるが、その普及率を見ると、日本の信用保証の普及率に比し未だ低い水準にある。業種別には、「商業、ホテル・レストラン」が全体の過半を占めており、生産セクター向けは低迷している。インドネシアの零細・中小企業金融を支える基礎インフラに関して、インドネシア中銀の主導する債務者情報システム（DIS）は、借入人の財務情報が蓄積されていないことやクレジット・スコアリングなどのサービスが提供されていないことなど、改善を望む声が多い。なお、インドネシアでは財務諸表を作成しておらず、また、納税申告を行っていない零細・中小企業が多いこと、また、担保として重視される不動産（土地）の所有権登記手続きが未済であるケースも多いことなどが、商業銀行における取引推進上の課題となっており、こうした点の改善も望まれよう。

農林漁業者向け金融システムについては、インドネシアでは農林漁業分野を専門とする金融機関は存在しておらず、一般に商業銀行は特に零細・中小の農林漁業事業を高リスク分野として捉えており、与信には消極的である。これに対し、農業省は、食糧安全保障や畜産といった重点分野について利子補給を行っており、借入人は低金利での資金調達が可能となるものの、KURとの併用が出来ないため、担保提供が必要となることが課題とされている。

政策提言としては、日本の経験を踏まえつつ、以下を基本的な視座とする。第一に、適切な政策立案のためには、中小企業セクターの経営実態や資金需要を正確かつタイムリーに把握することが不可欠であり、効率的かつ効果的な政策策定・実施のためには一元的な管理も求められる。第二に、零細・中小・中堅企業の資金面に関する支援領域において、経済成長・雇用促進などを目的とする経済・金融政策と、貧困削減などを目的とする社会政策とでは解決アプローチが異なってくるため、両者を明確に区別して取扱う。すなわち、社会政策の観点からは零細企業（含む小規模農業従事者）の保護が重要である一方、中長期的な経済政策の観点から、インドネシアの雇用を創出して経済成長を牽引するような事業成長が期待できる中堅・中小企業（特に製造業者）を発掘・育成することが重要な課題である。より具体的には、中長期的な産業政策の観点から、クラスターを含め優先業種や重点地域に対する中長期の低利融資スキーム・金融商品の導入は検討に値しよう。以上の基本的視座を踏まえ、金融に係る規制を含む政策、融資メカニズム・金融商品、信用保証制度、基礎インフラの観点から、それぞれ短期・中長期の政策提言を示す。ただし、本来、中小企業金融の発展は、多くの政策や基礎インフラ構築が有機的につながって全体として寄与していくものであり、即効性のある特定の政策はない。従って、零細・中小企業育成を担う政府関係省庁間における連携強化や金融業界との対話促進などを通じた、中長期的な視点からの総合的かつ一貫した政策立案が極めて重要である。

	短期	中長期
1. 金融に係る規制を含む政策	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業金融の現状をモニタリングするための体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関同士による適切なM&Aの誘導
2. 融資メカニズム・金融商品	<ul style="list-style-type: none"> ・農業向け融資プログラムの開発や、優先産業分野に対する利子補給制度の導入と信用保証との組合せ ・地方開発銀行、庶民信用銀行の能力強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・優先産業分野に対する長期低利融資（ツーステップ・ローン）プログラムの導入 ・農業専門政策金融機関の立上げ
3. 信用保証制度	<p>【KUR】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加行の拡大（中小企業向け、農業向け融資に注力している銀行） ・リンケージ・プログラムの上限拡大 ・KUR Agricultureの導入 ・モラル・ハザード対策の導入 <p>【信用保証制度全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域信用保証会社の設立とAPEX機関の設立 ・地域信用保証会社向け再保険機関の設立 ・地域信用保証会社の保証付き融資のリスクウェイト見直し ・優先産業分野向けの利子補給付き保証制度の導入 ・モラル・ハザード対策の導入 <p>【信用保証会社】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・信用保証会社向けキャパシティービルディングの実施 <p>【2014年以降のKURに向けた施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績の詳細分析 ・次期KURの詳細分析 ・新たな目標指標の設定 	<p>【KUR】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借入人への金融教育 <p>【信用保証制度全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関の信用保証会社に対する出資及び保証料負担の促進 ・債権回収専門会社の設立 <p>【信用保証会社】</p>
4. 基礎インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ・DIS（債務者情報システム）の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・DISの拡充 ・民間の信用情報サービスによる競争促進 ・融資判断のためのリファレンス作成

なお、在インドネシア日系中堅・中小企業向け金融支援（案）としては、インドネシアにおいて現地事業の更なる成長やファイナンスの現地化などを目指す日系中堅・中小企業に対し、(1) 現地ファイナンシャル・アドバイザー（FA）事業の創設、(2) 在インドネシア日系中堅・中小企業「海外現地法人」向け投資ファンドの設置、が考えられる。

要約

1. 序論

近年、インドネシアの零細・中小企業は同国経済において重要な地位を占めているとされるが、零細・中小企業向け金融システムは量的充足度の観点から不十分とされる。かかる状況下、インドネシア政府は諸政策を打ち出し、特別信用保証制度（KUR、Kredit Usaha Rakyat）など、零細・中小企業の資金アクセス改善を図っており、これまで一定の実績を挙げている。ただし、現状、生産セクター向け貸出が限定的なものとなっている。

本調査の目的は、零細・中小企業及び農家（小規模農業従事者）向け金融メカニズムに係る日本・インドネシアの比較研究を通じて、インドネシアにおける零細・中小企業の金融アクセス改善並びに、生産セクターに対する KUR の活用拡大に向けた政策提言を行うことである。

この目的を達成するため、インドネシア・日本において中小企業金融の中心的役割を担う銀行貸出の実務（融資メカニズム、金融商品）とそれを支える金融インフラ（金融規制を含む関連政策、信用保証制度、基礎インフラなど）に着目し、日本の経験にかかる情報収集・整理、日本の経験のインドネシアへのインプリケーション抽出、インドネシア中小企業金融の諸問題にかかる情報種集・整理及び政策提言を行った。

2. 中小企業金融システムにかかる日本の事例分析

2.1 日本の中小企業金融システムにかかる歴史とモデル

日本型中小企業金融システムの歴史的構造に関し、日本では、1950年代までに中小企業金融システムの原型がほぼ確立したものとみられる。第一に、1940年代、銀行貸出中心の金融システムが形成された。第二に、第二次世界大戦後、迅速に工業力を回復させるために産業の設備資本や社会共通資本を再建するのに必要な資金配分をいかに達成するかが問題となり、政府は、中小企業向け政策金融機関・信用補完制度や中小企業金融の担い手たる地域・協同組織金融機関を制度化すべく、様々な立法措置で対応した。高度経済成長期以降、こうした基本的なフレームワークが維持される中、日本独自の政策パッケージとして「人為的低金利政策」が実施された。高度経済成長期は1970年代初頭に終焉し、名目経済成長率が鈍化した中でも、「人為的低金利政策」が継続されたため、金融機関の貸出増加の勢いは落ちなかった。同政策が創出する既得権益（レント）獲得の機会が金融機関に規模拡大を目指すインセンティブを与え続けた。これが、金融機関の規模の過大化（オーバーバンキング現象）をもたらし、信用膨張と金融部門の肥大化がもたらされた。なお、1980年代後半から1990年代前半のバブル期には、大企業の銀行離れの中、金融機関、特に都市銀行が中小企業向け貸出残高を伸ばしたが、この間、多くの金融機関が過大な期待成長率に基づく過剰投資や投機的行動を支える資金供給を行った。こうした信用膨張を引き起こしたバブル期を経て、中小企業の資金調達構造は銀行借入れ依存傾向を強めることとなった。

青木昌彦・ヒューパトリック（1996年）は、『日本のメインバンク・システム』の中で、1980年代半ば頃までの日本の金融状況を「貸出市場の分断」と説明している。基本的には、日本の貸出市場は、銀行規制（店舗行政など）、地理的要因、銀行側のコスト要因といった三つの要因によって大きく分断され、中小企業群を顧客とする信用金庫・相互銀行や政府系中小企業専

門金融機関などは中小企業金融の専門的技術の蓄積に専念し、中小企業金融にかかる「情報の非対称性」、つまり市場の失敗を緩和している。一方、同モデルにおいては、大手都市銀行が大企業に対する安定資金供給を確保するために中小企業向け貸出を調整弁として使い、中小企業専門金融機関がそのバッファの役割を發揮して中小企業金融を支える。そして、こうした日本型貸出分断モデルの中で、中小企業金融については中小企業専門金融機関において優位性のある制度構築と集中的なノウハウ蓄積がなされた可能性がある。なお、最近の日本の中小企業向けローン状況は、約 420 万社の事業者に対する貸金残高の合計は約 260 兆円となっている。

中小企業専門の金融機関として、まず、相互銀行（現、第二地方銀行）は、1951 年制定の相互銀行法に基づいて発足した。これは、「無尽」を起源とする相互扶助的な庶民金融を法人化したものであり、その後、普通銀行転換に至った。一方、信用金庫は、1950 年信用金庫法により、信用協同組合（1900 年産業組合法）のうち金融機関としての性格が強いものを改組したものであり、中小企業・個人を中心とした会員の相互扶助を基本理念とした非営利法人である。相互銀行・信用金庫以外に、日本の中小企業が活用する金融機関としては、預金を扱わない民間金融機関たるノンバンクが存在する。ノンバンクは、日本の中小企業金融においても一定の役割を担っているが、借入の簡便性が評価される一方で、相対的に高い貸出金利を利用する零細・中小企業の資金繰りは相応に厳しいものと推察される。また、ノンバンクが事業者向けに提供するサービスの中で重要なものにリースもある。

地方銀行は、日本の地域金融における中核的な役割を果たしている。地方金融史研究会（1994 年）『戦後地方銀行史[1]成長の軌跡』によれば、地方銀行の誕生経緯としては、1893 年銀行条例により、①私立銀行や銀行類似会社から普通銀行になったもの、②条例施行後に普通銀行として設立したもの、③営業満期で国立銀行から普通銀行になったものがあり、これらのうち地方を営業基盤とする有力なものが他の普通銀行を吸収して地方の中心的な銀行になったものが現在の地方銀行である。地方銀行は、一県一行主義推進により地域の貯蓄銀行や信託銀行を吸収して地域の総合的な金融を担う商業銀行であり、高度経済成長期においても、地域の中心的な銀行として、中小企業の設備資金ニーズなどに対応するなど、地元の金融ニーズに対応している。その後、地方銀行は営業基盤を広域化させた。1960 年代の末期、本店所在地のみで営業している地方銀行は僅か 3 行となり、複数県にまたがる地方銀行というのが平均的な姿となった。こうした地方銀行の広域化や大都市指向が経営の近代化に寄与した反面、地方銀行の地域への密着度が薄まった結果、中小企業専門金融機関の地元でのシェアを拡大させた。

日本では、第二次世界大戦後の経済条件、つまり、戦時補償停止に伴う巨額の不良債権を抱えていた銀行部門、産業発展に必要な長期資金の供給不足、二重格差に苦しむ中小企業などの状況下、政府系金融機関（国民金融公庫 1949 年、中小企業金融公庫 1953 年）が設立されている。そして、中小企業向け融資を促進するための信用保証協会（1953 年）とそれを支える中小企業信用保険公庫（1958 年）が誕生し、以降、日本の中小企業向け政策金融モデルは、政府系金融機関（2008 年 10 月に組織統合、現在は株日本政策金融公庫）による融資制度と信用保証制度が並行して機能するものとなっている。旧中小企業金融公庫の制度的特徴としては、「補完金融」、「直接貸付を中心に資金供給」、「呼び水効果」、「産業育成型審査、あるいは、産業創出型審査」などがある。旧国民金融公庫は、旧中小企業金融公庫と同じカテゴリーの政府系金融機関であり、低利の長期資金の供給を役割とするが、対象とする中小企業は零細・小企業である。したがって、小口融資が中心であり、効率性を重視した審査体制となっている。また、特

徹的な融資制度として、マル経融資（経営指導付き小口融資推薦制度）がある。これは、企業情報を有する商工会議所との連携によって、情報の非対称性の緩和、審査の簡略化、審査コストの削減を実現しつつ、資金と経営指導をセットで提供するものである。一方、全国に52の信用保証協会が存在し、中小企業の担保不足を信用保証によって補完している。我が国の信用補完制度の特徴としては、旧中小企業保険公庫による再保証（保険）制度（保険填補率70%～90%）が、信用保証制度全体のリスクを吸収し、制度的にバックアップしている二重構造となっている。

齋藤久彦（2002年）『信頼・信認・信用の構造—金融核心論』は、日本の銀行貸出審査について、①貸出審査「絶対」期（1940年代後半～1950年代）、②審査機能低下の開始（1960年代）、③銀行組織における審査部の地位の低下（1979年～1980年代前半）、④バブル期の審査機能低下（1980年代後半）と区分している。バブル期には、金融当局の銀行を潰さないという護送船団方式による安心感が、甘い貸出態度やモラル・ハザードをもたらし、担保さえあれば資金使途を問わず貸すという傾向が蔓延した。結果、都市銀行・地方銀行の審査機能の低下が起きたことは否定できない。

日本では、銀行貸出中心型の金融システムについて、その合理性を検証しようとする諸研究があるが、『経済白書1964年度版』では売上高でみた企業成長率と資金調達事情の関係（1955年～1962年）を調査している。同調査結果は、「借入→企業成長」という単純な図式に警告を発している。貸出実務の現場感覚からも頷けるが、企業成長に必要なものは資金を生かす経営力や属する市場の成長性などのビジネス環境によるところが大きいことを示唆している。

農林漁業者向け金融は、農林漁業の担い手が経営改善や新たな取組などの積極的な経営展開を行うに際して、必要な資金を円滑に供給する役割を担っている。また、近年は自然災害、家畜伝染病といったリスクが増大しており、農林漁業経営の維持安定のためのセーフティネット機能としての役割も高まっている。農林漁業金融においては、融資対象となる経営の不確実性や危険性が相対的に大きく、また、借り手の経営実態や融資後の経営状況などに関する情報が乏しく、リスクの把握や分析評価を困難化し、的確な審査や融資後の十分なフォローが難しいことから、一般市中金融機関による融資は少ない一方、系統の協同組織金融機関や政策金融機関たる日本政策金融公庫が大きな役割を担っている。融資機関別の農業経営向け融資残高では、農協系統及び日本政策金融公庫が農業融資のほぼ全てを担っている。また、全国に700以上の拠点を持つ農協がその窓口となっており、国の利子補給などの政策支援を伴う制度資金が大きな割合を占めている。

2.2 零細・中小企業向け金融システム

現在、日本の中小企業向け事業性資金の貸出市場では、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行という普通銀行以外に、政府系金融機関たる「日本政策金融公庫」、「商工組合中央金庫」や非営利組織・地域金融機関たる「信用金庫」が存在し、質と量の両面で独自の役割を果たしている。金融の受益者たる企業群を「零細企業・個人事業者」と「中小・中堅企業」とに区分すれば、前者に対しては、政府系金融機関である日本政策金融公庫（国民生活事業）や信用金庫が、後者に対しては、日本政策金融公庫（中小企業事業）や商工組合中央金庫が重要な資金提供者と位置付けられる。

信用補完制度の日本型モデルは、信用保証協会が担う「信用保証制度」、信用保証協会の保証

に対してさらに日本政策金融公庫が保険をかける「信用保険制度」の2段階の手厚い制度となっており、こうした制度が中小企業の信用リスクや物的担保を補完し、金融機関からの円滑な資金調達に寄与し、日本経済の源泉である中小企業の発展に寄与してきた。しかし、近年、景気悪化により信用保証協会の代位弁済額は膨らみ、これに保険を付与している日本政策金融公庫の収支状況は大幅な赤字が慢性化しており、政府には巨額な財政負担が生じている。このような状況となった原因としては、金融機関及び借り手企業側のモラル・ハザードの問題が挙げられる。こうした危機的状況を打開するために、政府は2006年4月に保証料の弾力化を実施し、従前全ての企業に対して一律であった保証料率を信用リスクに応じて徴収する制度を開始した。また、2007年10月からは、従前100%保証していた保証割合を80%にまで引き下げる責任共有制度を導入したが、直後の経済環境の悪化と、それに伴う緊急特別保証制度の導入により、責任共有制度の定量的な効果測定が難しいことから、現時点において早急に保証制度を見直すことは困難である。こうした状況において、政府も強い危機感を有しており、今後の信用補完システムの在り方については、継続的に審議されているところである。

中小企業信用リスク情報データベース（CRD）は、2001年に中小企業の経営データ（財務・非財務データ及びデフォルト情報）を集積する機関として開設されたものであり、中小企業金融に係る信用リスクの測定を行うことを通じ、中小企業金融の円滑化や業務の効率化を実現することを目指したものである。CRDは、会員である保証協会・金融機関が取引先のデータを入力し、会員はCRDから蓄積されたデータの各種サービスを受けることができる。CRDは、2012年4月時点で会員数185を有する。会員は、信用保証協会や政府系・民間金融機関のほか、データやモデルを利用する政府機関6機関である。保証協会は、CRDのデータを用いて作成されたリスク評価システムにより、債務者の区分を行うとともに、区分ごとに保証料を設定している（区分は9区分であり、最大2.20%の保証料率となっている）。なお、日本には、CRD以外にも、信用リスク情報統合システム（CRITS）、中小企業信用リスクデータベース（SDB）、日本リスクデータバンク（RDB）といった中小企業向け信用リスクデータベースが存在する。

2.3 農林漁業者向け金融システム

日本の農業金融を担う主体としては、(a)農業協同組合（農協）及び(b)日本政策金融公庫（農林水産事業）がある。農協の2012年3月末の農業関連向け貸出金残高は2兆1,760億円であり、近年は2兆円強で推移している。2012年3月末における農協の林業関連向け貸出金残高は179億円、漁業関連向けは5,553億円であり、農林漁業分野では農業関連向け融資が最も大きい。一方、日本政策金融公庫では、長期低利の融資に加えて、農・林・水産業経営アドバイザーによる経営支援、ビジネスマッチング支援（農林漁業者と食品加工・流通業者の販路や取引拡大に向けた取組の支援）、農林漁業業界関連の各種情報提供も行っている。

農業信用保証保険制度においては、農協や都道府県などの出資により設立された農業信用基金協会が、融資機関から融資を受ける農業者などの債務を保証し、この保証について独立行政法人農林漁業信用基金が行う保証保険により補完する仕組みとなっている。これにより、農業信用基金協会の保証能力の増強と保証活動の推進を図り、農業者などの資金調達の円滑化が図られている。債務保証を受けている農業者などが借入金を返済できなくなった場合、農業信用基金協会が代わって融資機関に弁済（代位弁済）し、独立行政法人農林漁業信用基金は、その農業信用基金協会に対して、代位弁済額の7割（漁業信用保証業務の場合、7割または8割）

を保険金として支払うこととなっている。2011年度末の農業信用保険の保険価額残高は約3兆4千億円であり、農協の農業関連向け融資残高の大部分が保険対象となっていると見られる。農林漁業信用基金の分野別の収支と国からの財政支出額の推移については、農業信用保険は2008年度を除き赤字とはなっていないものの、林業、漁業信用保険の赤字を補填するべく、毎年数千億円の財政支援が行われている。

農林漁業金融の基礎インフラとしては、ACRIS（農業信用リスク情報サービス）があるが、これは日本政策金融公庫が2008年11月に導入した農業版スコアリングモデルである。日本政策金融公庫によれば、2010年11月末におけるサービス提供先は106にのぼる。ACRISは、農業者約2万件の財務データ、非財務データ、デフォルトデータをベースに構築しており、ACRISの会員は、スコアリングした農業者が同業種・同地域内でどのような地位にいるのかを示すポジションマップ、審査時にポイントとなる財務指標、また、業種別の景況を示すスコア平均値の動向などを示す総合評価シートを入手できる。

2.4 日本の経験からのインプリケーション

日本の中小企業金融、農業金融分野における現在の仕組みの原型は、1950年代までに構築されたものであり、政策金融が民間金融の質的・量的補完の点で重要な役割を担ってきたという点が、大きな特徴である。中小企業金融、農業金融における政策金融の役割は、国の経済・金融政策やそれを取り巻く経済環境などに応じて変化してきており、その仕組みは今なお完成形に至っている訳ではない。また、日本ではこれら分野における政策金融の仕組み維持のために、政府が相当規模の財政支出を行ってきたという点も認識しておく必要がある。なお、日本では金融インフラとしての信用情報システムの分野でも、政府主導によるプロジェクトが民間事業を牽引、補完する形で発展してきた。

中小企業金融に内在する「情報の非対称性」への解決策としては、①政策コストで賄う、②審査コストを低減させる、③コストを借主に転嫁する、という3つのアプローチが考えられるが、日本の中小企業金融、農業金融の金融システムにおいては、政策金融の仕組みを通じた①に加えて、地元の産業・企業に対する目利き力をベースとした専門化と信用情報システムの構築・活用により②が実践されてきた。なお、「情報の非対称性」問題を解消するうえで最も重要な要素は、金融機関の「審査力」であり、その醸成のためには中小企業、農業向け案件に対する長年に亘る経験、ノウハウの蓄積が必要である。

日本の中小企業金融、農業金融の特徴として、各分野に特化した政策金融機関が民間金融を補完する機関として重要な役割を果たしてきたことが挙げられる。政策金融機関は、長期低利資金の安定供給を通じて、中小企業や農家の技術や生産基盤などの強化に寄与してきたことに加えて、危機発生時にはセーフティネットとして機能した。また、政策金融機関において蓄積されたノウハウが民間金融機関と共有されることにより、「情報の非対称性」の問題の低減や「呼び水効果」を通じた民間金融機関融資にも繋がった。政府は、その政策目的を達成するための重要なツールとして、政策金融機関による投融資を位置付けた。一方、政府は、政策金融機関の機能を維持するために多額の財政支出を負担してきている。また、政策金融機関の機能・役割の肥大化に対しては、「クラウドディングアウト」や、金融市場に歪みをもたらすリスクといったマイナス面も指摘されてきている。

我が国の信用補完システムは、都道府県レベルに置かれる地域の信用保証会社と、中央に置

かれる国の信用保険会社との二層構造となっている点が最大の特徴である。こうした仕組みは、地域の中小企業金融、農業金融における金融アクセスの改善につながったことに加えて、地域の信用保証会社に対して地域の金融機関が出資主体として参加していることが「モラル・ハザード」の低減にも寄与したと思料される。一方、政府は、かかる信用補完システム維持のために、多額の財政支出を行ってきており、1998年度以降に信用保険など分野に投入された財政支出は累計で8兆円近くにのぼるとされている。また、金融機関による「モラル・ハザード」問題も解消されている状態にはない。

日本における農業金融においては、政策に応じた融資が提供されてきた。1960年代に農業分野の製造業との所得格差を埋めることを目的として農業近代化資金により農業の機械化、農地の拡大などが進められてきたほか、1992年に策定された「新しい食料・農業・農村政策の方向」に基づき認定農業者制度が開始され、農家の大規模化や法人化が金融や税制面でも重点的に支援されてきた。これらはいずれも、農業政策の観点からターゲットを定めて長期・低利融資を提供することにより、政策の実施を金融面から支援しようとしたものである。政策にあわせた形での融資の提供は意義があるものの、政策コストが大きくなることが難点である。

情報の非対称性を克服する手段として、情報システムを開発・運営して融資審査の効率性を向上させることが考えられるが、日本における中小企業信用リスク情報データベース(CRD)は、政府、特に金融機関の監督官庁ではない経済産業省のイニシアチブによって構築されたものであることが特徴である。メンバーである金融機関にとっては政府監督を懸念することなく信用情報システムを活用することができるというメリットがある。また、日本においては、民間運営によるものも含め、複数の信用情報を活用することができるのも特徴の一つである。

3. インドネシアにおける零細・中小企業金融システムと諸問題

3.1 国民経済に占める中小企業の位置付け

インドネシアには5,380万件(2010年時点)の零細・中小企業が存在し、全事業者数の99.9%、全就労者数の97.2%、GDPの57.1%を占めている。零細・中小企業はインドネシア経済・社会の根幹をなしているが、その業種別構造は農業部門が圧倒的なシェアを占めており、製造業は、事業者数の6.4%、就労者数の11.21%を占めるに過ぎない。かかる環境下、大多数を占める農業部門の発展と中小製造業の育成が中長期的な政策課題であり、そのための技術・経営支援に加えて金融支援のあり方が問われている。

3.2 インドネシア中小企業金融システムにかかる金融政策とモデル

本調査の調査対象領域である「中小企業金融」は、言うまでもなく金融取引の一種であり、それは、貸し手となる銀行などに対する監督・規制により大きな影響を受ける。インドネシアでは、アジア通貨危機以降、銀行セクター安定化の歴史があり、そのための金融政策がインドネシアにおける中小企業金融及び同モデルに影響を与えてきたものと推察される。銀行セクター全体の総資産の推移を見れば、2001年12月末時点の約1,100兆ルピアから2013年2月末の約4,200兆ルピアへ、最近約11年間で4倍弱にも増加しており、個人消費者向けや零細・中小企業向けの信用供与も増加している。

インドネシアの中小企業金融モデルを考えれば、地方の中小企業金融・農業金融を専門とす

る小規模金融機関が未成熟であり、量的充足度の観点からは大手国有銀行や民間上位行が中小企業金融の主な担い手となっている、と言える。そして、大手銀行が大企業に対する資金の安定供給を確保するために中小企業向け貸出を調整弁として使うことがあり得るため、中小企業金融が大手銀行の貸出戦略に影響を受けやすい構造となっている。そのため、2001年に一旦は廃止された中小企業向け貸出比率規制（銀行の全貸出残高の20%を零細・中小企業向けとするもの）が、再び、インドネシア中銀による2012年法令第14号において導入され、今後、2018年までに段階的に零細・中小企業向け貸出比率を20%まで引き上げていくことが義務付けられた。

1998年銀行法改正の目的は、銀行監督・規制の強化、特にプルデンシャル規制の強化であったが、具体的には、インドネシア中銀への銀行監督権限の一元化、預金保険制度の制定、法的貸出限度の厳格化、違法行為に対する罰金の厳格化などである。こうした諸規制の下、近年、銀行セクター全体の貸出残高は急増しているが、特に資産内容が悪化している状況は見られない。ただし、今後の銀行の貸出姿勢については予断を許さない。前述の通り銀行セクター全体の総資産は近時急速に膨らんでいるが、それは信用情報制度の未整備の状況の中での動きである。今後、そうした膨張した信用リスクが顕在化すれば、銀行の中小企業向け貸出は、不良債権比率が相対的に高いとされる製造業セクターを中心に更に慎重にならざるを得ない可能性がある。

3.3 零細・中小・中堅企業向け金融システム

インドネシアにおける金融包摂の状況は、他のアジア諸国と比し著しく低い国内信用額の対GDP比、中小製造業における銀行取引割合の低さや、零細・中小企業におけるインフォーマル金融の利用割合の高さなどから、十分な水準にあるとは言えず、更なる改善が求められよう。

インドネシアの金融包摂改善に向けた取組を主導しているのは、インドネシア中銀である。インドネシア中銀は、「金融包摂にかかる国家戦略」において金融包摂にかかる6つの政策の柱を定めていることに加えて、零細・中小企業の事業性や能力を高めることを目的とした需要サイドからの政策と、銀行に対して零細・中小企業向け融資のインセンティブを与えることを目的とした供給サイドからの政策とを推進している。また近時は、零細・中小企業向け融資比率の最低20%規制の導入や、店舗レス銀行システムの試行などにも取り組んでいる。

インドネシアの銀行は、零細・中小企業を含めた顧客ベース拡大のための国内拠点網の拡充を行ってきており、零細・中小企業向け融資残高は2011年1月の361兆ルピアから2013年3月の529兆ルピアへ大きく増加している。業種別には、全体の過半を占める「商業、ホテル・レストラン」が成長を牽引している一方、農業や製造業などの生産セクター向け融資残高の構成比は小さい。また、法人向け融資全体に占める零細・中小企業向け融資残高の比率は、この間30%から20%へ減少している。

銀行種類別には、国営商業銀行のプレゼンスが最も大きく、中でもBRI（Bank Rakyat Indonesia、インドネシア庶民銀行）が零細・中小企業金融の中心的プレイヤーとして位置付けられている。BRIはインドネシア第2位の国営商業銀行であり、その広範なネットワークと地域コミュニティとの密接な関係などにより、零細・中小企業金融分野でのノウハウ・実績を蓄積してきている。

地域に基盤を置く全国26の地方開発銀行や、全体で1,800以上の庶民信用銀行も、地域の零

細・中小企業融資を展開しており、一定の役割を果たしているが、それぞれ不良債権比率が高い水準にあり、また庶民信用銀行については貸出金利が相当に高い水準にあることなどから、地域の零細・中小企業の持続的な成長のためには、解決すべき課題は多い。

零細・中小企業向け金融アクセス改善を目的に2007年11月に始まったKURについては、2012年末までの累積利用者数770万社、累積利用金額97.7兆ルピアと、途中の一部制度変更などもあり、順調に実績を拡大してきており、金融包摂の改善に大きく貢献したと評価されようが、その普及率を見ると、日本の信用保証の普及率に比し未だ低い水準にある。業種別には、「商業、ホテル・レストラン」が全体の過半を占めており、生産セクター向けは低迷している。

KURを利用できる銀行は、国営商業銀行と地方開発銀行に限定される（民間商業銀行は対象外である）が、銀行別では、BRIが金額ベースではほぼ6割、利用者ベースではほぼ9割のシェアを有する最大のユーザーとして位置付けられる。なお、近時は一部の銀行で不良債権比率が著しく高くなっていることに伴い全体の不良債権比率も増加してきており、借り手及び銀行のモラル・ハザードの問題が表面化していると言えよう。

KURの実施主体たる信用保証会社としては現在、国営信用保証会社2社（Jamkrindo、Askrindo）、及び、地域信用保証会社数社が存在しているが、地域信用保証会社は業歴が短く（人的・財務）規模も小さいことから、国営信用保証会社2社がKUR実績の大半を占めている。零細・中小企業金融を支えるインドネシアの金融の基礎インフラについて、インドネシア中銀の主導するDISは、借入人の財務情報が蓄積されていないことやクレジット・スコアリングなどのサービスが提供されていないことなど、改善を望む声が多い。

なお、インドネシアでは財務諸表を作成しておらず、また、納税申告を行っていない零細・中小企業が多いこと、また、担保として重視される不動産（土地）の所有権登記手続きが未済であるケースも多いことなどが、商業銀行における取引推進上の課題となっており、こうした点の改善も望まれよう。

3.4 農林漁業者向け金融システム

インドネシアでは農林漁業分野を専門とする金融機関は存在しておらず、一般に商業銀行は特に零細・中小の農林漁業事業を高リスク分野として捉えており、与信には消極的である。農業省は、食糧安全保障や畜産といった重点分野について、利子補給を行っており、借入人は低金利での資金調達が可能となる一方、借入人は担保提供が必要となることに加えて、KURとの併用が出来ないといった点が、課題として捉えられている。

金融機関は、個別の零細農家向けではなく、NES（Nucleus Estate and Smallholder）と言われる契約農業の枠組みの中にある農家向けの貸付しか対応していない模様である。農林漁業向けの信用保証制度や金融の基礎インフラは存在せず、中小・零細企業向け金融システムの枠組みの中にある。

3.5 インドネシアにおける零細・中小企業金融円滑化のための課題

中小企業金融には「情報の非対称性」という本質的な問題があり、それにかかる相対的に高いコストを克服し、中小企業金融の円滑化を図る為には、理論上、①政策コストで賄う、②審査コストを低減させる、③コストを借主に転嫁する、といった3つのアプローチが考えられる。

中小企業金融にかかる「情報の非対称性」を克服するためにコストを社会全体が負担する仕

組みとして、インドネシア政府は信用保証を中心とした信用補完モデルを適用している。KURは一定の成果を上げてきたものの、多額の追加出資が毎年必要になっていること、不良債権比率の拡大などモラル・ハザードの問題が発生していることなど、制度の継続性に関する懸念が発生している。

金融機関が情報の非対称性を克服して審査コストを引き下げるアプローチとしては、①担保設定、②審査業務の効率化、③専門化があるが、それぞれの領域で実務上の課題を抱えている。

中小企業金融にかかる「情報の非対称性」を克服するアプローチとしては、銀行側に発生するコストを借り手に転嫁しようとする、つまり、高い信用リスクを貸出金利に乗せて金利を決定するものがある。現状、インドネシアでは、1983年の第一次金融改革において国有銀行の預金・貸出金利の自由化とともに、銀行貸出金利上限は撤廃されており、銀行が金利を引き上げて「情報の非対称性」を克服するためにコストを借主に転嫁することは法的にも可能である。

4. 政策提言

4.1 政策提言に際しての基本的視座

政策提言に際しては、日本の経験を踏まえつつ、以下を基本的な視座とする。第一に、適切な政策立案のためには、中小企業セクターの経営実態や資金需要を正確かつタイムリーに把握することが不可欠であり、効率的かつ効果的な政策策定・実施のためには一元的な管理も求められる。第二に、零細・中小・中堅企業の資金面に関する支援領域において、経済成長・雇用促進などを目的とする経済・金融政策と、貧困削減などを目的とする社会政策とでは解決アプローチが異なってくるため、両者を明確に区別して取扱う。すなわち、社会政策の観点からは零細企業（含む小規模農業従事者）の保護が重要である一方、中長期的な経済政策の観点から、インドネシアの雇用を創出して経済成長を牽引するような、自助努力により事業成長が期待できる中堅・中小企業（特に製造業者）を発掘・育成することが重要な課題である。より具体的には、中長期的な産業政策の観点から、クラスターを含め優先業種や重点地域に対して中長期の低利融資スキーム・金融商品を導入することは検討に値しよう。

以上の基本的視座を踏まえ、金融に係る規制を含む政策、融資メカニズム・金融商品、信用保証制度、基礎インフラの観点から、それぞれ短期・中長期の政策提言を示す。ただし、本来、中小企業金融の発展は、多くの政策や基礎インフラ構築が有機的につながって全体として寄与していくものであり、即効性のある特定の政策はない。従って、零細・中小企業育成を担う政府関係省庁間における連携強化や金融業界との対話促進などを通じた、中長期的な視点からの総合的かつ一貫した政策立案が極めて重要である。

4.2 金融に係る規制を含む政策

中小企業金融の現状をモニタリングするための体制構築：中央銀行において中小企業金融にかかる現状を継続的にモニターするために、『インドネシアの零細・中小企業金融年報』（定例アンケート調査により中小企業の景況DI・資金繰りDI・資金調達状況・諸条件、中小企業向け貸出統計などを含む）を定期的に発行することを提言する。なお、本体制により運営が軌道化した段階で、統計発表の頻度を四半期ごととし、四半期ごとの速報レポートもあわせて発行す

ることも重要である。経済調整大臣府がインドネシア中銀と共同で実施することを想定する。

金融機関同士による適切な M&A の誘導：中小企業金融の相対的に高い取引コストを低減するためには、小規模な銀行がそれぞれ非効率な業務体制で貸出を行っていたのでは、それが1つの壁となる。中小企業金融ノウハウの蓄積（専門化）やそれによる業務効率化を推進するためには、中小企業金融の担い手たる金融機関同士の経営統合により、業務効率の向上や地方店舗展開による営業推進などが考えられる。地域を拡大して中小企業貸出ノウハウを生かして効率的に中小企業向け貸出を拡大しようとするものであれば、全体としてインドネシアの中小企業金融の円滑化に資する。今後、インドネシア中銀及び金融サービス庁 (OJK) は、既存の銀行合併・買収規制の枠組みの下、中小企業金融の円滑化に向けて適切な M&A を誘導することが肝要であろう。

4.3 融資メカニズム・金融商品

インドネシア政府は 2020 年をターゲットとした国家産業政策において 35 業種を優先産業クラスター開発分野として位置付けており、こうした分野における零細・中小企業の設備投資向け補助金プログラムは有するものの、その利用状況は限定的である。インドネシアの中長期的な産業発展においては、中小企業から成る裾野産業の育成が必要であり、特に優先産業については利子補給と信用保証とを組み合わせることなどによる重点的な政策支援が望まれよう。また、安定した長期低利融資プログラムの立上げを目的とした、国際金融機関からの資金受入も検討されよう。

農業金融の促進に関しては、政府の定める優先分野について利子補給と信用保証を組み合わせることにより政策誘導を高めることや、農業専門の政策金融機関の立上げなどが検討されよう。また、日本の「認定農家制度」向け重点支援策の検討や、農家グループ向けやサプライチェーン向け融資といった取組の強化も必要となろう。

地方開発銀行については、地域のチャンピオン銀行となることが期待されているものの、近時の KUR 融資の不良債権比率上昇に見られる通り、零細・中小企業分野における一層の能力強化を実施していくことが重要であろう。

また、1,800 行を超す庶民信用銀行については、金融サービス庁による今後のモニタリング強化を通じた業務体制の整備などを進めるとともに、財務基盤の良好な庶民信用銀行に対してはリンクージ・プログラムの KUR 上限枠を引き上げるといった措置もあり得るだろう。

4.4 信用保証制度

KUR は、2007 年に制度が成立して以降、融資額が急速に増加するなかで、制度のひずみが少しずつ現れていることから、インドネシア政府もこうした状況に対処するために、KUR の更なる拡大（2013 年の目標額 36 兆ルピア）、不良債権の抑制（不良債権比率：5%以内）を 2 大目標として掲げている。

こうした目標を達成するためには、KUR の制度改善及び KUR の実施機関の強化が必要であるとともに、KUR を支えている信用保証制度全体を強化することが必要不可欠であることから、本提案では(1)インドネシアの信用保証制度全体の強化、(2)KUR の強化に向けた提案を行う。インドネシアの信用保証制度全体の強化に資するものとして、1) 地方における資金アクセスの改善と地域信用保証会社の機能強化を目的とした各州における地域信用保証会社の設立と設立

された地域信用保証会社の APEX 機関の設立、2) 企業の金利負担軽減を目的とした優先産業分野向けの利子補給付き保証制度の導入、3) 金融機関のモラル・ハザード抑制と信用保証会社の自己資本充実を目的とした金融機関の信用保証会社に対する出資促進、4) 信用保証会社の機能強化を目的としたキャパシティディベロップメント、5) 債権回収の実効性と効率性向上を目的とした債権回収専門会社の設立、6) モラル・ハザード対策の導入が考えられる。

また、KUR の強化に向けた提案については、インドネシア政府が立てている目標である、「KUR の更なる拡大」、「不良債権の抑制」に分けて提案を行う。

KUR の更なる拡大策については、1) 参加銀行の増加による資金供給の拡大を目的とした中小企業向け融資や農業向け融資に注力している銀行の参加呼びかけ、2) 地域の零細・中小企業向け融資で重要な役割を果たしている庶民信用銀行に対する リンケージ・プログラムの上限の拡大、3) 重要であるものの特殊性が高い産業である農業に焦点を絞った KUR Agriculture の導入が考えられる。

不良債権の抑制策については、1) 一定の不良債権比率を超えた先に保証枠の削減などのペナルティーを導入するといった モラル・ハザード対策の導入、2) 返済意欲を高めるための 借手に対する金融教育の推進が考えられる。

また、現行の KUR は 2014 年までの制度となっているが、存続を望む声も多く、継続を前提として 2014 年以降の KUR の在り方、制度設計を検討する。そのためには、1) KUR の実績について詳細分析を行ったうえで、2) 次期 KUR の詳細な設計を行うとともに、3) 新たな目標指標も設定する。なお、次期 KUR の実施に際しては、モラル・ハザード対策と信用保証会社の資本充実を目的として、金融機関の信用保証会社に対しての出資及び保証料負担を推進することを提案する。

4.5 基礎インフラ

インドネシア中銀が主導する債務者情報システム (Debtor Information System、DIS) は、銀行が与信判断を行ううえで必要な情報を蓄積しているとは言えず、データベースの範囲と質の向上に加えて、DIS を通じて提供されるサービスの改善などについて、日本の CRD の経験を踏まえた、今後の進化が期待される。

民間ベースでの金融機関の連合体による信用情報システムを可能にし、相互の競争を促進し、金融機関がより必要とする情報やサービスを提供できる体制を構築する必要がある。将来的には、信用情報システムを発展させ、日本における業種別審査事典のような融資審査の際の参考資料を提供することも有益であると思われる。

5. (補論) 現地進出日系中小企業の資金調達環境

5.1 日系企業のインドネシア進出状況と近年の動向

近年、日系企業によるインドネシアへの投資は増加しており、1,500 社から 2,000 社程度の企業が進出していると言われている。ただし、インドネシアに進出している日系企業の中心産業である、二輪・四輪関係の進出が一巡したこともあり、2012 年頃がピークと言われている。

投資が今後減少する背景は、自動車関連製造業の投資がピークを越したこと、工業団地価格の上昇、最低賃金の上昇による投資コストの増加などが挙げられる。ただし、近年はインドネ

シア国内の好調な内需獲得を目的とした食品、日用品、小売・レストラン、IT 関係の進出が増加している。

5.2 インドネシア進出本邦金融機関（銀行・リース）の状況について

インドネシアには邦銀 4 行（みずほ銀行現地法人、三井住友銀行現地法人、三菱東京 UFJ 銀行ジャカルタ支店、りそな銀行と現地銀行との合弁銀行）が進出している。また、日本の地銀も BNI などの現地有力行と提携し、取引先企業の海外進出をサポートしている。

他方、インドネシアにおける旺盛な資金需要を取り込むために多くのリース会社が進出している。特にインドネシアのファイナンス・リースについては、税務上のメリット（加速償却）や不均等償還が可能であることから、近年進出日系企業からの注目が高まっている。

5.3 現地進出日系企業の資金調達方法

インドネシアに進出する日系企業の一般的な資金調達手段としては、1) 親会社による出資・増資、2) 親子ローン、3) 邦銀（日本）からの直接融資、4) 邦銀現地法人ないしは現地支店からの融資、5) 地場銀行からの融資（含む SBLC による融資）、6) リースの 6 通りが考えられるが、主として利用されているのは、1) 親会社による出資・増資、2) 親子ローン、4) 邦銀現地法人ないしは現地支店からの融資、6) リースの 4 通りである。

ルピア建ての貸出金利については、インドネシア中銀の政策金利に対して信用リスク、期間リスクに応じたスプレッド（2～3%）を加えたものが仕上がり金利となるが、地場銀行が 10% を超える水準に対して、外国銀行支店などでは 9% 前後の比較的低い金利水準となっている。リース金利は、銀行貸出金利に 1% 未満程度のスプレッドを加えて設定することが多いようである。

担保・保証は、本邦親会社による保証が一般的である。現地の不動産・動産の物的担保は親会社保証を補完するための担保という位置づけである。また、親会社だけでは信用力が不十分な場合があり、インドネシアでも日本の企業が利用できるような信用保証制度の設置を求める声もある。

リースについては、基本的に親会社保証が前提となっている。

長期融資については、最大 5 年程度まで、リースについてはリース会社側の資金調達事情から 3 年～5 年程度となっている。なお、リースでは、7 年、10 年など長期の資金調達を望む企業に対して、当初 5 年でリース期間を設定したうえで、最終年（月）の返済を多くする条件を設定し、満期時に改めて 2 年や 5 年のリース期間を設定する手法がとられることもある。

融資通貨は、基本的には企業の資金ニーズと金融機関の資金調達方法に依存するが、例えばインドネシア国外から調達する場合は日本円もしくは US ドルとなっている。一方、インドネシア現地で調達する際は、ルピア、日本円、US ドルが選択できる。

近年、インドネシア進出日系企業については現地通貨建て取引が増加していることから、ルピアでの調達を希望する企業も増加している。ただし、ルピア建ての調達については、既述の通り金利が 10% を超える水準にあり割高感も強いことから、表面上の金利の安さに魅力を感じ、日本円や US ドルで調達する企業も多いが、為替リスクを勘案する必要がある。

5.4 資金調達にかかる規制

資金調達する側（企業側）には、インドネシア中銀への借入報告義務といった規則はあるものの、資金調達が困難にするような規制の存在は確認できなかった。一方、資金供給側（銀行、リース会社）については、いくつかの規制の存在や今後を懸念する声が聞かれた。

外国人駐在員の制限強化（銀行）に伴う日本人駐在員の減少から、在インドネシア日系企業に対して行き届いた金融サービスを提供できなくなる可能性も高く、インドネシアに対する投資の減少も招きかねず、大きな懸念事項となっている。

金融サービス庁の発足により、リース会社の規制強化（銀行と同一の基準適用の可能性）に伴う経営への影響が懸念されている。

中小企業向け融資目標の設定（融資残高の20%）未達に伴うペナルティーについて（現在は不明）懸念されている。

インドネシア中銀の規定では、上場企業以外の保証が認められていないことから、上場企業以外の親会社保証の場合は貸倒引当を積み重ねなければならず、収支への影響が少なくない。また、かつては邦銀のSBLCであれば問題なく保証としてみられていたが、現在は日本の国自体の格付けが低いことから、保証として認められていない。

5.5 日系中小・中堅企業がインドネシアで事業展開を行ううえでの課題

インドネシアでは、現地で信頼できるインドネシアのパートナーを探すことは、大手の財閥系企業を除くと極めて難しい。これは、インドネシアでは財務諸表を作成していない企業が多いなど、実態が不明な企業が多いためである。また、インドネシアでは信用情報機関が未発達であり、さらに企業の実態を把握することが困難となっている。

インドネシアでは特に工業団地価格と人件費の急騰により、資金力の乏しい中小企業にとっては、新規進出が困難になりつつある。こうしたコストの急騰を緩和する政策が期待されている。

日本の中小企業において、海外駐在員候補の不足や現地財務管理面での課題も多い。邦銀メガバンクの現地法人・支店の駐在員人数制限から中小企業向けのきめ細かいサービスが難しくなっている状況下、言語能力や銀行取引経験が弱いとされる現地日系中小企業経営者に対する現地ファイナンシャル・アドバイザー機能（財務診断、銀行取引にかかる助言・補助、現地事業パートナーや外注先などの選定時の信用調査や分析など）が必要となっている可能性がある。

総じて、日本の中堅・中小企業の主な現地資金調達は、本邦親会社の資金調達力が一つの大きなボトルネックとなっており、その範囲内で海外事業を展開しているとも言える。他方、現地での主な資金提供者たる邦銀メガバンクの現地法人・支店では、現地駐在員数の制限により現地日系中小企業に対するきめ細かいサービスが益々、難しくなっている。今後、現地で成長意欲の高い一部の日系中堅・中小企業にとって、そうした資金調達の限界に対処するには、エクイティ・ファイナンス（第三者割当増資の引受け）やリースの活用が考えられ得る。しかし、エクイティ・ファイナンスについては、短期間にキャピタルゲインの獲得を目指す一般的な投資ファンドやベンチャー・キャピタルでは、中長期の安定資金を志向する日系中堅・中小企業（特に製造業）の資金ニーズに合致せず、相容れないものがある。

5.6 在インドネシア日系中堅・中小企業向け金融支援（案）

(1) 現地ファイナンシャル・アドバイザー（FA）事業の創設

ジェトロ ジャカルタ事務所を活動拠点とする「無料ファイナンシャル・アドバイザー（FA）事業」を創設し、ジェトロジャカルタ事務所のワンストップサービスと連携しつつ、在インドネシア日系中堅・中小企業向けに、銀行取引サポート、財務面の助言などを継続的に行うプラットフォームを構築する。

(2) 在インドネシア日系中堅・中小企業「海外現地法人」向け投資ファンドの設置

インドネシアにおいて現地事業の更なる成長を目指す日系中堅・中小企業「海外現地法人」の中長期資金（エクイティ）を提供するために投資ファンドを設置し、潜在的に求められる中長期の成長資金ニーズに対応する。なお、本投資ファンドの具体的検討に際しては、事前に案件形成調査（短期専門家の派遣、約6～8ヵ月間）が必要となる。

1. 序論

1.1 調査の背景・目的

近年、インドネシアでは、零細・中小企業は、企業数の 99%超、GDP の 57%を占めるなど、インドネシア経済において重要な地位を占めているとされるが、零細・中小企業向け金融システムは量的充足度の観点から不十分とされる。その根拠として、ミクロでは零細・中小企業の約 6 割が銀行ローンを得られず自己資金中心となっているとされ、また、マクロでは銀行貸出残高全体に占める零細・中小企業向け貸出の割合が 20%程度にとどまっている。

かかる状況下、インドネシア政府は、「小規模事業に関する法律 1995 年 9 号」、「小規模事業に関する政令 1998 年 32 号」、「中小零細企業法 2008 年 20 号」などの諸政策を打ち出し、零細・中小企業の資金アクセス改善を図ってきた。2007 年 11 月に制度化された政府の特別信用保証制度（KUR、Kredit Usaha Rakyat）は具体的施策の柱であり、これまで一定の実績を挙げている。ただし、現状、業種別 KUR 貸出残高（2012 年 3 月末時点）を見ると、全体の 56%が卸売・小売業に向けられている一方で、KUR 制度の優先業種とされる農林漁業向け貸出残高が 18%、製造業向けは 3%にとどまっており、生産セクター向けの貸出が限定的なものとなっている。

本調査の目的は、零細・中小企業及び農家（小規模農業従事者）向け金融メカニズムに係る日本・インドネシアの比較研究を通じて、インドネシアにおける零細・中小企業の金融アクセス改善並びに、生産セクターに対する KUR の活用拡大に向けた政策提言を行うことである。

1.2 調査の基本方針

本調査の目的を達成するため、インドネシア・日本において中小企業金融の中心的役割を担う銀行貸出の実務（融資メカニズム、金融商品）とそれを支える金融インフラ（金融規制を含む関連政策、信用保証制度、基礎インフラなど）に着目し、日本の経験にかかる情報収集・整理、日本の経験からのインプリケーション抽出、インドネシア中小企業金融システムの諸問題にかかる情報収集・整理、及び政策提言を行った。

1.3 調査の手順

第 1 年次及び第 2 年次にわたる業務フローは以下の通り。

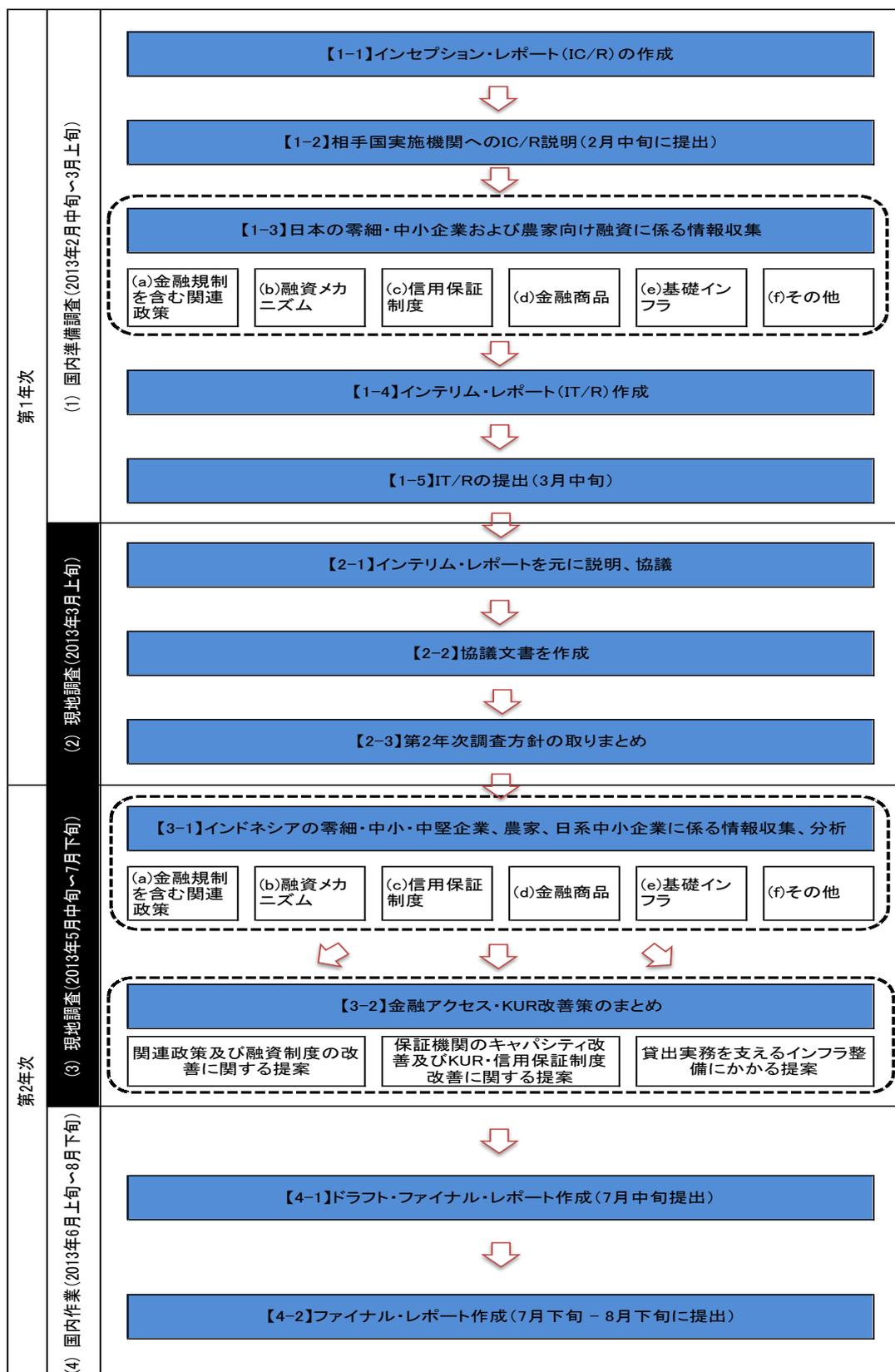


図 1：業務フローチャート

2. 中小企業金融システムにかかる日本の事例分析

我が国の中小企業金融、農業金融にかかる最大の特徴は、零細企業・個人事業者、中小企業、農林漁業者といった金融の受益者たる中小企業の業態別に各分野に特化した専門金融機関が形成され、それぞれ技術・ノウハウが集中的に蓄積され優位性のある制度が構築されたという点であろう。

そこで、本章では、金融規制を含む関連政策により歴史的に形成されてきた日本の中小企業金融システムを概観したうえで、融資メカニズム・金融商品、信用保証制度、基礎インフラといった観点から、金融の受益者たる中小企業と農林漁業者とに大きく分け、日本の中小企業金融モデルを整理する。

2.1 日本の中小企業金融システムにかかる金融政策とモデル

(1) 日本型中小企業金融システムの歴史的構造

一般に、中小企業の金融取引に関わる法律・慣行など、取引の前提となっている制度的枠組み、及びその下で実現されている金融機関と中小企業の各経済主体の金融取引行動についてのパターンないし傾向を併せたものを中小企業金融システムと言う¹。そして、こうした中小企業金融システムは、その国の経済構造や技術水準などにも依存し、歴史的な環境などを反映して形成されている。

日本では、1950年代までに中小企業金融システムの原型がほぼ確立したものとみられる²。

まず、第一に、1940年代、銀行貸出中心の金融システムが形成された。その歴史的先行条件としては、①昭和恐慌と前後して銀行法（1927年制定）を梃に推進された銀行部門の急激なリストラ（1920年代）、②戦時統制による銀行中心の資金コントロールの推進（戦間期：1937年～1945年）、③第二次世界大戦直後の経済改革（財閥解体など）による企業経営統治構造の変容（1945年～1955年）など、が考えられる。銀行法は、最低資本金規制の下、銀行の合併・合同を起こしたが、こうした銀行合同政策が戦後のいわゆる「護送船団方式」の金融行政の出発点であった。なお、戦後改革によって米国のグラス・スティーガル法に類似した銀行・証券分離の制度は、証券に人的資源が乏しく銀行が有する経験・ノウハウを活用できない状況を作ったため、資本市場の発展を阻害した可能性が指摘されている。

第二に、第二次世界大戦後、迅速に工業力を回復させるために産業の設備資本や社会共通資本を再建することが課題であり、それに必要な資金配分をいかに達成するかが問題となった。また、産業発展に必要な長期資金の供給が求められたため、金融システムにとっては、大幅な期間変換の機能が必要であった。さらに、二重格差³に苦しむ中小企業の資金

¹ 参考：堀江康広（2001年）『銀行貸出の経済分析』

² 参考：堀内昭義（1999年）「日本における金融構造の基礎：展望」『ファイナンシャル・レビュー1999年6月号』

³ 当時、日本の労働市場が近代的大企業と、前近代的な小企業、零細企業、農業などに分かれた「二重構

援助も至上命題であった。ここでは必然的に銀行が中心的な役割を果たさなければならなかったが、当時の日本の銀行部門は、戦時補償停止に伴う巨額の不良債権を抱え深刻な事態に陥っていた。そこで、政府は、中小企業の「資金供給の円滑化及び自己資本の充実」という政策目標を達成すべく、「補完金融」としての政策金融機関・信用補完制度や中小企業金融の担い手たる地域・協同組織金融機関を制度化すべく、様々な立法措置で対応した。

- ・ 産業組合中央金庫法 1923（農林中央金法に全面改訂 2001）
- ・ 商工組合中央金庫法 1936
- ・ 国民金融公庫法 1949
- ・ 協同組合法による金融事業に関する法律 1949
- ・ 信用金庫法 1951
- ・ 相互銀行法 1951
- ・ 農林漁業金融公庫法 1952
- ・ 中小企業金融公庫法 1953
- ・ 信用保証協会法 1953
- ・ 中小企業信用保険法 1958
- ・ 中小企業投資育成株式会社法 1963
- ・ 環境衛生金融公庫法 1967
- ・ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律 1993
- ・ 商工組合中央金庫法 2008

（出所）伊藤修（1995年）『日本型金融の歴史的構造』などにより調査団作成

図 2：日本の政策金融及び地域・協同組織金融の形成に係る関連法令

上図の中で、中小企業金融専門機関として位置付けられたのは、信用金庫、相互銀行、政府系中小企業専門金融機関（国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫）である。そして、中小企業を特別に扱う政策根拠としては、①経済的な存在条件を持ちながら民間金融機関の取引対象としては経費の過大あるいは信用の薄弱などの理由により金融採算ベースに乗りにくいこと、②民間金融機関の採算ベースには乗りえても中小企業なるが故に資金配分上、劣後に取り扱われるものがあることなど、つまり、「市場の失敗」に対する対処の意味を与えられていた⁴。このように中小企業金融対策が重視された背景としては、①戦前に比べ中小企業の層が厚くなったこと、②戦時期の流通統制政策による問屋の後退により戦前に大きな比重をもっていた問屋経由の金融が細ったことがある。1948年6月の大蔵省調査によれば、当時、全国銀行・信託銀行の貸出のうち、中小企業向けと推定されるものは総額の22%、特に大銀行の場合は15%にすぎず、貸出期間も2-3ヶ月であった。そのうえ、インフレによるヤミ資材の高騰、財政膨張を賄うための課税強化、下請代金遅延などもあり、中小企業の資金繰りは困窮し、当時の中小企業庁による実態調査（1948年12月末時点）では、資金が苦しいとする中小企業が70%以上に達した、と言われる。

造」にあると指摘され、この構造に起因する中小企業と大企業の賃金、生産性などの格差が社会全体の問題として議論された。

⁴ 出所：大蔵省『銀行局金融年報 1953年度版』

高度経済成長期以降、こうした銀行貸出中心の中小企業金融という基本的なフレームワークが維持される中、日本独自の政策パッケージとして「人為的低金利政策」が実施された。同政策については、池尾和人（2001年）（「戦後日本の金融システムの形成と展開、そして劣化」『フィナンシャル・レビュー2001年1月号』）は、次のように説明している。

「預金金利規制は、1948年制定の臨時金利調整法に基づくもので、1970年代以降は、預金金利の上限を日本銀行がガイドラインで示す形がとられてきた。一方、貸出金利も1年未満の短期の部分は臨時金利調整法による規制を受けていたが、1年以上の長期貸出金利については法的規制が存在していなかった。なお、貸出金利の基準となる短期と長期のプライムレートについては、政策金利の変更に連動して決定される強い慣行が存在していた。銀行の調達金利（預金金利）は実効的に低位に規制される一方、運用金利（貸出金利）に対する規制は非実効的なものであったため（銀行による歩積み・両建預金の強制）、銀行としては、預金の吸収を増やせば増やすほど利益を上げられる構造があった。しかし、景品などの非金銭的な報酬を預金者に提供することを厳しく禁止されていたため、預金吸収のために店舗網（とそれを拠点とした行員の足による勧誘）を拡大するほかなかった。ここに金融機関が規模の拡大を目指すインセンティブが生じたものとみられる。もちろん、この点についても、行政指導による店舗規制、いわゆる「店舗行政」が行われた。この店舗行政の制約の度合いは、相対的に普通銀行にとって強く、中小金融機関にとって緩かったと言われている。」

高度経済成長期は1970年代初頭に終焉し、名目経済成長率が鈍化した中でも、「人為的低金利政策」が継続されたため、金融機関の貸出増加の勢いは落ちなかった。同政策が創出する既得権益（レント）獲得の機会が金融機関に規模拡大を目指すインセンティブを与え続けた。これが、金融機関の規模の過大化（オーバーバンキング現象）をもたらし、信用膨張と金融部門の肥大化をもたらされた。

なお、1980年代後半から1990年代前半のバブル期には、大企業の銀行離れの中、金融機関、特に都市銀行が中小企業向け貸出残高を伸ばした。この間、多くの金融機関が過大な期待成長率に基づく過剰投資や投機的行動を支える資金供給を行った。こうした信用膨張を引き起こしたバブル期を経て、中小企業の資金調達構造は銀行借入れ依存傾向を強めることとなった。

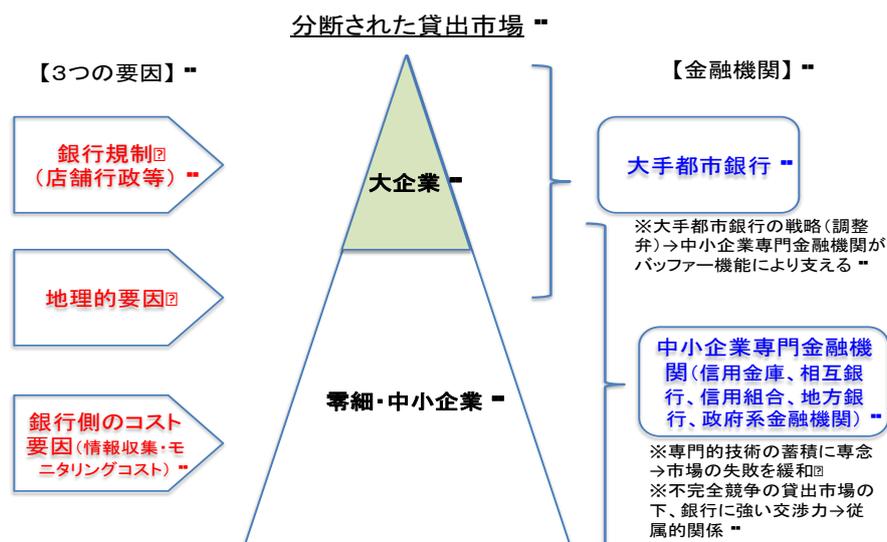
(2) 日本の中小企業金融モデル

青木昌彦・ヒューパトリック（1996年）は、『日本のメインバンク・システム』の中で、1980年代半ば頃までの日本の金融状況を「貸出市場の分断」と説明している。基本的には、日本の貸出市場は、銀行規制（店舗行政など）、地理的要因、銀行側のコスト要因といった三つの要因によって大きく分断され、中小企業群を顧客とする信用金庫・相互銀行や政府系中小企業専門金融機関などは中小企業金融の専門的技術の蓄積に専念し、中小企業金融にかかる「情報の非対称性」、つまり市場の失敗を緩和している。同時に、不完全競争の貸出市場が創出された結果、中小企業専門金融機関は、融資先中小企業に対して相対的に強い交渉力を持ち、逆に融資先中小企業は金融機関に従属的な傾向となる。

一方、同モデルにおいては、大手都市銀行の中小企業向け貸出戦略の変化が、中小企業

貸出市場における構造に変化を与えている。つまり、大手都市銀行が大企業に対する安定資金供給を確保するために中小企業向け貸出を調整弁として使い、中小企業専門金融機関がそのバッファの役割を發揮して中小企業金融を支えるという構造である。

そして、こうした日本型貸出分断モデルの中で、中小企業金融については中小企業専門金融機関において優位性のある制度構築と集中的なノウハウ蓄積がなされた可能性が指摘されている。



(出所) 青木昌彦・ヒューパトリック (1996 年) 『日本のメインバンク・システム』(p. 313-327) より調査団作成

図 3：日本における貸出市場分断モデル（～1980 年代半ば）

なお、中小企業庁（2002 年、同年で集計を中止）が作成した中小企業向け事業性資金貸出残高表（2001 年 12 月時点）によれば、中小企業向け総貸出額 288 兆 6,301 億円の銀行別貸出シェアは、都市銀行 32.5%、地方銀行 25.3%、第二地銀 9.4%、信託銀行 0.7%、信用金庫 15.7%、商工中央金庫 3.7%、中小企業金融公庫 3.1%、国民生活金融公庫 3.1%となっている。さらに、各種統計資料に基づき、最近の日本の中小企業向けローン状況を概観すれば下図の通りであり、約 420 万の事業者に対する貸金残高の合計は約 260 兆円となっている。

日本の中小企業向け借入マップ(貸金残高約260兆円、中小企業者数約420万社)

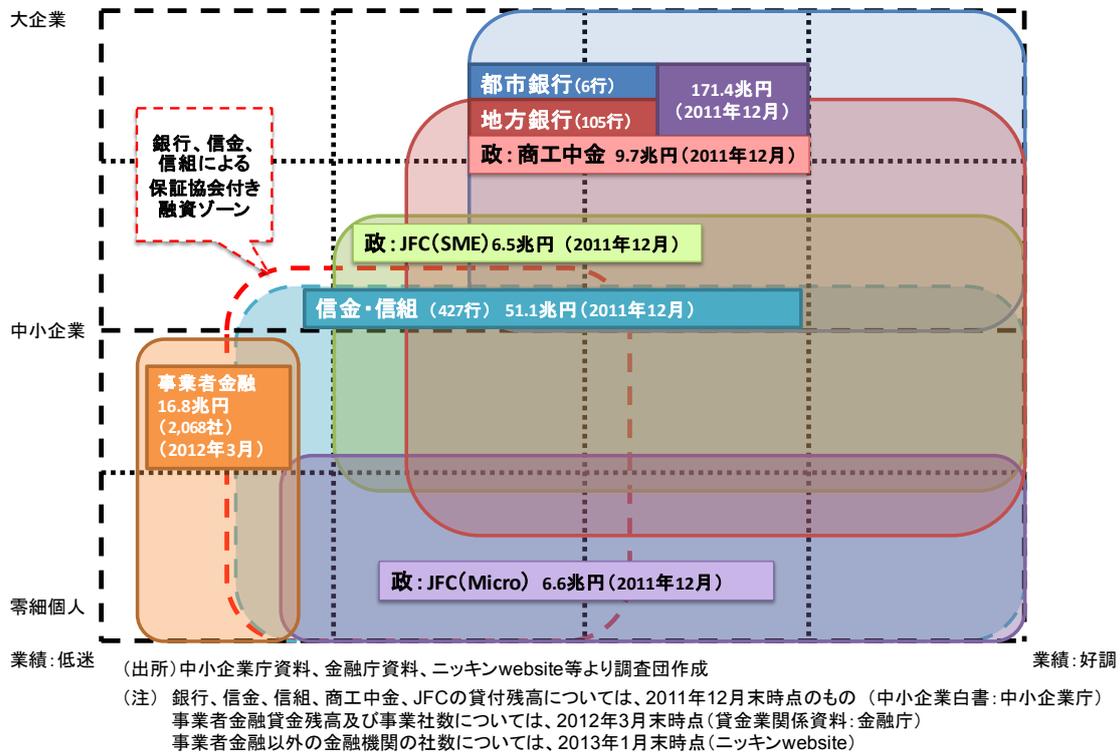


図 4 : 日本の中小企業向けローンの概況

(3) 中小企業金融の担い手の形成過程と制度的特徴

中小企業専門の金融機関として、まず、相互銀行は、1951年制定の相互銀行法に基づいて発足した。これは、「無尽」を起源とする相互扶助的な庶民金融を法人化したものであり、その後、普通銀行転換に至った。一方、信用金庫は、1950年信用金庫法により、信用協同組合(1900年産業組合法)のうち金融機関としての性格が強いものを改組したものであり、中小企業・個人を中心とした会員の相互扶助を基本理念とした非営利法人である。

相互銀行及び信用金庫の発展経緯を辿れば、1964年7月の日本銀行『調査月報』において、「近年における相互銀行及び信用金庫の発展とその背景」が発表されている。同レポートによれば、1958年以降が3期に区分され、その発展の背景が説明されている。

表 1 : 相互銀行及び信用金庫の発展の背景

時期	概況
第1期 (1958年10月～1960年9月)	・貯蓄金融資産の水準の急上昇
	・金融資産の中で貯蓄性預金の選好
	・足で集める貯蓄性預金の吸収活動
	・高コストでも吸収できるコール市場の存在
	・店舗の認可など、行政指導によって発展促進
第2期 (1960年10月～1962年9月)	・高まる企業預金の歩留まり
	・貸出返済資金の定期積み立て増加、歩積み・両建て

	・投資急増に伴う資金需要の増加と引き締めによる都銀の伸び悩みを契機とし、中堅企業や一部大企業にまで取引先を多様化
第3期 (1962年10月～1964年3月)	・資金量の伸びの鈍化 ・経営合理化の要請

(資料) 森静郎 (1992年) 『信用金庫』

(出所) 日本銀行 (1964年) 『調査月報』

また、信用金庫の成長要因については、客観的要因と主観的要因に区分して次のように説明されている。

表 2：信用金庫の成長要因

	要 因	
客観的 要因	(1) 融資集中機構の存在	融資集中の中核たる都銀の引き締め政策、中小企業融資の切り捨て
	(2) 中小企業の金融の変化	問屋からの借入後退による銀行依存、大企業の資金不足で中小企業にしわ寄せ
	(3) 中小・零細企業の拡大	産業構造の高度化した経済の分業構造に存在し、経済発展とともに拡大
	(4) 中小企業政策と中小企業金融政策の影響	政府系金融機関の設立、保護育成策により変化が生じていた中小企業の実態に対し、信用金庫が的確に対応
主観的 要因	(1) 零細・小企業の貯蓄性預金の吸収	地縁的強みを發揮、家計資金の預金化
	(2) 中小・零細企業への積極的貸出による地位の確立	資金需要に積極的に対応し、企業取引を拡大し、中規模層へも結びついてシェア向上
	(3) 中小企業金融機関としての専門性の追求	中小企業専門性の發揮と狭域高密度経営

(資料) 森静郎 (1992年) 『信用金庫』

(出所) 日本銀行 (1964年) 『調査月報』

社団法人全国信用金庫協会 (2003年) 『信用金庫読本』によれば、信用金庫は、株式会社組織の銀行とは性格が異なる協同組織金融であり、地縁、人縁、社会縁に支えられている。信用金庫法第1条では、「国民大衆のために金融の円滑化を図り、その貯蓄の増強に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公共性に鑑み、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者などの保護に資することを目的とする」と規定されている。

信用金庫の金融機能は普通銀行とほとんど変わらないが、組織運営面では、営利本位ではなく会員の便益を主体に考えた運営がなされている。議決権は1人1票であり (信用金庫法第12条1項)、1会員の出資の最高限度も規制されているため (同法第11条4項)、特定の大口株主により支配・運営されることはない。与信面では、協同組織の性格が残されており、貸出は原則として会員に限定される (同法第53条)。

信用金庫の地域金融機関としての特徴を示すものとして、「地区」がある。信用金庫の事業は、会員を主な対象とし、その会員の資格は当該「地区」を前提として定められている (信用金庫法第10条)。また、店舗を地区外に設置することや地区外の事業活動は出来ない。なお、「地区」は、定款の絶対的記載事項であり、定款そのものが内閣総理大臣の

許可を必要としている。

金融サービスの供給量が小規模である信用金庫においては、普通銀行のような「規模の経済性」を発揮する余地は少ないが、その比較優位性は、人縁・地縁のネットワークを基盤とする小規模金融サービス機能に求められ、「リレーションシップ・レンディング」という金融慣行にもつながっている。その背景として、①特定の業域、特定の地域を取引対象とすることによる「専門の利益」、②構成員が出資者であると同時に金融サービスの利用者であることから金融仲介に不可欠な情報生産コストが節約され木目細かなサービス提供が可能になること、などが考えられる。他方、特定の地域や業域に金融仲介活動が制限されると、金融機関の経営がこれら特定地域、特定業務に左右され、そうした限界の中で規模の経済を発揮できない場合がある。つまり、「専門の経済」と「規模の範囲の経済」との間にトレードオフの関係が存在する。そして、日本では、信用金庫モデルの限界を克服すべく、信金中央金庫が信用金庫の中央金融機関として存在し、信用機関の余裕資金の効率的運用や需給調整、決済機能の補完（内国為替は全国信用金庫データ通信システムによってオンライン処理され、信用金庫と他業態金融機関との為替取引により生じた貸借は信金中央金庫が全信金分をまとめて日本銀行の信金中金口座で一括決済し、信金ごとの決済は信金中金の信金口座で決済）、業務機能の補完（私募債受託、投信窓販、保険、ベンチャー・キャピタル、各種サービス業務など）を行っている。

近年、日本の信用金庫は、低収益に苦しむ中、米国における「コミュニティ・バンク」などの経営戦略を模索しているが、高収益化は容易ではない。米国流のクレジット・スコアリング技術が導入されて定着しているものの、そうした経済合理性の追求と不況に喘ぐ地域の中小企業を支えるという社会的使命との間で葛藤がある。与信体制に着目すれば、近年の金融検査マニュアル、経済合理的なプライシングを目指す米国流クレジット・スコアリング導入などの影響で、中小企業の定性要因を大胆に反映させた与信判断が容易ではなくなっている可能性がある。

他方、相互銀行・信用金庫以外に、日本の中小企業が活用する金融機関としては、預金を扱わない民間金融機関としてのノンバンクが存在する。ノンバンクを定義する法律は存在しないが、1990年に発足した大蔵省銀行局長の私的諮問委員会「ノンバンク研究会」では、「預金などを受け入れないで与信業務を営む会社」と定義しており、これが一般的な定義となっている。ノンバンクは銀行などに比べ業務上の制約が少なくビジネスの自由度は高いが、貸金業規制二法（「出資の受け入れ、預り金及び金利などの取り締まりに関する法律（出資法）1954年」、「貸金業の規制などに関する法律（貸金業規制法）1983年」）の規制を受けている。また、出資法とは別に、1954年制定の利息制限法（1999年改正）がある。社団法人全国貸金業協会連合会の『貸金業白書』では、貸金業者を業務の形態から12種類に分類している。すなわち、消費者向け無担保貸金業者、消費者向け有担保貸金業者、消費者向け住宅向け貸金業者、事業者向け貸金業者、手形割引業者、クレジットカード会社、信販会社、流通・メーカー系会社、建設・不動産業者、質屋、リース会社、日賦貸金業者である。中小企業金融における主力プレイヤーとみられる事業者向け貸金業者、手形割引業者、流通・メーカー系会社、建設・不動産業者、リース会社及び日賦貸金業者の中小企業向け貸出市場におけるシェアは1割程度と推計される。こうしたノンバンクは、日本の中小企業金融においても一定の役割を担っているが、借入れの簡便性が評価される一方で、

相対的に高い貸出金利を利用する零細・中小企業の資金繰りは相応に厳しいものと推察される。また、ノンバンクが事業者向けに提供するサービスの中で重要なものにリースがある。中小企業が設備投資を行う場合、内部資金を使う方法、外部借入れによる方法、そして、このリース（ファイナンス・リース、オペレーティング・リース）で設備を賃貸する方法がある。リースのメリットとしては、①設備導入に際して一度に多額の資金を必要としないこと、②減価償却費・諸税の計算など設備の所有に伴う事務が不要になること、③インフレヘッジの効果、④オペレーティング・リースの場合は常に最新の機種を使用でき設備の陳腐化を防げる、⑤リース料が全額経費として認められるなどが指摘される。中小企業向けアンケート調査などではリースを利用している企業割合が8割程度に達しており、日本では幅広く利用されていることがわかる⁵。

(4) 地域における地方銀行の形成過程と課題

地方銀行は、日本の地域金融における中核的な役割を果たしている。地方金融史研究会（1994年）『戦後地方銀行史[1]成長の軌跡』によれば、地方銀行の誕生経緯としては、1893年銀行条例により、①私立銀行や銀行類似会社から普通銀行になったもの、②条例施行後に普通銀行として設立したもの、③営業満期で国立銀行から普通銀行になったものがあり、これらのうち地方を営業基盤とする有力なものが他の普通銀行を吸収して地方の中心的な銀行になったものが現在の地方銀行である。当時、地方銀行は、増資によって貸出を増加させる金貸会社的なものであり、業態の特性は「不動産担保金融」であった。その背景として、日本は狭い国土で耕作可能面積が国土の16%と言われるほど平地が少なく、土地は希少ゆえに価値がある資産であった。地方では、都市部と違い、金融の担保物件として、有価証券などの所有物も少なく、いきおい土地家屋のような不動産が担保物件の中心にならざるを得なかった。優良な担保物件は農地であり、なかでも田地は小作料という収益を生むため最も優良な担保物件であった。さらに、金貸会社的な特性として「オーバーローン」もあった。地方銀行の預貸率は、明治時代以来、著しい貸出超過を示しており（1897年137.2%、1902年142.1%、1907年124.4%、1912年116.6%、1916年103.3%、1921年102.1%、1926年98.6%）、昭和初期にようやく預貸率100%を切った。日本の地方銀行の形成は、こうした金貸会社的な特性を是正する歴史であった。例えば、兼業の禁止さえも容易には実現できず、法的に完全に規制されたのは1927年銀行法においてであった。

日本の高度経済成長期（1955年～1973年）における地方銀行の発展状況をみれば、地方銀行64行の総預金額は、1960年末時点では2兆9,200億円で、これが1969年末時点では総預金額12兆円を超え、この10年間で4.3倍となっている。同期間の日本の平均成長率が約16%であり、それを上回る総預金額の増加となった。しかし、長期信用銀行や信託銀行などの長期金融機関、そして、相互銀行、信用金庫、信用組合、農協といった中小企業専門金融機関が、それぞれ業容を拡大していく中で、地方銀行の預金シェアは量的な急成長にもかかわらず1960年の19.1%から1969年の17.4%へ後退した。都市銀行も同期間、36.5%から29.9%へと大幅なシェア低下となり、商業銀行のプレゼンス低下現象が現れた。

⁵ 参考：藪下史郎・武士俣友生（2002年）『中小企業金融入門』

都市銀行と比べ、地方銀行のシェアダウンが軽微であった背景としては、経営基盤の違い、金融政策の影響度合いの強弱、経営態度など、経営特性の差異があったと考えられる。

歴史的形成過程をみれば、地方銀行は、一県一行主義推進により地域の貯蓄銀行や信託銀行を吸収して地域の総合的な金融を担う商業銀行であり、高度経済成長期においても、地域の中心的な銀行として、中小企業の設備資金ニーズなどに対応するなど、地元の金融ニーズに対応している。ただし、貸出シェアの推移は、預金シェアと同様、1960年の19.5%から1969年の17.5%へ低下した。都市銀行が40.0%から33.4%へと大幅にシェアを落としたため、地方銀行は、都市銀行とともにシェアを低下させながら、両者の格差は縮小したとも言える。

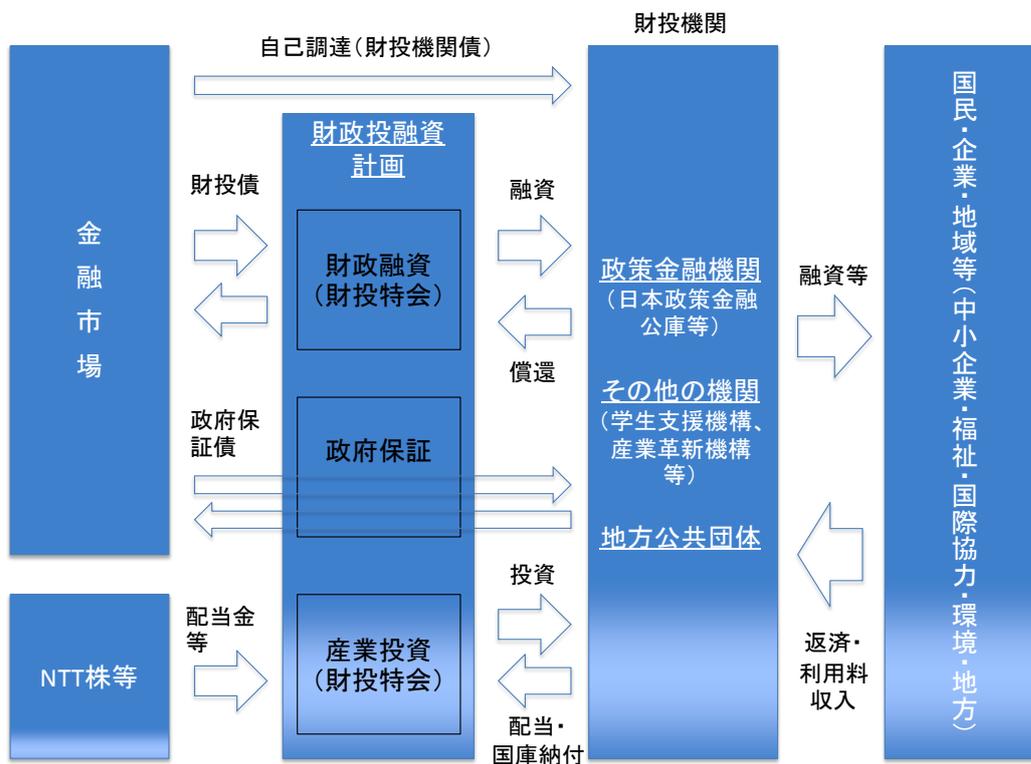
その後、地方銀行は営業基盤を広域化させた。1960年代の末期、本店所在地のみで営業している地方銀行は僅か3行となり、複数県にまたがる地方銀行というのが平均的な姿となった。こうした地方銀行の広域化や大都市指向が経営の近代化に寄与した反面、地方銀行の地域への密着度が薄まった結果、中小企業専門金融機関の地元でのシェアを拡大させた。

(5) 日本型中小企業向け政策金融モデル

日本では、第二次世界大戦後の経済条件、つまり、戦時補償停止に伴う巨額の不良債権を抱えていた銀行部門、産業発展に必要な長期資金の供給不足、二重格差に苦しむ中小企業などの状況下、政府系金融機関（国民金融公庫1949年、中小企業金融公庫1953年）が設立されている。そして、中小企業向け融資を促進するための信用保証協会（1953年）とそれを支える中小企業信用保険公庫（1958年）が誕生し、以降、日本の中小企業向け政策金融モデルは、政府系金融機関（2008年10月に組織統合）による融資制度と信用保証制度が並行して機能するものとなっている。

一般に、政策金融は政治プロセスの一部として官僚的な色彩を帯び、市場原理から乖離する可能性があるが、日本の政府系金融機関は「財政投融资システム」の中で会計検査院による検査や主務省の検査を受けつつ、制度上、業務運営は政府からの独立が保証されている。腐敗・汚職も一定限度内に抑制され、個別の貸出決定は借入申込み中小企業のキャッシュフロー見通しと担保に対する客観的な信用力評価に基づいていると言われる。

財政投融资とは、「税負担によることなく独立採算で、財投債（国債）の発行などにより調達した資金を財源として、政策的な必要性があるものの、民間では対応が困難な長期・固定・低利の資金供給や大規模・超長期プロジェクトの実施を可能とするための投融资活動」（出所：財務省ホームページ）である。同システムの概要は下図の通りで、2013年度財政投融资計画の予算は18.4兆円、うち(株)日本政策金融公庫（以下JFC）（中小企業事業、国民生活事業）の予算は4.1兆円となっている。



(備考) 2013年度の財投改革において、郵便貯金及び年金積立金の義務預託については廃止される方針。
 (出所) 財務省ホームページより調査団作成

図 5：財政投融資の仕組み

旧中小企業金融公庫は、その制度的特徴として、第一に「補完金融」がある。設立目的は、「中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であって、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給すること」である（中小企業金融公庫法第1条）。長期資金のウェイトが大きく、また、民間銀行が与信を引き締める時期には、同公庫の貸出伸び率が高く、逆に金融緩和期には低くなっており、民間中小企業金融のバッファーの役割を果たしてきている。

第二に、直接貸付を中心に資金供給している。政策金融モデルとして、保証業務や代理貸付を中心に制度設計されている諸外国に比べ特異性を有している。フランスの中小企業開発銀行では、直接貸付の制度はあるが民業圧迫を予防するよう「協調融資」のみと規定されている。日本では、協調融資は実務慣行パターンではあるが明示的には規制されていない。ただし、貸出実績としては、中小企業向け貸出市場における政府系金融機関のシェアは1割前後にとどまっている。

諸外国では保証業務や代理貸付のほうが政策コスト上も優位性があるとされるが、日本では、直接貸付の副次的効果として「呼び水効果」が指摘される。つまり、中小企業の企業情報や投資計画内容を直接入手しながら厳格な審査を実施し、同時に経営指導を行うことにより、民間銀行からの資金調達を誘導するというものである。旧中小企業金融公庫の本来の審査体制は、産業育成型審査、あるいは、産業創出型審査と呼ばれることがあるが、これは、高度な審査能力をベースとして、単にリスクチェックするのではなく、中小企業の

将来性を見極め、経営をサポートし成長を促すものである。旧中小企業金融公庫の審査体制の中で、中小企業の将来性に着目するという点は、将来の利益構造、キャッシュフローを予測する「収支予想表」やその結論としての「償還期間」((今次申込金+競合債権) ÷ 将来の予測キャッシュフロー) の算出に象徴的に現れている。

そうした審査体制を支えるものは貸付担当者を含む職員の審査能力である。しかし、中小企業審査には独特の難しさがある。つまり、中小企業は財務データが未整備で、企業は経営者によるところが大きく、大企業に対する審査のように財務分析をベースとした定量的な与信判断だけでは妥当な結論が下せない。かつ、マイクロクレジットのように、借入人の属性(業種、業歴など)や部分的な財務数値に基づき自動的に倒産確立や審査判断を導くような体制でも不十分である。中小企業審査では、定性要因分析と財務分析をバランスさせる人間の高度な判断と数理技術の有効活用とをうまく調和させる必要がある。この点、職員向け各種研修やOJT教育により支えられてきた。ただし、近年、不況下の金融環境変化、スコアリング制度の導入、業務効率化などに伴い、職員の育成が大きな課題となっているとされる。

旧国民金融公庫は、低利の長期資金の供給を役割とする性格上、旧中小企業金融公庫と同じカテゴリーの政府系金融機関であるが、対象とする中小企業は、零細・小企業である。したがって、小口融資が中心であり、効率性を重視した審査体制となっている。また、特徴的な融資制度として、マル経融資(経営指導付き小口融資推薦制度)がある。これは、企業情報を有する商工会議所との連携によって、情報の非対称性の緩和、審査の簡略化、審査コストの削減を実現しつつ、資金と経営指導をセットで提供するものである。

日本の中小企業向け政策金融のもう一つの特徴が、信用保証制度である。日本では全国に52の信用保証協会が存在し、中小企業の担保不足を信用保証によって援助している。同協会の目的は、信用保証協会法第1条に「中小企業者などに対する金融の円滑化を図ること」と規定されている。保証浸透率は、中小企業向け貸出残高の約1割をカバーしている。制度設計については、2006年4月、基本的に一律であった保証料率が信用リスクに応じた可変方式となり、2007年10月から全額保証から部分保証へ移行している。また、制度上の特徴としては、旧中小企業保険公庫による再保証(保険)制度(保険填補率70%~90%)が、信用保証制度全体のリスクを吸収し、制度的にバックアップしている二重構造となっている。

なお、日本の中小企業向け政策金融機関にかかる政策コスト及び効果については、財政省理財局が発表している『財政投融资レポート』において、JFC(国民生活事業、中小企業事業、農林水産事業)の政策コストなどが試算され、公表されている。2012年度財政投融资計画額は、国民生活事業2兆3,300億円、中小企業事業1兆8,660億円、農林水産事業1,800億円であるが、2012年度の政策コスト(国からの補助金など+国からの出資金などの機会費用分-欠損金の減少分)は、国民生活事業1,446億円、中小企業事業1,057億円、農林水産事業1,384億円となっている。

(6) 都市銀行・地方銀行における中小企業審査体制の歴史的変遷と課題

齋藤久彦(2002年)『信頼・信認・信用の構造-金融核心論』は、日本の銀行貸出審査に

ついて、①貸出審査「絶対」期（1940年代後半～1950年代）、②審査機能低下の開始（1960年代）、③銀行組織における審査部の地位の低下（1979年～1980年代前半）、④バブル期の審査機能低下（1980年代後半～）と区分し、次のように解説している。

1940年代後半、戦後の日本経済にとって経済復興が大きな課題であった。1946年12月、政府は「傾斜生産方式」を採用し、1947年2月、「金融緊急措置令1946年」に基づいて「産業資金の供給調整に関する措置要綱」を決定し、1947年3月には大蔵省によって「金融機関資金融通準則」と同別表「産業資金貸出優先順位表」が告示された。こうした状況下、都市銀行・地方銀行の支店に裁量はなく、案件は本部（審査部）へ稟議し承認をとる手続きが一般的であった。当時、不動産は換金性がなかったため、担保にとっても債務者に心理的圧力を加えるほどの意味しかなかった。結果、銀行の貸出審査は厳重に行われた。また、この頃、企業の倒産が相次ぎ、銀行は債権回収・保全のために、手形・小切手の裏書きを調べる、同業者に風評をヒアリング、保証協会の保証をとるなど、あらゆる手法を駆使した。審査が他の業務と比べ極めて重視され、銀行員も日々の修練により能力を持った。

しかし、1960年12月「国民所得倍增計画」が閣議決定され、池田内閣が高度経済成長政策を本格的に展開すると、企業が発展し、企業の銀行に対する交渉力が強くなった。資金不足となった都市銀行は、預金の増加が重視され、歩積み・両建てが行われるようになった。支店の組織内では、顧客を貸付先と非貸付先に区分し、貸付先については預金と貸出を一括して取り扱うこととなったため、貸出審査の絶対性が弱まった。銀行担当者にとっては、預金その他の目標達成という「欲」が貸出審査の眼を曇らせた。高度成長期までは、都市銀行は大企業を相手として取引を行っており、中小企業・個人の審査経験も乏しかった。ただし、経済発展に貢献すべく限られた資金をいかに効率的に配分するかが銀行の重要な役割であり、業界や企業の成長性を見極めるため、調査・審査部門に人材が投入された。ダブルチェックのシステムが採用されていた。

1979年以降の低成長期への移行後、銀行は自由化・国際化・証券化を目指して全面的な組織改革を実施した。具体的には、機能別組織から事業本部制への移行である。事業本部制では、銀行組織を大企業、中小企業といった顧客マーケットによって分割し、各顧客マーケット担当部門に業務推進、審査、管理その他一切の機能を集中させた。貸出審査部は、各本部において同一の本部長のもとに業務推進部と並んで設置されるようになり、また支店長の貸出権限が大幅に引き上げられた。結果、貸出審査のスピードアップが図られ、顧客ニーズに迅速に対応できるようになった。こうした組織改革を最初に行ったのは住友銀行だが、1974年7月に米国マッキンゼー社の提案を受け入れて採用したものであった。新組織では、収益性と安易な業容拡大が重視され、審査部の独立が失われ、審査が甘くなるという欠陥があった。こうした審査体制のもとでバブル経済が展開した。

バブル期には、貸出審査機能がさらに低下したと言われる。都市銀行は、新たな収益源を確保するためにリテール・バンキング（中小企業・個人への小口貸出）を積極的に展開するようになり、中小金融機関との過当競争を招いた。銀行は、金利の自由化は預金金利の上昇を招くと考え、利益至上主義に走った。収益が高いとみられた不動産関連や財テク関連貸出が拡充された。金融当局の銀行を潰さないという護送船団方式による安心感が、甘い貸出態度やモラル・ハザードをもたらし、担保さえあれば資金使途を問わず貸すという傾向が蔓延した。結果、銀行の貸出審査機能の低下が起きたことは否定できない。

(7) 日本の銀行貸出中心型金融システムと企業の成長性

日本では、銀行貸出中心型の金融システムについて、その合理性を検証しようとする諸研究があるが、『経済白書 1964 年度版』では、表 3 の通り、売上高でみた企業成長率と資金調達事情の関係（1955 年～1962 年）を調査している。

表 3：企業成長率と資金調達（1955 年～1962 年）

a. 成長率階層	b. 資金調達構成 (%)		c. 借入・預金増加 (倍)		d. 資本構成 (1963 上期) (%)		e. メインバンク融資比率 (%)		f. 借入順位固定度
	借入金	自己資本	借入金	預金	借入比率	自己資本率	1955 年上期	1963 年上期	
I. 8 倍以上 (21 社)	32.5	36.3	9.52	17.40	32.3	38.7	65.2	44.5	0.681
II. 5-8 倍 (34 社)	36.6	23.3	8.27	8.73	35.5	26.7	42.9	35.1	0.705
III. 3-5 倍 (55 社)	41.0	22.3	6.59	5.06	38.7	28.0	55.5	51.6	0.796
IV. 2-3 倍 (53 社)	41.8	22.5	4.31	2.86	39.3	31.6	41.1	40.4	0.787
V. 2 倍未満 (40 社)	47.0	17.1	2.74	2.19	39.1	29.4	38.9	41.9	0.808

(資料) 『経済白書 1964 年度版』

(出所) 伊藤修 (1995 年) 『日本型金融の歴史的構造』

伊藤修 (1995 年) は、同上の調査結果に対して次の 5 点を指摘している。第 1 に、成長率の高い企業ほど借入れ依存度が低く、株式発行と内部留保とで資金調達している。第 2 に、成長企業ほど 1955 年におけるメインバンクの融資比率は高いが、その後に大きく低下している。同様に、成長企業ほど借入れ先銀行の順位変動が大きかった。銀行との取引関係が固定的なのは低成長企業であった。第 3 に、成長企業は、依存度は低下させたとはいえ借入の絶対額は大幅に増加させている。借入の確保が成長にとって重要な条件だったのは事実である。第 4 に、成長企業に対する貸出競争が展開されるのは当然であり、それが、成長企業におけるメインバンク融資比率の低下や借入順位の変動となって現れた。第 5 に、大企業では「借入伸び率 < 売上高伸び率」であるのに対して、中小企業では逆に大幅に「借入伸び率 > 売上高伸び率」となっている。証券市場の利用可能性によって明瞭な境界線が存在し、中小企業においては借入可能性が成長に強く影響した可能性がある。

こうした調査結果は、「借入→企業成長」という単純な図式に警告を発している。貸出実務の現場感覚からも頷けるが、企業成長に必要なものは資金を生かす経営力や属する市場の成長性などのビジネス環境によるところが大きいことを示唆している。

(8) 農林漁業者向け金融モデル

農林漁業者向け金融は、農林漁業の担い手が経営改善や新たな取組などの積極的な経営

展開を行うに際して、必要な資金を円滑に供給する役割を担っている。

農林漁業の産業としての特性⁶としては、

- ✓ 生産や経営活動が自然条件の変動に左右され不安定である
- ✓ 投資の回収期間が長いことにより、融資が返済されるまでに長期間を要する
- ✓ 担保徴求の対象が流通性の低い農林地などである
- ✓ 生産物価格の低迷などを反映して収益性が低い

などが挙げられる。また、日本における農林漁業の担い手の経営形態は、農業をはじめとして個人経営が中心であり⁷、組織としての持続性がないことに加え、経営と家計の未分離のケースが多い、としている。

このため、農林漁業金融においては、融資対象となる経営の不確実性や危険性が相対的に大きく、また、借り手の経営実態や融資後の経営状況などに関する情報が乏しく、リスクの把握や分析評価を困難化し、的確な審査や融資後の十分なフォローが難しいことから、一般市中金融機関による融資は少ない一方、系統の協同組織金融機関や政策金融機関たるJFC農林水産事業が大きな役割を担っている。

これらの二大金融機関を中心とした農業融資の歴史は、政府による政策と大きく関連しており、農業金融は日本の経済や農業政策に応じて大きく変容してきたと言える。

表 4：日本における農業金融の変遷

1945～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 終戦 ・ 労働力不足、農機具・肥料供給不足、食糧の輸入停止により食料不足に陥る ・ 農地改革により大規模地主が消滅し、小農が増加 	1946年～ 農業協同組合法の制定及び農協の再編 1953年 農林漁業公庫設立
1960～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料増産の目標を達成 ・ 工業部門への人員シフトが進み、農業分野と工業分野の所得格差が問題となる ・ 農業と工業の所得格差是正を目指すため、農業基本法成立（1961） 	1961年 農業近代化資金の導入 1961年 農業信用保証保険法
1990～	1992年「新しい食料・農業・農村政策の方向」制定 1994年 農業経営基盤強化促進法制定	認定農業者制度の開始 農業経営基盤強化資金制度の開始

(出所)加藤譲 (1982)、木村 (2010) および農林水産省 HP よりから調査団まとめ

1945年の終戦後まもなくは、男性の兵役のため農業セクターにおける労働力が不足していたこと、農機具の供給・肥料の供給が不足したこと、食糧の輸入が止まったことなどから⁸、大幅に食料供給が不足していた。また、1945年から始まった農地改革制度により大規模な地主が所有していた農地が小農に安価に払い下げられたため、戦前に行われていた農

⁶ 農林水産省「農林漁業金融に関する研究会」報告書（2004年）

⁷ 2011年の農林水産省統計によれば、農業経営体1,618千のうち、家族経営体が1,586千（比率98%）、法人経営体が26千（比率1.6%）となっている。

⁸ 木村茂光（2010年）『日本農業史』

地を担保とした銀行融資も不可能になっていた。

農協（農業協同組合）は、1900年に設立された産業組合、その後再編された農業会にそのルーツを持つが、1948年には、行政の関与を薄め、小規模農家の厚生を高めるための互助団体として再編され、農家の運転資金や設備資金を提供することとなった。

1940年代後半から50年代にかけては食料生産増強の必要性が大きく、長期資金需要が非常に大きかったものの、本来は短期・中期の金融を行う農協系統金融機関を通じて、国の政策目的達成のための融資を行うことは、農協系統金融機関経営の健全性に反することであると考えられた。そのため、1953年には農林漁業金融公庫（現、JFC 農林水産事業）が設立され、農業に関する設備投資（農地の拡大など）への金融面での支援が開始された⁹。

1960年頃には、食糧増産の目標は達成されたものの、この頃には、高度経済成長に伴い、製造業をはじめとする工業セクターの成長率が高い成長率を実現したのに比べ、農業セクターの成長率は鈍いものであった。そのため、相対的に農業セクターの生産額が低下したことに伴い、労働力も農業セクターから工業セクターにシフトし始めた。また、農業セクターの一人当たり所得も工業セクターに対して相対的に低下したため、日本政府は農業セクターと工業セクターの所得格差の拡大を問題視し始めていた。

このような背景のなか、1961年農業基本法が成立し、この中で農業セクターの生産性の向上、効率性の向上を目指すこととなった。具体的には、農業生産の近代化（機械化など）や大規模化を図ることにより、農業所得の向上が目指された。これらに 대응するため、「農業近代化資金」が創設され、農協を通じて、農家に対して機械化などを行うための長期・低利融資が提供されることになった。後述する通り、農協による融資は農業信用保証が付与されるのが一般的であるため、農業近代化資金の創設に併せて、1961年に農業信用基金協会法（現在は農業信用保証保険法）が制定され、都道府県の農業信用基金協会が設立された¹⁰。

1992年に「新しい食料・農業・農村政策の方向」が策定されるとともに、1994年には農業経営基盤強化促進法が制定され、認定農業者制度が開始された。これにより農家の大規模化や法人化が志向され、金融や税制面でも支援が重点化されることとなり、認定農業者を中心としてこの政策が展開されることとなった。金融面では、認定農業者に対する低利・長期の融資が開始された。

このように、経済構造の変化に伴い日本政府が農業政策を転換するに従い、日本における農業金融も大きく変遷してきた。結果として、農協および JFC 農林水産事業という 2 大プレイヤーが政府からの支援も受けつつ農家向けの融資を行う体制が構築されてきた。

下表は、農業経営向け融資残高につき融資機関別などの構成比を示したものであるが、農協系統及び JFC 農林水産事業が農業融資のほぼ全てを担っている。また、全国に 700 以上の拠点をもつ農協がその窓口となっており、国の利子補給などの政策支援を伴う制度資金が大きな割合を占めている。有識者ヒアリングによれば、農協と JFC 農林水産事業との間の役割分担は明確に定義されていないが、両組織の性格上、事業規模（≒融資金額）、融資期間の点で一定の役割分担が行われており、事業規模が小さい場合は農協（大きい場

⁹ 加藤謙（1982年）『農業金融論』

¹⁰ 茨城県農業信用基金協会ホームページなど

合は JFC)、融資期間が短期・中期の場合は農協（長期の場合は JFC）が融資主体となるケースが多いようである。こうした現状は、漁業金融についても概ね同様である。

表 5：農業経営向け融資残高の融資機関別など内訳

	2009/3末	2010/3末
農協系統	58.9%	65%
JFC	39.2%	33%
地方公共団体	1.7%	1%
一般金融機関	0.2%	0.2%
合計	2.2兆円	2.7兆円
うち系統窓口	81%	82%
うち制度資金	72%	56%

(出所) 農林水産白書 平成 22 年度、23 年度

また、農林水産省が平成 18・19 年度に実施した「農業法人向け融資の実態調査¹¹⁾」(以下、農業法人向け調査)によれば、農業法人のうち 98.5%が長期借入金を、76.2%が短期借入金を有しており、殆どの農業法人が銀行取引を行っていることが確認される。借入先金融機関については、旧農林公庫(現 JFC) 77.6%、農協 49.7%、地方銀行 33.0%、信用金庫 14.7%の順となっており¹²⁾、農業の担い手として相対的に規模の大きい農業法人においても、JFC 及び農協からの借入が最も有力な資金調達手段となっている。

なお、有識者ヒアリングによれば、近時は農業のウェイトが高い都道府県に本拠を置く地方銀行や大手ノンバンクも、農業融資への取組を積極化しており、また一部の大規模な農業経営体に対してはメガバンクも取引を推進している模様である。背景には、金融機関の資金運用難に伴う新たな融資分野開拓の取組や、食品・流通・外食など異業種企業の農業参入が増加していることが挙げられよう。

2.2 零細・中小企業向け金融システム

2.2.1 融資メカニズム・金融商品

現在、日本の中小企業向け事業性資金の貸出市場では、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行という普通銀行以外に、政府系金融機関たる「日本政策金融公庫(JFC)」、「商工組合中央金庫」や非営利組織・地域金融機関たる「信用金庫」が存在し、質と量の両面で独自の役割を果たしている。ちなみに、これらの3機関で中小企業貸出市場の25%程度のシェアを占めている。

さらに、金融の受益者たる企業群を「零細企業・個人事業者」と「中小・中堅企業」とに区分すれば、前者に対しては、政府系金融機関である JFC 国民生活事業や信用金庫が、後者に対しては、JFC 中小企業事業や商工組合中央金庫が重要な資金提供者と位置付けられる。以下、これらの組織概況や融資メカニズムなどについて考察する。

¹¹⁾ 農業法人 798 法人へのアンケート調査。

¹²⁾ 各金融機関からの借入金額・残高は数値に反映されていない点、留意が必要である。

(1) JFC 国民生活事業

旧国民生活金融公庫を前身とする JFC 国民生活事業は、中小企業基本法に定義された「中小企業」を融資対象としているが、実務上は小規模な企業が主な対象となっている。2011 年度、43 万件、2 兆 5,061 億円の融資を実行しているが、うち、事業資金（普通貸付・生活衛生貸付の直接貸付）は 27 万 8,773 件で、うち、従業員 9 人以下の企業への貸付が 87% を占めている。

2011 年度末時点の融資残高は、7 兆 3,408 億円、232 万件であり、うち、事業資金 6 兆 4,495 億円の残高の業種別内訳は、製造業 12.1%、卸・小売業 24.5%、飲食・宿泊業 8.6%、サービス業 22.0%、建設業 15.5%、その他 17.3%となっている。なお、同使途別内訳は、運転資金 67.9%、設備資金 32.1%であり、同融資先企業数は 989,697 社である。1 社あたりの平均融資残高は 651 万円であるが、同融資額内訳は、社数ベースで、300 万円以下のものが 32.8%、300 万円超から 500 万円以下が 19.7%、500 万円超から 800 万円以下が 13.8%、800 万円超が 33.7%となっており、800 万円以下のものが 66.3%を占めている。また、無担保融資が 77.2%、担保融資が 22.8%となっている。

JFC ホームページでは、社会的役割を「小企業の担い手」として、次表により説明している。JFC 国民生活事業は、民間銀行と比べ、より小規模な企業の、より小口で長期の資金需要を満たしていることが推察できる。

表 6：JFC 国民生活事業／融資先企業及び 1 企業あたりの平均融資残高

	日本公庫	信用金庫計	国内銀行計
融資先企業数	98 万社	116 万社	208 万社
1 企業あたりの平均融資残高	651 万円	3,560 万円	8,276 万円

(備考) 国内銀行とは、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行などを含む。

(出所) JFC 国民生活事業ウェブサイト

また、創業支援を政策目標として掲げ、全国 152 支店に創業サポートデスクを設置し、2011 年度、創業後 5 年以内の企業への融資実績は 4 万 1,565 社、うち、創業後 1 年以内の企業への融資実績が 1 万 6,465 社となり、年間で約 6 万 4,000 人の雇用創出につながったとしている。

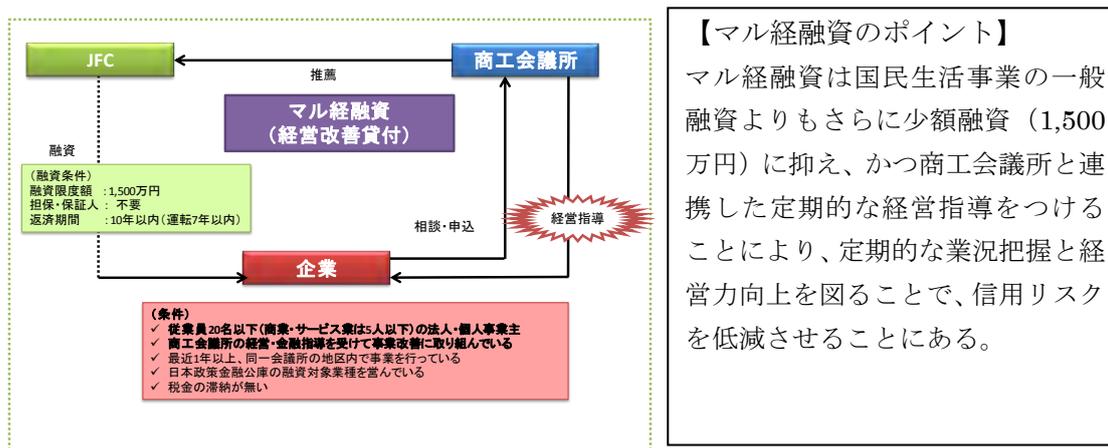
融資申請手続きの流れとしては、個人事業者・小企業は、本店が所在する地域の支店窓口にて、所定の借入れ申込書、企業概要書（初めての公庫融資申込みの場合）、創業計画書（創業の場合）、最近 2 期分の決算書、最近期の試算表、会社の登記簿謄本、導入予定設備の見積書などを提出し、公庫支店の担当者との面談ヒアリングを受け、融資審査が行われる。

普通貸付の融資限度額は 4,800 万円であり、期間は、設備資金 10 年（うち据置 2 年）以内、運転資金 5 年（うち据置 1 年）以内とされている。貸付金利は固定であり、普通貸付の場合、基準金利 1.45%～3.80%（2013 年 2 月末現在）で、資金用途、返済期間、担保の有無により金利が決定される。さらに、特別貸付の場合は、基準金利よりも低い特別金利

が適用される。

政策金融機関の役割として「政策誘導」というものがあり、それを実現するものが特別貸付である。現在、JFC 国民生活事業では特別貸付を取り扱っている。具体的には、セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金ほか 3 つ）、新企業育成貸付（新規開業資金ほか 4 つ）、企業活力強化貸付（企業活力強化資金ほか 4 つ）、環境エネルギー対策貸付（環境エネルギー対策資金ほか 2 つ）、企業再生貸付（企業再建・事業承継支援資金）、その他（9 つ）である。また、旧環境衛生公庫の取り扱う特別貸付として生活衛生貸付（9 つ）がある。いずれも、融資限度額、金利、期間について、普通貸付と比べ優遇条件が適用されるものである。

JFC 国民生活事業の特徴的な融資制度としては、マル経融資（経営改善貸付）が挙げられる。マル経融資制度は、借入先企業、商工会議所、JFC の 3 組織が関連する融資制度であり、商工会議所に所属している経営指導員から経営・金融指導を受けている小企業が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証で利用できる制度である。1973 年に制度設立以降、約 480 万件の利用がある（2011 年度の実績：35,159 件、1,543 億円）。



（出所）JFC、東京商工会議所ウェブサイトなどより調査団作成

図 6：マル経融資制度（経営改善貸付）の概要

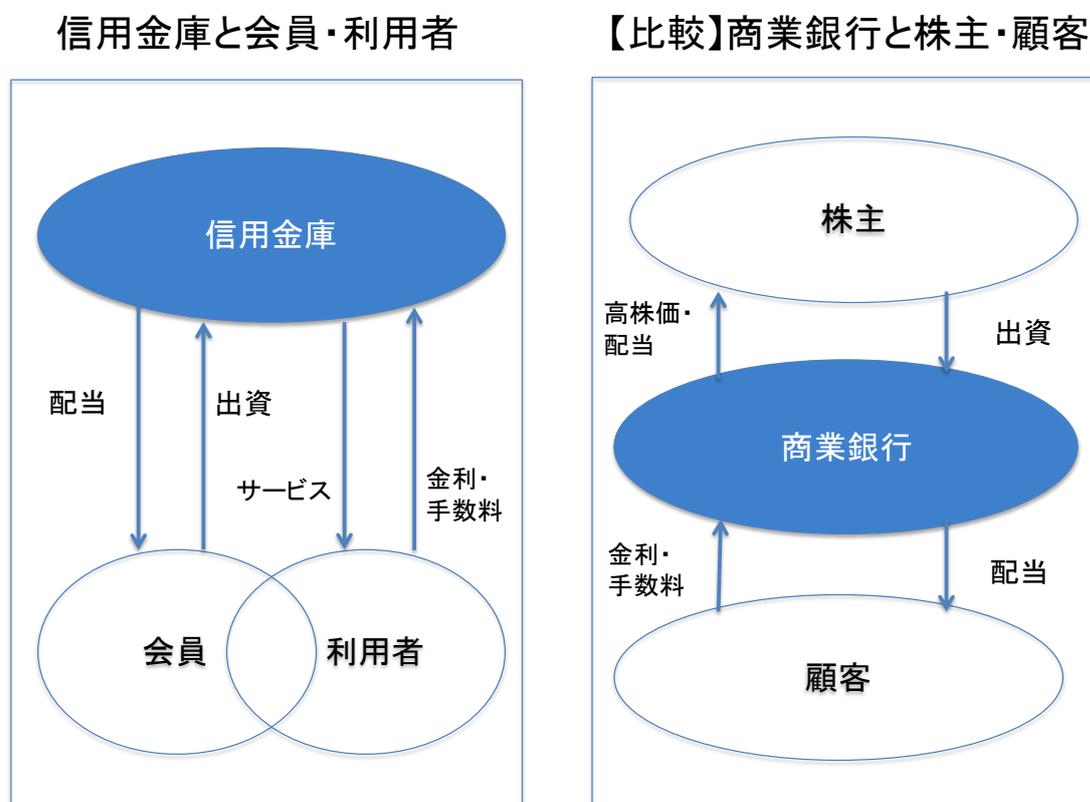
(2) 信用金庫

現在、信用金庫は、都市銀行などと同様の業務が取り扱えるようになっているが（信用金庫法第 8 条）、制度の目的からみて、営利追求ではなく国民大衆や中小企業のために金融の円滑化を図る相互扶助の協同組織金融機関として、また、一定の限られた地域（「地区」）を営業基盤とする地域金融機関として存在している¹³。

したがって、融資業務の対象は、原則として「会員」（地区内の住民、勤労者、中小事業者、信用金庫を含む法人の役員）に限定されている。また、中小企業としては、従業員数 300 人以下または資本金 9 億円以下の企業を対象としている。なお、会員以外に対する融資

¹³ 参考：社団法人全国信用金庫協会（2003 年）『信用金庫読本』

(員外貸付)については、一定の制約のもとに、①預金・積金を担保とする貸付、②卒業生貸付、③小口員外貸付、④地方公共団体向け貸付などが可能である。信用金庫と会員・利用者との関係を図示すれば以下の通りである。



(出所) 藤原康史 (2003年) 「北米協同組織金融の源流を探る」、『信金中金月報 2003年3月号』

図 7：信用金庫と会員・利用者との関係

最新の信金中央金庫『信用金庫統計』のデータによれば、信用金庫数 270、店舗数 7,507 (本店 270、支店 6,984、出張所 253)、会員数 9,314,703、役職員数 116,960 名 (うち常勤役員 2,241 名) となっている (2012 年 11 月末時点)。貸出残高 (2012 年 9 月末時点) は、63 兆 5,220 億円であり、うち、企業向け貸出残高 41 兆 716 億円 (すべて中小企業向け) となっている。

信用金庫は、中小企業専門金融機関として小口多数取引を標榜しており、100 万円未満の貸出が過半をしめている (2001 年 3 月末時点、貸出先数ベースで 55.6%)。信用金庫が取り扱っている融資は多種多様で、具体的な融資の商品性を一律に解説することは難しいが、勘定科目などにより分類すれば下表の通り。

表 7：信用金庫が取り扱う融資の種類

勘定科目による分類		
割引手形		満期日までの利息を差し引いて買い取った手形。すなわち、商取引の代金決済として振り出された手形の所有者から、手形支払期日までの利息を割引料として差し引いて手形を買い取る融資形態。
手形貸付		借用証書の代わりに約束手形（借り手を振出人、信用金庫を受取人とする単名手形）を差し入れさせて融資する形態。これは、借入形態が簡単で手数料がかからないため、商品仕入れや原材料購入といった短期運転資金などに利用されている。利息は前払い。
証書貸付		借入証書を差し入れさせて融資するもので、設備資金、長期運転資金、住宅ローンなど一般に長期資金の供給に利用されている。利息は後払い。
当座貸越		当座貸越契約に基づき、一定の契約額の範囲内であれば、取引先企業が当座預金の残高を超えて振り出した小切手などの支払いを認めるもの。
融資対象による分類		
法人向け融資	設備資金	土地建物、設備機械などの購入や改良に使用する事業資金で、通常1年を超える長期の融資。
	運転資金	商品・原材料の仕入れ、買掛金や支払手形の決済、営業諸経費にあてられる事業資金で、通常1年未満の短期の融資。
個人向け融資	住宅関連ローン	固定金利型、変動金利型、固定金利・変動金利選択型の3種類がある。
	目的型ローン	消費者ローンのうち資金使途が限定されたローン。教育ローン、自動車ローン、一括保険料を融資する保険ローンなど。
	使途自由のフリーローン	使途が自由なローンで、一般的には保証会社の保証付き融資。カードローン、フリーローン。
担保などによる分類		
担保付き融資		①自金庫の預金・積金、②債券などの有価証券、③商品現物などの動産、④土地・建物などの不動産、⑤商業手形、ゴルフ会員権などを担保とした融資。
保証付き融資		信用保証協会、社団法人しんきん保証基金、各種の保証会社、消費者ローン提携先会社などの保証のついた融資。
信用による融資		いわゆる信用貸で、無担保・無保証の融資。なお、人的保証（保証人、連帯保証人）は保証付融資ではなく信用による融資に含まれる。

（出所）社団法人全国信用金庫協会（2003年）『信用金庫読本』

なお、経営の健全性と多数者利用の観点から、1会員への信用供与などの最高限度が法律などで規定されており（同一人自身への信用供与は信用金庫単体で自己資本の額の25%が最高限度など）、特定企業への融資集中を排除して零細・中小企業との多数取引を制度化している。

近年、中小企業金融貸出市場における金融機関間の過当競争から、貸出金利引き下げ圧力が増大しているが、一般に、小口の貸出先が多いことや長期貸出の性格を持つ証書貸付

の割合が高いことなどから、信用金庫の貸出利回りは他の金融機関と比べ相対的に高くなっている。

こうした地域密着型の信用金庫には、地域を応援する独自の融資制度や、小口企業向けに手続きを簡素化した融資制度が存在している。

浜松信用金庫の事例

静岡県 of 浜松地域を営業エリアとする浜松信金では、地域ブランドを推進する企業に対する独自の融資制度「はましんやらまいかブランド資金」を設けている。

表 8：はましんやらまいかブランド資金融資条件

対象企業	浜松地域ブランドとして認定を受けた企業、認定申請をした企業、新事業活動を行おうとしている企業
資金用途	新事業活動、地域ブランド品製造・販売などに必要な運転・設備資金
融資金額	5,000 万円
返済期間	運転資金：5 年以内 設備資金：10 年以内
融資利率	変動・もしくは固定（ただし固定の場合は返済期間が3 年の場合）
担保・保証	ケースバイケース

(出所) 浜松信用金庫ウェブサイトより調査団作成

北伊勢上野信用金庫の事例

三重県の北伊勢上野信用金庫では、申込受付日から3 営業日程度で審査結果を回答する、ビジネスローン（名称「光」）の展開を行っている。

表 9：ビジネスローン「光」融資条件

対象企業	営業エリア内で同一事業を2 年以上営んでいること 決算書・税務申告書2 期分以上の提出が可能なこと 税金の未納がないこと 直近決算で債務超過でないこと
資金用途	運転資金、設備資金
融資金額	100 万円以上、3,000 万円以内
返済期間	1 年以上、5 年1 カ月以内
担保	不要
保証人	経営者個人の保証

(出所) 北伊勢上野信用金庫ウェブサイトより調査団作成

(3) JFC 中小企業事業

JFC 中小企業事業の前身は、旧中小企業金融公庫であり、その設立目的は、「中小企業者の行う事業の振興に必要な長期であって、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給すること」（中小企業金融公庫法第1 条）である。ここに、制度的特徴としての「補完金融」が現れている。

2011 年度の融資額実績は2 兆 470 億円（うち直接貸付2 兆 449 億円）となっている。そ

して、2011 年度末時点の利用者数（直接貸付利用者数）は 4 万 6,599 社、融資残高 6 兆 4,396 億円（うち直接貸付 6 兆 3,999 億円）である。

融資残高 6 兆 3,422 億円（設備貸与、投資育成貸付を除く）のうち、業種別では、製造業向けが 48.7%と約半分を占めている。資金使途別では、運転資金 65.6%、設備資金 34.4%である。2008 年末時点では設備資金の割合が 53.5%と、従来は 5 割前後で推移していたが、近時は低迷する景気の中、設備資金が伸びていないことが窺われる。1 社あたりの平均融資残高は 1 億 3,700 万円である。また、融資金額別の割合（件数ベース）は、1 億円超 14.9%、5,000 万円超 1 億円以下 20.3%、3,000 万円超 5,000 万円以下 19.7%となっており、3,000 万円超の割合が、全体の 54.9%を占めている。融資期間別の内訳（件数ベース）は、3 年以内 4.7%、3 年超 5 年以下 44.3%、5 年超 7 年以下 15.1%、7 年超 10 年以下 28.3%、10 年超 15 年以下 6.4%、15 年超 1.1%となっており、長期資金がメインとなっている。

JFC ウェブサイトでは、民間金融機関の長期貸出の状況たる「5 年超（固定金利）22.0%（社数ベース）」と比較し、JFC では「5 年超 50.9%（残高ベース）」であると説明している。

また、過去の中小企業向け貸出残高の伸び率（1978 年～2011 年）について、JFC 中小企業事業と民間金融機関のデータを比較してみると、JFC の伸び率は民間金融機関が引き締めている時期には高く、逆に金融緩和期には低い水準となっており、JFC が民間金融機関に対する量的バッファの役割を果たしてきていることがわかる。

一方、特別貸付は、JFC 国民生活事業と同じ制度を取り扱っており、金利・期間面の条件は同じであるが、融資限度額が国民生活事業の 10 倍程度となっている。また、1 件あたりの融資金額が大きいこともあり、基本的には、経営者の個人保証とともに物的担保（不動産担保など）が不可欠となっている。

JFC 中小企業事業の融資メカニズムの根幹には、伝統的な審査手法があると言われている。1970 年代頃の議論として「呼び水効果」が発揮された形跡がある。つまり、慎重な審査に基づいて融資を行うことにより、結果として民間金融機関からの融資を呼び込むというものである。その根底には、中小企業審査力が一定程度、蓄積されていたものと推察できる。これは、産業育成型審査、あるいは、産業創造型審査と呼ばれることがあるが、中小企業の将来性を見極め、経営を支援し、成長を促すエンジンであったと考えられる。ただし、近年、日本の金融業界全体について審査処理の合理化・IT 化の潮流の中で金融機関の融資担当者の審査能力を問題視する声が聞かれるが、この点、JFC の支店の現場においても、人材育成が課題とされている。

(4) 商工組合中央金庫

商工組合中央金庫は、中小企業協同組合などその他中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を行うことを目的として、1936 年に設立されたものであり、政府系金融機関の一つに位置付けられる。

組織の法的性格については、元々は 1936 年商工組合中央金庫法に基づき協同組織金融機関として設立されたが、2008 年の株式会社商工組合中央金庫法の施行以降は、特殊会社として運営されている。今後は、2015 年以降の完全民営化が予定されている。

商工組合中央金庫は、JFC と異なり、政府以外に一部を商工組合などが出資している。そ

して、原則、同金庫に出資している組合及びその組合員を融資対象としている。預金業務、証書貸付、手形割引、当座貸越も行っており、業務内容としては民間の銀行と同様の業務を行っている。なお、2008年の株式会社化に伴い預金取引資格の制限が撤廃されたため、2012年12月に債券（リッショール、ワリショール）の新規発行を終了した。現在、同金庫は、JFCと同様に特定の法律に基づいた特別貸付を一部取り扱っており、この点で政府系金融機関としての特徴をとどめているに過ぎない。

なお、2012年9月末時点の貸出残高は9兆5,248億円であり、資金量は、預金4兆106億円、譲渡性預金616億円、債券5兆2,192億円の計9兆2,914億円である。職員数4,159名、店舗数104（うち国内100店舗）となっている。

(5) その他の特徴的な取組

既述の通り、日本には中小企業向け専門金融機関として、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫といった多くの金融機関が存在し、各社各様の中小・零細企業向け融資商品を提供している。また、日本においては、こうした金融機関単独の商品だけではなく、地方公共団体と組んだ融資商品や税理士法人と提携した融資商品の開発・提供を行っている。

例えば、大阪府においては、府内で「がんばる中小企業」の取組を資金面からサポートする「金融機関提案型融資」を実施している。

「金融機関提案型融資」とは、金融機関がそれぞれの特徴や得意分野を活かし商品設計したもので、事業計画づくりや融資後のフォローアップといったサポートに努めるなど、頑張る中小企業を応援する融資メニューとして府が承認する制度融資で、現在、約20金融機関が参加し、40程度の融資制度がある。

融資限度額や融資期間などについては制度に応じて異なっているが、大阪府が金融機関に対して資金を預託することにより、金利を低減させるなど、中小企業者にとってメリットのある制度となっている。

表 10：金融機関提案型融資（大阪府の事例）

区分	金融機関名	融資対象
成長企業 (頑張る中 小企業応援)	りそな銀行	発展・成長に向けての事業計画を有するとともに、環境配慮への取組みにも積極的な中小企業者（法人に限る）
	池田泉州銀行	革新的な経営計画を策定し成長を図る中小企業または成長基盤強化に資する分野への投資を行なう中小企業
	近畿大阪銀行	金融機関が情報リレーション活動や成長支援活動においてサポートしており、事業計画を策定している中小企業者
	南都銀行	中長期的に成長性や新規性があると判断できる中小企業者
	大阪市信用金庫	成長分野での技術開発や新事業開始を目指す中小企業者
	京都中央信用金庫	成長分野において、事業を営む中小企業者
販路開拓 開業者	京都銀行	新事業展開や事業拡大を目指す中小企業者
	大阪商工信用金庫	原則、営業店から2km圏内で開業される方
小規模企業者	大阪信用金庫	商工会議所、大阪経営力アッププロジェクトなどで経営相談を行い、アドバイスに沿って真剣に取り組もうとしている中小企業者
ものづくり企業	池田泉州銀行	元気なモノ作り中小企業300社選定企業や「大阪ものづくり優良企業賞」受賞企業など
	大阪東信用金庫	自社物件（工場・事務所）の取得を希望している中小企業者

地域医療・介護企業	大正銀行	適正な事業計画に基づき、開業・設備更新を行なう開業医
	のぞみ信用組合	介護関連事業を営んでいる、または新たに営もうとする方
新産業分野	関西アーバン銀行	新エネルギー分野などにおける事業を展開する中小企業者 新エネルギーなどの活用によりコスト削減を図り環境負荷軽減に寄与する中小企業者
サービス産業	関西アーバン銀行	大阪の食文化を支える食関連の中小企業者
地域活性化	大阪市信用金庫	地域経済とかかわりのある事業で地域の活性化を図る中小企業者 (例 地域医療を担う医療事業者、空き店舗活用・商店街事業者など)
	大正銀行	大阪府内において事業を営む、業暦が3年以上の中小企業者(一部対象外の業種あり)で、地域経済の活性につながる事業計画(販路開拓、新規出店、新商品・新サービスの提供 など)をお持ちの方

(出所) 大阪府ウェブサイトより調査団作成

税理士法人と提携した金融商品では、TKC 戦略経営者ローンが有名である。TKC は税理士や会計士といった企業会計の専門家を1万人以上有し、全国20か所以上に拠点を有する一大組織であり、決算書の作成、経営改善計画の策定支援、財務コンサルティングなどを行っている。TKC 戦略経営者ローンは、こうして蓄積した中小企業の膨大な財務データをもとにした迅速な融資を行うものである。

表 11 : TKC 戦略経営者ローン (三菱東京 UFJ 銀行の事例)

対象企業	債務超過 3,000 万円以内かつ 1 年以内に金融機関への延滞やリスケジュールがないこと、税金などの滞納がないことなど
資金使途	事業に必要な資金
融資金額	300 万円以上 1 億円以下
返済期間	1 カ月以上、60 カ月以内
融資利率	融資期間 1 年以内の場合：年率 1.60%~9.00% 融資期間 1 年超の場合：年率 1.80%~9.00% ただし、一定の条件に該当すれば最大 0.375%の金利優遇措置を受けることができる。
担保	不要
保証	代表者

(出所) TKC グループのウェブサイトより調査団作成

なお、この融資商品は三菱東京 UFJ 銀行のみが扱っているわけではなく、全国の地方銀行・第二地方銀行約 35 行が取り扱っている。この融資商品は、TKC が提供するシステムに必要なデータを入力するだけで申込が完了し、申込時点では金融機関に出向く必要はないなど、利便性は高いものとなっている。

2.2.2 信用保証制度

(1) 沿革

日本における中小企業の信用力補完による金融円滑化対策は、1931 年(昭和 6 年)に愛知県と大阪府で始まった部分損失保証制度(中小企業の返済不能から生ずる金融機関の損失の一定割合を地方公共団体が補てんするもの)に端を発すると言われている。しかしな

がら、本制度は手続きが煩雑で保証限度額も低いといった課題を抱えていたとされており、こうした点を解決するために、多額の公的資金を活用した信用保証協会構想が立案され、1937年（昭和12年）に最初の信用保証協会である（社）東京信用保証協会が設立された。

1948年に、戦後の混乱した経済からの復興を目的として閣議決定された中小企業金融対策要綱で、中小企業金融の円滑化を図るための方策の一つとして信用保証制度の活用が組み入れられたことを契機に、各地に信用保証協会が設立された。1950年には「中小企業信用保険法」が成立し、現在の信用保険の原型となる制度が構築された（当時は国が金融機関の中小企業に対する融資の未回収部分について、75%を保険金として支払っていた）。そして1958年には、中小企業信用保険公庫が設立され、現在とほぼ同様のシステムが構築された。

その後、景気の変動に応じて、保証制度や保証対象先企業の見直し、拡充などが行われ、現在に至っている。

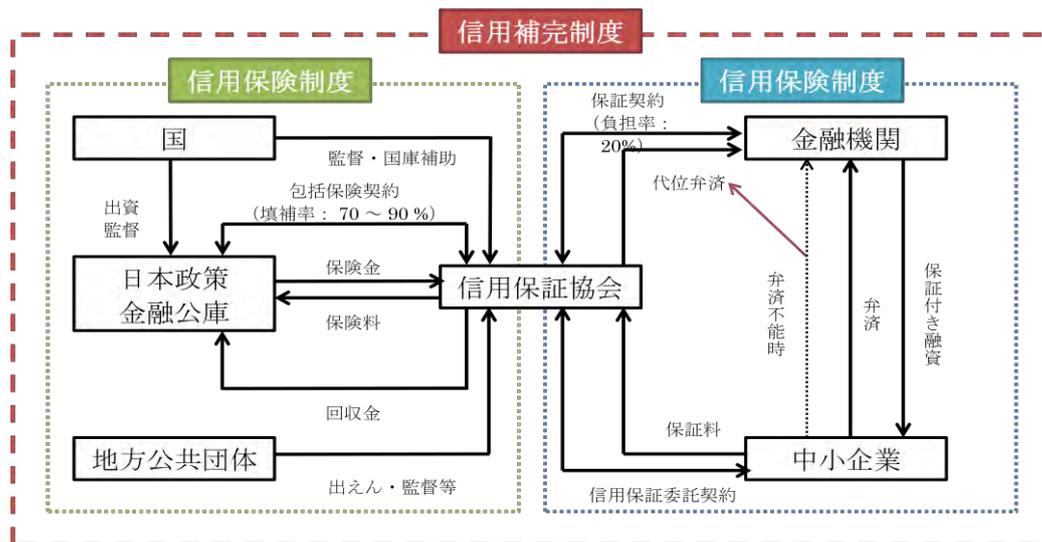
表 12：日本の信用保証制度・信用保険制度略史

年	事象
1937年	最初の信用保証協会である（社）東京信用保証協会設立
1950年	中小企業信用保険法公布施行（融資保険制度創設）
1953年	信用保証協会法公布施行（現在の信用保証協会の根拠法）
1958年	中小企業信用保険公庫設立（現、JFC）
1997年	政府の緊急経済対策実施。
1998年	中小企業など貸し渋り対策大綱の発表。「中小企業金融安定化特別保証制度」の導入（総額30兆円）。
2001年	全国52信用保証協会の出資による「保証協会債権回収株」設立。中小企業信用リスク情報データベース設立。
2006年	信用保証料の弾力化実施
2007年	責任共有制度導入
2008年	緊急保証制度（10月31日～）

（出所）『日本の信用保証2012年』、『信用保証制度 第3版（全信連）』をもとに調査団作成

（2）信用補完制度の仕組み

日本の信用保証制度の特徴は、信用保証協会が金融機関に対して、中小企業の債務を保証する「信用保証」機能と、これを国の出資によるJFC（旧中小企業信用保険公庫）が再保証（付保）する「信用保険」機能を連結した制度であり、この一体化された仕組みを「信用補完制度」と呼び、図表に示すと以下のように表すことができる。



(出所) 財務省資料などをもとに調査団作成

図 8：日本の信用補完制度の仕組みと流れ

信用保証機能（信用保証協会）

信用保証機能とは、保証の提供機関である信用保証協会が金融機関に対して、中小企業の借入債務（中小企業への貸付債権）を保証するものである。

信用保証協会は、信用保証協会法（昭和 28 年 8 月 10 日法律第 196 号）に基づいて設立されている法人であり、現在は日本の全都道府県に合計 52 の保証協会が設立され（支店を含めると 188 拠点あり）、合計で 6 千人以上の従業員を抱えるまでとなっている。

設立目的は、信用保証法第 1 条¹⁴において明記されているとおり、信用保証を通じて中小企業の金融の円滑化を図り、中小企業の健全な育成を行うという役割を担い、中小企業者などが銀行その他の金融機関から資金の貸付けまたは手形の割引を受けることなどにより金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと（同法 20 条）などを主たる業務としている。

そのため、信用保証協会では金融機関に対する信用保証により、中小企業に対して円滑な資金供給を実現するという間接的な資金供給機能を提供するとともに、ビジネスマッチングの開催や中小企業診断士による経営診断業務などにも取り組むことで中小企業者の持続的な発展に総合的に協力している。

信用保証業務は、信用保証という経済的事業を営むものであるため、事業を安定して実施するためには、強固な財務基盤が必要不可欠であり、その元となるのが、株式会社の資本金に該当する「基本財産」である。

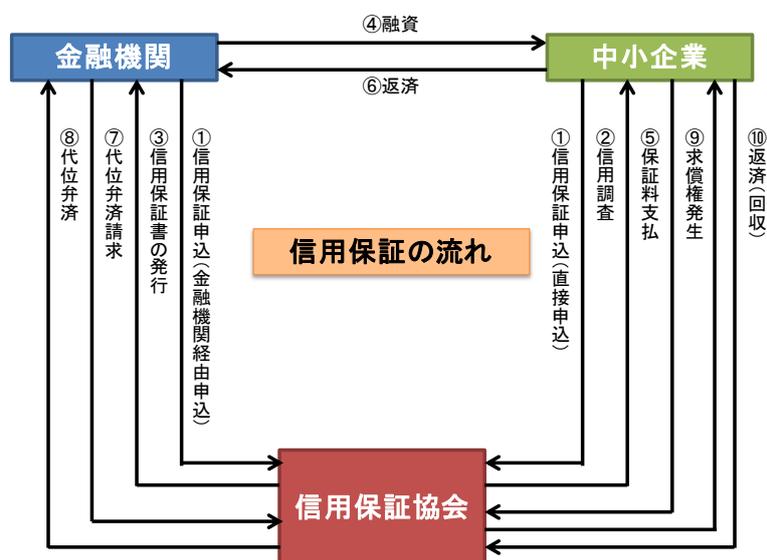
基本財産は、地方公共団体や金融機関が出資する「出えん金」や金融機関などの負担金

¹⁴ 信用保証法第 1 条：この法律は、中小企業者などが銀行その他の金融機関から貸付などを受けるに際してその貸付金などの債務を保証することを主たる業務とする信用保証協会の制度を確立し、もって中小企業者などに対する金融の円滑化を図ることを目的としている

からなる「基金」と過去の収支差額の累計からなる基金準備金から構成される¹⁵。

一般的にこの基本財産を基準として各地の信用保証協会が保証できる保証債務の最高限度額が設定されている¹⁶。

信用保証制度の流れを示すと以下の通りとなる。



① 中小企業者による保証申込（信用保証協会もしくは金融機関）
②信用保証協会による信用調査
③保証協会による信用保証書の発行
④保証書に基づく金融機関による融資実行
⑤中小企業者による保証料の支払い
⑥中小企業者による金融機関への返済
⑦（返済不可時）金融機関の代位弁済請求
⑧保証協会による代位弁済実施
⑨保証協会による中小企業への求償権取得
⑩保証協会による代位弁済額の回収

（出所）『日本の信用保証制度 2012 年』などをもとに調査団作成

図 9：信用保証制度の流れ

日本の信用保証制度の保証対象企業・資金使途・保証限度額・保証期間・保証料率の概要を下表に記載する。

保証対象企業については、日本の中小企信用保険法に該当する中小企業者であり、農林漁業、金融・保険業などは対象外となっている。（後述する通り、農林漁業については別の仕組みが存在している）

¹⁵ 例えば、東京信用保証協会の基本財産 2,308 億円のうち、収益の累積である基金準備金が 2,154 億円、東京都や地方公共団体の出えんからなる基金が 154 億円となっている（東京信用保証協会レポート 2012 年）。

¹⁶ 例えば、東京信用保証協会では、定款で保証債務額の最高限度額を基本財産の 60 倍と定めている。

資金使途は事業経営に必要な運転資金と設備投資資金に限られ、生活資金、住宅資金、投機資金は対象外となっている。

保証限度額や保証期間については、保証制度や融資制度によって多種多様であるが、一般的な保証制度については、概ね10年以内、保証限度額2億8千万円以下である。

保証料率¹⁷は、CRD（中小企業信用リスクデータベース）を活用した財務面の評価（定量評価）と非財務面の評価（定性評価）で決定される。ただし、責任共有制度に該当するかどうかは、国や地方公共団体の特別保証・融資制度などで変動する。

表 13：日本の信用保証制度の基準など

対象企業	業種		資本金				従業員				
	製造業など		3億円以下				300人以下				
	卸売業		1億円以下				100人以下				
	小売業		5,000万円以下				50人以下				
	サービス業		5,000万円以下				100人以下				
保証形態	保証の形態		資金使途		期間			保証限度額			
	個別保証		設備 運転		原則10年以内 ただし、運転資金15年以内、設備資金20年以内といった制度もある。			2億8千万円 有担保：2億円 無担保：8千万円			
	根保証		運転		1年または2年以内						
	当座貸越根保証		事業資金		1年または2年						
保証料	料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	責任共有保証		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	責任共有外保証		2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
人保・担保	保証人		法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要 個人：原則として連帯保証人は不要								
	担保		保証付融資合計金額8千万円以下または保証期間が10年以下の場合 は原則不要であるが、業績などに応じて必要となる場合もある。								

（出所）『日本の信用保証制度2012年』、東京信用保証協会ウェブサイト・パンフレットなどより調査団作成

責任供給制度とは、信用保証協会と金融機関が適正に責任共有を図ることにより、両者が連携して中小企業者の適正な支援を行うことを促進する目的で2007年に導入されたものであり、(i) 部分保証方式¹⁸、(ii) 負担金方式¹⁹の2種類からなる。なお、部分保証方式、負担金方式は利用する金融機関の選択に任されている。

なお、本制度導入前までは保証協会100%保証を実施していた。ただし、現在でも「小口零細企業保証制度」、「創業など関連保険に係る保証」といった保証制度や、「セーフティネット保証」や「震災関連保証」といったより政策性が高い保証制度については、100%保証

¹⁷ 保証料は、中小企業から信用保証協会に支払われるものであり、信用保険の保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、人件費などの事業経費に充当される。

¹⁸ 原則、個別貸付金の80%を信用保証協会が保証し（信用保証協会が金融機関に代位弁済を行う）、残りの20%については、金融機関の負担となる。

¹⁹ 保証時点では100%保証し、信用保証協会が金融機関に対して100%代位弁済を行うが、信用保証協会は事後的に金融機関から約20%の負担金の支払いを受ける。なお、そのうち一定割合を日本政策金融公庫に納付する。

を継続している。

保証商品は、全国の保証協会ですべて同じというわけではなく、①国主導で全国共通の制度として創設されている「全国的制度」²⁰、②地方公共団体が独自の条件で行う「地方公共団体制度」²¹、③信用保証協会が独自の条件で行う「協会独自制度」、④金融機関と保証協会の「提携保証制度」の4つに大別される。

保証協会では、中小企業者の資金調達の円滑化と事業振興に役立つかどうかという観点から審査が行われており、主に書面審査が主となっており、ケースに応じて面談や訪問による審査が行われている（主な審査ポイントは下表参照）。そのため、審査期間は一般的には早く、既に保証実績があり業績が堅調な先で概ね1週間程度、新規先や業績不振先は2週間程度で審査が終了するようである²²。ただし、条件などが合致しない先では1カ月を超える審査期間を要するケースもあるようである。

表 14：保証協会の審査項目

審査ポイント	人物、借入金の資金使途、返済能力・将来性
審査項目（例）	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 保証申込事項：金額、期間、弁済方法、貸付種類、資金使途 ✓ 被保証人：代表者、住所（本支店所在地）、電話、人物評・業種（主要製品・取扱品）、家族（役員）、業歴、従業員 ✓ 財産・収益：貸借対照表・損益計算書・主要勘定科目明細・諸税 ✓ 取引概要：仕入れ、売上、取引先、実績 ✓ 担保：種類、所在地、評価額 ✓ 連帯保証人：氏名（年齢）、職業、住所、資産 ✓ 保証経歴：回数・ピーク残高・現在残高・返済状況 ✓ その他：業界動向、立地条件

（出所）『信用保証第3版』より調査団作成

信用保険機能（JFC）

信用保険機能とは、信用保証協会が行う信用保証に対してJFC（保険）²³が保険をかけることで、さらに信用保証協会のリスク許容度を高めることにより、信用保証協会の金融機関に対する保証を促し、ひいては中小企業への資金供給の円滑化に貢献せんとするものである。

²⁰ 代表的なものとして、セーフティーネット保証、震災復興保証などが挙げられる。

²¹ 地方公共団体が各信用保証協会に対して信用保証を実施したり、中小企業に対して保証料補給などの財政支援を行うことも多い。

²² 参考：中小企業庁（2004年）『信用補完制度の現状と課題』

²³ JFC（保険）の前身は1958年（昭和33年）に設立された中小企業信用保険公庫である。その後、数次にわたる統合、合併、組織変更により現在の組織となっている。主な業務は、①信用保証協会に対する保険の提供、②保証協会に対する融資となっている。ただし、②の実績は、近年はない。

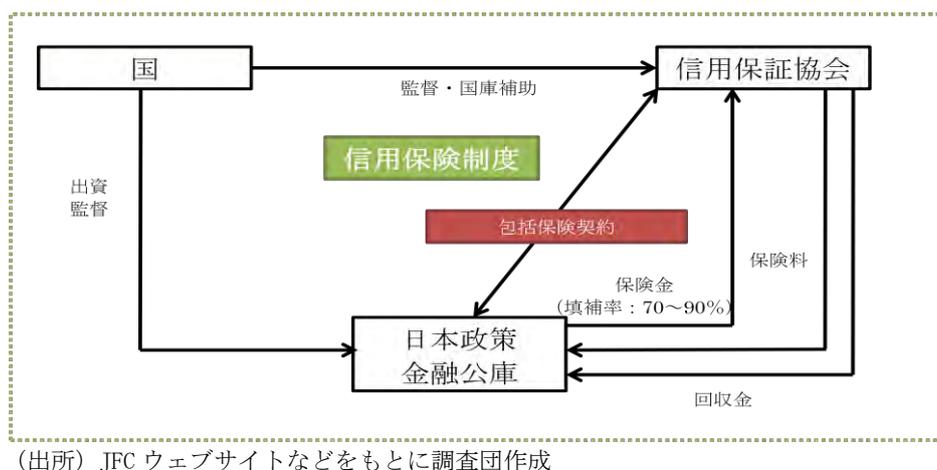


図 10：信用保険制度の流れ

この信用保険には、①保険引受、②保険金の支払い、③回収金の納付において特徴がある。

特徴①：保険引受（包括保険契約）

信用保証協会が行った保証が一定の要件を備えていれば、その保証に保険関係が自動的に成立する。これにより、JFC は保険責任を引き受け、その対価として信用保証協会から保険料²⁴の支払いを受けるものである。

特徴②：保険金の支払い

中小企業が金融機関に返済不能となった際には、信用保証協会は中小企業に代わり金融機関に代位弁済を行う。この弁済を保険事故として、JFC は信用保証協会に対して保険金（代位弁済額の 70～90%²⁵）を支払う。

特徴③：回収金の納付

信用保証協会は、保険金の支払いを受けた後、代位弁済により取得した求償権の回収に努め、その回収があった際には受領した保険金の割合に応じた金額を JFC に納付する。

(3) 信用補完制度の実績

保証承諾・代位弁済

信用保証制度実施以降、資金繰りが難しい中小企業のニーズを反映して着実に件数・残高ともに伸張し、1980 年の後半以降には、バブル景気の崩壊に伴う日本の景気低迷を背景に、信用保証制度の利用は大幅に増加した。

²⁴ 保険料は保証料に対応する形で一般的に 9 段階に設定されており、保証料より若干低めに設定されている。

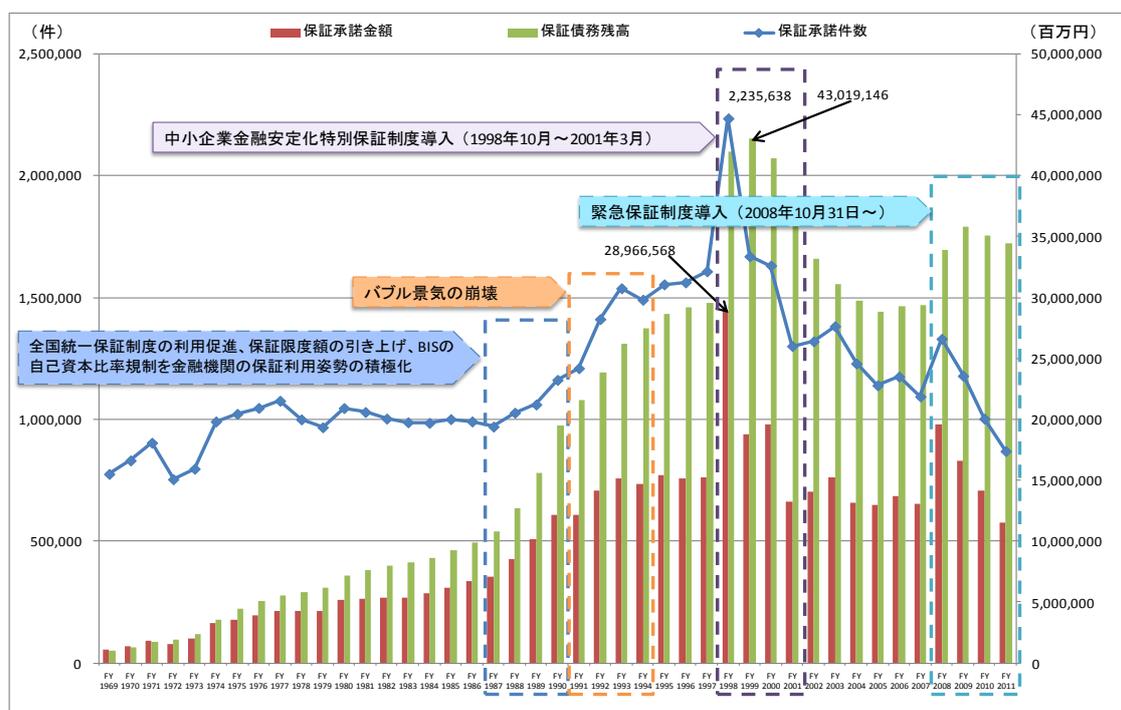
²⁵ 代位弁済率については、一般的には 70～80%。90%のものは特に政策性が高いものに限定されている。

特に1998年10月に中小企業金融安定化特別保証制度が導入された際の1998年度実績は保証承諾件数220万件、保証承諾額29兆円と過去最高を記録した（保証債務残高のピークは1999年度の43兆円）。

その後は、信用保証制度の利用は落ち着く傾向にあったが、2008年に発生したリーマンショックに伴う景気悪化に苦しむ中小企業を支援するために導入された緊急保証制度によって、一時的に増加したものの、現在は承諾件数・承諾金額自体は落ち着いている（ただし、保証債務残高は2011年度末時点で35兆円と高い水準にある）。

代位弁済額は、バブル経済崩壊後の不況の影響を受け、1991年度以降急速に増加しており、2002年度にピークに達している（代位弁済額：1兆2千億円、代位弁済率3.8%）。それ以降、減少傾向にあったものの、緊急保証制度導入以降に代位弁済額は再度増加し、現在は低下傾向にあるが、極めて高い水準で推移している。

信用保険制度は保証協会の保証に対して、自動的に付保される包括保険制度であることから、保証承諾額と実績は連動している。



(出所) 『信用保証第3版』、『日本の信用保証制度2012年』などをもとに調査団作成

図 11：信用保証制度の実績推移

保証利用度（浸透度）

全国の保証協会利用度（浸透度）であるが、2000年前後に特別保証制度導入の影響もあり45%の企業が保証協会を利用していた時期もあったが（2001年度：45.3%）、近年は概ね37%前後の利用率となっている（2011年度：36.8%）。

なお、保証協会利用度については地域的にばらつきが大きく、例えば東京都では47.3%

と都内の半数近い企業が保証協会を利用しているのに対して、鹿児島県での浸透度は25.8%と全国平均を10%以上下回る結果となっている。

表 15：各地の信用保証協会利用状況とその特徴

項目	特徴
浸透度	東京都では47.3%、鹿児島県では25.8%など地域でのばらつきが大きい。
業種	地方では建設業の利用が多いが、比較的全業種で利用されている。
金融機関	東京では都市銀行が圧倒的なシェアをしめているが、都市銀行が弱い地方では地方銀行や信用金庫といった地域金融機関のシェアが極めて高い。
資金使途	運転資金の利用が大半であり、90%前後を占めている。
保証期間	地域差が顕著であるが、7年超の保証は少ない。
従業員	大半が従業員20名以下の小企業・零細企業となっている。

(出所) 各保証協会ディスクロージャー紙及びウェブサイトより調査団作成

情報提供体制

保証協会の情報提供活動は、各地の信用保証協会だけが行っているわけではなく、全国レベル（国レベル）、都道府県レベル（各信用保証協会・都道府県庁・商工会議所）、市区町村レベルで行われている。特に、各信用保証協会の広報活動は活発である。下表は東京信用保証協会の活動例であるが、金融機関向け説明会を1年で2,728回も開催するなど、信用保証制度の利用を促すために積極的に広報活動や講師の派遣を行っており、特筆すべき点と言えよう。

表 16：信用保証協会の情報提供（東京信用保証協会の事例）

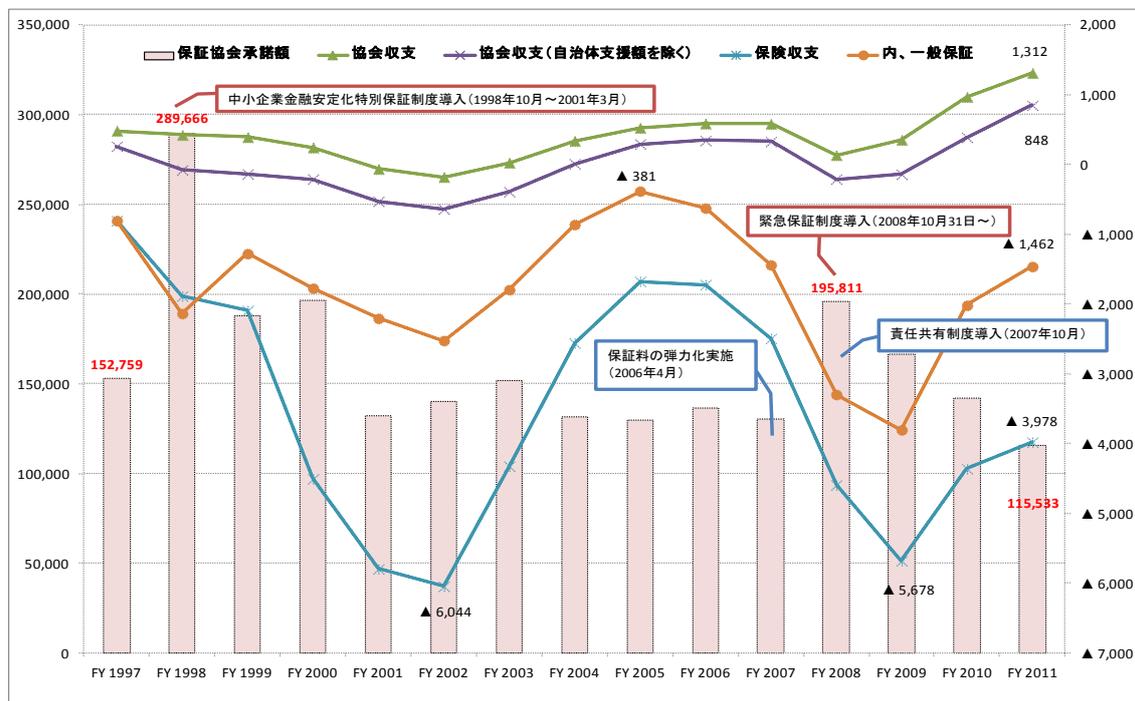
活動	活動詳細
金融機関などへの訪問説明会	金融機関や中小企業支援機関への訪問説明会（保証業務や事務手続きなどの説明）の実施。平成23年度実績：2,728回
情報冊子の作成 ウェブ・メール マガジンの作成	月刊誌：制度改正の変更点などを記載した月刊誌の発行。 手引書・ガイドブック：信用保証協会の仕組み、保証対象企業、メニューなどを記載した手引書。 広告：日刊紙への定期的な広告掲載による制度及び組織の周知。 ウェブ・メールマガジン：ウェブでは、各種制度の説明から必要書類のダウンロードまで可能。
展示	展示会での専門ブースの設置
個別セミナー	創業支援セミナー、経営支援セミナー、ビジネスマッチングの開催

(出所) 『東京信用保証協会レポート2012年』から調査団作成

信用保証協会・JFC（信用保険）の収支状況

保証協会の融資は信用保険の効果、地方自治体からの支援額などから一時期を除いては概ね安定した収支となっている。一方、信用保険の収支（保険収支）は、変動はあるものの大幅な赤字を計上し続け、その赤字を政府出資金などで賄う状況となっている。特に2008年の秋に発生したリーマンショックによる世界同時不況時には、約2兆円もの資金が注入されており、巨額の財政負担が発生している。財務省作成資料によれば、1998年度以降に

信用保険などの分野に投入された予算²⁶は累計で8兆円近くに上っている。



(出所) 財務省資料、JFC ウェブサイトなどをもとに調査団作成

図 12：信用保証協会・信用保険の収支推移

日本の信用補完システムが中小企業の事業活動に与える影響

東京信用保証協会が会員企業に対して実施したアンケート調査²⁷によれば、回答企業の実に85%の企業が、資金調達に信用保証協会が有効だと回答している。

また、東京商工会議所の調査²⁸では保証付融資を受けている企業は、従業員数が少ない企業ほど利用率が高く（従業員数0～5人：73.9%、6人～20人：84.0%）、またこうした小規模企業ほど無担保融資の比率が高いことから（従業員数0～5人：48.9%、6～20人：27.6%）、提供できる担保を保有していない小規模企業ほど、資金調達に際しては、保証制度が有益であると言えよう。

また、みずほ総合研究所が2009年に中小企業庁の委託を受けて実施した調査では、信用保証を利用した中小企業全体における効果について定量的な推計（2002年度～2006年度）を行っている。

²⁶ 政府出資金は、昭和40年代は50億円程度、昭和50年代は300～400億円程度、平成に入ってから当初100～200億円で推移していた。

²⁷ 第18回中小企業者アンケート結果報告（2012年）東京信用保証協会、対象企業：東京信用保証協会を調査開始日より6カ月以内に利用した7,000企業（有効回答数3,155企業、有効回答率45.1%）、調査実施期間2012年8月末～10月末。

²⁸ 中小企業金融に関する調査結果（2012）東京商工会議所、対象企業：東京商工会議所加盟企業のうち1,981社（有効回答数479社、有効回答率24.2%）、調査実施期間2012年6月。

表 17：信用保証制度による経済的効果

信用保証を利用することにより	金額推計
①実現できた投資	各年度 2.2～4.7 兆円
②事業が可能になった中小企業の付加価値（GDP）創出額	各年度 9.5～16.7 兆円
③事業が可能になった中小企業の納税額（税収確保効果）	各年度 2～6 千億円
④事業の継続が可能になった中小企業が仮に倒産した場合に支払われる失業手当の額（失業手当支払い抑制効果）	2.5～4.4 兆円

（出所）みずほ総合研究所（2011年3月）『信用補完制度の政策効果に関する調査報告書』より調査団作成

本調査からは、投資効果、付加価値創出効果、税収確保効果、失業手当支払い抑制効果について高い効果が得られており、信用補完制度は中小企業への事業維持効果と国に対する一定の経済的効果をもたらしていると言えよう。

日本の信用補完システムが抱える課題

日本の信用補完システムは、信用保証協会が担う「信用保証制度」、信用保証協会の保証に対してさらに JFC が保険をかける「信用保険制度」の 2 段階の手厚い制度となっており、こうした制度が中小企業の信用リスクや物的担保を補完し、金融機関の円滑な資金調達に寄与し、日本経済の源泉である中小企業の発展に寄与してきた。

一方で、こうした手厚い制度による恩恵がある反面、近年の景気悪化により信用保証協会の代位弁済額は膨らみ、これに保険を付与している JFC の収支状況は大幅な赤字が慢性化しており、政府には巨額な財政負担が生じている。

このような状況となった原因としては、金融機関及び借り手企業側のモラル・ハザードの問題が挙げられる。金融機関側にとってみれば、保証協会が貸出債権を保証してくれることから、プロパー融資に比して、審査や貸付先管理へのインセンティブが低下するといった可能性がある。また、借り手企業にとっては、保証がつくことによって、比較的容易に無担保で長期資金を調達することができたことから、安易な借入を志向した可能性がある。こうした金融機関・借り手側企業双方のモラル・ハザードが、巨額な財政負担を発生させた要因の一つとも言われている。

なお、こうした危機的状況を打開するために、政府は 2006 年 4 月に保証料の弾力化を実施し、従前全ての企業に対して一律であった保証料率を信用リスクに応じて徴収する制度を開始した。また、2007 年 10 月からは、従前 100%保証していた保証割合を 80%にまで引き下げる責任共有制度を導入したが、直後の経済環境の悪化と、それに伴う緊急特別保証制度の導入により、責任共有制度の定量的効果の測定は難しく、現時点において早急に保証制度を見直すことは困難である。

こうした状況に対して、政府も強い危機感を有しており、今後の信用補完システムの在り方については、継続的に審議されているところである。

2.2.3 基礎インフラ

(1) 中小企業信用リスク情報データベース (CRD)

1) 導入の目的

中小企業信用リスク情報データベース (CRD) は、2001 年に中小企業の経営データ (財務・非財務データ及びデフォルト情報) を集積する機関として開設されたものであり、中小企業金融に係る信用リスクの測定を行うことを通じ、中小企業金融の円滑化や業務の効率化を実現することを目指したものである²⁹。

非上場である中小企業については、良い企業と悪い企業との識別を行うことが困難である場合も多く、中小企業向けの金融円滑化を図るために、企業の財務データをデータベースに蓄積し、個々の中小企業の経営状況や信用リスクを統計的に判断できる体制を中小企業庁のイニシアチブにより整備しようとしたものである。

また、中小企業向け融資においては、不動産など担保に基づいた融資判断が行われることが多いとの指摘もあり、金融機関が担保・保証に依存しない融資を行うためには、個々の企業の財務内容の良し悪しを客観的に判断できる体制が必要となっていたことも背景の一つである³⁰。

2) CRD の仕組み

CRD は、会員である保証協会・金融機関が取引先のデータを入力し、会員は CRD から蓄積されたデータから、各種サービスを受けることができる。

CRD は、2012 年 4 月時点で、会員数 185 を有する。会員は、信用保証協会や政府系・民間金融機関のほか、データやモデルを利用する政府機関 6 機関である。

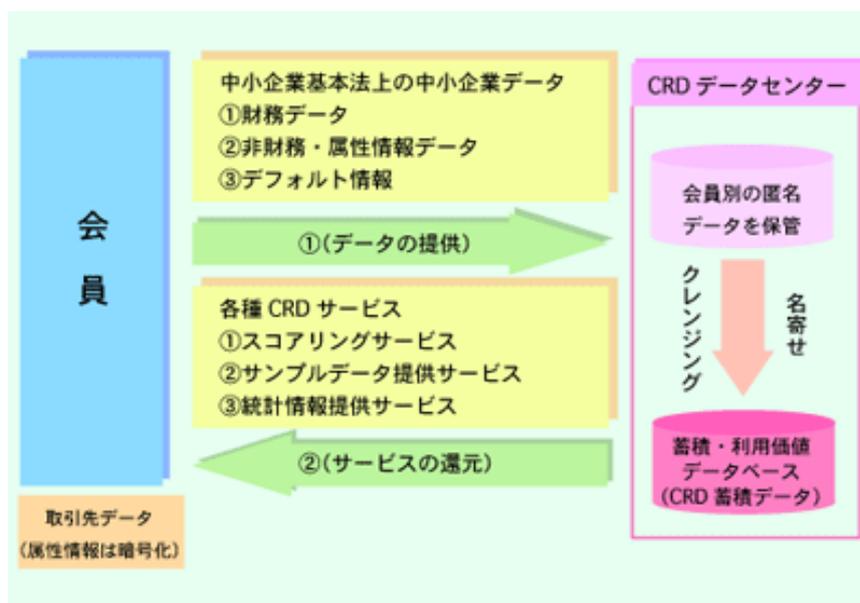
会員である信用保証協会や金融機関は、取引先中小企業の財務データ・非財務データ・デフォルトデータを CRD に提供し、データは CRD に蓄積される。なお、企業名は全て暗号化され、個別企業名の特定はできない仕組みとなっている。

CRD からは、会員である信用保証協会や金融機関に対して、集積データから融資審査の際に必要な中小企業の各種経営指標などを提供する。具体的には、会員は、非デフォルト企業・デフォルト企業の別に、規模別、業種別、地域別の各経営指標の平均値、中央値、標準偏差を入手することができる。

また、会員企業は、CRD に蓄積された財務データを、決算書の形で入手することもできる (ただし、個別企業名の特定はできない)。会員である金融機関は、独自に内部格付を行うためにスコアリングモデルなどを構築することが一般的であるものの、統計分析を行うためには、数多くのデータが必要であり、そのためのデータ不足を補うものである。

²⁹ CRD 協会

³⁰ 鹿野嘉昭 (2006 年) 「CRD データベースからみた日本の中小企業金融の姿」



(出所) CRD 協会ホームページ

図 13 : CRD の仕組み

なお、CRD の立ち上げは 2000 年に始まったが、立ち上げに際し、全国の信用保証協会 52 機関から 60 万件の財務データ、デフォルトデータ、非財務データの提供などを受けてスコアリングモデルが作成された。2000 年時点でメンバーとなっていた金融機関は地方銀行や信用金庫などを中心に 20 機関のみであった。自行で同様のデータベースを保有していたと思われる都市銀行の参加は 1 行のみであった。中小企業信用リスク情報データベース立ち上げにあたっては、当初蓄積する十分な量のデータをいかにして確保するかが課題になるものと思われる。

2012 年時点では、約 300 万件のデータが蓄積されている。会員となっている金融機関は 125 機関まで増加しており、入会金は 200 万円、年会費は 400 万円である。上記の通り各種サービスを受けることができる一方、データの提供も義務付けられている。

保証協会は、CRD のデータを用いて作成されたリスク評価システムにより、債務者の区分を行うとともに、その区分ごとに保証料率を設定している (区分は 9 分であり、最大 2.20% の保証料率となっている)。

(2) CRD 以外のデータベース

CRD 以外にも次の 3 機関が中小企業向け信用情報システムを運営している。

表 18：中小企業向け信用情報システム概要

		中小企業信用 リスク情報 データベース (CRD)	日本リスクデー タバンク (RDB)	信用リスク情報 統合システム (CRITS)	中小企業信用 リスクデー タベース (SDB)
設立		2001 年	2000 年	2004	2004
メンバー数		125：金融機関 52：保証協会	61 (当初は 22 の金 融機関及びノン バンクなど)	64：地方銀行	信金中金および 信用金庫 278 機 関
データ数	財務データ	3,000,000 以上 (中小企業を中 心とした企業お よび個人事業主)	550,000 (企業および個 人事業主)	679,000	684,000 (企業)
	デフォルト データ	300,000 以上	157,000		
サービス		<ul style="list-style-type: none"> ▶スコアリング サービス ▶統計情報サー ビス ▶サンプルデー タ ▶コンサルティ ング 	<ul style="list-style-type: none"> ▶スコアリング サービス ▶統計情報サー ビス ▶サンプルデー タ 	<ul style="list-style-type: none"> ▶スコアリング サービス ▶統計情報サー ビス ▶ポートフォリ オ分析 	<ul style="list-style-type: none"> ▶スコアリング サービス ▶統計情報サー ビス ▶リスク・ポート フォリオ管理 報告書

(出所) 各種資料より調査団作成

金融機関は、上記のデータベースのいずれかに任意に参加している。例えば、メガバンクたる三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほ銀行は、CRDには参加していないものの、日本リスクデータバンクの会員となっている。地方銀行であれば、信用リスク情報統合システム (CRITS) に、信用金庫であれば中小企業信用リスクデータベース (SDB) にそれぞれ参加している。CRDに加えて、これらのうちいずれかの会員になっているケースも見られる。年会費は、それぞれ異なる。

(3) 税務申告制度

日本における所得税は、納税者が自ら税法に従って所得金額と税額を計算し納税する申告納税制度を採っている。そのため、納税者は、収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を記帳し、取引に伴い作成したり受け取ったりした書類を保存しておくことが求められる。いわゆる青色申告制度において、一定水準の記帳をし、その記帳に基づき正しく申告をする場合には、所得金額の計算で有利な取扱いが受けられる。

不動産所得または事業所得が発生する事業を行う青色申告者が、所得に係る取引を複式簿記により記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表を損益計算書とともに確定申

告書に添付して確定申告期限内に提出している場合には、これらの所得から最高 65 万円が控除される³¹。

ただし、記帳や貸借対照表・損益計算書の作成が義務となるため、事業主や家族・被用者が簿記会計の知識をもっていること、または会計士・税理士などに記帳・税務申告を依頼することが必要となる。最近では、これらの記帳・申告を補助するためのソフトが一般的になっている。

2.3 農林漁業者向け金融システム

以下では、農林漁業金融のうち国内の経済規模³²や融資規模で最も大きい農業にフォーカスし、その融資メカニズムや金融商品、信用保証制度、基礎インフラなどについて整理する。

2.3.1 融資メカニズム、金融商品

まず、我が国の農業金融を担う主体として、(a)農協、及び、(b)JFC について、それぞれの融資実績、金融商品などについて整理する。

(1) 農業協同組合

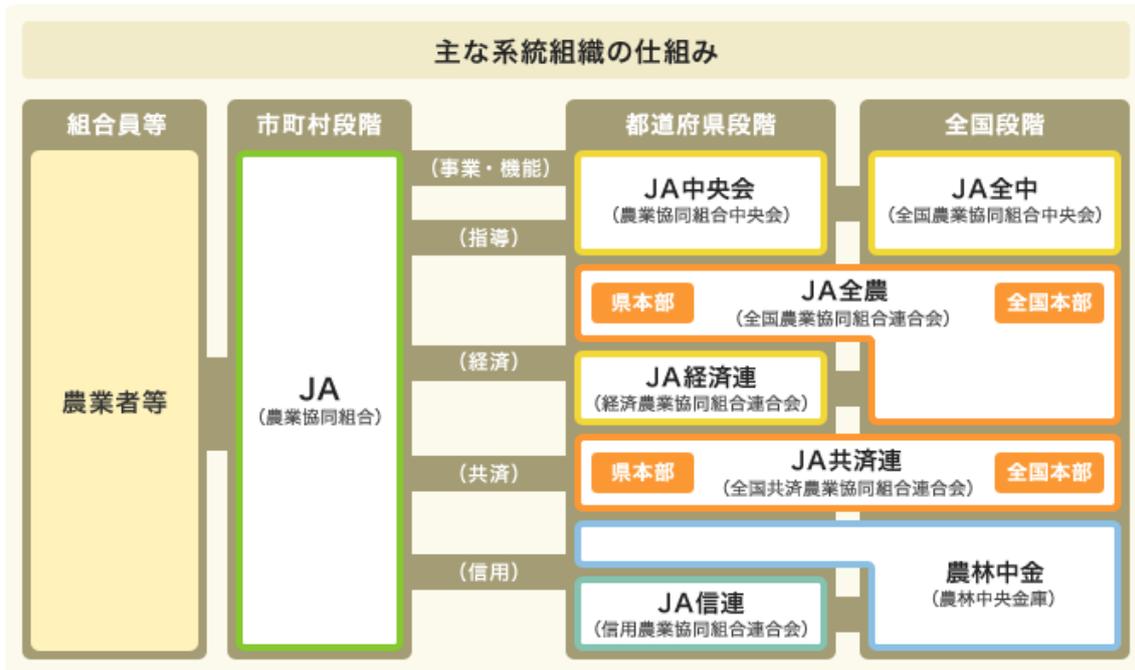
農業協同組合（農協）は、相互扶助の精神のもと、組合員の農業経営の改善や、農産物の集荷・販売、生産資材の供給などを行う経済事業、万一の時に備えとなる生命共済や自動車共済などを扱う共済事業、貯金・ローン・為替などの金融サービスを提供する信用事業などを手掛けている。市町村レベルの単位組合である農業協同組合、都道府県レベルの信用農業協同組合連合会（信連）、最上層の農林中央金庫（農林中金）と三層でなる農協系統金融機関は、「JA バンク」とも総称される。

農協系統金融機関の都道府県レベルの連合会である信連は、農協の事業運営をサポートする。農林中央金庫は、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの出資による協同組織の系統中央機関たる民間金融機関である。農協系統金融機関は、農協 718、JA 信連 36、農林中央金庫の合計 755（平成 23 年 7 月現在）で構成されている。

農協系統の仕組みは、下図の通りとなっている。

³¹ 国税庁ホームページ

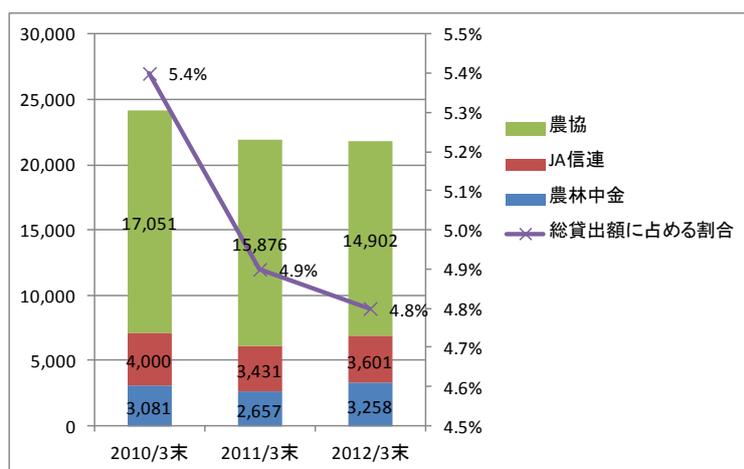
³² 平成 23 年の業種別国内総生産は、農業 4 兆 6,025 億円、林業 1,592 億円、水産業 6,880 億円である。



(出所) JA バンクホームページ

図 14 : 農協系統の仕組み

下図は、農業系統金融における農業関連向け貸出金残高の推移を示したものである。2012年3月末の貸出金残高は2兆1,760億円であり、近年は2兆円強で推移している。機関別にみると、全国に数多くの拠点をもつ農協が最も大きな役割を果たしている。なお、JAバンクにおける総貸出額（2012年3月末45.5兆円）に占める農業関連向け貸出金比率は5%前後と小さいが、農協においては住宅ローンや地公体向け融資が大きいことが、農林中金においては地公体やその他業界向け融資が大きいことが、その理由である。ちなみに、2012年3月末における林業関連向け貸出金残高は179億円、漁業関連向けは5,553億円であり、農林漁業分野では農業関連向け融資が最も大きい。



(出所) 『農林漁業金融統計 2010、2011、2012 年版』より調査団作成

図 15：農協系統金融の 農業関連向け貸出金残高の推移 (単位：億円)

下表は、農協系統金融における農業関連向け融資プログラムの概要である。

農業近代化資金は、農業近代化資金金融通法に基づき、国が融資機関（一般市中金融機関も含まれるが、実際は農協がほぼ独占）に対して利子補給を行うことにより実現される低利の長期融資プログラムであり、いわば民間資金を原資とした政策金融プログラムである。また、新スーパーS は、国の利子補給に伴う低利の運転資金融資プログラムである（なお、後述する JFC の融資プログラムには、長期の低利融資プログラムたるスーパーL がある）。なお、農協系統金融において融資残高が最も大きいのは、独自の融資プログラムである。

表 19：農協系統金融による農業関連融資プログラムの概要

	FY2011末 残高	対象事業者	資金使途	融資限度額	返済期間 (うち据置期間)	金利	担保・保証人
農業近代化資金	1,882	認定農業者、認定就農者、 その他	農業の「担い手」の経営改善のための長期で低利 な制度資金。施設の取得・拡張、設備・機具購入、 長期運転資金等が対象。「認定農業者」には、金利 優遇等の特例あり。	【個人】18百万円 【法人】200百万円	17年以内 (5年以内) 但し、事業者分 類により異なる	N.A.	N.A.
農業経営改善促進資金(新スーパーS)	その他制度 資金併せて 4,444	認定農業者	農業経営に必要な運転資金を低利で提供する 短期 の制度資金	【個人】5百万円 【法人】20百万円	短期:1年以内	変動金利	N.A.
新農業振興資金(アグリマイティ―資金)	15,434	認定農業者、認定就農者、 その他	施設の取得・拡張、設備・機具購入から短期の運転 資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応 できる JAバンク独自の資金 。制度資金よりも迅速 な対応が可能。	N.A.	10年以内 (3年以内) 短期:1年以内	N.A.	N.A.
JA農機ハウスローン		認定農業者、認定就農者、 その他	農業生産向上のため農業機械等を取得するに際 し、 迅速かつ簡便な審査 で、借入できる JAバンク 独自の融資商品 。	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
営農ローン		認定農業者、認定就農者、 その他	農機具の購入や運転資金など営農関係のあらゆる 資金に利用でき、迅速な対応が可能な JAバンク独 自の資金	N.A.	短期:1年以内	N.A.	N.A.
農林水産環境ビジネスローン		原則3期分の決算書提出が 可能で、繰越欠損が無い農 業法人等	運転資金や設備資金などの資金ニーズ向けの資金 で、 農林中金が融資主体 となる。金利優遇のメリッ トが得られる上、担保や保証人に関してより柔軟に なり借りやすいのが特徴。	N.A.	10年以内	短プラ+ α、 長プラ+ α	担保は原則必 要、個人保証は 不要。 (短期資金の場 合、無担保も可)
その他共計	21,760						
受託貸付金残高 (JFC スーパーL資金、経営体育成強化 資金、農業改良資金等の制度資金)	6,008	次項にて説明					

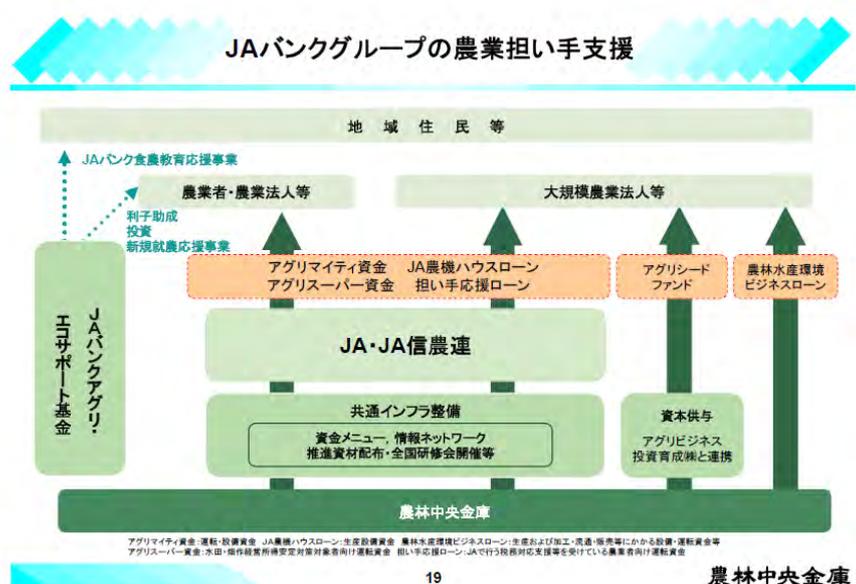
(出所) 農林中央金庫ウェブサイトなどから作成

下図に示す通り、農協系統金融では、農業関連融資に加えて、資本供与や利子助成、新規就農応援事業などを手掛けている。

例えば、「アグリシードファンド」は、農林中金が2010年度、地域農業の担い手を育成することを目的に創設したもので、資本過小ながら技術力のある農業法人へ資本を供与する枠組みであり、2012年9月末までの累計実績は45件4.0億円にのぼる。

「アグリ・エコファンド」は、JAバンクのCSR事業の一環として、農業振興、環境貢献、社会貢献に積極的に取り組む経営体に対して資本供与を行うもので、2012年9月末までの累計実績は33件11.5億円である。

また、農協系統金融では環境金融への取組として2010年12月に「農林水産環境格付制度」を導入し、ランクに応じた金利優遇を行う他、融資関連業務として、ビジネスマッチング、系統機関間の人材交流や農協信用事業担当役員研修などを通じた農業金融を担う人材の育成にも取り組んでいる。

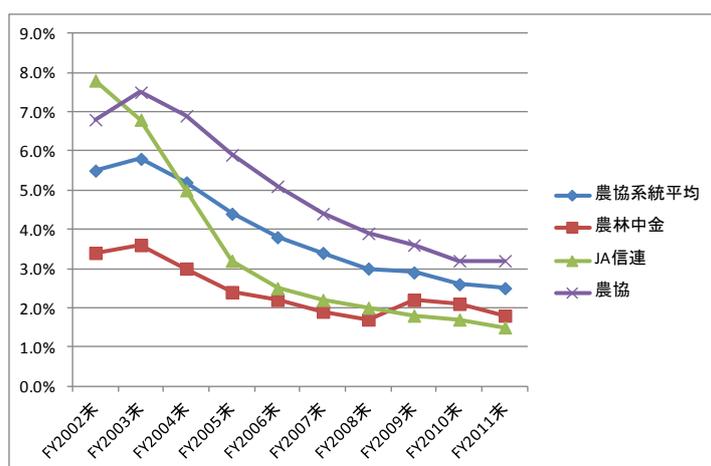


(出所) 農林中央金庫 2012年度半期決算概要説明資料

図 16：農協系統金融による農業支援の概要

下図は、農協系統金融機関における不良債権比率の推移を示したものであり、近年は低下基調にあることが確認される。なお、前述した通り、農協系統金融機関の融資残高に占める農業関連向けの比率は5%前後と小さいことから、下図の数値が農業関連向け融資の不良債権比率を反映している度合は必ずしも大きくないと思料される。

なお、有識者ヒアリングによれば、農協はかつては地域内の農業者の「懐具合」をしっかり把握していたものの、近時は農協同士の合併などに伴い組合員たる個別農業者に対するグリップ力の低下が進行している模様であり、他の金融機関による参入余地を拓けることにつながっているものと思料される。



(出所) 農林水産省『農協系金融機関の平成 23 事業年度末におけるリスク管理債権などの状況について』

図 17：農協系統金融機関の不良債権比率の推移

(2) JFC 農林水産事業

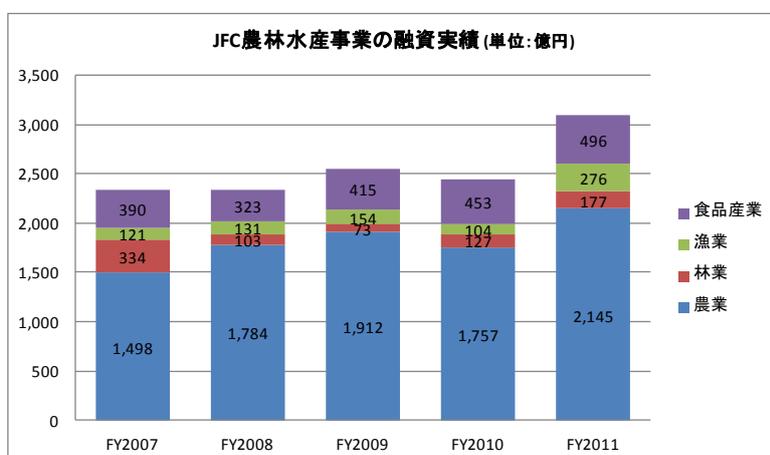
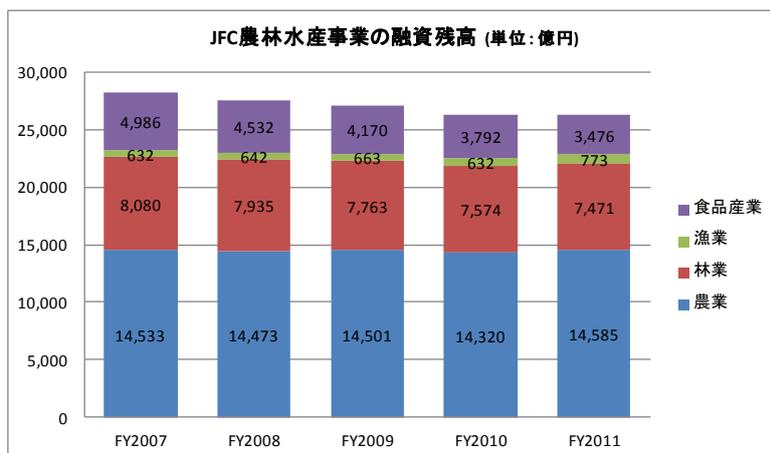
JFC にて農業金融を実施しているのは、農林水産事業本部である。JFC 農林水産事業の前身である農林漁業金融公庫（農林公庫）は、農林漁業者に対する長期・低利資金の供給などを目的に 1953 年に全額政府出資により設立された政策金融機関である。農林公庫は、政策金融改革に伴い、2008 年、JFC に統合されている。JFC 本部に加えて、国内 48 の支店が農林水産事業を設置している。平成 24 年 3 月末現在、農林水産業者向け業務に属する従業員数は 851 名である³³。

下図は、JFC の農林水産事業の融資残高と融資実績の推移を示したものである。農林水産事業全体の融資残高は 2 兆 5 千億円強の水準で推移しており、このうち農業向けが過半（2011 年度末：55%）を占めている。融資実績についても、農業向けが全体の 7 割前後を占めており（2011 年度：2,145 億円、構成比 69%）、最も大きい。

前述の農協系統金融機関の 2011 年度末農業関連向け融資残高（2 兆 1,760 億円）に比し JFC の残高は小さいものの、この二つの機関が日本の農業金融を担っていると言える。上記の通り、農協系統金融機関による融資残高は大幅に減少傾向にあるものの、JFC 農林水産事業による融資残高はほぼ横ばいである。JFC 農林水産事業による融資件数は減少しているものの、農業従事者の法人化・大規模化により、2005 年あたりから 1 件あたりの金額が大きくなっていることが指摘されている。特に、JFC 農林水産事業による長期資金は大幅に増加しているのに対し、農協系統金融機関による長期資金は増加していることが指摘されている³⁴。

³³ 出所：JFC 有価証券報告書

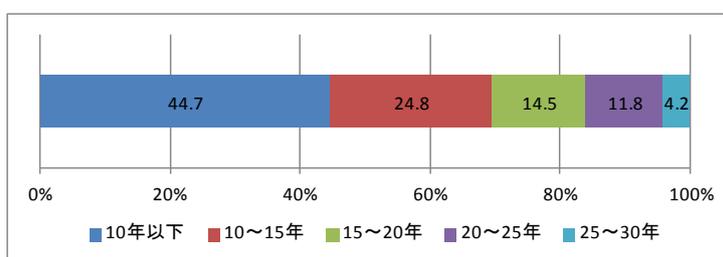
³⁴ 「最近の農業制度資金の変化と JA の課題」長谷川晃生『農中総研 調査と情報 2011 年 3 月』



(出所) JFC (2012 年) 『農林水産事業のご案内』

図 18 : JFC 農林水産事業の融資残高と融資実績

ちなみに、下図は、2011 年度の償還期間別の融資金額構成比を示したものである。10 年超の長期融資が過半を占めており、平均期間は 13.0 年となっており、一般市中金融機関には対応が困難な長期の融資が中心となっていることが確認される。



(出所) JFC (2012 年) 『農林水産事業のご案内』

図 19 : 農業関連向け融資金額の償還期間別構成比

表 20：JFC 農林水産事業の制度資金融資プログラムの概要と実績（2011年度）

2013年1月24日現在

	FY2011	対象事業者	資金使途	融資限度額	返済期間 (うち据置期間)	金利	担保・保証人
農業経営基盤強化資金(スーパーL)	983	認定農業者	農業経営改善計画の達成に必要な次の資金	【個人】150百万円 【法人】500百万円	25年以内 (10年以内)	一般:0.40~1.30% 但し、当初5年間は実質無 利子((財)農林水産長期金 融協会が利子助成)	原則必要 (500万円までの 借入は、一定の 基準を満たす場 合、無担保・無保 証でも可)
農林漁業セーフティネット資金	386	認定農業者、就定農業者、 他	災害や社会的又は経済的環境変化により経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金	【一般】6百万円 【特認】年間経営費等の 3/12以内	10年以内 (3年以内)	0.40~0.85%	原則必要
農林漁業施設資金	340	農林漁業を営む者、農業協 同組合、農業協同組合連合 会、農業共済組合、農業共 済組合連合会、土地改良 区、土地改良区連合及び農 業振興法人等	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共 同利用施設及びその他共同利用施設の改良、造 成、復旧又は取得	負担額の80%	20年以内 (3年以内)	0.40~4.90%	N.A.
農業改良資金	244	認定農業者、認定就農者、 主業農業者、家族協定を締 結している方、集落営農組 織、エコファーマー、認定中 小企業者等	農業改良措置に関する計画(※)の実施に必要な次 の資金 ※農業改良措置の内容について都道府県知事から 認定を受けた経営改善資金計画書を指す	【個人】50百万円 【法人】150百万円	10年以内 (3年以内)	無利子	原則必要
経営体育成強化資金	50	農業を営む個人、法人・団体 であって、経営改善資金計 画または経営改善計画を融 資機関に提出された方、認 定就農者、農業参入法人 等	経営改善資金計画又は経営改善計画に基づいて行 う農業経営の改善を図るために必要な資金	負担額の80%、または、 【個人】150百万円 【法人】500百万円	25年以内 (3年以内)	1.30%	原則必要
農業基盤整備資金	73	農業を営む者、農業協同組 合、農業協同組合連合会、 農業共済組合、農業共済組 合連合会、土地改良区、土 地改良区連合及び農業振興 法人等	農業生産力の増大、生産性の向上を図るための生 産基盤の整備や農村環境基盤の整備などに係る費 用	負担額	25年以内 (10年以内)	1.30~1.40% (災害普及については、 0.40~1.30%)	N.A.
担い手育成農地集積資金	65	農業を営む者、農業協同組 合、農業協同組合連合会、 農業共済組合、農業共済組 合連合会、土地改良区、土 地改良区連合及び農業振興 法人等	農地、牧野の新設・改良・造成に必要な資金 (但し、経営体育成促進事業として採択されたもの が対象)	次のいずれか低い額 ・借入者が当該年度に負 担する額の6分の5に相当 する額 ・当該年度の借入対象事 業費の10%に相当する額	25年以内 (10年以内)	無利子	N.A.
その他共計	2,145						

(出所) JFC (2012年)『農林水産事業のご案内』パンフレット、ウェブサイトなどより調査団作成

表 20 は、JFC 農林水産事業の制度資金融資のプログラムについて、2011 年度の融資実績と概要を示したものである。金利、期間面で最も条件の良い農業経営基盤強化資金（スーパーL 資金）が融資金額のほぼ半分を占めている。

スーパーL 資金は、融資期間が最長 25 年（据置期間 10 年）、当初 5 年間は利子補給により無利子であり、資金使途は、農地の取得、改良・造成や、農産物の処理加工施設、店舗などの流通販売施設などの施設・機械への設備投資などが中心であるが、長期運転資金も対象となる。ただし、同資金は、いわゆる認定農業者に限定される。

認定農業者制度は、農林水産省が、1992 年の「新しい食料・農業・農村政策の方向」において、他産業並みの年間労働時間と生涯所得を実現する「効率的かつ安定的な経営体」が生産のおおむねを担うような農業構造の確立を農業政策の目標として提示するなかで生まれたものであり³⁵、国が農業経営に関する施策を実施する中で、集中的・重点的に支援をする農業者である。

認定農業者となるためには、農業者が農業経営改善計画を作成し、市町村で承認を受ける必要がある。農業経営改善計画には、① 経営規模の拡大、② 生産方式の合理化、③ 経営管理の合理化、④ 農業従事の態様の改善などが含まれる。

認定農業者数は、2012 年時点で 23.4 万経営体³⁶と、全経営体のうち約 15%である。これに対して、認定農業者への利用集積面積は全体のうち 23.8%を占める³⁷など、認定農家の農地は平均的な農地面積よりも大きいことが分かる。

認定農業者は、上記 JFC 農林水産事業によるスーパーL 資金を長期・低利で借り入れることができるほか、機械・施設をリースにより調達する際にもリース料に対する助成が受けられる。

JFC 農林水産事業による融資は、資金使途に応じて融資期間、金利などの条件は異なっており、個別の資金ニーズに対してどの制度の活用が最適であるかなどについては、JFC の支店やお客さまコールセンターでも相談を受けることとなっている。また、JFC では、不動産担保や保証人に過度に依存しない融資手法として、2008 年度から家畜などを担保にした動産担保融資（ABL）の普及の推進を図っている。

下表は、JFC の農林水産事業の収支状況を示したものである。JFC においては、国民生活事業、中小企業事業が毎期大きな赤字を計上している一方、農林水産事業はほぼ収支相償となっている。ただし、前述の通り、農林水産事業については無利子融資や超長期融資の割合が高いことから、与信コストが相対的に顕在化しにくいといった可能性も勘案する必要があるだろう。

³⁵ 「認定農業者の動向と課題」 藤野信之 『農中総研 調査と情報 2011 年 3 月』

³⁶ 農林水産省ホームページ「基本構想の策定状況及び認定農業者数」および「農業構造動態調査」より算出。

³⁷ 北海道農政部農政部「認定農業者への農地集積率」

表 21 : JFC 農林水産事業の収支状況

	(単位:億円)	
	2011/3期	2012/3期
経常収益	733	662
経常費用	721	661
経常利益	12	0
当期純利益	▲ 1	0
総資産	26,376	26,275
純資産	3,280	3,445
政府出資金受入実績	--	164

(出所) JFC 平成 24 年 3 月期決算 投資家向け説明会プレゼンテーション資料

また、下表は JFC の農林水産事業の不良債権比率を示したものである。農林水産事業の不良債権比率は相対的に低い水準にある。

表 22 : JFC 農林水産事業の不良債権比率

	JFC			都銀	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
	農林水産事業	国民生活事業	中小企業事業					
金融再生法開示債権比率 (2011/3末)	4.12%	10.73%	8.57%	1.85%	3.05%	3.74%	5.98%	7.99%

(出所) JFC 平成 24 年 3 月期決算 投資家向け説明会プレゼンテーション資料

他方、下表のとおり、JFC 農林水産事業の収益は、30%程度を政府による補給金に依存している形となっている。政府一般会計から JFC 農林水産事業に補給金が支払われている理由は明確にされていないものの、貸付金利を低く設定するために、事務コストなど融資を実行・モニタリングするためのコストを政府が負担しているものと思われる（上限金利は設定されていない）。

表 23: JFC 農林水産事業（農林水産金融公庫）収益に占める補給金の割合

単位：百万円

	2005	2006	2007
経常収益	131,852	120,453	115,910
貸付金利息	73,108	65,654	60,995
一般会計より受入	37,792	38,132	35,523
貸付金	3,105,950	2,942,501	2,823,225
貸付金利息 / 貸付金	2.35%	2.23%	2.16%
一般会計より受入 / 貸付金	1.22%	1.30%	1.26%

(出所) 農林水産金融公庫ディスクロージャー誌

なお、JFC では、長期低利の融資に加えて、農・林・水産業経営アドバイザー³⁸による経営支援、ビジネスマッチング支援（農林漁業者と食品加工・流通業者の販路や取引拡大に向けた取組の支援）、農

³⁸ 農業経営アドバイザー制度の創設は 2005 年、2012 年 3 月末までに 14 回の試験開催を通じて、現在合計 1,660 名の農業経営アドバイザーがおり、JFC では毎年 2 回の研修会も実施している。農業経営アドバイザーの出身母体の内訳は業務協力金融機関 648 名、税理士・中小企業診断士 586 名などとなっている。

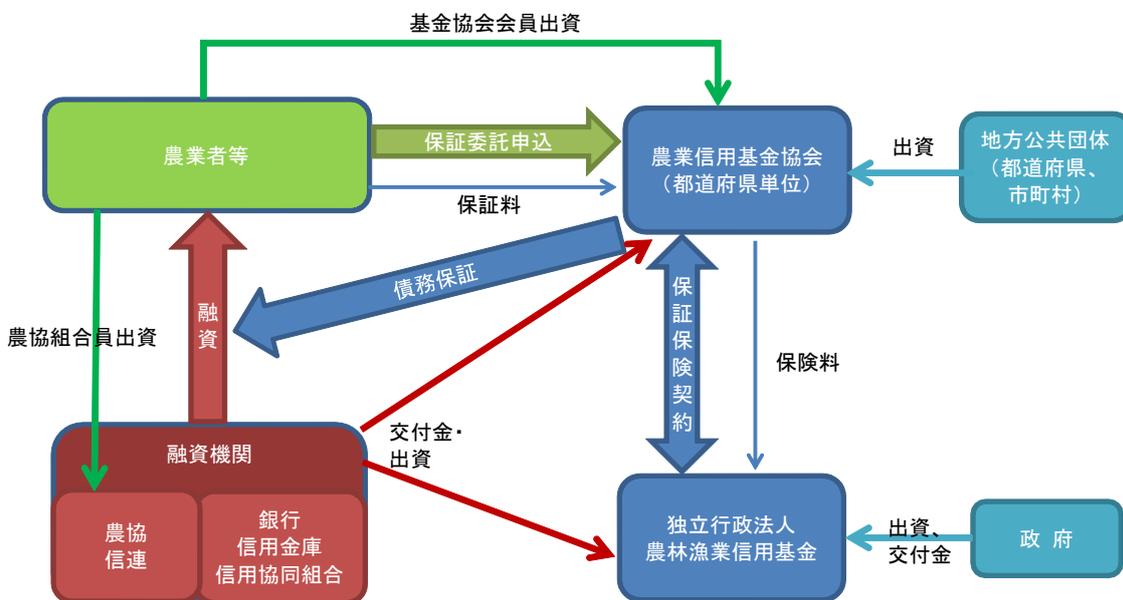
林漁業業界関連の各種情報提供（レポートの発行など）も行っている。

2.3.2 信用保証制度

農業信用保証保険制度は、農業者などの信用力を補完し必要資金の円滑な供給のために設けられた制度である。具体的には、農協や都道府県などの出資により設立された農業信用基金協会が、融資機関から融資を受ける農業者などの債務を保証し、この保証について独立行政法人農林漁業信用基金が行う保証保険により補完する仕組みとなっている。これにより、農業信用基金協会の保証能力の増強と保証活動の推進を図り、農業者などの資金調達の円滑化を企図するものである。なお、ここで言う融資機関には銀行、信用金庫なども含まれるが、信用保証制度の活用のためには、農業信用基金協会や農林漁業信用基金への出資が前提条件となる。政府系機関たる JFC は含まれない。融資機関は、実態としては農協であることがほとんどである。

債務保証を受けている農業者などが借入金を返済できなくなった場合、農業信用基金協会が代わって融資機関に弁済（代位弁済）し、独立行政法人農林漁業信用基金は、その農業信用基金協会に対して、代位弁済額の7割（漁業信用保険業務の場合、7割または8割）を保険金として支払うこととなっている。なお、部分保証が導入されたのは2007年度以降であり、モラル・ハザード対策がその背景である。

なお、農林漁業信用基金の業務としては、上述の保証保険業務に加えて、融資保険業務（農林中央金庫などが行う融資について直接保険引受する業務）、代位弁済財源など貸付業務（農業信用基金協会の代位弁済の円滑な履行などに必要な資金の貸付業務）を実施している。

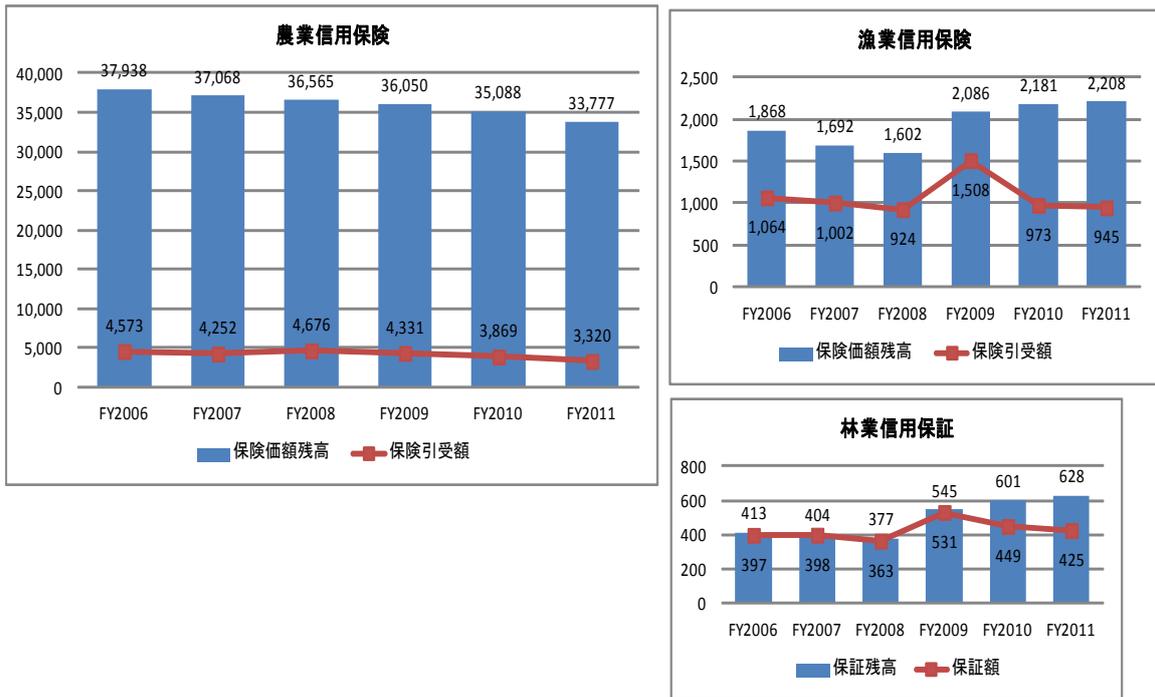


(出所) 独立行政法人農林漁業信用基金『農業信用保証保険制度のご案内』パンフレットより調査団作成

図 20：農業信用保証保険制度の仕組み

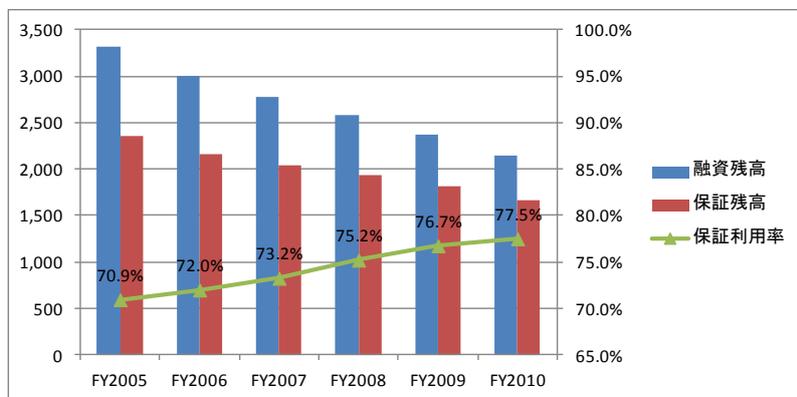
下図は、農林漁業信用基金の保証実績を示したものである。2011年度末の農業信用保険の保険価額残高は約3兆4千億円であり、農協系統金融機関の農業関連向け融資残高の大部分が保険対象となっているものと思料される。ちなみに、下表は、農業近代化資金における信用保証率の推移を示したものであるが、近年は増加基調にあることが確認される。

農業信用保険に比し、漁業信用保険、林業信用保証の残高は小さい。



(出所) 農林水産省 独立行政法人農林漁業信用基金 分科会ヒアリング資料 (2012年10月1日)

図 21 : 農林漁業信用基金の保証実績 (単位: 億円)



(出所) 独立行政法人農林漁業信用基金『農林漁業者の皆様のために』パンフレット

図 22 : 農業近代化資金の保証利用率 (残高ベース) の推移 (単位: 億円)

下表は、農林漁業信用基金の分野別の収支と国からの財政支出額の推移を示したものである。農業信用保険は2008年度を除き、赤字事業とはなっていないものの、林業、漁業信用保険の赤字を補填するべく、毎年数千億円の財政支援が行われている。

表 24：農林漁業信用基金の各事業の収支と国の財政支出の推移

(単位:百万円)

	FY2008	FY2009	FY2010	FY2011	FY2012
国からの財政支出額	2,330	2,888	3,541	3,721	6,682
農業信用保険業務					
保険料収入(A)	3,633	3,711	3,757	3,660	
回収額(B)	3,124	3,222	3,118	3,119	
保険金支出(C)	7,084	6,114	5,986	5,176	
(A) + (B) - (C)	▲ 327	819	889	1,603	
林業信用保証業務					
保証料収入(A)	397	864	602	485	
回収額(B)	360	271	560	415	
代位弁済支出(C)	2,652	1,681	1,362	1,822	
(A) + (B) - (C)	▲ 1,895	▲ 546	▲ 200	▲ 922	
漁業信用保険業務					
保証料収入(A)	530	660	916	978	
回収額(B)	1,246	1,173	877	1,084	
代位弁済支出(C)	7,064	2,568	2,392	7,100	
(A) + (B) - (C)	▲ 5,288	▲ 735	▲ 599	▲ 5,038	

(出所) 農林水産省 独立行政法人農林漁業信用基金 分科会ヒアリング資料 (2012年10月1日)

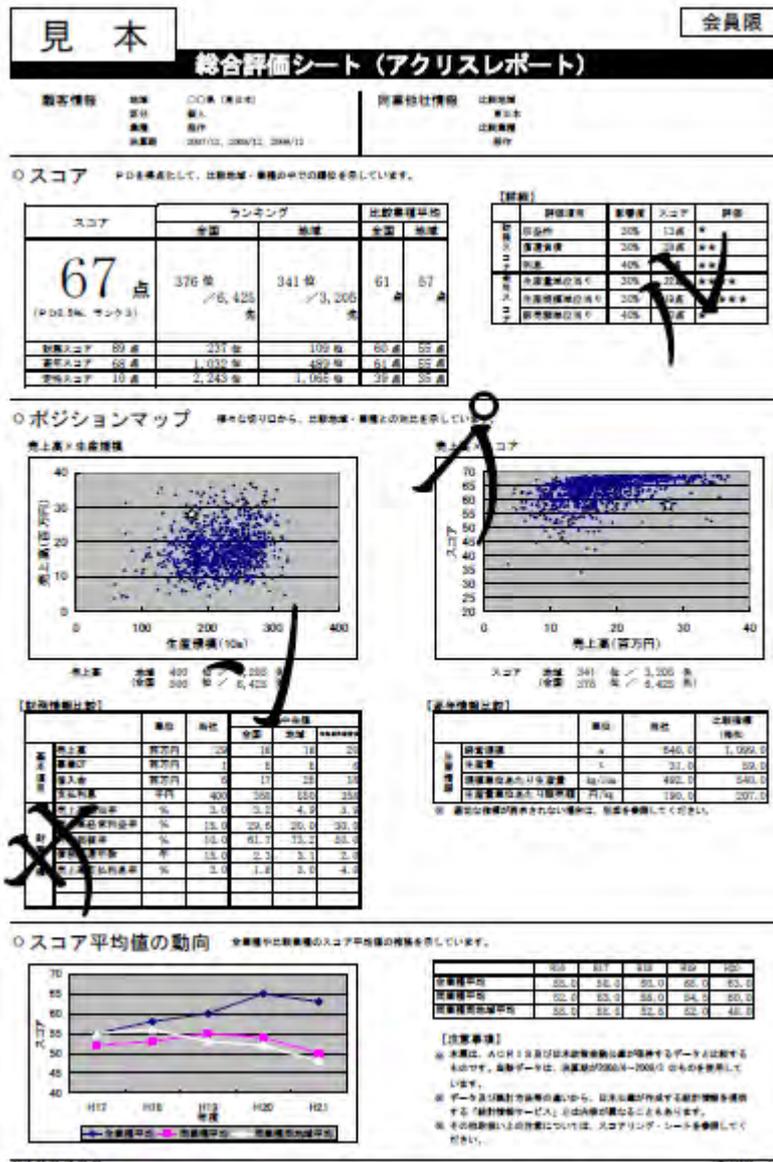
2.3.3 基礎インフラ

ACRIS (Agricultural Credit Risk Information Service、農業信用リスク情報サービス) は、民間金融機関が積極的に農業融資に参入できる環境を整備するため、JFC が2008年11月に導入した農業版のCRD と言えるものである。JFCによれば、2010年11月末におけるサービス提供先は106 (民間金融機関39、農業経営アドバイザーなどの税理士58、その他9) にのぼる。金融機関、特に地方銀行が最近農業向けの融資に参入しつつあるが、これらの金融機関は、ACRISの利用を通じてJFC 農林水産事業 (旧、農林漁業金融公庫) が蓄積してきた農業者向け融資の知見を活用することができる。

ACRIS は、JFC 農林水産事業が蓄積してきた農業者のデータを活用して開発されたものであり、CRD が農業者以外の中小企業を対象としているのに対して、ACRIS は農業者のみを対象としていることもあり、そのデータ数は農業者約2万件と、CRD のデータ数に比し小さい。

ACRIS は、上述の通り農業者約2万件の財務データ、非財務データ、デフォルトデータをベースに構築されており、ACRIS の会員³⁹は、スコアリングした農業者が同業種内・同地域内でどのような地位にいるのかを示すポジションマップ、審査時にポイントとなる財務指標、また、業種別の景況を示すスコア平均値の動向などを示す総合評価シートを入手できる。

³⁹ ACRIS では、利用可能なサービスに応じた年会費10~60万円と、モデル提供サービスとして50万円とを利用料金として設定している。



(出所) JFC プレスリリース資料 (2010年11月30日)

図 23 : ACRIS 総合評価シートのイメージ

ACRIS は、財務データ、非財務データを入力して、農業者の信用リスクを判定するという特性上、農業法人をはじめとして、財務諸表を作成している農業者が対象となり、財務諸表を作成していない個人農業者は対象となりえないものと思われる。

ACRIS は農協、都道府県信連などにも導入が始まっているものの、農協は上記のとおり、農家から農協への農産物の販売を見合いに貸付を行うことが一般的であり、必ずしも農業者の財務状態をベースに融資審査を行っているわけではないため、現時点では ACRIS の利用は限定的である。

なお、農林水産省による平成 18 年度『農業法人向け融資における実態調査報告書』は、農業法人の資金調達の円滑化のためには、農業法人、農協、銀行・信用金庫がそれぞれ環境や体制を整備する必要があるとしている。具体的に各主体が検討すべき課題として、以下が挙げられている。

農業法人については、民間金融機関が農業の特性や経営状況など信用力、キャッシュフローについて正確な判断ができるよう、農業法人が正確な決算書の作成と、定期的・積極的な経営情報の開示を行う必要があるとしている。

農協については、動産担保融資（ABL）など新しい融資手法の活用、信用格付けシステムの導入と信用リスクに応じた金利などの融資条件の設定、融資後のモニタリングの強化、農業経営面でのアドバイスを行える人材の育成などを挙げている。更に、銀行・信用金庫については、農業融資のノウハウの蓄積、保証制度活用の検討などを挙げている。

2.4 日本の経験からのインプリケーション

これまで述べた通り、日本の中小企業金融、農業金融分野における現在の仕組みの原型は、第2次大戦後から1950年代にかけて構築されたものであり、民間金融部門に加えて、制度融資や利子補給、信用保証を通じた政策金融が民間金融の質的・量的補完の点で重要な役割を担ってきたという点が、大きな特徴として捉えられよう。中小企業金融、農業金融における政策金融の役割は、国の経済・金融政策やそれを取り巻く経済環境などに応じて議論、検討され、変化してきているが、かかるプロセスは現在も進行中であり、日本の中小企業金融、農業金融の仕組みが決して今なお完成形に至っている訳ではないことを強調しておきたい。また、日本ではこれら分野における政策金融の仕組みの維持のために、政府が相当規模の財政支出を行ってきたという点も認識しておかなければならない。さらに、近年の中小企業金融においては、金融インフラとしての信用情報システムが大きな役割を担っているが、日本においてはこの分野でも、政府主導によるプロジェクトが民間事業を牽引、補完する形で発展してきたことを付け加えておきたい。

一般に、中小企業金融に内在する「情報の非対称性」という問題への解決策としては、①政策コストで賄う、②審査コストを低減させる、③コストを借主に転嫁する、という3つのアプローチが考えられる。日本の中小企業金融、農業金融の金融システムにおいては、政府系金融機関と信用補完制度という政策金融の仕組みを通じて①を実践してきていることに加えて、②についても、政府系金融機関に加えて、中小企業金融の分野では信用金庫や第二地方銀行、農業金融の分野では農協といった金融機関が、地域密着型営業と地元の産業・企業に対する目利き力をベースに専門化を進めることで、また、近年は信用情報システムを構築・活用することなどで、実践してきたと言えよう。但し、③については、特に近年は長引く低金利や国内金融機関間の競争激化に伴うスプレッド縮小などを背景に、日本ではあまり実践されていないのが現状である。何れにしても、「情報の非対称性」問題を解消するうえで最も重要な要素は、金融機関の「審査力」であり、その醸成のためには中小企業、農業向け案件に対する長年に亘る経験、ノウハウの蓄積が必要となる。

以下では、日本の中小企業金融、農業金融のこれまでの経験を踏まえたインプリケーションとして、(1) 其々の分野に特化した政策金融機関、(2) 二重の信用補完システム、(3) 政策重点分野に対する利子補給と信用保証との組み合わせ、(4) 信用情報データベースにおける政府のイニシアチブと民間のプロジェクト、の4つの項目について、メリット・デメリットを整理することとしたい。

2.4.1 中小企業金融、農業金融分野に特化した政策金融機関

前述の通り、日本の中小企業金融の分野では旧中小企業金融公庫（現 JFC 中小企業事業）と旧国民金融公庫（現 JFC 国民生活事業）が、農業金融の分野では農林漁業金融公庫（現 JFC 農林水産事業）が、各分野に特化した専門の政策金融機関として政府によって設立されており、民間金融を補完する機関として重要な役割を果たしてきた。

こうした専門の政策金融機関により、中小事業者、農業従事者に対して、（民間金融機関には対応しにくいような）長期低利資金の安定供給が行われてきたことは、我が国の中小企業や農家による設備投資や研究開発投資を促し、これらの技術や生産基盤などの強化に寄与してきたと見なされる点、大きな意味を有していると評価されよう。また、こうした政策金融機関は、例えばリーマンショック後の経済金融危機や大規模災害発生などで民間金融機関による資金供給が一時的に滞るような場面においても、危機に対処するためのセーフティネットとして、安定した資金供与を行ってきた点も評価されよう。これら政策金融機関において蓄積された経験、ノウハウは、直接・間接的に民間金融機関と共有されることとなり、「情報の非対称性」問題の低減や「呼び水効果」を通じた民間金融機関による融資にも繋がったとされている。政府にとっては、その政策目的を達成するための重要なツールとして、政策金融機関による投融資を位置付けることとなった。

一方、政府は、政策金融機関の機能を維持するために多額の財政支出を負担してきている。政策金融機関はその組織の性格上、民間金融機関にとってはリスク対リターンで見合わないような高リスク案件に対する融資も行っており、その収支は赤字を余儀なくされている（2012年度当期純利益は、国民生活事業：△13.7億円、中小企業事業：△246.8億円、農林水産事業：－億円）。政府は増資や補給金供与などを通じてこれら政策金融機関の経営をサポートしてきており、相応規模の財政負担無しにこうした仕組みは維持できないであろう。

また、政策金融機関の機能・役割の肥大化に対しては、「クラウディングアウト」効果（民間金融機関の業務範囲の圧縮）や、金融市場に歪みをもたらすリスクといったマイナス面が指摘されてきている。

2.4.2 信用補完システムの二層構造

我が国の信用補完システムは、中小企業金融、農業金融の分野とも、都道府県レベルに置かれる地域の信用保証会社と、信用保証会社の信用リスクを再保証（付保）するために中央に置かれる国の信用保険会社との二層構造となっている点が最大の特徴である。

信用保証会社が各都道府県に設置されることにより、地域の中小事業者、農業従事者や地域の金融機関にとって、これら信用保証会社は（物理的にも）より活用し易い存在となり、地域の中小企業金融、農業金融における金融アクセスの改善につながったと評価されよう。また前述の通り、これら地域の信用保証会社に対しては、地方自治体に加えて、地域の金融機関が出資主体として参加していることから、信用保証に内在する金融機関による「モラル・ハザード」問題の低減にも寄与したと史料される。

一方、前述の政策金融機関と同様、政府は我が国の信用補完システムを維持するために、多額の財政支出を行ってきている。信用保証会社の信用リスクを再保証する JFC の信用保険などの業務の収支は、近年、毎年多額の赤字を計上しており（当期純利益は 2009 年度：△9,991 億円、2010 年度：△8,120 億円、2011 年度：△3,014 億円、2012 年度：△2,314 億円）、1998 年度以降に信用保険などの分野に投入された財政支出は累計で 8 兆円近くにものぼるともされている。また、金融機関による「モラル・

ハザード」問題も解消されている状態にはなく、特に保証割合が100%であった時期（2007年10月迄、及び、緊急特別保証制度導入時）にはモラル・ハザード問題は相対的に大きかったと想定される。

2.4.3 農業金融における政策に応じた金融サービスの提供

日本における農業金融においては、政策に応じた融資が提供されてきた。1960年代に農業分野の製造業との所得格差を埋めることを目的として農業近代化資金により農業の機械化、農地の拡大などを進めてきたほか、1992年に策定された「新しい食料・農業・農村政策の方向」に基づき認定農業者制度が開始され、農家の大規模化や法人化が金融や税制面でも支援が重点的に行われてきた。これらはいずれも、農業政策の観点からターゲットを定めて長期・低利融資を提供することにより、政策の実施を金融面から支援しようとしたものである。

このような政策や金融面の支援もあってか、日本の農業経営体数は減少しつつあるものの、1経営体あたりの借入金額は増加傾向にある。上記のような融資を活用し、農業経営体の法人化、大規模化が進展しつつあるものと思われるため、このような政策の実施にあわせた形での融資を提供することについては一定の意義があるものと言える。

しかしながら、このような農業政策を実施するための融資制度は、政策コストが大きくなることが難点である。例えば、スーパーL資金を提供するJFC農林水産事業は政府からの補給金により最長25年の融資を、無利子で提供しているが、JFC農林水産事業は、政府からこれらを実施するための補給金を受け取っており、必要となる政府のコストは大きい。

日本の農業金融においてはモラル・ハザードの問題は見られないものの、信用保証や多額の補給金などにより政府が信用リスクの大部分を抱え、金融機関が自助努力を行うことなく収益を確保できるようになった場合には、モラル・ハザードが発生する可能性もある。

2.4.4 中小企業信用リスク情報データベース（CRD）開発における政府イニシアチブ

中小企業融資を促進するうえで、情報の非対称性を解消するための手段として、審査のための取引コストを削減する、つまり金融機関での審査を効率化させることが有効な解決策となりえる。このための手段としては、CRDなどのような審査プロセスを効率化させるための信用情報システムの開発と運用が挙げられる。

CRDは、2001年に日本政府（経済産業省）のイニシアチブにより構築された、信用リスクを財務データ・非財務データから統計手法を用いて測定するための信用情報システムである。CRD立ち上げに際しては、都道府県の信用保証協会（都道府県が主な出資者）からデータ提供を受けて、スコアリングモデルなどが構築された。

2001年の設立時点ではCRDのメンバー数は20程度であったものの、2012年時点では185まで増加しているほか、データ数は2001年の60万件から2012年には300万件まで増加した。また、会員になるための入会金は200万円、年会費は400万円と、民間ベースの類似した信用情報システムよりも大幅に安価である⁴⁰。

⁴⁰ 日本リスクデータバンクの場合、入会金210万円、年会費924万円。

このように、CRD は政府（経済産業省）のイニシアチブによって構築されたものであるものの、金融監督省庁が関与していないこと、一般社団法人 CRD 協会という外部団体により運営されていることから、政府監督などの介入を懸念することなく金融機関が信用情報システムを活用することができるというメリットがある。

一般的には、このように政府のイニシアチブにより信用情報システムが構築された場合、政府が金融機関の監督を強化することが背景にあると憶測されてしまい、会員が参加に消極的になり、十分な量のデータを集めづらくなる可能性がある。また、政府や監督機関が金融機関にデータを提供を義務化した場合、金融機関は提供するデータの精度を気にしなくなり、データベース全体の質が下がることも考えられる。

2.4.5 民間運営を含め複数の信用情報データベースが利用可能

上記の CRD のほか、日本リスクデータバンク（RDB）、信用リスク情報統合システム（CRITS）、中小企業信用リスクデータベース（SDB）など類似する信用情報システムが存在する。金融機関によっては、CRD は使用せず、これらの信用情報システムを利用するケースもある。

CRD のような情報システムでは、必ずしも金融機関の与信管理業務運営に即したデータ収集や管理・運営が行われているわけではないため、複数の金融機関がアライアンスを構築して独自の信用情報システムを構築・運営し、十分な量と質のデータを蓄積しようとしているものである。

このように、金融機関が独自にアライアンスを構築することにより、より金融機関にとって使い勝手のよい信用情報システムの選択肢があることは、審査能力を向上させるうえでのメリットである。また、政府の介入を懸念する金融機関にとっても、民間ベースでの信用情報データベースという選択肢が存在することは望ましいことである。

とはいえ、このような信用情報データベースを民間のみで構築することは必ずしも容易ではない。金融機関のアライアンスが容易に構築できるわけではないため、業界団体などでの交渉・調整などが必要になることが想定される。CRD 同様、会員数が十分でなければ、信用情報システム自体の継続的な運営が困難になる。

3. インドネシアにおける零細・中小企業金融システムと諸問題

本章では、まず、インドネシアにおける零細・中小企業の位置付けを確認したうえで、インドネシアの中小企業金融にかかる関連政策、融資メカニズムと金融商品、信用保証制度、基礎インフラといった観点から、インドネシアの中小企業金融システムとその諸問題を分析する。

3.1 国民経済に占める零細・中小企業の位置付け

インドネシアでは、零細・中小企業は、「中小零細企業法 2008 年 20 号」に基づき、純資産額及び年売上高により定義されており業種区分はない。

他方、インドネシア中銀は、同定義に準じ、別途、「2005 年零細企業・小企業・中企業振興における技術指導に関するインドネシア銀行規定 7/39/PBI」において、零細企業は年売上高を最大 1 億ルピア、小企業は純資産額（土地・建物を除く）最大 2 億ルピアで年売上高最大 10 億ルピア、中企業は、1999 年大統領令第 10 号に基づき、純資産額（土地・建物を除く）2 億ルピアから 100 億ルピアと定義している。

また、工業省では、1997 年工業大臣決定 No. 257/MPP/Kep/7/1997 により中・小規模工業を土地・建物への投資も含め 50 億ルピア以下と定義している。中央統計庁は、従業員数により定義しており、家内工業を従業員 5 人未満（不払い労働者を含む）、小企業を従業員 5～19 人、中企業を従業員 20～99 人、としている。

表 25：インドネシアにおける零細・中小企業の法的定義

区分	純資産額 (土地・建物を除く)	年売上高	その他
零細企業	5,000 万ルピア未満	3 億ルピア未満	個人経営に基づく伝統的な産業
小企業	5,000 万ルピア～5 億ルピア	3 億ルピア～25 億ルピア	個人または法人が経営し、中・大企業の子会社や支社ではなく自立するものであること
中企業	5 億ルピア～100 億ルピア	25 億ルピア～500 億ルピア	-

(備考) 当該定義に基づく純資産額及び年売上高の基準は状況に応じて大統領令によって変更される。

(出所) 「中小零細企業法 2008 年 20 号」より調査団作成

事業統計上、インドネシアには 5,380 万件（2010 年時点）の零細・中小企業が存在しており、その国民経済における位置付けとしては、全事業者数の 99.9%、全就労者数の 97.2%、GDP の 57.1% に達している。また、零細・中小企業の業種別分布は次のようになっている。

表 26：インドネシア零細・中小企業の業種別分布(2010 年)

業種	事業者数	就労者数 (構成比)	GDP (構成比)
農林漁業	26,685,711	41.84%	n. a
鉱業	276,861	1.09%	n. a
製造業	3,423,078	11.21%	n. a
電気・ガス・水道	12,853	0.14%	n. a

建設業	570,639	4.52%	n.a
貿易・ホテル・レストラン	15,910,965	22.28%	n.a
運輸・通信業	3,487,691	5.99%	n.a
金融・不動産業	1,115,742	1.52%	n.a
サービス業	2,340,194	8.64%	n.a
合計	53,823,734	97.22%	57.1%

(備考) インドネシア零細・中小企業事業者数 53,823,734 件は、企業セクター全体の 99.9% を占める。

(出所) USAID、インドネシア中小企業協同組合省資料より調査団作成

零細・中小企業はインドネシア経済・社会の根幹をなしているが、その業種別構造は農業部門が圧倒的なシェアを占めており、製造業は、事業者数の 6.4%、就労者数の 11.21% を占めるに過ぎない。かかる環境下、大多数を占める農業部門の発展と中小製造業の育成が中長期的な政策課題であり、そのための技術・経営支援に加えて金融支援のあり方が問われている。

こうしたインドネシアの零細・中小企業のファイナンスの現状について概観すれば、一般には、フォーマルな外部資金として、①直接金融（株式、社債、コマーシャル・ペーパーなど）、②間接金融（金融機関借入）、③企業間信用（商業信用、延べ払い）、④ファイナンス・リースが考えられる。

しかし、インドネシア中銀のデータ（2012 年）によれば、銀行部門が金融セクター総資産の 78.07%（2011 年 9 月末時点）を占めており、零細・中小企業によるフォーマルな外部資金調達の手段としては銀行借入が中心的な役割を担っているものと思料される。なお、資本市場については、上場企業の時価総額 3,901 億ドル（2011 年末時点、同 GDP 比 46.1%）、国内上場企業数 440 社であり、その恩恵を受けられるベンチャー・中小企業はごく僅かである。中小企業にとっては社債発行も現実的な選択肢とはなっていない。一方、ファイナンス・リースについては、同残高は名目 GDP 比で 0.8%（2010 年 11 月末時点リース残高 52 兆 9,000 億ルピア、2010 年名目 GDP 6,422 兆 9,182 億ルピア）と僅かであるが、零細・中小企業の設備資金や車両（自動車・オートバイ）購入の領域で一定の役割を担いつつある。

3.2 インドネシアの零細・中小企業金融システムにかかる金融政策とモデル

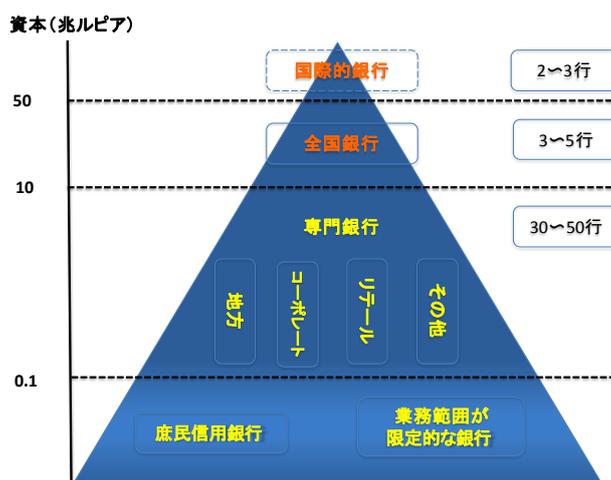
3.2.1 銀行監督・規制

(1) アジア通貨危機後の銀行セクター改革の経緯

本調査の調査対象領域である「中小企業金融」は、言うまでもなく金融取引の一種であり、それは、貸し手となる銀行などに対する監督・規制により大きな影響を受ける。インドネシアでは、アジア通貨危機以降、銀行セクター安定化の歴史があり、そのための金融政策がインドネシアにおける中小企業金融及び同モデルに影響を与えてきたと推察される。

アジア通貨危機後、新銀行法改正法（1998 年）及び新中央銀行法（1999 年）が制定され、預金の全額保証がなされた。また、インドネシア銀行再建庁（IBRA: Indonesia Bank Restructuring Agency）が設立されるとともに、銀行セクターの整理・統合が進められ、アジア通貨危機前には 240 行であった銀行数は 2004 年 10 月時点で 136 行にまで減少した。

2004年1月には、インドネシア中銀による「インドネシア銀行アーキテクチャ（Indonesia Banking Architecture: API）」が発表された。同方針は、①健全な銀行構造、②効果的な規制システム、③効果的で独立した監督システム、④強固な銀行産業、⑤適切なインフラ、⑥しっかりとした消費者保護、といった6つの柱で構成されており、商業銀行の資本増強とともに10年～15年の間に構築されるべき最適な銀行システム構造を描いている。



(資料) インドネシア中銀 (2004年1月) “Structure of Indonesian Banking System Envisaged in API”
 (出所) 日本経済研究所 (2012年9月) 『インドネシアにおける銀行業界調査』

図 24 : API に描かれた今後のインドネシア銀行システムの構造

2006年、インドネシア中銀により政策パッケージ「PAKTO 2006」が発表され、銀行の合併・統合を促進する政策が導入された。この政策では銀行数は最終的に80行まで減少することが見込まれたが、銀行再編は予定通りには進んでおらず、現在、銀行数は120行(店舗数16,982、うち支店数3,509/2013年3月末時点)となっている。

銀行セクター全体の総資産の推移を見れば、2001年12月末時点の約1,100兆ルピアから2013年2月末の約4,200兆ルピアへ、最近約11年間で4倍弱にも増加しており、個人消費者向けや零細・中小企業向けの信用供与も増加している。この間、アジア通貨危機後の銀行セクターの整理・統合があったが、そうした銀行監督行政が中小企業金融の量的充足度に対して与えたマイナスの影響は少なかったようにみえる。

(2) 零細・中小企業金融モデルと零細・中小企業向け貸出比率規制

銀行セクターの総資産を銀行形態別(2012年2月時点)で見ると、国有銀行(4行)が全体の35%を占め、また、上位の大手銀行10行で62%を占めており、少数の大手銀行に資産が集中していることが窺える。一方、地方の中小企業金融の担い手たる庶民信用銀行は全国に1,837行、地方開発銀行は26行が存在するが、それらのシェアは僅かな水準(庶民信用銀行2%、地方開発銀行9%)に留まっている。したがって、インドネシアの中小企業金融モデルを考えれば、地方の中小企業金融、農業

金融を専門とする小規模金融機関が未成熟であり、中小企業金融が大手銀行の貸出戦略に影響を受けやすい構造となっている。

インドネシア中銀は、銀行業界の零細・中小企業金融を促進するため、2001年に廃止された零細・中小企業向け貸出比率規制（銀行の全貸出残高の20%を零細・中小企業向けとするもの）が、再び、インドネシア中銀による2012年法令第14号において導入され、今後、2018年までに段階的に零細・中小企業向け貸出比率を20%まで引き上げていくことが義務付けられた。なお、大手銀行は零細・中小企業に対して相対的に強い交渉力を持つものと推察され、零細・中小企業向け与信条件が適正に決定されているかどうかは常に留意する必要がある。この点、零細・中小企業の資金調達・銀行借入に関する詳細な中小企業景況調査の実施体制が存在していないため、政策立案のための基礎統計を作るべく定期的な調査が必要であろう。

(3) 中央銀行による金融規制と中小企業金融に対する影響⁴¹

1998年銀行法改正の目的は、銀行監督・規制の強化、特にプルデンシャル規制の強化であったが、具体的には、インドネシア中銀への銀行監督権限の一元化、預金保険制度の制定、法的貸出限度の厳格化、違法行為に対する罰金の厳格化などである。そして、現在のインドネシア中銀による銀行規制の内容としては、①銀行参入規制、②銀行に対する新たな出資規制、③出店・店舗規制、④地域規制、⑤行為・業態規制、⑥銀行合併・買収規制、⑦単一持株政策、⑧健全性規制など、がある。なお、2011年10月、国会にてインドネシア金融サービス庁(OJK)法案が可決し、2012年までに資本市場監督庁(BAPEPAM-LK)の権限が、2013年末までにインドネシア中銀の権限が金融サービス庁に移管され、2014年1月から本格稼働する予定である。

銀行の合併・買収規制については、「銀行の吸収合併、新設合併及び買収に関する1999年政府規則第28号」が制定されており、インドネシア中銀の事前承認が必要となっている。合併承認の要件としては、合併後の自己資本比率遵守などの他に、合併後の銀行の資産がインドネシアにおける銀行全体の資産の20%を超えないこと(20%シェア規制)がある。「PAKTO 2006」では、銀行の合併・買収にかかるインセンティブとして、①外国為替銀行になるための許可を取得しやすくする、②インドネシア中銀への支払準備金を当面緩和する、③統合・合併による信用供与制限枠を超えた貸出分の処理にかかる期限に猶予を与える、④支店新設許可を取得しやすくする、⑤デューデリジェンスに関する費用の一部を返済するなどがある。⁴²

出店・店舗規制については、1998年銀行法に基づき支店設置はインドネシア中銀の許可事項(事業能力、銀行間の公正な競争、銀行数の飽和状態などを審査)となっているが、店舗数を制限する規制はない。商業銀行全体の店舗数は、2007年12月末時点の9,680から、2013年3月末の17,089と、過去5年間で約1.7倍となっている。

地域規制は、庶民信用銀行のみに対して課されており、支店開設は本店が属する州内に限定される。当該規制が適用されない地方開発銀行が、州を超えてジャカルタなどの都市部に支店を開設するケースも出てきている。

他方、担保に関する規制については、現行法上存在する典型的な担保権及び根拠法として、(i)抵

⁴¹ 参考：インドネシア中銀(2013年2月)，“Indonesia Banking Statistics - Vol. 11, No. 3”

⁴² 参考：濱田美紀(2007年2月)「インドネシア銀行部門の長期再編計画-2010年に向けて」『アジア研ワールド・トレンド』No. 137

当法（1996年法第4号）：抵当法上の抵当権（Hak Tanggungan）、(ii)信託担保法（1999年法第42号）：信託担保権（Fiducia）、(iii)民法（1847年法第23号）：民法上の抵当権（Hipotik）。不動産上の権利については(i)が利用され、動産上の権利については(ii)が利用されることが多い。(iii)は船舶や航空機に担保設定される場合に特別法に基づき利用されるにとどまっている⁴³。

ところが、現実には、都市部以外の地方農村地域では、不動産の所有権登記自体がなされておらず登記済所有権証書がないケースが多く、その場合、担保設定も出来ない。動産への担保設定の場合は、登記所における「登録」が必要となるが、一般的には、動産の所有権証書を銀行が占有する形で担保徴求しているようである。さらに、インドネシアの銀行の実務慣行では、不動産の担保設定の際、目的物の登記済所有権証書が存在する場合に、その担保権者（銀行）への引渡しを義務付けており、こうした実務慣行は、土地所有者たる借り手（特に農家など）に対して心理的なネガティブ要因を与えることに加えて、後順位担保権の設定にとって不利であり排他的金融慣行を定着させる要因となっている。結果として、中小企業ローンにおける不動産担保物件の活用が十分にはなされない。ちなみに、法律上、抵当権設定証書を締結すると、7営業日以内に登記所へ抵当権設定証書及び必要書類を提出して登記を行うことが義務付けられており（抵当法第13条第2項）、登記がなされた日に抵当権の効力が発生すると規定されている。したがって、登記は抵当権の対抗要件ではなく、効力発生要件と解される。

こうした諸規制の下、近年、銀行セクター全体の貸出残高は急増しているが、特に資産内容が悪化している状況は見られない。インドネシア中銀が上限値として設定する不良債権比率5%を超える銀行数は、2007年末に22行であったが、2011年末には7行へ減少している。他方、商業銀行全体の自己資本比率は19%超（2013年2月末）とインドネシア中銀の定める下限8%を大きく上回っている。銀行グループ別でも、国有銀行18.47%、外為商業銀行16.88%、非外為商業銀行21.11%、地方開発銀行20.45%、合弁銀行20.25%、外国銀行32.74%と、軒並み高水準となっている。一般に、銀行の貸出態度を決定する大きな要因として、バランスシート規制、特に自己資本比率規制の影響を考慮する必要があるが、現状、基準値8%を大きく上回る状況であるため銀行の貸出態度も基本的には前向きと判断される。

ただし、今後の銀行の貸出姿勢については予断を許さない。銀行セクター全体の総資産は前述の通り大幅に増加してきており、個人消費者向けや零細・中小企業向けの信用供与が膨らんでいるが、それは信用情報制度の未整備の状況の中での動きである。今後、そうした膨張した信用リスクが顕在化すれば、銀行の中小企業向け貸出は、不良債権比率が相対的に高いとされる製造業セクターを中心に更に慎重にならざるを得ない可能性がある。

なお、銀行の預貸率（2012年2月）は、商業銀行全体で約80%であり、現状、適正な水準にある。しかし、地方の中小企業金融の担い手である地方開発銀行の比率は67.6%と、他の形態の銀行と比べて最も低い水準となっている。小口取引が主体で対象となる貸出先数も限られており、地方開発銀行にとっては貸出先中小企業の開拓が課題となっていることが窺える。ただし、預貸率の水準は地方開発銀行によってかなりの差があり（2011年末：BPD Papun 48%～BPD Sulawesi Utara 99.8%）、地域金融市場は、地域の経済状況や商業銀行の参入状況などによって大きく異なることを示唆している。

近年、急成長を遂げるマイクロファイナンス業界については、2013年1月、マイクロファイナンス

⁴³ 参考：福井信雄（2012年8月）「インドネシアにおける民事保全・執行と担保権実行について」（JMC日本機械輸出組合）

機関に関する法令 No. 1/2013 が制定された。同規制の目的は、国民、特に貧困層・低所得者層のために、①マイクロファイナンスの拡充、②経済発展と生産性の向上、③所得・福利増進を図ることであり（同法第3条）、マイクロファイナンス機関の組織形態、許認可、事業範囲、預金保護、守秘義務、統合、情報開示、監督、罰則などが明記され、マイクロファイナンス機関の事業活動・同監督にかかる法的フレームワークが形成された。マイクロファイナンス機関の形態は、協同組合（Cooperative）または有限会社（Limited Company）であるが（マイクロファイナンス機関に関する法令 No. 1/2013 第5条第1項）、有限会社の場合、最低60%の株式を地方政府または村営企業が保有しなければならないこととなっている。（同法第5条第2項）

さらに、インドネシアでは、中堅企業向け設備資金などファイナンスの分野で、リースが一定の役割を担っている。リース業界にかかる法規制については、大統領規則第9号/2009年第1条第6項において「ファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースを通じ、分割払いに基づき借り手によって一定期間使用される資本財の調達における金融活動」と定義されている。リース業は、インドネシアの有限責任会社または協同組合のみが実施できる。事業免許の許認可機関は、金融サービス庁（元 BAPEPAM-LK の監督権限）である。しかしながら、2012年2月時点で、金融セクター全体におけるリースの資産割合は2%程度であり、その規模は僅かである。インドネシア中堅企業の資金調達チャンネルの多様化という観点からは、今後、引き続き、同セクターの発展が期待される。

3.3 零細・中小・中堅企業向け金融システム

3.3.1 融資メカニズム・金融商品

表27は、インドネシアを含めたアジア主要各国における民間セクター向け国内信用額の対GDP比の推移であり、民間セクターの経済活動に対して銀行による融資などがどの程度利用されているかを示しており、経済の成長とともに上昇する傾向がある。インドネシアの数値はアジア通貨危機後の2000年以降、上昇しており、2011年に31.8%となっているが、他のアジア各国の数値に比べると非常に低い数値である。

表 27：民間セクターに対する国内信用額（対GDP比、%）

CountryName	1960	1970	1980	1990	2000	2001	2008	2009	2010	2011
World	51.5	67.3	73.6	103.1	128.8	129.3	129.0	137.4	133.6	128.8
East Asia & Pacific		88.5	96.1	154.9	171.9	151.1	127.6	139.8	136.8	135.0
Bangladesh			5.8	16.7	24.7	27.8	39.2	41.5	47.1	48.8
China			53.1	87.1	112.3	111.3	103.7	127.2	129.9	127.0
Hong Kong SAR, China				160.5	150.4	149.0	140.3	155.4	185.4	202.2
Indonesia			9.0	48.1	19.9	20.3	26.5	27.6	29.1	31.8
Japan	56.3	110.1	129.4	191.9	219.7	190.0	171.6	179.8	172.6	172.8
Korea, Rep.	5.8	33.3	41.4	54.5	77.5	81.5	109.1	107.0	100.6	100.2
Malaysia	7.0	19.2	49.0	69.4	135.0	129.1	96.7	111.6	110.7	112.2
Myanmar	6.2	4.7	5.5	4.7	9.5	11.0				
Philippines	12.0	20.4	31.4	19.3	36.8	37.5	29.1	29.2	29.6	31.8
Singapore		45.3	69.1	79.3	97.9	117.8	106.7	109.9	100.0	112.6
Thailand	10.1	19.3	40.8	83.4	108.3	96.9	113.0	116.4	123.9	140.4
Vietnam					35.3	39.3	90.2	112.8	125.2	111.6

（出所）The World Bank

表28は、World Bank Enterprise Surveys（世界銀行企業調査）における製造業企業にかかる金融包括インデックスである。網掛け部分に示される通り、インドネシアにおいて銀行口座を有する企業の割合、また、銀行の融資あるいはクレジットラインを有する企業の割合は、東アジア・太平洋地域

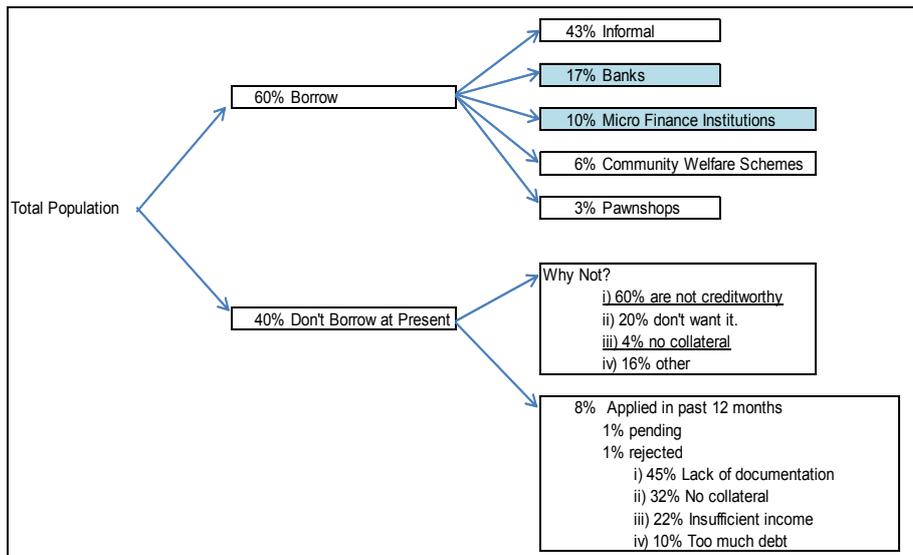
や全世界の平均値を大きく下回っており、特に従業員数5～19人の小企業でその差は顕著である。同調査は零細企業をカバーしていないが、インドネシアの零細企業にかかる割合は更に小さいことが想定される。加えて、インドネシアでは設備投資の資金手当てのために銀行融資を利用している企業の割合が、東アジア・太平洋地域や全世界の平均値より大幅に小さく、特に中小企業でその差が目立っている。

表 28：世界銀行による金融包摂インデックス

	Indonesia	East Asia & Pacific	World
Percent of firms with a checking or savings account	51.5	86.9	87.7
Small (5-19)	46.3	85.6	85.5
Medium (20-99)	89.1	91.3	92.6
Large (100+)	92.5	89.8	95.7
Percent of firms with a bank loan/line of credit	18.2	38.7	35.5
Small (5-19)	16.5	32.2	29.4
Medium (20-99)	27.6	48.8	44.4
Large (100+)	47.1	46.3	55.2
Proportion of loans requiring collateral (%)	83.6	76.5	77.9
Small (5-19)	81.1	80.0	76.6
Medium (20-99)	94.6	86.4	81.4
Large (100+)	91.7	87.3	82.1
Percent of firms using banks to finance investments	11.7	24.7	26.3
Small (5-19)	10.3	21.2	22.4
Medium (20-99)	12.9	26.2	28.4
Large (100+)	29.5	29.3	35.4
Proportion of investments financed internally (%)	85.8	70.1	69.4
Small (5-19)	86.2	72.2	71.3
Medium (20-99)	85.0	72.6	68.5
Large (100+)	81.9	75.7	66.0

(出所) The World Bank

また、資金調達環境・ルートに関する世界銀行のレポートによれば、インドネシアの零細・中小企業及び農家のうち、銀行やマイクロファイナンス機関といったフォーマルな金融機関から借入を行っている人の割合は27%に過ぎず、43%はインフォーマルな金融を利用している。更に、「借りたいけど借りられない」人々が相当数存在することが確認されており、その理由は、信用不足、担保不足、書類の不備などとなっている。

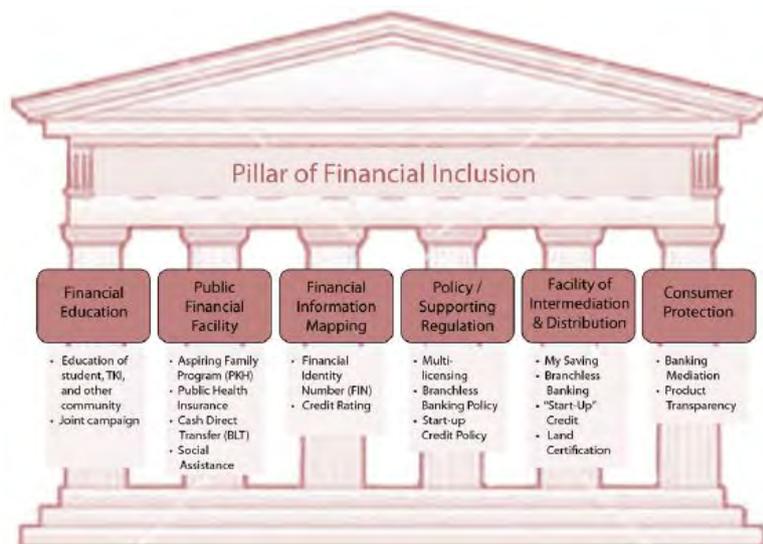


(出所) The World Bank "Improving Access to Financial Services in Indonesia" (2010)

図 25 : 借入人に対する調査結果

上述のデータを踏まえると、インドネシアにおける金融包摂は現在、十分な水準にあるとは言えず、更なる改善が求められよう。

インドネシアでは「金融包摂にかかる国家戦略」(National Strategy of Financial Inclusion) に基づき、インドネシア中銀が金融アクセス改善に取り組んでいる。下図に示される通り、同戦略の中では 6 つの政策の柱が定められており、具体的には(1)金融教育、(2)公的な金融ファシリティ、(3)金融情報マッピング、(4)政策・関連規制、(5)金融仲介の促進、(6)消費者保護、から成る。



(出所) インドネシア中銀

図 26 : 金融包摂にかかる政策の柱

金融包摂改善の一環として零細・中小企業向けファイナンスを強化すべく、インドネシア中銀は、「零細・中小企業の銀行への金融アクセスを改善するために、零細・中小企業と銀行との情報ギャップ（情報の非対称性）を埋めるための政策を主導していく」としている。インドネシア中銀の政策は、零細・中小企業の事業性や能力を高めることを目的とした需要サイドからの政策と、銀行に対して零細・中小企業向け融資のインセンティブを与えることを目的とした供給サイドからの政策とに分類される。インドネシア中銀の需要サイドの政策は多岐に亘っており、具体的には、小企業の資金調達パターンに関する調査、銀行パートナー金融コンサルタント（Bank Partner Financial Consultant（KKMB））に対する研修、中銀ウェブサイト中の「零細・中小企業情報サイト“Info UMKM”⁴⁴」の立ち上げ、KURプログラムの政策委員会への参画や零細・中小企業による土地所有権登記の推進に向けた国土管理機関（National Land Body（BPN））との協働など、政府機関との連携が含まれる。供給サイドの政策としてインドネシア中銀は、地方の信用保証会社（Regional Credit Guarantee Companies（PPKD））の設立支援や、零細・中小企業の格付けシステム導入（現在進行中）などを実施している。

零細・中小企業向けの金融に関する規制の関連では、インドネシア中銀は2012年12月に新しい規制を発表しており、その中で商業銀行は2018年までに零細・中小企業向け融資比率を最低基準の20%以上に引き上げていくことが規定されている。なお、20%の最低基準に達しない銀行については、「適切な規制に従って制裁措置が取られる」とされている（なお、具体的な罰則などが定められている訳ではない）。また、銀行は、零細・中小企業向けを含めて、業界別、資金用途別、地域別の融資計画を提出することが必要であり、併せて実績報告も行うことが求められる。

最近の動きとして、インドネシア中銀は2013年3月、店舗レス銀行システム（branchless banking system）の試験にかかる指針を発行しており、その中では、銀行への物理的アクセスが難しいような地域について、銀行サービスの一部を銀行の支店ではなく第三者（エージェント）を通じて地域に供給する仕組みを想定している。

こうしたインドネシア中銀による取組みや規制が、今後の金融包摂の改善につながっていくことが期待される。ただし、これらの進捗状況については十分にフォローしていくことが必要であり、規制内容に関しては、金融市場環境などを踏まえ、必要に応じて見直しを行っていくことも求められよう。

インドネシアにおいて零細・中小企業向け金融包摂を改善するためには、インドネシアの銀行が支店網を拡大していくことが重要となろう。何故なら、銀行への物理的なアクセス性は、零細・中小企業にとって銀行との取引を開始するために不可欠であり、また、銀行にとっては顧客を知ること（“Know Your Customer（KYC）”）が審査過程や融資期間中の適切なモニタリングのうえで極めて重要であるからである。表29は、商業銀行の数と小規模のサブ支店も含めた拠点数の推移を示したものである。2007年末以降、商業銀行の数は130行から120行に減少したが、銀行の拠点数は9,680から17,089まで（+7,000拠点）大幅に増加している。表30は、ジャカルタ、ジャワ島内、ジャカルタ以外における商業銀行の支店数の推移を示しているが、この期間、銀行は最大都市ジャカルタの拠点を強化しているというより、全国的なネットワークの拡大を志向してきたと見ることも出来よう。ただし、全体の支店数におけるジャワ島の占める割合は引き続き50%を超えている状況である。

結論として、インドネシアの銀行は、零細・中小企業を含めた顧客ベースの拡大のために国内拠点網の拡充を行ってきている。

⁴⁴ <http://www.bi.go.id/web/id/UMKMBI/Tentang/>

表 29：銀行種類別 銀行数・拠点数の推移

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2013 Mar -
							Mar	2007
State Owned Banks								
Total Banks	5	5	4	4	4	4	4	-1
Total Bank Offices	2,765	3,134	3,854	4,189	4,362	5,363	5,538	2,773
Foreign Exchange Commercial Banks								
Total Banks	35	32	34	36	36	36	36	1
Total Bank Offices	4,694	5,196	6,181	6,608	7,209	7,647	7,764	3,070
Non-Foreign Exchange Commercial Banks								
Total Banks	36	36	31	31	30	30	30	-6
Total Bank Offices	778	875	976	1,131	1,288	1,447	1,481	703
Regional Development Banks								
Total Banks	26	26	26	26	26	26	26	0
Total Bank Offices	1,205	1,310	1,358	1,413	1,472	1,712	1,847	642
Joint Venture Banks								
Total Banks	17	15	16	15	14	14	14	-3
Total Bank Offices	96	168	238	263	260	263	264	168
Foreign Owned Bank								
Total Banks	11	10	10	10	10	10	10	-1
Total Bank Offices	142	185	230	233	206	193	195	53
Total								
Total Banks	130	124	121	122	120	120	120	-10
Total Bank Offices	9,680	10,868	12,837	13,837	14,797	16,625	17,089	7,409

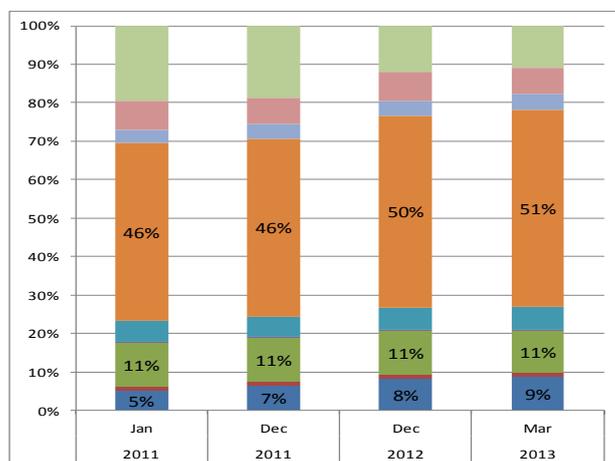
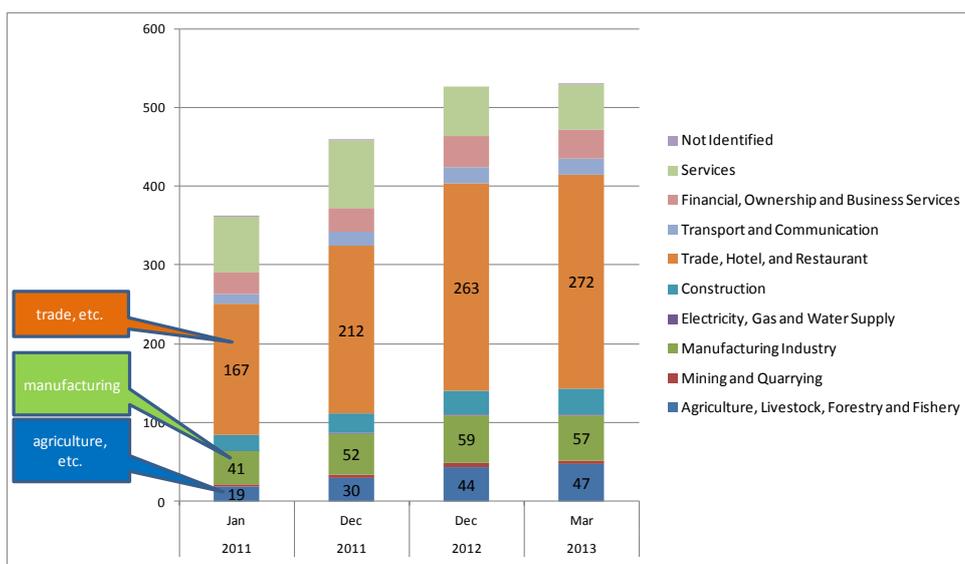
(出所) インドネシア中銀

表 30：商業銀行の支店数 地域別推移

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
							Mar
Jakarta (A)	442	464	506	513	535	564	573
Jawa (B)	1,462	1,514	1,596	1,610	1,734	1,815	1,840
non-Jakarta	2,247	2,352	2,476	2,491	2,763	2,897	2,936
Total	2,689	2,816	2,982	3,004	3,298	3,461	3,509
% of (A)	16.4%	16.5%	17.0%	17.1%	16.2%	16.3%	16.3%
% of (B)	54.4%	53.8%	53.5%	53.6%	52.6%	52.4%	52.4%

(出所) インドネシア中銀

図 27 は、商業銀行による零細・中小企業向け融資残高の推移である。零細・中小企業向け融資残高は、2011年1月の361兆ルピアから2013年3月の529兆ルピアへ大きく増加しており、平均伸び率は16.3%/年であり、この間のGDP成長率を大きく上回っている。業種別にみると、「商業、ホテル・レストラン（“trade, hotel and restaurant”）」が零細・中小企業向け融資残高の過半を占めており、この間の成長を牽引している。一方、農業や製造業などの生産セクター向け融資残高については、「農業・畜産業・林業・漁業（“agriculture, livestock, forestry and fishery”）」が平均伸び率50.3%を記録し大幅に増加しているものの、全体に占める構成比としては引き続き小さい。（農業・畜産業・林業・漁業：2011年1月5% → 2013年3月9%、製造業：同期間11% → 11%）



(出所) インドネシア中銀

図 27：零細・中小企業向け融資残高 業種別推移

図 28 は、零細・中小企業向け融資残高の銀行種類別の内訳である。国営商業銀行が最大の金額となっており、外貨商業銀行、地方開発銀行がこれに続いている。なお、外貨商業銀行と地方開発銀行の銀行数がそれぞれ 36 行、26 行であるのに対して、国営商業銀行の銀行数が僅か 4 行であることを踏まえると、国営商業銀行は、零細・中小企業向け貸出市場においても大きなプレゼンスを有していることが確認される。また、表 31 に示される通り、総資産に占める零細・中小企業向け融資残高の割合は、国営商業銀行が最も高くなっている（2013 年 3 月：16.9%）。

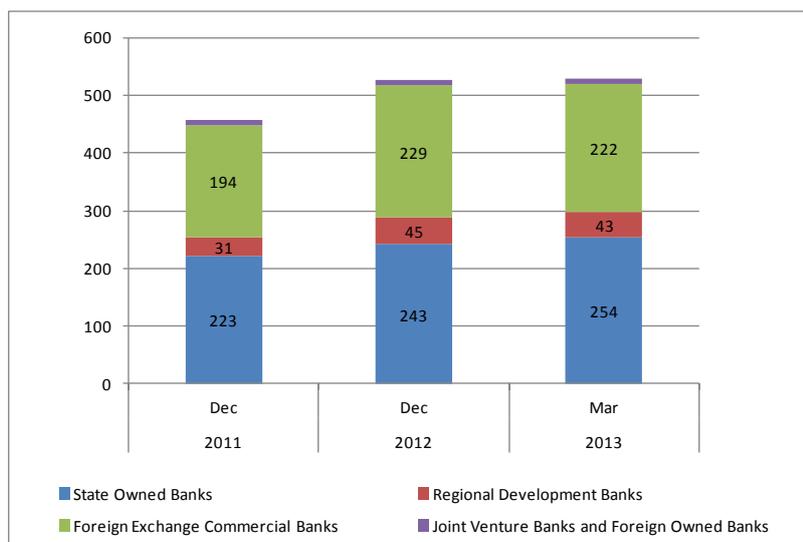


図 28 : 銀行種類別 零細・中小企業向け融資残高

表 31 : 銀行種類別 零細・中小企業向け融資残高比率 (対総資産)

	2011	2012	2013
			Mar
State Owned Banks	16.8%	15.8%	16.9%
Foreign Exchange Commercial Banks	13.3%	13.4%	12.8%
Regional Development Banks	10.3%	12.3%	11.1%
Joint Venture Banks and Foreign Owned Banks	2.2%	1.8%	1.9%

(出所) インドネシア中銀

インドネシアにおいては、全体で1,800以上の庶民信用銀行（“Rural Credit Banks”）が存在しており、商業銀行に比し規模は小さく業務範囲は限定されているものの、地域における融資業務を行っている。

図 29 は、庶民信用銀行の与信残高（零細・中小企業向けに限定されていない）と不良債権比率の推移を示したものである。庶民信用銀行の与信残高は、2007年末の21兆ルピアから2013年3月の53兆ルピアへ増加している。不良債権比率は減少基調であるが、商業銀行に比し未だ高い水準にある。庶民信用銀行は「リンケージ・プログラム（Linkage Program）」を通じて、商業銀行から資金を調達し、零細・中小企業を含めた地域の顧客に対して融資を行っている。

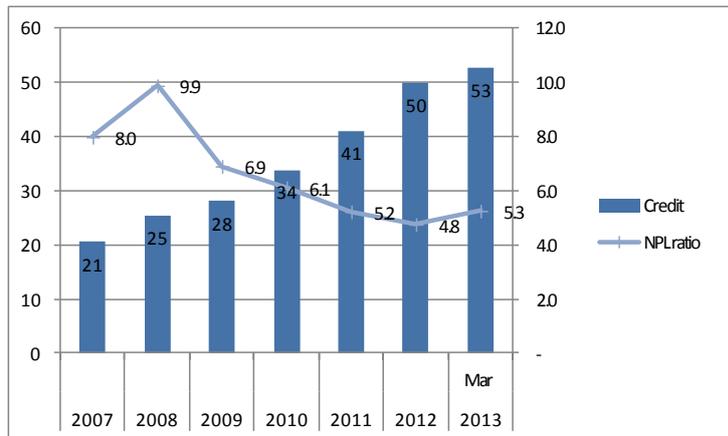


図 29：庶民信用銀行の与信残高と不良債権比率の推移

表 32 に示される通り、庶民信用銀行の貸出金利水準は商業銀行の水準よりかなり高くなっているが、これは庶民信用銀行の調達コスト、不良債権比率、業務コスト比率が商業銀行より高いことに因るものである。しかしながら、庶民信用銀行の現在の金利水準（例えば農林業では 35%近く、製造業では 28%）は、地域の零細・中小企業が持続的な成長を実現していくうえではある程度引き下げられることが望ましいと言えよう。

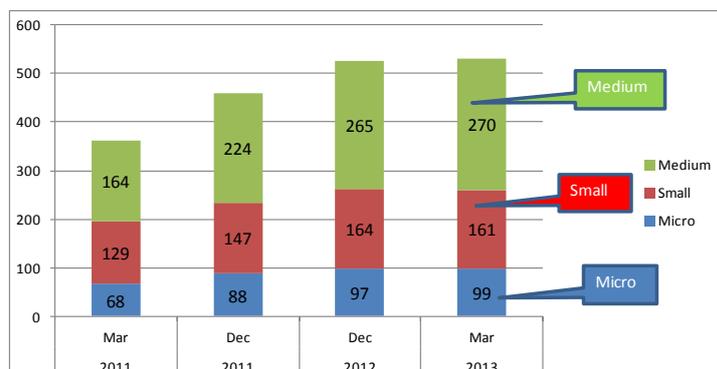
表 32：平均貸出金利 (%) 商業銀行 (左、ルピア建融資に限る) と庶民信用銀行 (右)

	2011	2012	2013		2010	2011	2012	2013
	Dec	Dec	Mar		Dec	Dec	Dec	Mar
Agriculture, hunting and forestry	11.46	11.32	11.34	Agriculture, hunting and forestry	38.29	36.58	35.51	34.89
Fisheries	13.95	13.37	13.34	Fisheries	33.39	32.10	31.32	30.56
Mining and Quarrying	12.03	11.29	11.52	Mining and quarrying	28.29	26.58	26.60	26.34
Processing industry	10.68	9.98	10.00	Processing industry	30.67	29.14	28.44	28.30
Electricity, gas and water	9.77	8.93	8.67	Electricity, gas and water	34.43	30.33	29.08	27.73
Construction	12.05	11.49	11.31	Construction	31.41	29.72	28.59	28.90
Big and retail trade	13.32	12.67	12.56	Big and retail trade	33.14	31.97	30.41	30.00
Provision of accommodation and	13.06	12.05	11.94	Provision of accommodation and	27.99	28.53	28.53	28.12
Transportation, warehousing and	10.76	10.54	10.50	food supply/drink				
communications				Transportation, warehousing and	30.12	28.11	27.89	27.85
Transitional Finance	10.50	9.69	9.58	communications				
Real estate, Rental Business,	12.84	12.12	12.02	Transitional finance	25.28	24.20	23.52	22.93
and services company				Real estate, rental business, and	27.26	22.77	21.50	22.41
Government administration, the	10.68	11.95	12.04	services company				
defense and compulsory social				Government administration, the	35.78	26.38	27.60	25.39
Education services	14.28	14.06	14.16	defense and compulsory social				
Health and social services	12.62	12.18	12.14	Education services	31.61	28.84	28.20	27.96
Community,	13.72	12.67	12.94	Health and social services	30.51	30.86	28.89	28.52
Sociocultural, Entertainment and				Community,	29.05	28.23	27.98	27.66
Individual services which serve	16.46	16.18	15.60	Individual services serving the	31.07	32.82	31.15	30.37
households				household				
Extra agency/international agency	13.44	9.50	9.43	International Agency and Other	29.35	29.11	28.00	28.38
and other international				Extra Agency/International				
Business Activities which are not	13.84	11.51	12.31	Business Activities which are not	28.12	27.39	26.19	25.84
clearly defined				clearly defined				
				Not the business field - other	27.71	26.88	25.90	25.77

(出所) インドネシア中銀

図 30 は、零細・中小企業向け融資の企業規模（中堅／小／零細企業）別内訳である。中堅、小、零細企業とも融資残高は増加してきているが、零細・中小企業向け融資全体に占める比率としては、中堅企業向けが 50%を超えており、次いで小企業 (30%)、零細企業 (19%) となっている。詳細は後述するが、表 33 の特別信用保証スキーム付き与信残高比率の増加に示される通り、近年は信用保証ス

キームが零細・小企業の金融アクセス改善に貢献していることがわかる。



(出所) インドネシア中銀

図 30 : 零細・中小企業向け融資残高の推移

表 33 : 特別信用保証スキーム付き与信残高 (credit with specific guarantee scheme) の比率

	2011 Jan	2011 Dec	2012 Dec	2013 Mar
Micro	11%	14%	18%	19%
Small	5%	10%	12%	12%
Medium	0%	1%	1%	1%

(出所) インドネシア中銀

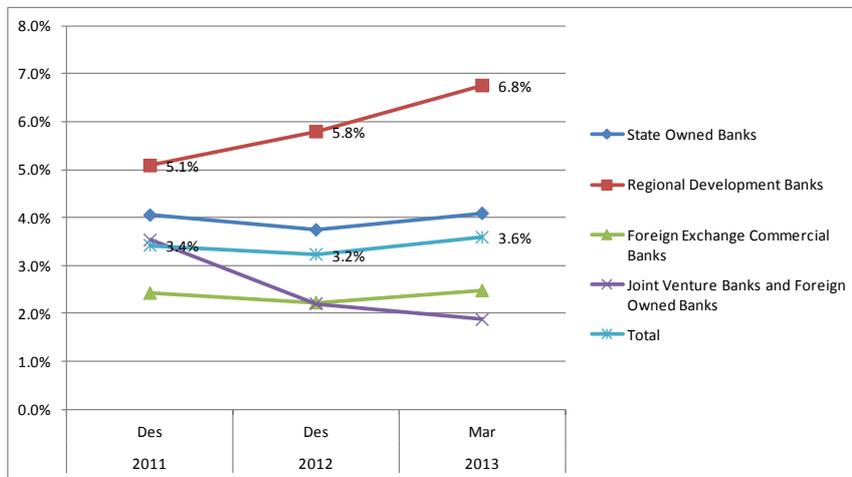
表 34 は、商業銀行における法人向け融資残高全体に占める零細・中小企業向け融資残高の割合を示したものである。全体に占める零細・中小企業向け融資の比率は、2011 年 1 月の 30.5%から 2013 年 3 月の 20.3%まで減少してきており、網掛けで示される通り、農業や製造業向けについても減少している。このことは、商業銀行がこの間、大企業や国営企業向け融資に対してより多くの資金を割り当てたことを意味している。

表 34 : 法人向け融資残高全体に占める零細・中小企業向け融資残高の割合

	2011 Jan	2011 Dec	2012 Dec	2013 Mar
Loans by Industrial Origin	30.5%	24.3%	20.7%	20.3%
Agriculture, Livestock, Forestry & Fishery	20.8%	16.8%	14.1%	13.2%
Mining and Quarrying	5.3%	3.8%	3.5%	3.3%
Manufacturing Industry	15.3%	12.3%	10.0%	9.9%
Electricity, Gas and Water Supply	3.4%	2.6%	1.8%	1.6%
Construction	31.7%	26.8%	21.8%	22.1%
Trade, Hotel, and Restaurant	53.2%	42.1%	33.0%	31.0%
Transport and Communication	17.0%	13.4%	11.3%	10.9%
Financial, Ownership & Business Services	20.7%	15.1%	12.7%	12.4%
Services	47.0%	40.9%	49.7%	54.6%

(出所) インドネシア中銀

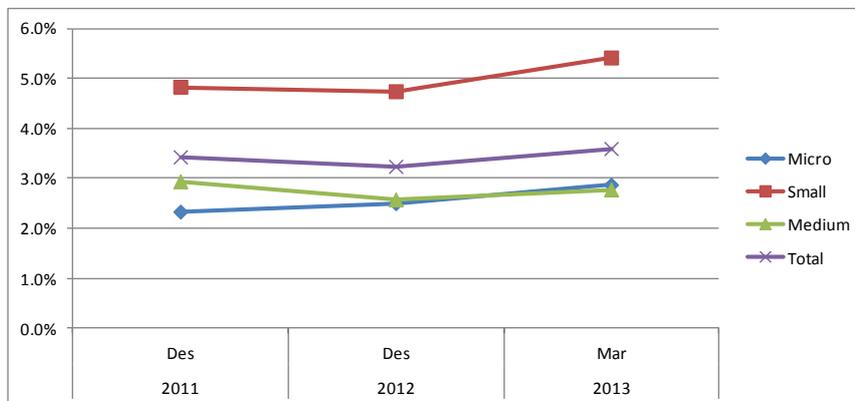
零細・中小企業向け融資において銀行が直面している主要な課題の一つは、不良債権をいかに抑制するかである。一般的に、零細・中小企業は経営能力、財務基盤、人材などの面でより脆弱であることから、零細・中小企業向け融資は本質的に高い信用リスクが内在することになる。図 31 は商業銀行による零細・中小企業向け融資の不良債権比率を示したものであるが、国営商業銀行と外貨商業銀行が過去 2 年間不良債権比率を 4%前後あるいはそれ以下に抑えてきている一方、地方開発銀行では徐々に上昇してきており、2012 年 3 月にはほぼ 7%に達している。地方開発銀行は、地域の零細・中小企業に対する資金支援などを通じて地域経済の発展に向けてより重要な役割を果たしていくことが期待される一方、零細・中小企業向け融資の拡大において既に難しい状況に直面しているように思われる。



(出所) インドネシア中銀

図 31：銀行種類別 零細・中小企業向け不良債権比率の推移

図 32 は、企業サイズ別の不良債権比率である。零細企業の不良債権比率が零細・中小企業の中で最も低い水準で推移していることはやや意外であるが、これは主として BRI (Bank Rakyat Indonesia、インドネシア庶民銀行) による零細企業向け融資のパフォーマンスが良いことに因るものである。



(出所) インドネシア中銀

図 32：零細・中小企業 企業サイズ別不良債権比率

BRI は、インドネシアの零細・中小企業金融における中心的なプレイヤーである。BRI は、インドネシアにおける4つの国営商業銀行の一つであり、総資産規模で業界第2位の銀行である。BRI は、国営商業銀行として歴史的に零細・中小企業金融に特化してきており⁴⁵、現在の全国の拠点数は9,000⁴⁶を超え、この数はインドネシア最大の銀行であるマンディリ銀行⁴⁷の4倍以上である。表35に示される通り、BRIの零細・中小企業向け融資残高は2012年末で199兆ルピアであり、前年末比16%の増加、同行の全体の融資残高のほぼ60%を占めている。BRIの零細企業向け融資の不良債権比率は2012年末時点で1%を僅かに上回る水準であり、零細・中小企業向け融資の中で最も低い水準となっている。銀行業界関係者によれば、BRIのマイクロ・ファイナンスの成功は、その広範なネットワークと全国どこにおいても地域コミュニティと密接な関係を築いてきており、モニタリングや融資回収などに関するノウハウの蓄積があることに因るものである。BRIは零細・中小企業金融における確固たる地位を維持する狙いであり、拠点数の更なる拡充や融資担当者の追加採用などによって能力強化を進めていくとしている。

表35：BRIの零細・中小企業金融のパフォーマンス

	2011	2012
Total Assets	457	535
Total Loans	284	348
Micro	90	107
(KUR Micro)	11	15
(KUR Micro %)	12.4%	14.1%
(number of borrowers, 000)	5,295	5,509
Small	68	76
Medium	14	17
MSME in total	172	199
% of MSME	60.5%	57.1%
NPL (gross)	2.30%	1.78%
Micro	1.19%	1.09%
Small	4.53%	3.75%
Medium	7.11%	5.09%

(出所) BRI 投資家説明資料

BRI以外の銀行としては、総資産規模で業界第1位のマンディリ銀行や同第4位のバンク・ネガラ・インドネシア(BNI)といった国営商業銀行に加えて、同第3位のバンク・セントラル・アジア(BCA)、同第6位のダナモン銀行、同第9位のバンク・インターナショナル・インドネシア(BII)、BTPN(年金貯蓄銀行)といった民間商業銀行も、零細・中小企業金融を今後の戦略分野として取組を強化している。

零細・中小企業金融の強化のための戦略やアプローチは、銀行間で若干は異なるものの、拠点網の拡充、店舗レス・バンキング、地域の小規模金融機関とのリンクージ・プログラムの強化などのアプ

⁴⁵ BRIは、1980年代前半頃までは農業専門の政府系銀行として位置付けられていたが、それ以降に地域におけるマイクロ・ファイナンスを手掛けることとなった。

⁴⁶ BRIは2012年アニュアル・レポートによれば、本店、地域オフィス、支店、サブ支店、BRIユニット、キャッシュ・オフィス、TerasBRIの合計で9,052(2012年)の拠点を有している。

⁴⁷ マンディリ銀行の投資家説明資料によれば、同行のネットワーク(2012年)は、502の支店、928のユニット、760のキオスクから成る。

ローチでは共通している。

BTPN は、中堅規模の民間商業銀行であり、近時は三井住友銀行が 40%まで出資することを発表しているが、現在、国際金融公社 (IFC) からルピア建てで 1 億 US ドル相当の融資を受け、零細・中小企業向けファイナンスの強化に充てることとしている。

BII は、中小企業向け事業を 3 つの戦略分野の一つとして位置付けており、そのためのイニシアチブとして、(1) キャッシュを豊富に有する業種をターゲットとして負債にフォーカスした営業チームを組成する、(2) クロスセル商品を増やす、(3) サプライ・チェーン・ファイナンス (Supply Chain Finance) を強化する、を掲げている。

零細・中小企業向け金融で銀行が抱えるもう一つの問題は、インドネシアの殆どの零細・中小企業、特に零細企業、は財務諸表や税務申告書を作成していないため、銀行にとっては財務情報無しで審査を行うことが難しいということである。なお、一般に銀行は審査において 5 つの C (Five Cs: (1) Capacity (返済能力)、(2) Capital (自己資金)、(3) Collateral (担保)、(4) Conditions (経営環境、資金使途)、(5) Character (経営者の資質)) を重視すると言われるが、ある銀行関係者によれば、財務諸表や担保を有さない零細・中小企業向け融資においては Character の見極めを最も重視しているとのことである。

なお、庶民信用銀行とは別に、バリ州には LPD (Lembaga Perkreditan Desa, village credit institution) というユニークな地域金融の仕組みがある。これは、慣習村 (「レサアダ」) (地方行政組織とは異なる) を地区単位とした相互扶助的金融機関で、預金業務・小口貸出業務を取扱っているものである。1984 年以降、バリ州内各地に LPD が設立されており、現在、1,418 機関が存在する。LPD 全体の不良債権比率は 5%以下と低い水準を維持しており、この背景には、バリ州における宗教的背景や、濃密な人間関係があると言われる。

3.3.2 信用保証制度

インドネシアでは現在大きく 2 つの零細・中小企業向け信用保証制度が存在している。一つ目は、一般的な信用保証制度であり、中小企業が銀行から融資を受ける際に主に国営会社である Jamkrindo が保証を行うことで信用補完を行い、中小企業が銀行から融資を受けるものである。もう一つは、KUR (Kredit Usaha Rakyat) であり、これは、零細・中小企業の資金アクセスを改善して継続的な発展を支援するために 2007 年 11 月から実施されている、保証付き融資制度である。なお、本調査においては、KUR に焦点が当てられていることから、以下 KUR の制度について記載する。

(1) KUR の概要

KUR の概要を示すと以下の通りとなっている。

表 36 : KUR 概要

項目	概要
関連省庁	経済調整大臣府、財務省、農業省、林野省、漁業省、工業省、協同組合・中小企業省
実施銀行	国営商業銀行 7 行 BRI、マンディリ銀行、BNI、BTN、ブコピン銀行、シャリア・

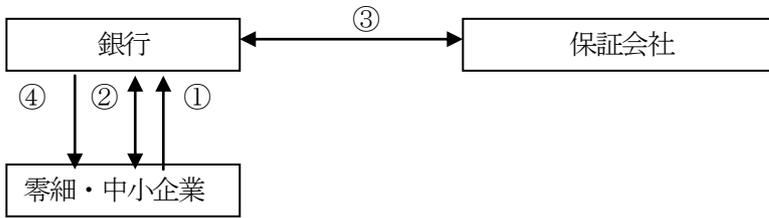
	マンディリ銀行、ジャリア BNI 及び 26 の地方開発銀行			
保証割合	80% : 農業、漁業、林業、小企業 70% : それ以外のセクター			
保証会社	Askrindo、Jamkrindo の国営保証会社 East Java、Bali Mandara などの地方保証会社			
対象企業	対象企業は、零細・小・中企業及び協同組合、ビジネスグループ、リンケージ機関となっている。なお、零細・小・中企業の区分は以下の通り。			
		零細企業	小企業	中企業
	純資産	50 百万ルピア以下	50 百万ルピア超 5 億ルピア以下	5 億ルピア超 100 億ルピア以下
売上	3 億ルピア以下	3 億ルピア超 25 億ルピア以下	25 億ルピア超 500 億ルピア以下	
	一般的に Feasible (事業として成り立っている) だが Not Bankable (担保などがなく銀行からの借入ができない) である企業が対象とされている。			
保証料	3.25% (2010 年以降。2010 年以前は 1.5%) を国が負担し、国から保証会社へ毎年支払われる (なお、通常の保証制度では企業が保証会社へ一括して前払いで保証料を支払う)。 保証料は以下によって決定されている。 運転資金 : 申込金額の 3.25%、設備資金 : 残高の 3.25%			
保証契約	自動保証 (CAC : Conditional Automatic Coverage) KUR については、銀行審査のみで、保証が成立する。なお、一般的な信用保証スキームでは、保証会社側も一定の審査を行うことが多い。			
資金使途	運転資金、設備資金			
融資期間	運転資金 (3 年)、設備投資資金 (5 年)。ただし、必要であれば、運転資金であれば 6 年、設備投資資金であれば 10 年まで延長可能。なお、プランテーション企業については最大 13 年で延長不可。			
融資上限額	KUR Micro : 20 百万ルピア以下 (2010 年以前は 5 百万ルピア以下) KUR Retail : 20 百万ルピア超 5 億ルピア以下			
上限金利	KUR Micro : 22% (2010 年以前は 24%) KUR Retail : 13% (2011 年以前は 14%)			
担保	KUR Micro については担保徴求は不可 (ただし、実際には取得している銀行もある : インドネシア中銀の指導対象)。			
代位弁済	代位弁済の申請は以下の要件に合致する際に申請できる ① 債務者が返済義務を履行しない場合 ② 債権分類が第四分類となった時 ③ 破産宣告などがなされた時			
債権回収	法律で明確に債権回収主体が区分されているわけではなく、信用保証会社、銀行双方が実施する。ただし、実態は信用保証会社側のマンパワーが不足していることから、銀行側が主体となり実施することが多いようである。			

(出所) 経済調整大臣府提供資料及び現地出張ヒアリングより調査団作成

(2) KUR のメカニズム

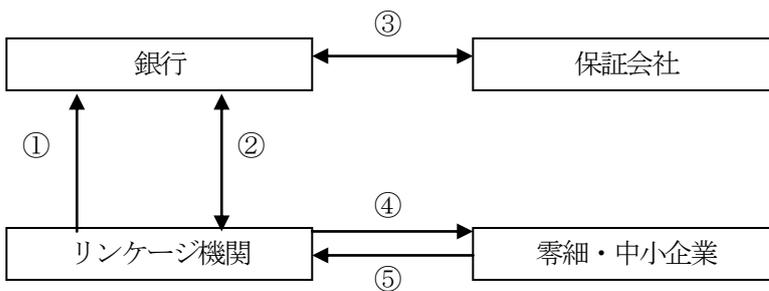
KUR には大きく 2 つのタイプがある。一つが、銀行が直接融資を行いその融資に対して保証を行うものであり (直接方式)、もう一つが、国営商業銀行が庶民銀行などのリンケージ機関に対して融資を行い、リンケージ機関が企業に対して融資を行うものである (間接方式)。なお、間接方式はさらに 2 タイプに分けることができる。

1) 直接方式：企業への銀行からの直接融資



- ① 企業から銀行へ融資の申し込み
- ② 銀行の審査通過後、銀行と企業間で KUR の契約を締結
- ③ 銀行からの保証審査依頼後、保証会社から銀行向け保証書の発行
- ④ 融資実行

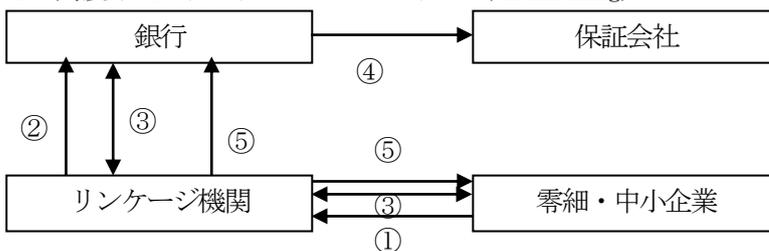
2) -1 間接方式：リンケージ・プログラム (Executing)



- ① リンケージ機関が実施行に対して融資の申込。
- ② 実施行は債務者情報システム (DIS) で融資残高の有無をチェック。可であれば、銀行とリンケージ機関との間で融資契約締結。
- ③ 実施行が保証会社に保証を依頼し、リンケージ機関に保証書を発行。
- ④ リンケージ機関が中小企業に融資。
- ⑤ 中小企業はリンケージ機関に返済を行う。

金融機関によるリンケージ機関の最大資金供与額は 20 億ルピア、上限金利は 13%。リンケージ機関から中小企業への融資の最大資金供与額は 1 億ルピア、上限金利は 22%となっている。リンケージ機関が金融機関への返済債務を負う一方で、KUR を通じた融資の金利収入はリンケージ機関が得る。

2) -2 間接方式：リンケージ・プログラム (Channeling)

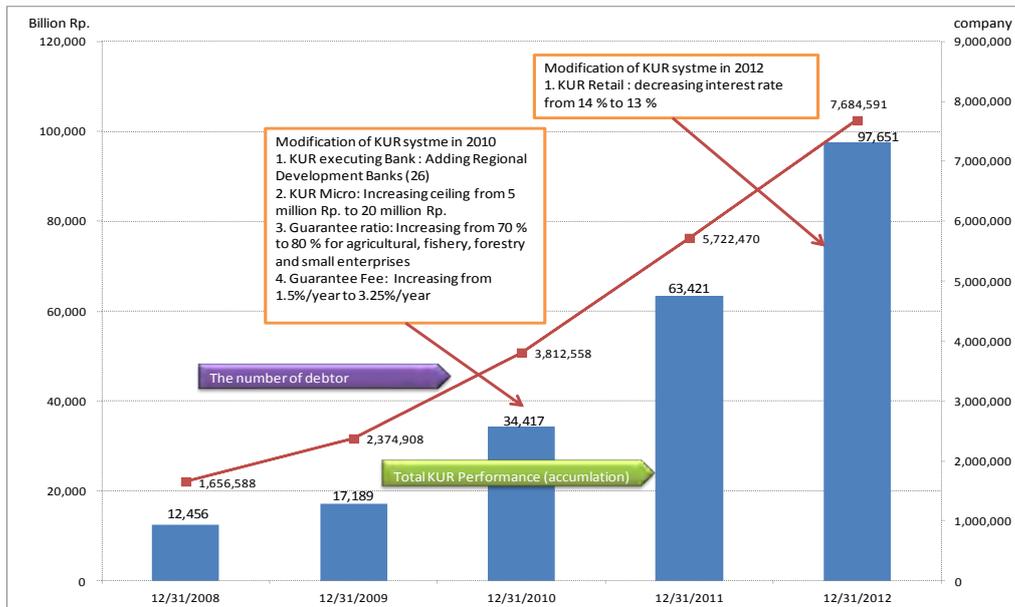


- ① 中小企業がリンケージ機関に対して銀行に融資してもらうよう依頼する。
- ② リンケージ機関は中小企業を代表して、銀行に対して融資申請を行う。
- ③ 銀行はインドネシア中銀の DIS を活用して審査を行い、その後、リンケージ機関は中小企業及び銀行間で MOU を締結する。
- ④ 銀行は個別債務者の名前で信用保証会社に保証を行うよう要請する。
- ⑤ リンケージ機関は個別債務者に資金を供給する。債務者はリンケージ機関を通じ銀行に返済する。

なお、信用リスクは実施銀行が負い、金利収入も銀行が得るが、銀行はリンケージ機関に対して手数料を支払う。

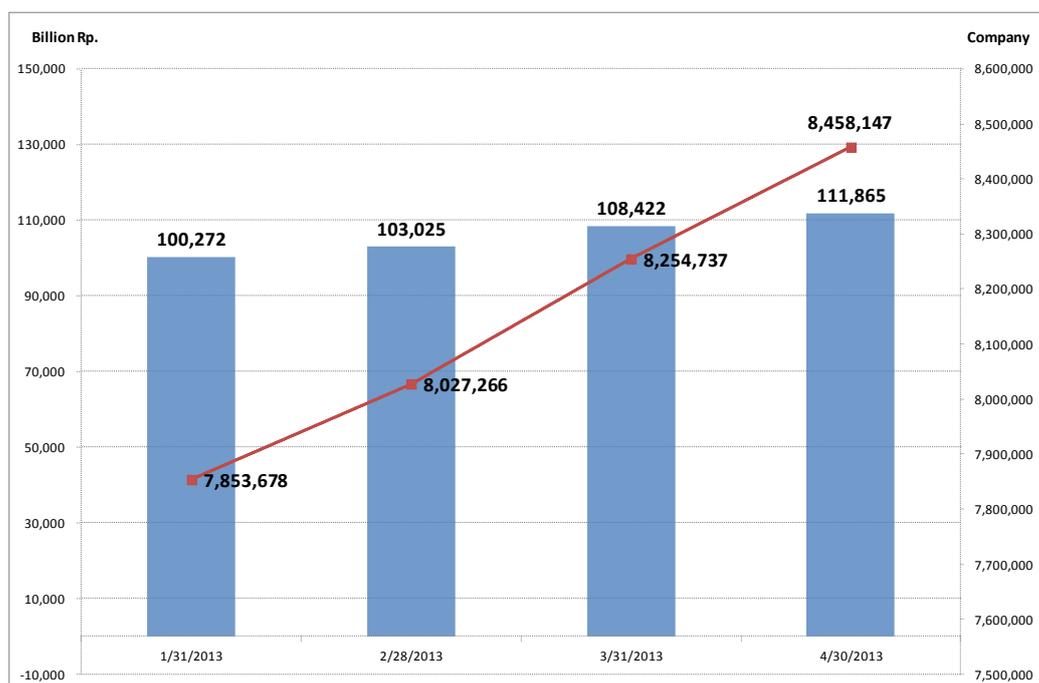
(3) KUR の実績

KUR の実績は以下の通りとなっている。



(出所) 経済調整大臣府提供資料より調査団作成

図 33 : KUR の実績推移 (2008 年~2012 年)



(出所) 経済調整大臣府提供資料より調査団作成

図 34 : KUR の実績推移 (2013 年 1 月～2013 年 4 月)

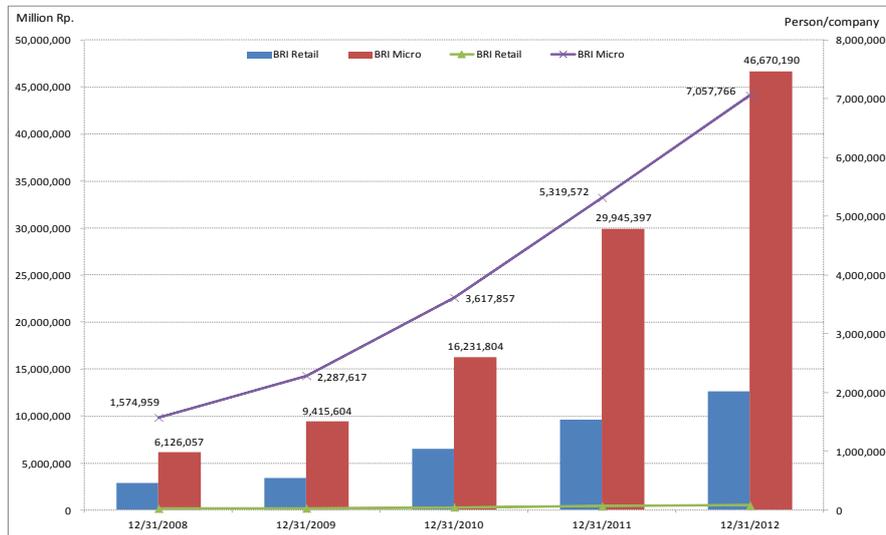
KUR の実績は図 33 の通り 2007 年の制度開始以降順調に推移しており、2008 年末から 2012 年末の 4 年間で累積利用額では 12.5 兆ルピアから 97.7 兆ルピアと 7.8 倍となっている。また、利用者数では 1.7 百万社から 7.7 百万社と約 4.5 倍となっている。この傾向は 2013 年に入っても続き、図 34 の通り 2013 年 4 月末時点の累積額及び累積利用者数は、111.9 兆ルピア、8.5 百万社となっている。

図 33 の通り、KUR は 2010 年から 2011 年、2012 年にかけて大きく増加している (34.4 兆ルピア→63.4 兆ルピア→97.7 兆ルピア、3.8 百万社→5.7 百万社→7.7 百万社) が、これは 2010 年及び 2012 年に実施された KUR 実施銀行の拡大と利用条件の緩和の影響が大きいと考えられる。具体的な変更点は以下の通り。

変更点	変更前	変更後
利用銀行	国営商業銀行のみ	国営商業銀行+ 地方開発銀行 (26 行)
KUR Micro の上限額増加	5 百万ルピア以内	20 百万ルピア以内
保証割合の拡大	70%	農林水産業、小企業については 80%
保証料の引き上げ	1.5%	3.25%
KUR Retail の上限金利引き下げ	14%	13%

経済調整大臣府が収集している統計では、KUR Micro と KUR Retail を分けた統計は作成されていないことから、正確な数値を把握することは難しいが、KUR の最大の担い手である BRI が KUR Micro と

KUR Retail を分けた統計を作成していることから、BRI のデータで確認すると⁴⁸、BRI Micro は 2010 年以降利用金額、利用者とも大幅に増加していることから、本変更点は KUR Mrico の普及及び小規模企業向け融資に大きく貢献しているといえよう。



(出所) 経済調整大臣府提供資料より調査団作成

図 35 : BRI の KUR 実績 (KUR Micro / KUR Retail 別)

銀行別実績

銀行別の実績では既述の通り BRI のシェアが極めて高く、金額ベースでは 2013 年 4 月末時点で約 60% (BRI Retail 12.5%、KUR Micro 48.1%) を占めている。ただし、2008 年 12 月末時点では 72.5% (BRI Retail 23.3%、BRI Micro 49.2%) であったことを勘案すると、シェアは大きく低下しており、その分地方開発銀行 (26 行) のシェアが拡大している。

しかしながら、利用者ベースでみた際には当初に比べて BRI のシェアは低下しているものの、2013 年 4 月末時点で依然として 92% を超える利用者を有しており、他行の存在感は薄く、KUR のスキームは現時点では BRI に依存している状況といえよう。

こうした状況からも BRI 以外の銀行は KUR Micro ではなく、KUR Retail に注力しているといえる。

⁴⁸ KUR の平均融資額 (Accumulation / Debtor) をみると (2013 年 4 月末時点)、BRI Micro 7.0 百万ルピア、BRI Retail 164.1 百万ルピア、BNI 64.1 百万ルピア、マンディリ銀行 51.2 百万ルピア、BTN 173.7 百万ルピア、ブコピン銀行 149.8 百万ルピア、BSM 74.0 百万ルピア、シャリア BNI 218.8 百万ルピア、地方開発銀行 79.0 百万ルピアとなっていることから、BRI Retail を除いてはほとんどが KUR Retail を利用しているものと考えられる。

表 37：銀行別 KUR 実績（金額（累積）ベース）

	2008/12/31	2009/12/31	2010/12/31	2011/12/31	2011/11/30	2012/12/31	2013/1/31	2013/2/28	2013/3/31	2013/4/30
BNI	9.3%	8.9%	9.2%	10.3%	10.2%	10.9%	10.9%	10.8%	12.3%	12.1%
BRI Retail	23.3%	19.9%	18.9%	15.1%	13.1%	12.9%	12.8%	12.8%	12.5%	12.5%
BRI Micro	49.2%	54.8%	47.2%	47.2%	48.2%	47.8%	48.1%	48.5%	47.7%	48.1%
Mandiri	9.2%	8.8%	10.5%	11.0%	11.1%	11.1%	10.8%	10.7%	10.3%	10.3%
BTN	1.3%	1.5%	2.8%	3.0%	3.4%	3.4%	3.3%	3.3%	3.3%	3.2%
Bukopin	5.0%	3.9%	2.7%	1.7%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%	1.5%
BSM	2.6%	2.2%	2.4%	2.4%	2.8%	2.8%	2.8%	2.7%	2.8%	2.8%
BNI S	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%
BPD	0.0%	0.0%	6.4%	9.3%	9.7%	9.5%	9.6%	9.5%	9.4%	9.4%
Total	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（出所）経済調整大臣府提供資料より調査団作成

表 38：銀行別 KUR 実績（利用者ベース）

	2008/12/31	2009/12/31	2010/12/31	2011/12/31	2011/11/30	2012/12/31	2013/1/31	2013/2/28	2013/3/31	2013/4/30
BNI	0.5%	0.5%	0.7%	1.3%	1.7%	2.0%	2.1%	2.0%	2.5%	2.5%
BRI Retail	1.6%	1.2%	1.3%	1.1%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
BRI Micro	95.1%	96.3%	94.9%	93.0%	92.1%	91.8%	91.8%	91.9%	91.3%	91.4%
Mandiri	2.2%	1.5%	1.9%	2.6%	2.8%	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%
BTN	0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
Bukopin	0.2%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
BSM	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
BNI S	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
BPD	0.0%	0.0%	0.7%	1.3%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%	1.6%
Total	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（出所）経済調整大臣府提供資料より調査団作成

業種別実績

業種別の KUR 実績をみると、貿易・ホテル・レストランセクター（以下貿易セクター）が全体の過半数（約 57%、2013 年 4 月末時点）を占めており、続く農林水産業セクター（以下農業セクター）は約 17%（2013 年 4 月末時点）と、その差は大きい。この傾向は、KUR 開始当初から変わらず、インドネシア政府が注力している農林漁業分野への拡大に大きくつながっていないのが現状である。

また、製造業向けの実績は 2%後半を推移する極めて低い状況が続いており、いわゆる生産セクターと呼ばれる業種についての占める割合は低迷している。

表 39：業種別 KUR 実績：金額（累積）ベース

	2009/12/31	2010/12/31	2011/12/31	2012/12/31	2013/1/31	2013/2/28	2013/3/31	2013/4/30
Agriculture	15.3%	17.1%	15.9%	16.3%	16.2%	16.2%	16.1%	16.2%
Fishery			1.1%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%
Mining	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
Processing industry	2.3%	2.3%	2.5%	2.7%	2.6%	2.7%	2.7%	2.7%
Electricity, gas and water	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
Construction	1.7%	2.1%	1.9%	1.8%	1.7%	1.7%	1.7%	1.6%
Trade	70.3%	63.7%	60.5%	57.3%	56.6%	56.6%	56.6%	56.6%
Hotel, Restaurant			0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%
Transportation	0.6%	0.9%	1.0%	1.2%	1.2%	1.3%	1.4%	1.4%
Financial intermediaries			0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.8%	0.8%
rental business			2.9%	3.5%	3.5%	3.6%	3.9%	4.0%
Adm. Government	2.3%	4.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
Education services			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
Health services			0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
Social service			2.0%	2.4%	2.4%	2.4%	2.5%	2.5%
Individual services	0.6%	1.9%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
International agencies			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.7%
Others	7.0%	7.6%	10.4%	12.2%	13.1%	13.0%	12.7%	0.7%
Total	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（出所）経済調整大臣府資料より調査団作成

表 40：農林水産業及び商業 KUR 主要銀行別実績：金額（累積）ベース

(Unit: Milion Rp.)

	2009/12/31	2010/12/31	2011/12/31	2012/12/31		2009/12/31	2010/12/31	2011/12/31	2012/12/31
Agriculture			10,067,759	15,953,484	Agriculture				
Fishery	2,631,876	5,879,187	725,638	708,235	Fishery				
Agriculture + Fishery	2,631,876	5,879,187	10,793,397	16,661,719	Agriculture + Fishery	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
BRI Micro	800,553	1,841,599	3,688,088	6,270,349	BRI Micro	30.4%	31.3%	34.2%	37.6%
BRI Retail	32,202	501,930	729,121	941,112	BRI Retail	1.2%	8.5%	6.8%	5.6%
BNI	333,811	943,084	2,097,464	3,203,343	BNI	12.7%	16.0%	19.4%	19.2%
Mandiri	940,015	1,815,266	2,581,929	3,504,006	Mandiri	35.7%	30.9%	23.9%	21.0%
Trade			38,376,623	55,978,368	Trade				
Accommodation	12,089,866	21,908,942	317,923	597,687	Provision of accommodation				
Trade + Addomocation	12,089,866	21,908,942	38,694,546	56,576,055	Trade + Addomocation	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
BRI Micro	7,862,744	13,059,955	21,065,111	29,828,922	BRI Micro	65.0%	59.6%	54.4%	52.7%
BRI Retail	2,338,479	3,850,395	5,782,492	7,359,894	BRI Retail	19.3%	17.6%	14.9%	13.0%
BNI	1,013,507	1,534,006	3,463,813	5,660,610	BNI	8.4%	7.0%	9.0%	10.0%
Mandiri	448,562	1,404,935	3,543,823	5,890,296	Mandiri	3.7%	6.4%	9.2%	10.4%

表 41：農林水産業及び商業 KUR 主要銀行別実績：利用者ベース

	2009/12/31	2010/12/31	2011/12/31	2012/12/31		2009/12/31	2010/12/31	2011/12/31	2012/12/31
Agriculture	238,365	484,773	766,244	1,086,346	Agriculture				
Fishery			6,029	6,644	Fishery				
Agriculture + Fishery	238,365	484,773	772,273	1,092,990	Agriculture + Fishery	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
BRI Micro	196,398	416,228	672,863	964,379	BRI Micro	82.4%	85.9%	87.1%	88.2%
BRI Retail	2,436	3,490	4,595	5,461	BRI Retail	1.0%	0.7%	0.6%	0.5%
BNI	2,646	8,308	12,380	19,514	BNI	1.1%	1.7%	1.6%	1.8%
Mandiri	34,664	49,374	65,322	75,692	Mandiri	14.5%	10.2%	8.5%	6.9%
Trade			4,123,892	5,179,188	Trade				
Accommodation	1,939,755	2,997,280	15,221	24,525	Provision of accommodation				
Trade + Addomocation	1,939,755	2,997,280	4,139,113	5,203,713	Trade + Addomocation	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
BRI Micro	1,908,349	2,911,578	3,904,888	4,809,341	BRI Micro	98.4%	97.1%	94.3%	92.4%
BRI Retail	20,465	28,992	38,278	43,973	BRI Retail	1.1%	1.0%	0.9%	0.8%
BNI	7,537	13,513	56,061	121,254	BNI	0.4%	0.5%	1.4%	2.3%
Mandiri	1,642	22,135	77,898	123,471	Mandiri	0.1%	0.7%	1.9%	2.4%

(出所) 経済調整大臣府資料より調査団作成

特に比較される農業セクターと貿易セクターの実績を主要銀行別にみると、金額ベースにおいて農業セクターについては、BRI が最多シェアを占めているものの、BNI やマンディリ銀行といった他行も各 20% ずつのシェアを占めており、決して低い水準とはいえない。

貿易セクターについても、BRI のシェアが最多（金額ベース）であり、そのシェアは農業よりも高く、BRI は貿易セクターに対してはより積極的な姿勢であることがうかがえる。また、利用者ベースにおいては、農業セクター、貿易セクターともに BRI が約 9 割のシェアと圧倒的である。

普及率（浸透率）

KUR の普及率（利用企業数ベース）をみると、全体では 15.3% となっている。業種別にみると貿易・ホテル・レストランが最多を占め、約 35% の企業が利用している計算となる。一方、農林漁業は 4.4% と低い水準であり、KUR が多くの農林漁業関係者に利用されていないのが現状となっている。また、製造業についても 4.1% と低い水準にとどまっている。

KUR の浸透度を零細・中小企業向けの融資残高ベースでみると、全体の浸透度は 8.03% となっているが、農林漁業向けの融資については 17.4% と最も高い数値となっている。これは KUR の制度が中小・零細の農林漁業従事者に対して資金アクセスの改善を一定程度もたらしているとも捉えられよう。

表 42 : KUR の普及率 (企業数ベース)

Sector	The number of company			Loan outstanding (billion Rp)			KUR
	①Total	②KUR	②/①	①SME	②KUR	②/①	Outstanding/company
Agriculture, Fishery	26,685,711	1,183,619	4.4%	46,951	8,164	17.4%	6.9
Mining	276,861	1,803	0.7%	4,966	49	1.0%	27.2
Processing industry	3,423,078	139,568	4.1%	57,836	1,446	2.5%	10.4
Electricity, gas and water	12,853	1,115	8.7%	1,644	30	1.8%	26.9
Construction	570,639	8,938	1.6%	32,116	724	2.3%	81.0
Trade, Hotel, Restaurant	15,910,965	5,549,372	34.9%	271,546	23,768	8.8%	4.3
Transportation	3,487,691	30,231	0.9%	21,337	963	4.5%	31.9
Total	53,823,734	8,254,733	15.3%	529,452	42,494	8.0%	5.1

* The total company number in Indonesia : as of 2010

* the user number of KUR: as of March 2013

(出所) 経済調整大臣府資料、インドネシア中銀、中小企業協同組合省、USAID より調査団作成

なお、日本の信用保証の普及率は利用者ベースで 36.8%、残高ベースで 14.0% (2011 年時点) となっており、KUR に比べると大幅に高い。ただし、日本は 1930 年代に最初の保証協会が設立されて以降、信用保証分野においては 70 年以上の歴史があることを勘案すると、2007 年にはじまった KUR は既に相応の浸透度合いを示しており、拡大ペースは極めて早いと言えよう。ただし、その要因としては、保証料を受益者である債務者が負担する一般的な信用保証制度と異なり、KUR 制度が保証料を国が負担する仕組みであることが大きな要因の一つと考えられる。

地域別動向

地域別の KUR の普及動向をみると、ジャワ島が全利用者の約 60%、累積額の 50% を占めていることから、ジャワ島に集中しているという見方もできる。しかしながら、人口構成比でみるとジャワ島には約 60% の人口が集中していることから、必ずしもジャワ島だけに KUR が集中しているとはいえない。

零細・中小企業向け融資残高における KUR の残高が占める割合をみると、全国平均で 7.7% となっているが、26 州がその平均を上回っており、こうした観点からみると KUR は比較的全国に広まっているといえよう。特にジャワ島以外の地方州に目を向けると、中小企業向け融資額自体は低いにもかかわらず、その中における KUR が占める割合が高い州が多く (例えば、中部カリマンタン州では中小企業向け融資残高は全国の 0.8% に過ぎないが、KUR はその融資額のうち約 19% を占めている)、地方州においても KUR は相応の役割を果たしていると言えよう。

表 43 : 州別 KUR 普及率

Location	Population('000) (2010)	KUR						MSMs Loan (Billion Rp)	KUR Outstanding/MSME		
		Debit(Currency)	Amount in Billions Rp	Outstanding(Billion Rp)	MSMs Loan (Billion Rp)	KUR Outstanding/MSME					
JAWA TIMUR	3746	158%	1,328,439	17.3%	14,775	15.1%	5,946	14.6%	65,980	12.5%	9.0%
JAWA TENGAH	32,382	13.6%	1,784,123	23.2%	14,805	15.2%	5,307	13.0%	51,576	9.8%	10.3%
JAWA BARAT	43,053	18.1%	1,090,436	14.2%	12,447	12.7%	4,811	11.8%	67,636	12.8%	7.1%
DKI JAKARTA	9,607	4.0%	182,436	2.4%	4,647	4.8%	2,265	5.6%	93,051	17.7%	2.4%
BANTEN	10,632	4.5%	117,793	1.5%	2,035	2.1%	797	2.0%	18,863	3.6%	4.2%
D.I. YOGYAKARTA	3,457	1.5%	198,338	2.6%	1,835	1.9%	768	1.9%	6,549	1.2%	11.7%
Java Subtotal	136,607	57.5%	4,701,565	61.2%	50,544	51.8%	19,895	48.9%	303,655	57.7%	6.6%
SULAWESI SELATAN	8,034	3.4%	428,429	5.6%	5,552	5.7%	2,286	5.6%	19,460	3.7%	11.7%
SUMATERA UTARA	12,982	5.5%	317,365	4.1%	5,029	5.2%	2,189	5.4%	31,470	6.0%	7.0%
RIAU	5,538	2.3%	127,970	1.7%	3,083	3.2%	1,678	4.1%	16,096	3.1%	10.4%
SUMATERA BARAT	4,846	2.0%	177,016	2.3%	2,964	3.0%	1,372	3.4%	10,663	2.0%	12.9%
SUMATERA SELATAN	7,450	3.1%	140,552	1.8%	3,067	3.1%	1,315	3.2%	14,807	2.8%	8.9%
KALIMANTAN TIMUR	3,553	1.5%	132,801	1.7%	2,621	2.7%	1,222	3.0%	17,295	3.3%	7.1%
KALIMANTAN SELATAN	3,626	1.5%	143,899	1.9%	2,351	2.4%	1,136	2.8%	8,086	1.5%	14.1%
KALIMANTAN BARAT	4,395	1.8%	90,992	1.2%	2,346	2.4%	1,052	2.6%	8,350	1.6%	12.6%
BALI	3,890	1.6%	182,752	2.4%	2,182	2.2%	962	2.4%	16,356	3.1%	5.9%
LAMPUNG	7,608	3.2%	178,057	2.3%	2,075	2.1%	919	2.3%	10,276	2.0%	8.9%
JAMBI	3,092	1.3%	111,177	1.4%	1,824	1.9%	900	2.2%	7,809	1.5%	11.5%
KALIMANTAN TENGAH	2,212	0.9%	73,133	1.0%	1,570	1.6%	830	2.0%	4,433	0.8%	18.7%
NANGROE ACEH DARUSSALAM	4,494	1.9%	132,261	1.7%	1,760	1.8%	530	1.3%	6,395	1.2%	8.3%
SULAWESI TENGAH	2,635	1.1%	97,728	1.3%	1,167	1.2%	508	1.2%	5,559	1.1%	9.1%
NTB	4,500	1.9%	115,579	1.5%	1,185	1.2%	474	1.2%	5,175	1.0%	9.2%
SULAWESI UTARA	2,270	1.0%	73,818	1.0%	1,024	1.0%	458	1.1%	5,861	1.1%	7.8%
PAPUA	2,833	1.2%	46,379	0.6%	943	1.0%	436	1.1%	5,477	1.0%	8.0%
SULAWESI TENGGARA	2,232	0.9%	71,299	0.9%	848	0.9%	381	0.9%	3,715	0.7%	10.3%
NTT	4,683	2.0%	78,769	1.0%	1,030	1.1%	374	0.9%	3,297	0.6%	11.3%
KEPULAUAN RIAU	1,679	0.7%	24,513	0.3%	697	0.7%	295	0.7%	5,514	1.0%	5.4%
MALUKU	1,533	0.6%	38,850	0.5%	774	0.8%	287	0.7%	1,808	0.3%	15.9%
BENGKULU	1,715	0.7%	55,293	0.7%	695	0.7%	284	0.7%	3,598	0.7%	7.9%
IRIAN JAYA BARAT	760	0.3%	16,806	0.2%	547	0.6%	247	0.6%	2,523	0.5%	9.8%
SULAWESI BARAT	1,158	0.5%	39,681	0.5%	539	0.6%	223	0.5%	1,567	0.3%	14.2%
GORONTALO	1,040	0.4%	50,872	0.7%	519	0.5%	154	0.4%	1,820	0.3%	8.5%
MALUKU UTARA	1,038	0.4%	19,072	0.2%	401	0.4%	149	0.4%	1,327	0.3%	11.3%
BANGKA BELITUNG	1,223	0.5%	18,083	0.2%	296	0.3%	128	0.3%	2,604	0.5%	4.9%
TOTAL	237,641	100.0%	7,684,591	100.0%	97,633	100.0%	40,686	100.0%	526,397	100.0%	7.7%

(出所) 経済調整大臣府、インドネシア中銀、インドネシア統計庁資料より調査団作成

不良債権

順調に実績を積み重ねている KUR であるが、同時に不良債権比率も年々徐々に増加している。2010 年末時点では 2.5% であった不良債権比率は、2012 年末では 3.6%、2013 年 3 月末時点では 4.4% にまで増加している。インドネシア中銀の統計によれば、中小企業向け融資の不良債権比率は 2011 年 12 月末時点で 3.4%、2013 年 3 月末時点で 3.6% となっており、中小企業向け融資における不良債権比率に大きな変動はないにもかかわらず、KUR の不良債権比率は急速に増加傾向にあることから、KUR については銀行側・借り手側双方によるモラル・ハザードが発生している可能性がある。

表 44 : 銀行別不良債権比率

	Dec-09	Dec-10	Dec-11	Dec-12	Jan-13	Feb-13	Mar-13	(Unit: %)
BNI	3.7	1.5	1.4	7.3	8.1	8.0	10.3	
BPD	-	-	2.9	6.3	7.2	7.1	7.3	
BTN	2.8	3.9	3.2	5.8	7.1	6.9	6.7	
BSM	4.7	4.2	3.5	4.9	5.0	5.0	6.2	
Bukopin	8.7	8.3	9.5	6.3	5.9	5.4	4.8	
BRI Retail	-	3.3	2.4	3.1	3.4	3.5	3.5	
Mandiri	1.7	0.7	1.0	2.0	2.7	3.0	2.8	
BRI Micro	6.0	2.3	1.8	1.7	2.0	2.0	2.0	
Total(All SME loan)	-	-	3.4	3.2	3.6	3.7	3.6	
Total(KUR)	-	2.5	2.1	3.6	4.1	4.2	4.4	

	2011/12/31	2012/12/31	2013/1/31	2013/2/28	2013/3/31
Bank Jatim	4.2	11.2	13.5	14.5	14.8
Bank Sakti	-	10.5	10.5	10.5	10.5
Bank Jabar Banten	2.7	6.6	8.1	8.1	8.2
BPD DIY	3.9	3.6	3.9	4.5	5.9
Bank DKI	1.1	5.1	5.1	4.2	4.2

(出所) 経済調整大臣府資料より調査団作成

個別銀行ごとにみると、KUR 最大の貸し手である BRI は他行に比べて最も低い水準となっている一方で、BNI、BTN、BSM、地方開発銀行の不良債権比率は極めて高く、かつ水準も急速に上昇している。特に BNI は 2013 年 3 月末時点で不良債権比率が 10% を超える水準となっている。BNI の全体の不良債権比率を KUR の不良債権比率と比較すると、以下の通り 2011 年までは全体の不良債権に比して低い水

準であったものの、2012年に入り急速に不良債権比率は高まり、現状に至っている。

表 45 : BNI の不良債権比率推移

	2009年12月	2010年12月	2011年12月	2012年12月
全体	3.3%	2.6%	2.2%	1.9%
KUR	3.7%	1.5%	1.4%	8.1%

(出所) 経済調整大臣府資料、BNI AR 資料より調査団作成

また、地方開発銀行の不良債権比率は2013年4月末で7.3%と高い水準であるが、以下の地方開発銀行の不良債権比率が高くなっている。

表 46 : 地方開発銀行の不良債権比率推移

	2011/12/31	2012/11/30	2012/12/31	2013/1/31	2013/2/28	2013/3/31	2013/4/30
Bank Jabar Banten	2.7	10.0	6.6	8.1	8.1	8.2	8.2
BPD DIY	3.9	3.8	3.6	3.9	4.5	5.9	5.1
Bank Jatim	4.2	9.7	11.2	13.5	14.5	14.8	15.0
Bank DKI	1.1	5.1	5.1	5.1	4.2	4.2	4.3
Bank Sulut	-	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5

(出所) 経済調整大臣府資料より調査団作成

特に Bank Jatim の不良債権比率 (15.0% 2013年4月末時点) と上昇スピード (4.2% 2011年12月末時点) は非常に厳しい水準と言わざるを得ない。

政府は、KUR 融資の不良債権比率を 5.0% 以下の水準に抑えることを目標としている。しかしながら、この不良債権比率の増加状況を勘案すると、政府及び関連機関が早急に対策を講じなければ、達成することが難しい水準といえよう。

不良債権が急増している背景としては、銀行側のモラル・ハザードが発生している可能性が考えられる。銀行側には毎年一定の KUR 実施目標が与えられているが、その目標を達成するために、銀行や融資・審査担当者は厳しい判断を迫られている可能性がある。特に KUR は財務諸表を作成していることが少ない小規模・零細企業がメインターゲットであり、通常でも融資判断が難しい先である。にもかかわらず、一定のボリュームを融資しなければならないという状況が、不良債権の増加を引き起こしている一因といえよう。また、銀行関係者へのヒアリングによれば、借り手側のモラル・ハザードの問題もしばしば指摘された。地域の零細・中小企業、農家においては、KUR は「政府のプログラム」であることから返済不要な補助金的な資金として捉える傾向が強いとのことである。

(4) 信用保証会社

概要

KUR を実施するためには、信用保証会社は必要不可欠の機関であるが、インドネシアにおける信用保証会社は大きく以下の2つのタイプに分けることができる。

① 国営信用保証会社

政府が全額出資している国営信用保証会社であり、インドネシアにおいては Jamkrindo と Askrindo

の2社が存在している。

Jamkrindo : PERUM Jambian Kredit Indonesia

Jamkrindo は、1981年に設立された信用保証会社であり、資本金5兆ルピア、従業員500名となっている。

KUR以外にもいくつかの保証商品を有しており、保証割合は最大75%、保証料は1.5%となっている。

KURの保証実績は以下の通り、堅調に推移し、2013年4月末時点での保証先累積社数は346万社とKUR全体の41%の企業の保証を実施している。

表 47 : Jamkrindo の実績

	2008	2009	2010	2011	2012	2013/04
保証額	2.5兆	1.4兆	6.7兆	20.2兆	22.8兆	累積社数
企業数	18.4万	17.4万	68.6万	111.9万	114.8万	346万

(出所) Jamkrindo 資料より調査団作成

KURの保証料が2010年に1.5%から3.25%に増加しているが、KURの不良債権比率(NPG:None Performing Guarantee)は2013年1月末時点で2.67%となっている。

3.25%(保証料)×70%(保証割合)=2.275%が実質の保証料収入の水準であるが、現時点で不良債権比率は、2.67%と実質の保証料水準2.275%を上回る水準となっており、保証料収入だけでは今後はコストを賄えない状況になることが予想される。ただし、資産運用益(主に銀行への預金)があることから、現時点では全体の収支は堅調に推移している。

Askrindo : PT. Asuransi Kredit Indonesia

Askrindo は、1971年に設立された国営保険会社であり、主に入札保証金の保証や貿易保険などの業務を手掛けており、融資債権の信用保証業務については、原則KURのみを対象としている。KURについては、制度開始当初より保証を実施している。

表 48 : Askrindo の実績

	2008	2009	2010	2011	2012	2013/05
保証額	8.5兆	4.1兆	3.2兆	6.7兆	12.1兆	累積社数
企業数	114.7万	70.3万	44.4万	62.3万	79.9万	423万

(出所) Askrindo 資料より調査団作成

KURの不良債権比率(NPG)は2012年12月末時点で2.3%となっており、Jamkrindoよりも低い水準となっている。前述の通り実質保証料水準が2.275%であることを勘案すると、現状のNPGレシオで信用保証業務の収支はぎりぎりの水準であるといえよう。なお、2010年に一時的にNPGレシオは16%、代位弁済比率(代位弁済額/保証料収入)は274.8%までに高まったことから、KUR発足以降のNPGレシオ及び代位弁済比率は4.2%、95.6%となっており。トータルで見るとなんとか保証料収入で代位弁済を賄っている状況である。ただし、オペレーションコストを勘案すると、実質赤字といえるであろう。

②地域信用保証会社

地方州政府の要請によって近年各地に設立が行われている（検討されている）ものであり、主に州政府が出資を行っている。代表例としては Jamkrida Jatim、Jamkrida Bali Mandara がある。

Jamkrida Jatim
Jamkrida Jatim は 2010 年 1 月、小規模企業向け信用保証業務を行う目的で、地方で最初の保証会社として設立された。 従業員 10 人、資本金 1,500 億ルピア（州政府 90% 出資）、2013 年 4 月末の保証実績は 8 千億ルピア、内 KUR は 250 億ルピア（277 社）。 保証先金融機関は Bank Jatim と東ジャワ州の庶民信用銀行であるが、KUR については Bank Jatim のみ保証を実施している。
Jamkrida Bali Mandara
Jamkrida Bali Mandara は 2010 年 2 月に設立。資本金 530 億ルピア（バリ州の県・市が出資）。2013 年末までの保証実績（累計）は、6,710 億ルピア、5,963 社（人）、内 KUR は累計実績 15 億ルピア、16 社（人）と現段階では極めて小さい。保証先はバリ州地方開発銀行とバリ州の庶民信用銀行が中心であり、国営商業銀行とは提携していない。

上記の国営保証会社と地方保証会社との間での明確な役割分担が法律などで規定されているわけではなく、俗人的なつながりから、保証会社を選択するケースが多い。

一方、インドネシアの保証会社については、資本金の 10 倍までしか保証できない（ギアリング比率：10 倍）と定められていることから、国の資金が多額に投入されている国営保証会社のほうがより多くの保証を受けることができるという安定感がある。

また、金融機関が自己資本比率を計算する際のリスクウェイトについては、国営保証会社の保証付き債権については 20% であり、地方保証会社の保証付き債権については 80% と大きな開きがあることから、金融機関にとっては、国営保証会社の保証を得たほうが、自己資本比率対策上もメリットがあるといえよう。

こうしたこともあり、現時点においては、地方保証会社を志向する金融機関はそれほど多くはなく、国営信用保証会社に KUR の保証業務が集中している。

3.3.3 基礎インフラ

(1) インドネシア中銀による信用情報

インドネシアにおける融資業務の代表的な基礎インフラとしては、インドネシア中銀による債務者情報システム（DIS）があげられる。これは、インドネシア中銀が、金融機関から提出された貸付データを蓄積しているものであり、金融機関からも取引顧客の取引状況を確認することが可能である。例えば、KUR による保証付き融資の審査を銀行が行う際にも、他行で KUR を利用した借り入れの有無を

確認することができる。一般的な属性情報は格納されているようであるが、財務諸表のデータは収集されておらず、そのため、蓄積されているデータからクレジット・スコアリング構築のための分析を行うことは不可能である。

(2) 民間信用情報機関

最近では民間の信用情報機関（Credit Bureau）の立ち上げが進められている。2013年には、インドネシアにおける格付会社であるPefindo社と日本のCIC社が合弁で信用情報機関を立ち上げることが発表されている。今後も、数社への認可が下りる見込みである。これらは主に個人の信用情報を蓄積するものであり、バイクや車両のための消費者ローン・クレジットカード審査などに活用されるものと思われる。たとえば公共料金の支払い状況などが蓄積され、審査に活用される。

(3) 金融機関・保証会社による財務情報蓄積

1) 金融機関による財務情報蓄積

零細・中小企業では、財務諸表の作成自体を行っているケースが少ないが、より規模の大きい中堅規模の企業であれば財務諸表を作成するものと考えられる。

零細企業・個人事業主などを主要な取引先としているBRIや庶民信用銀行などでは、そもそも顧客が財務諸表などを作成していないケースがほとんどであり、売上や利益などの情報はヒアリングで確認している。また、このような金融機関では、事業融資と消費者融資とが区別されておらず、そのため、事業だけを切り分けた売り上げや利益などを借り手がそもそも把握していないケースもある。

本調査でヒアリングを行った民間金融機関は、融資審査において財務諸表の提出を受けることを条件としている。中小企業向けの融資も積極的に行っているとのことで、中小企業の中でもより経営管理がしっかりした、上昇志向のある先を顧客としていると言える。

同行では、顧客企業の財務諸表を入力すれば、一定の財務分析やスコアリングを行うことのできるデータベースを保有しているとのことであり、日本におけるCRDにあたるシステムを自行で開発・運用しているようである。この他、主要行ではリスク資産の分析を精緻に行っていることが確認できしており、これらの金融機関でも同様に財務データベースやスコアリングシステムなどを運用しているものと考えられる。

本調査でヒアリングを行った地方開発銀行でも、融資審査において企業から財務諸表の提出を受け、貸出実行後もモニタリングのため提出を受けているとのことであるが（提出が融資の条件になっているかどうかは不明）、財務諸表のデータを入力し、財務分析・スコアリングを行うためのデータベースは保有していないとのことである。

地方開発銀行では、財務分析を行う際には、安全性の指標を計算のうえ目途値と比較しているが、目途値は業界を問わず一定に設定されており、業界特性を勘案していない（たとえば、サービス業と製造業で財務指標水準は大きく異なる）。同様に、日本で活用されているような審査事典にあたるようなものも存在しないことも確認できしており、業界分析（業界の動向、業界内での顧客企業のポジション）のための基本情報を保有していないと言える。

内部格付は規制当局により義務付けられていることもあり、ヒアリングを行った全ての銀行で、バーゼル2規制に基づき財務内容、延滞状況に応じて債務者分類が行われているとのことである。ただ

し、上記のように財務データがデータベース化されておらず、スコアリングも行われていないため、主要行以外では、延滞状況を中心として内部格付が行われているものと思われる。

2) 保証会社による財務情報蓄積

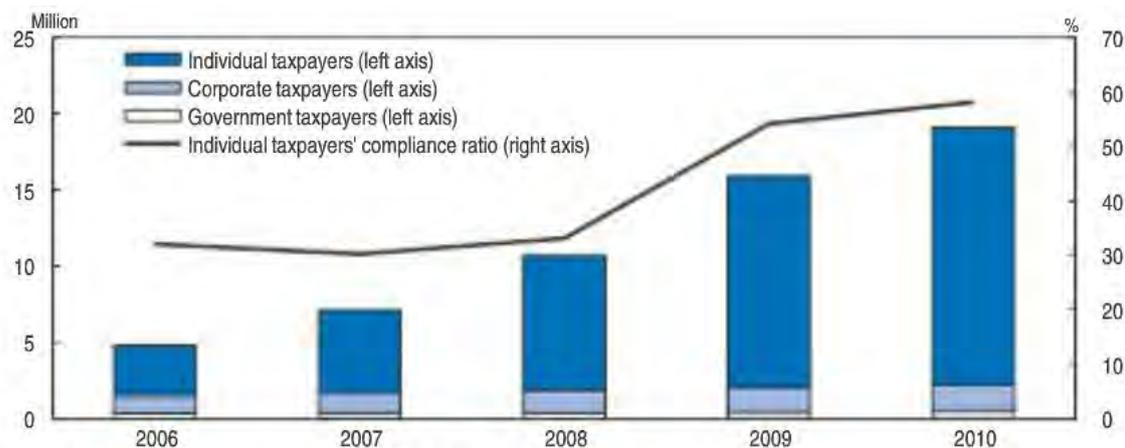
保証会社である Jamkrindo では、2013 年時点で財務データベースの構築に着手している。KUR の場合には金融機関が審査を行い、保証会社では審査を行わないため、財務諸表の提出も受けず分析も行っていないが、KUR 以外の保証については、保証会社が財務データなどの提出を受けたうえで分析している。そのため、KUR 以外の保証を行う企業のデータを保有しているものの、KUR 以外の保証件数は多くなく、保有しているデータ件数もそれほど多くないものと考えられる。業界データは入力されていないとのことであり、業界特性が審査で反映されない可能性が高い。

3) 零細・中小企業の財務諸表作成状況、税務申告状況

BRI や庶民信用銀行が対象としている零細・中小企業は、財務諸表の作成を行っていないケースがほとんどであるため、信用情報システムを作成したとしても、財務諸表を元にしたスコアリングによる融資審査は行えず、零細・中小企業への融資の円滑化や金融アクセスの拡大につながらない。そのため、引き続き担保やトラックレコードなどに偏重した審査が中心となり、中小企業の事業内容に応じた融資判断を行うための知見の蓄積は期待できない。

インドネシアにおいては、日本における青色申告制度のような、個人事業主・法人が一定のルールに基づいて記帳を行った場合に控除額が大きくなる措置は存在しない。インドネシアにおいてはそもそも税務申告をしていない事業者が多いとのことであり、控除額の増加を通じたインセンティブが零細・中小企業には働かないものと思われる。

図 36 のとおり、インドネシアでは個人の納税者が増加していることがわかるものの、納税を行っている法人数は 5,000 万社のうち 180 万社のみであり、日本において 298 万社の法人のうち 276 万件が法人税の申告を行っているとは対照的である。



Source: Indonesia Directorate General of Tax, Annual Report 2010.

(出所) OECD Economic Surveys: Indonesia 2012

図 36 : インドネシア納税者数推移

銀行は融資審査の際に、納税申告を行っていることを条件とすることが多く、上記のとおり、税務

申告をしている法人の割合が高くないことは金融アクセスを向上させるうえでの障害となる。

また、申告を行っていたとしても節税対策のため利益を過小に申告することも多いため、税務申告額を元に審査する金融機関側での融資審査が困難になることもある（同様の事例はインドネシアのみならず日本でも存在する）。

BRI のように税務申告を行っていない個人に対しても融資を行う金融機関は存在するため、金融機関側で対応できる部分もあるものの、税務署などによる零細・中小企業に対する財務諸表作成指導などの措置を通じて、納税者割合を引き上げることも金融の円滑化に間接的に繋がるものと思われる。

(4) 担保手続き

インドネシアにおける金融機関が担保を前提にした融資に偏重していることは指摘されているものの、不動産を保有していたとしても、そもそも権利証が発行されていないことが金融アクセスの阻害要因になっていることも指摘されている。

金融機関は、不動産担保を取る場合、不動産の権利証自体を預かることが一般的である。そのため、権利証が発行されていないければ、借り手が担保提供を行うことも困難である。

特に農村では、土地の所有権は村長などによるレターにより証明されるケースが多く、昔から保有している土地の所有権登記を行う必要性を所有者である農家が感じていないと言える。登記することにより税務申告の対象ともなるため、登記に消極的になるケースも多い。

このような問題を解決するため、現在ドナー機関の支援などにより、不動産登記を進めるためのプロジェクトが実施されている。

また、不動産を担保提供する際には権利証自体を銀行に預けることになるため、1つの不動産物件に対して、複数の抵当権を設定することは困難であると思われる。

庶民信用銀行などでは、車両やオートバイなどの動産を担保とするケースも頻繁に見られる。同様に動産の権利証を金融機関側で預かっている。

(5) 銀行口座保有者

預金取引を行っていないなど、事業者が銀行との取引に不慣れであれば、金融機関からの借入は容易ではない。つまり、預金取引を行っていないことが、金融アクセスの阻害要因となりえる。

インドネシアにおいて口座を保有している人の割合は、人口250百万人に対して、50～60百万人と、20%程度である。

IFCによれば、携帯電話を保有している人口は96～114百万人と、口座を保有している人口の割合に対して高く、モバイルバンキングを広げることが口座保有割合を増加させる機会になると考えられている⁴⁹。

⁴⁹ Mobile Banking in Indonesia, IFC (2010)

3.4 農林漁業者向け金融システム

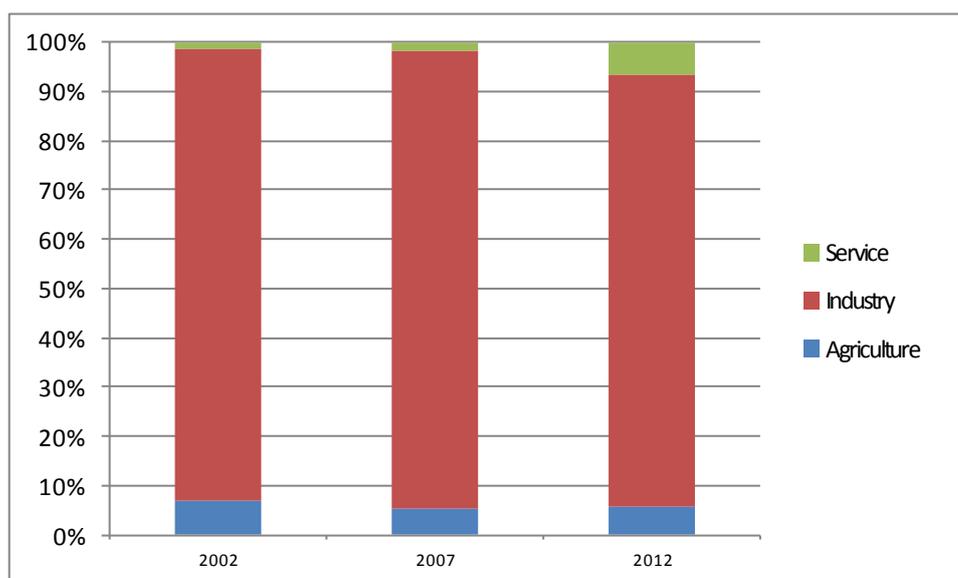
3.4.1 融資メカニズム・金融商品

(1) インドネシアにおける農業融資概要

農業金融においては、大企業向けを除いて、農村金融とほぼ同義になっている。つまり、①金額が非常に小規模である、②生活資金との区別が出来ず資金使途の確認ができない、といった点が特徴として挙げられる。

また一般に銀行は、天候などにより収益が変動しやすいこと、相場が変動しやすいことなどからの農家に対する融資はリスクが大きいと考えており、農業向けの融資を積極的に行っている金融機関はない。

インドネシア国内融資額に占める農業向けの割合は若干低下傾向にある。2002年に農業向けの融資は全体の7.00%だったが、2012年には5.72%となっている。ただし、GDPに占める農業生産の割合もこの期間に15.5%から14.3%に若干低下しており、同様の傾向を示していると言える。



(出所) インドネシア中銀 Indonesia Financial Statics を元に調査団作成

図 37 : 農業向け融資残高割合

農業金融に関してインドネシア国内で最も知見を持っているのは BRI である。これは、BRI が元々政府により農業融資の専門金融機関として立ち上げられたことによるものである。ただし、BRI は農業以外の分野へも進出しており、現時点では農業向け融資額はそれほど大きくない。

BRI や農業関係者へのヒアリングでは、NES (Nucleus Estate and Smallholder) と言われる契約農業に参加している農家は金融機関による融資の対象となりえるものの、それ以外の農家は対象になりえないとのことである。庶民信用銀行などの地方の小規模な金融機関が農家を対象にした融資を行っ

ているかは確認できていない。

NES とは、中核となる企業が農家と契約を結び、農家が生産物を企業に対して販売し、企業がそれらを直接もしくは加工して販売するものである。パームヤシやコーヒー豆、カカオなど商品作物を生産するケースが多い。土地を所有している農家が参加するケースや、土地を保有していない農家が賃金の支払いを受けて労働に従事するケースなど、複数の形態がみられる。なお、土地を企業が所有していても、10%の使用権を農家に割り当てるのが義務付けられているようである。BRI が農家への融資を行う際には、中核企業からの保証を取り付けるケースもある。

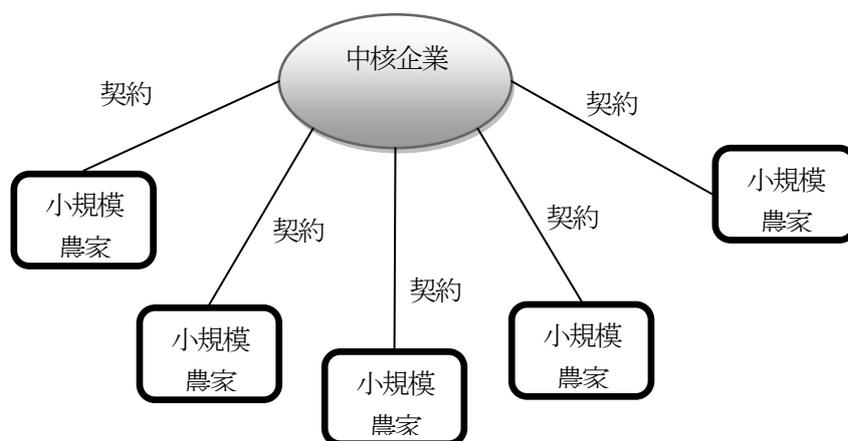


図 38 : NES 概念図

BRI のみならず、民間銀行もこのような形での融資を行っている。ただし、民間銀行は、農家個人ではなく、農家により形成された協同組合 (Kooperasi) に対しての貸付を行う。民間銀行は、上記と同様、企業に保証を求める。

NES はインドネシア全土で行われているわけではない。一般的にエステート農業はスマトラやジャワ島の大规模プランテーションで行われているなど、地域による偏りもあるため、NES が行われておらず金融アクセスが困難になっている地域も存在するものと考えられる。

農業向けの融資を行ううえでサプライチェーンが確立していることの重要性は指摘されているものの、インドネシアにおいては上記のような NES のほか、日本の農協に該当するような組織は存在しない。

1980 年代には政府主導により村落協同組合 (KUD, Koperasi Unit Desa) と言われる組織が米の集荷や精米・販売を行うために各地に設立されたものの、現時点では大部分が機能していない。汚職の温床になるケースもあるようであり、農業金融のチャネルとはなりえないものが多いと思われる。

NES に参加していない場合は、親戚などから借入れを行うか、仲介業者によるサプライヤークレジットを利用しているケースが多い。農家は、仲介業者から肥料や種子などを掛けて購入し、収穫期には農作物を仲介業者に販売し、販売代金で返済する。農家は、仲介業者以外の業者に対して農作物を販売することができなくなるため、交渉力を失い、結果として仲介業者が購入代金を非常に低く設定することになる。農家としては、肥料や種子の購入資金の借入が非常に高くつくことになる。

ただし、これについては、生産品を引き取ったサプライヤーが、マーケティング・流通を行う手間

や、その後の価格変動やロスなどのリスクを仲介業者が引き受けているため、一概に仲介業者が農家に悪条件を強制しているとは言えない。複数の仲介業者にアクセスできる場合には、より条件のよい仲介業者から借入れを行うことも可能である。

とはいえ、日本における農協のように、協同組合や農家グループなどを形成して仲介業者に対しての交渉力を高めようとする動きはないようである。

(2) 農業省による制度融資（利子補給）

農業省は、以下の制度融資により農家向けの利子補給を行っている。

- KKPE（食料安全・エネルギー安全クレジット）
- KUPS（食品牛クレジット）
- KPEN-RP（農園リハビリ・クレジット）

このうち、KKPE（食料安全・エネルギー安全クレジット）については、園芸作物や、穀物の生産の他、トラクターなどの農業機械や、冷蔵設備の購入に充当することができる。また、漁具の購入や、養殖設備などの調達のためにも活用可能である。融資を受けるためには、農民グループに属している必要があったり、4ha以上の土地を有している必要があるなど諸条件が設定されている。農家あたりの借入額上限は5,000万ルピア、農業グループであれば5億ルピアである。融資資金は金融機関により提供され、農業省は利子補給分のみを提供する。

KKPEの問題点としては、以下があげられている⁵⁰。

- 銀行が適当な借入対象を選別できない
- 借入人が担保を提供できない
- KKPEは農民組織、協同組合を通さないと融資できない
- 設備資金に利用できない

なお、インドネシアの農業5カ年計画(RENCANA STRATEGIS KEMENTERIAN PERTANIAN TAHUN 2010 - 2014)には、メインターゲットとして以下が記載されている。

1. Realizing sustainable superior industrial agriculture system based on local resources.
2. Promote and strengthen sustainable self-sufficiency.
3. Develop food and nutrition security, including diversification.
4. Increase the added value, competitiveness and exports of agricultural products.
5. Increase income and welfare of farmers.

1が輸出による外貨取得を目指しているものであり、NESの構築を通じた大規模化が適しているものと思われる。また、商品も特定されている（パーム油、天然ゴム、ココア、コーヒー、胡椒、クロブ、タバコ、ジャトロファ、パチョリなど）。このほか、国内市場への販売を目指すもの（マンゴー、マンゴスチン）、輸入代替を図るもの（オレンジ、牛乳、綿花）なども特定されている。

他方、5は小農支援を図っているものであり、例えば、肥料・種子購入補助金や、利子補給などに

⁵⁰ <http://www.bi.go.id/web/id/UMKMBI/Kredit+Perbankan/Skim+Kredit/>

よる支援が必要であることが書かれている。

上記の制度融資は、このうち、1～4に対応しているものであり、5の農家の福利厚生向上（小農支援）に該当するものではない。

これらの制度融資（利子補給）は、KURと併用することはできず、そのため、担保資産を有している農家以外は利用できないとの指摘もある（農業省）。そのため、同制度を利用している農家は、相応の規模を有するものに限定されるものと考えられる。

ただし、Jamkrindoなどの保証会社によるKUR以外の保証の対象にはなるため、利子補給制度と、KUR以外の保証の併用は可能である。ただし、このようなKUR以外の保証は、Jamkrindoと提携している金融機関のみで利用可能であり、庶民信用銀行や地方開発銀行を含め全ての金融機関が保証を利用できるわけではない。

なお、政府内では、農業向けの保証料（JamkrindoのKUR以外の保証の場合1.5%）を政府が負担することが検討されているようであるが、上限金利がKUR Mikroの場合には22%、KUR Ritelの場合には13%に設定されていることに加え、金利水準と比較しても非常に小額である1.5%の保証料を政府が負担する合理的な理由は見つからない。

3.4.2 信用保証制度

農業におけるKURを含めたインドネシアの信用保証制度については、日本と違い、同一の制度の枠組みで実施されていることから、零細・中小企業向け金融システムで述べたことと同一の状況である。

3.4.3 基礎インフラ

金融機関による融資残高を確認するためのデータベースとして債務者情報システム(DIS)が存在し、農業向けの融資情報も格納されているものの、上記のとおり、財務諸表などの情報が格納されているわけではない。

農業従事者が財務諸表を作成しているケースはまれであり、BRIが農家向けに融資を行う際には、口頭で生産額などを確認しており、財務諸表の提出などは求めている。

上述の通り、農地の登記が行われていないため、農地を担保にした融資を行うことも容易ではない。

3.5 インドネシアにおける零細・中小企業金融円滑化のための課題

中小企業金融には「情報の非対称性」という本質的な問題があり、それにかかる相対的に高いコストを克服し、中小企業金融の円滑化を図るためには、理論上、①政策コストで賄う、②審査コストを低減させる、③コストを借主に転嫁する、といった3つのアプローチが考えられる。かかる理論的アプローチの観点から、以下、インドネシアにおける中小企業金融の現状と課題を整理する。

3.5.1 政策コストで賄うアプローチ

中小企業金融にかかる「情報の非対称性」を克服するためにコストを社会全体が負担する仕組みとして、インドネシア政府は、信用保証制度を中心とした信用補完モデルを適用している。

主な保証会社として、Askrindo（1971年設立）とJamkrindo（1981年設立）の国営保証会社2機関が存在するほか、これまで、地方政府出資による保証会社が数社設立されている。

2007年11月には、特別信用保証制度（KUR、Kredit Usaha Rakyat）が設置され、政府が保証料を負担して、零細・中小企業に対する信用保証を提供している。現時点で、零細・中小企業向けローン残高におけるKURのカバー率は8.0%、KUR利用事業者数にかかる浸透度は15.7%とこれまで一定の実績を挙げている。政府は保証料を負担するほか、保証残高の拡大に伴い、AskrindoおよびJamkrindoの保証会社2社に対して合計2兆ルピアを毎年追加出資している。なお、地方保証会社のうち、Jamkrinda Jatim（東ジャワ州政府などの出資により2010年設立）とJamkrinda Bali Mandara（バリ州政府などの出資により2010年設立）も、2012年から中央政府予算によるKUR制度の取扱保証会社となっている。

上記のとおり、KURは一定の成果を挙げてきたものの、多額の追加出資が毎年必要となっていること、不良債権比率の拡大などモラル・ハザードの問題が発生していることなど、制度の継続性に関する懸念が発生している。

3.5.2 審査コストを低減させるアプローチ

金融機関が情報の非対称性を克服して審査コストを引き下げるアプローチとしては、①担保設定、②審査業務の効率化、③専門化、がある。

① 担保設定

金融機関が審査コストを引き下げる手段としては、担保により貸付をカバーすることが挙げられるが、インドネシアにおける零細・中小企業向け金融においては、担保手続きが容易でないことが課題とされている。

この理由として、インドネシアでは、競売などの担保処分手続きが煩雑で十分機能しておらず、担保処分すること自体の実行可能性が低い、あるいは、担保処分に相当な時間を要するため金融機関側に余分なコスト負担が発生することがあげられる。

また、担保価値を有する物件に対して担保設定すること自体が容易ではないことも指摘されている。都市部以外の地方農村地域では、不動産の所有権登記自体がなされておらず登記済所有権証書がないケースが多く、担保設定手続き上の障害となっている。

② 審査業務の効率化

審査業務を効率化させる手段としては、貸出先である零細・中小企業の財務データ・非財務データを蓄積し、ITシステムなどを活用して、信用リスクの定量化を行うことが考えられる。

しかしながら、インドネシアでは、零細・中小企業の多くは財務会計を行っていないことから、零細・中小企業向け貸出はヒアリングにより入手したデータや、個人的な繋がりに基づく信用判断に基づいたものになり、審査コストが相対的に高いものとならざるを得ない。

インドネシアの大手銀行は、財務データ・非財務データを入力することにより倒産確率については損失予想額（信用リスク）を推定するデータベースを活用して業務効率化を図っている。

中堅規模以下の銀行については、インドネシア中銀の債務者情報システム（DIS）から債務者の借入情報を入手できるが、ITシステムを活用した信用リスクの把握は行っておらず、審査業務が効率化さ

れていない可能性が高い。

③ 専門化

インドネシアの政策金融モデルでは、中小企業金融に特化した政策金融機関が存在せず、信用保証会社を中核とする信用補完モデルとなっているため、中小企業金融に関する審査ノウハウは蓄積されにくい。他方、中小企業金融の担い手となっている大手銀行では、各銀行の零細・中小企業向け貸出戦略により専門化の進捗度合いが異なるようにみえる。

地域の中小企業金融の担い手たる地方開発銀行や庶民信用銀行では零細・中小企業とのリレーションの蓄積は相応にあると推察されるが、人材、審査ノウハウや信用リスク管理体制などの不足もあるものと思われる。

農林漁業向け金融は、一般に経営の不確実性や危険性が相対的に大きく、またリスク把握や分析評価が困難であるが、農林漁業金融に特化した専門金融機関は現在存在していない。大手銀行などにおいても、農業金融分野に知見を有する専門家がおらず、貸出対象としては劣後にならざるを得ない領域として取り残されている。

3.5.3 コストを借主に転嫁するアプローチ

中小企業金融にかかる「情報の非対称性」を克服するアプローチとしては、銀行側に発生するコストを借り手に転嫁しようとする事、つまり、高い信用リスクを貸出金利に乗せて金利を決定するものがある。

現状、商業銀行全体の平均貸出金利（2013年3月）は、業種別で9%~13%となっている一方、庶民信用銀行の平均貸出金利（2013年3月）は、業種別で28%~38%程度の高水準となっており、コストが借主に転嫁されていることがうかがわれる。また、インドネシアでは、1983年の第一次金融改革において国有銀行の預金・貸出金利の自由化とともに、銀行貸出金利上限は撤廃されており、銀行が金利を引き上げて「情報の非対称性」を克服するためにコストを借主に転嫁することは法的にも可能である。

KUR を活用して融資を受ける場合には、上限金利が設定されているが、銀行が持つ信用リスクは限定的であり、上限金利を設定する合理性はあるものと考えられる。ただし、上限金利が設定されていることにより、よりリスクが高いと考えられる一部の零細・中小企業は、現実的にはKURの対象から排除されているものと考えられる。

4. 政策提言

本章では、零細・中小企業及び農家（小規模農業従事者）向け金融メカニズムに係る日本・インドネシアの比較研究を通じて、インドネシアにおける零細・中小・中堅企業の金融アクセス改善並びに、生産セクターに対する KUR の活用拡大に向けた政策提言を行う。

4.1 政策提言に際しての基本的視座

政策提言に際しては、日本の経験を踏まえつつ、以下を基本的な視座とする。

第一に、適切な政策立案のためには、中小企業セクターの経営実態や資金需要を正確かつタイムリーに把握することが不可欠であり、効率的かつ効果的な政策策定・実施のためには一元的な管理も求められる。

第二に、零細・中小・中堅企業の資金面に関する支援領域において、経済成長・雇用促進などを目的とする経済・金融政策と、貧困削減などを目的とする社会政策とでは解決アプローチが異なってくるため、両者を明確に区別して取扱う。

すなわち、社会政策の観点からは零細企業（含む小規模農業従事者）の保護が重要である一方、中長期的な経済政策の観点から、インドネシアの雇用を創出して経済成長を牽引するような中堅・中小企業（特に製造業者）を発掘・育成することが重要な課題である。そのための戦略目標としては、全国 5,000 万超の零細企業から脱皮する中小企業の事業者数を増やし（現状、中小企業数は全体比 1% 程度）、また、既存の中小企業の更なる事業成長を促すことが想定される。同領域の支援アプローチとしては「資金＋経営支援」が鍵となり、経営サポート機能を何らかの形で具備する必要がある。この点、まず、金融機関がある程度の機能を発揮することが期待される。さらに、金融機関が中小企業金融取引にかかる「情報の非対称性」による高いコストを低減すべく業務効率を高められるよう、基礎的な金融インフラである信用情報機関での企業財務データの蓄積・加工と活用、業種別貸出審査事典の企画・編纂、銀行統合による業務効率化、信用保証制度の拡充（利子補給制度との組み合わせ）など、環境改善も必要である。

また、中長期的な産業政策の観点から、クラスターを含め優先業種や重点地域に対する中長期の低利融資スキーム・金融商品の導入は検討に値しよう。

社会政策の対象となる零細企業（含む小規模農業事業者）の資金面については、マイクロファイナンス専門会社や大手国営商業銀行 BRI による取り組みを除き、一般に金融機関による資金（商業ローン）供給が困難な領域である。公的な信用保証サービスは補助金の一種と捉えられることがあり、KUR ローンもインドネシアの零細・中小事業者にとっては補助金に近いものと認識される傾向があるため、制度設計、運営方法などにつき工夫が必要である。当面、KUR 制度の改善策としては、民間銀行の新規参加の受け入れ、農業向け制度（KUR Agriculture）の新設、金融機関による保証会社への資本参加などモラル・ハザード対策の導入、地方保証会社の設立促進などが考えられる。また、農業金融については、特殊な領域であり金融機関の専門化が高度に求められるため、当面、金融機関向け農業金融研修、農業金融アドバイザー制度の導入、農業専門の政府系金融機関の設立、農業従事者向け金融商

品の開発などが検討に値しよう。

以上の基本的視座を踏まえ、以下、金融に係る規制を含む政策、融資メカニズム・金融商品、信用保証制度、基礎インフラの観点から、それぞれ短期・中長期の政策提言を示す。ただし、本来、中小企業金融の発展は、多くの政策や基礎インフラ構築が有機的につながって全体として寄与していくものであり、即効性のある特定の政策はない。中長期的な視点からの総合的かつ一貫した政策立案が極めて重要である。また、こうした政策の立案と推進に際しては、これまで以上に関係省庁間の連携や、政府と銀行・信用保証会社との対話の促進が求められることになる。

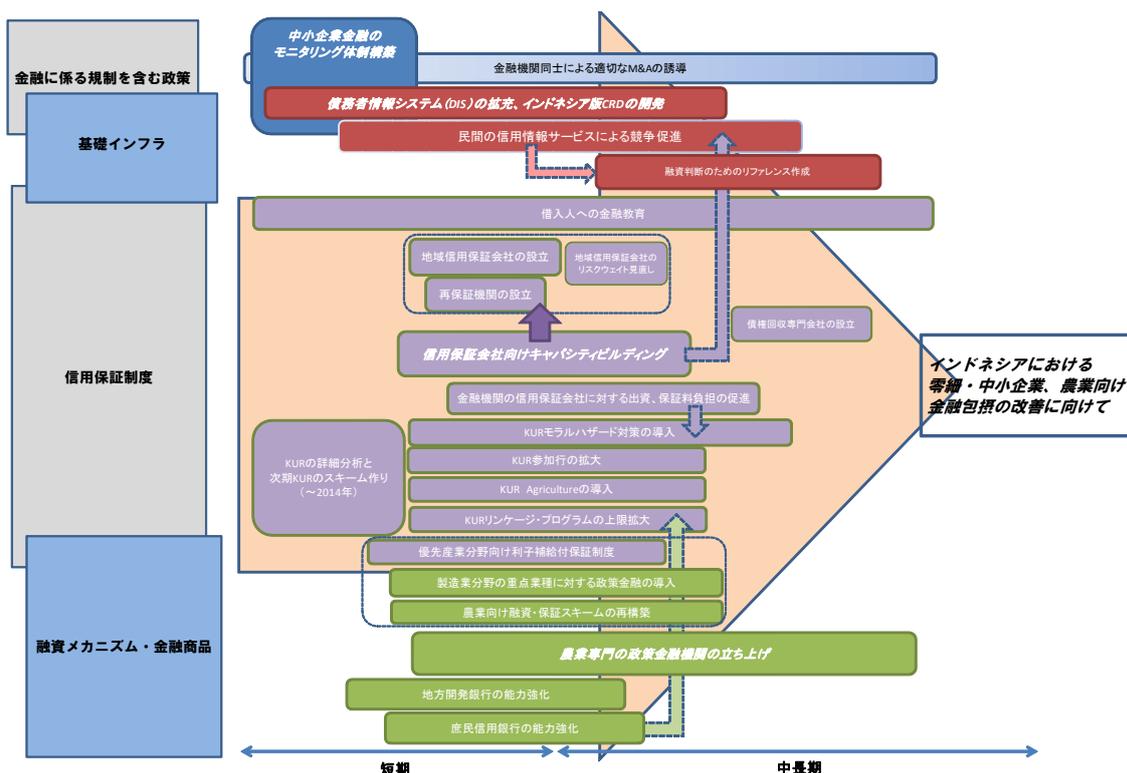


図 39：政策提言の全体像

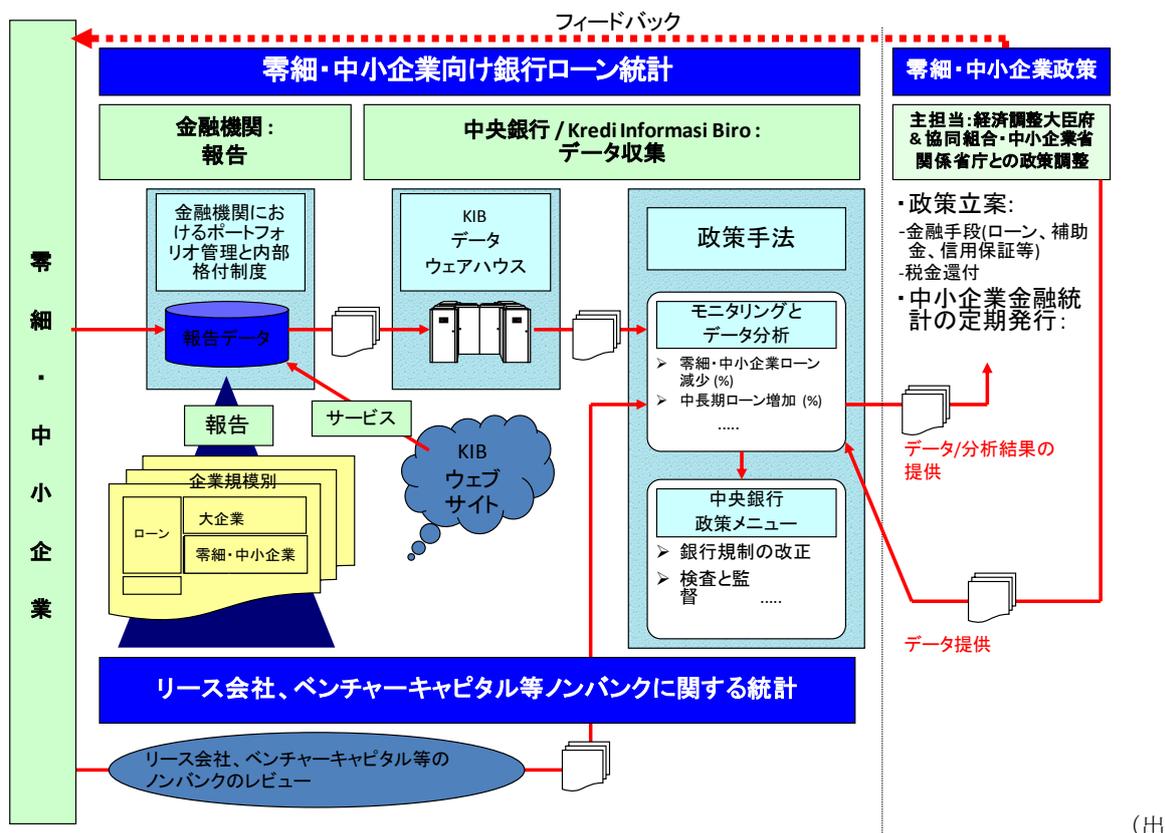
4.2 政策提言

4.2.1 金融に係る規制を含む政策

(1) 中小企業金融の現状をモニタリングするための体制構築

インドネシア中銀において中小企業金融にかかる現状を継続的にモニターするために、『インドネシアの零細・中小企業金融年報』（定例アンケート調査により中小企業の景況DI・資金繰りDI・資金調達状況・諸条件、中小企業向け貸出統計などを含む）を定期的に発行することを提言する。なお、本体制により運営が軌道化した段階で、統計発表の頻度を四半期ごととし、四半期ごとの速報レポートもあわせて発行することも重要である。

実施体制の概要は下図の通りで、経済調整大臣府がインドネシア中銀、協同組合・中小企業省などと共同で実施することを想定する。



所) 調査団作成 (2013年6月)

図 40: インドネシアの零細・中小企業金融の実態把握にかかる実施体制案

(2) 金融機関同士による適切な M&A の誘導

中小企業金融の相対的に高い取引コストを低減するためには、小規模な銀行がそれぞれ非効率な業

務体制で貸出を行っていたのでは、それが1つの壁となる。中小企業金融ノウハウの蓄積（専門化）やそれによる業務効率化を推進するためには、中小企業金融の担い手たる金融機関同士の経営統合により、業務効率の向上や地方店舗展開による営業推進などが考えられる。地域を拡大して中小企業貸出ノウハウを生かして効率的に中小企業向け貸出を拡大しようとするものであれば、全体としてインドネシアの中小企業金融の円滑化に資する。

今後、インドネシア中銀及び金融サービス庁は、既存の銀行合併・買収規制の枠組みの下、中小企業金融の円滑化に向けて適切なM&Aを誘導することが肝要であろう。

4.2.2 融資メカニズム・金融商品

(1) 製造業分野の重点業種に対する政策金融の導入

新興国においては、長期的な産業開発政策のために重点業種を選定するという政府の役割が重要である。インドネシア政府（工業省（Ministry of Industry））は、2008年にスタートし2020年をターゲットとした国家産業政策において、次の35業種を優先産業クラスター開発分野（Priority Industrial Cluster Development）として位置付けている。具体的には、

1. 農業：(1)パーム油加工業、(2)ゴム・ゴム製品製造業、(3)ココア産業、(4)ココナッツ加工業、(5)コーヒー製造業、(6)製糖業、(7)タバコ製造業、(8)果物加工業、(9)家具製造業、(10)水産加工業、(11)製紙産業、(12)ミルク加工業
2. 輸送機械製造業：(13)自動車関連産業、(14)造船業、(15)宇宙産業、(16)鉄道産業
3. エレクトロニクス・IT産業：(17)エレクトロニクス産業、(18)通信産業、(19)コンピュータ及び周辺機器製造業
4. 製造業：
 - (ア) 素材関連産業：(20)製鉄業、(21)セメント産業、(22)石油化学工業、(23)セラミック製造業
 - (イ) 機械産業：(24)電気設備・機器製造業、(25)機械・一般器具製造業
 - (ウ) 労働集約的製造業：(26)繊維・繊維加工業、(27)靴製造業
5. クリエイティブ産業：(28)ソフトウェア、マルチメディア・コンテンツ産業、(29)ファッション産業、(30)工芸品・アート産業特定の中小産業：(31)宝石・宝飾品産業、(32)製塩業、(33)陶磁器、装飾的陶器製造業、(34)エッセンシャル・オイル製造業、(35)食品産業

かかる産業政策において、インドネシア政府は2010年から2020年までの全産業の目標成長率を9.43%に設定しており、また、中小・大企業の目標成長率としてそれぞれ、小企業10.00%、中堅企業17.47%、大企業6.34%としている。中小企業向けの目標成長率が大企業より高いことは、政府の零細・中小企業の今後の発展に対する強い期待・予想を裏付けていると言えよう。

インドネシア工業省(MOI)によれば、上述6の5業種の零細・中小企業が新規に機械を購入する場合、全体の30%まで補助金が支給されるプログラム(設備再編プログラム、“Machinery Restructuring Program”)があり、1社あたりの補助金上限額は5億ルピアとのことである。MOIによれば、2012年の同プログラム利用者数は130社であったが、2014年には400社にまで増加することを予想している

日本での経験を踏まえれば、こうした重点産業は大企業だけによって発展するものではなく、多くは中小企業から成る幅広い裾野産業の存在が必要とされる。こうした裾野産業の中小企業にとっては、

生産能力の強化や効率化のために効果的な設備投資を行うことが重要であるが、こうした設備投資は、特に業界の発展の初期段階にあつては銀行による資金面での支援や政府による政策支援が無いと実現は難しいと言えよう。また、こうした投資は中小企業の事業規模に比し大きな規模となり、また、投資回収に長期を要することが多い。従つて、重点業種に対しては、利子補給と信用保証とを組み合わせることが、中小企業による設備投資を促進し、結果としてインドネシアにおける裾野産業の強化につながっていく施策の一つとして考えられよう。また、長期的には、安定した長期低利融資プログラムを立ち上げることも検討されるべきであり、必要に応じて国際的な金融機関からの資金受入れもあり得るだろう。その際、設備資金であることを勘案すれば、融資プログラムの中で、経営計画策定支援などを含む経営サポート機能がセットで必要であると思われる。

(2) 農業向け融資・保証スキームの再構築

農業向けは制度融資が複数存在し、利子補給が行われているものの、担保が求められており、利用が進んでいない。KUR 以外の保証との併用は可能であるものの、利用できる金融機関は限定されるなどの制約がある。

そのため、農家が設備投資を行うための信用保証付きの利子補給制度の立ち上げを検討する。

対象は、政府の定める優先業種とする。商品作物の農地拡大や、機械化が進めやすい作物を生産する農家の機械化などの設備投資資金とし、政府による農業政策実施の側面支援を行えるようにする。ノンバンクによる農業機械のリースについても、利子補給・保証の対象とする。

保証料は、借り入れを行う農家が負担する。保証料は 1~3%程度であり、金利水準と比較しても極めて小さいレベルであり、これを補助する合理的な理由は見当たらない。金融機関は借り手である農家が購入した機械などの設備を担保にし、これでカバーしきれない部分を保証でカバーする。農家が十分な担保資産を有しており、保証料の支払いを避けたいのであれば、不動産などの担保の提供を行い保証の付与を免除することも可能にする。

保証会社も、農業金融の審査経験を持ち合わせておらず、キャパシティも限定されるため、銀行で審査を行ったものを、保証会社が包括契約に基づき、追認する形とする。この場合、金融機関側のモラル・ハザードを防止したり、保証会社にもなんらかの負担を求める必要がある。例えば、規模の大きい融資申請については保証会社も審査を行うようにしたり、不良債権が増加した金融機関については本制度を活用できなくする、などの方法が考えられる。

上記のような支援を行う際には、農家が経営計画や財務諸表を作成し、金融機関がモニタリングできるようにする必要がある。また、将来的には認定農家制度を立ち上げて重点的に支援を行うことも考えられるが、現在では対象となる農家が多いものと考えられるため、農家を限定的にせず、資金用途を選択的にすればよいものと思われる。

小農向け融資は、農業機械の購入など設備投資に繋がるものでなく、生活資金などとの区別ができないため、これまで通り KUR Mikro などで対処する。小農向けには、融資・保証メカニズムを整備するよりも、農業グループの形成支援や、経営指導などが有効ではないかと思われる。また、銀行取引に慣れるための口座開設や金融教育なども有効であろう。

(3) 農業専門の政策金融機関の立ち上げ

民間銀行に農業融資の知見がなく、(農業向けの保証や利子補給があったとしても)金融機関がそもそも農業のリスクを過大評価したり、忌避したりしている。

そのため、農業専門の政策金融機関の立ち上げを検討する。農業向け融資の促進にはなるものの、一方で政府支出の増加につながるため、まずフィージビリティ調査を実施し、妥当性を検証する。

農業政策金融機関は、農家や農業に従事する法人の設備投資を対象として農業生産量の増加、高度化、付加価値の増加などにつなげようとするものであり、小農の厚生の確保は、KUR Mikro や、庶民信用銀行・BRI などによる融資の取り扱い範囲とする。

預金を集める特殊銀行や国有商業銀行ではなく、「政策銀行」とする。資金は、政府保証債や、国債により調達する。株式会社化したり、預金により資金調達を行う場合には、経営目標が短期的な収益面に偏重せざるを得ないためである。

支店網の拡充に時間がかかるため、まずは、上記のような大規模農業や設備投資の需要があり、商品作物の生産を行う地域を対象として展開を開始する。

BRI など既存の金融機関の一部門とせず、(当面収益性を追求しない)独立機関とするが、農業金融の知見を持つ金融機関から(有償で)人的支援などを受ける。

同時に農業アドバイザーを育成し、商業銀行や地方開発銀行に知見を移転できるようにする。例えば、農業アドバイザーが案件を発掘し、地域での融資に知見を持つ銀行に無償で紹介するなどが考えられる。

(4) 地方開発銀行の能力強化

地方開発銀行は現在、銀行業界全体の総資産の約9%を占めている。インドネシア中銀は、地方開発銀行が今後の地域開発において重要な役割を果たしていくことを想定し、「地方開発銀行:地域のチャンピオン銀行プログラム(BPD Regional Champion (BRC) program)」を2010年にスタートした。同プログラムで掲げられる課題としては、(1)自己資本の増強(コア自己資本の最低基準額を1兆ルピアに設定)、(2)金融アクセスの改善(支店ネットワークの拡充など)、(3)資金調達構造の強化(リテール顧客基盤の強化を含めた調達源の分散化)、(4)業務クオリティーの向上(生産セクター向け融資の拡大、BRPとの連携強化など)、(5)コーポレート・ガバナンスの強化、(6)クリエイティブ産業の成長への貢献、が挙げられている。

前掲の図31に示した通り、地方開発銀行の零細・中小企業向け融資の不良債権比率は、業界全体が低下基調であるにも関わらず近時増加してきている。また、KUR付き融資に関しては、直近の不良債権比率が10%を超えている地方開発銀行がある。地方開発銀行はこれまで主として地方政府職員向けのリテール融資がコア業務であったことから、零細・中小企業金融分野における能力強化は喫緊の課題と言えよう。地方開発銀行協会Asbandaとの面談によれば、現在ドイツのSparkassenstiftung(国際協力のための貯蓄銀行基金、Savings Banks Foundation for International Cooperation)が2010年以降、零細・中小企業金融の分野を含めてAsbandaに対する支援を行っているとのことであるが、地方開発銀行が零細・中小企業金融を今後も円滑に取り組んでいくためには、地方開発銀行協会や傘下の地方開発銀行に対する更なる技術協力支援が必要とされよう。

(5) 庶民信用銀行の強化と、金融サービス庁によるモニタリングの強化

全般的には、庶民信用銀行の能力は必ずしも高くないが、1,800 行以上ある庶民信用銀行は規模・能力など、一様ではない。金融サービス庁が監督権限を持っており、モニタリングが行われることになっているが、書類の提出がタイムリーに行われないなど、能力が不足している庶民信用銀行が多いことが指摘されている。

他方、借り手との関係・距離が近いため、不良債権比率が低い庶民信用銀行もあるなど、国営商業銀行や地方開発銀行が小規模融資を拡大するうえでは、有用なパートナーとなりえる。しかし、預貸率の規制があるため、貸付を容易に拡大できるわけでもない。KUR の保証を付与してリンケージ・プログラムによる融資を行う場合には、KUR を活用したリンケージ・プログラムの利用残高上限が一律に 20 億ルピアに設定されており、キャパシティのある庶民信用銀行であっても融資残高を増やすことができない。

そのため、より小規模な借り手に近い庶民信用銀行の機能強化を行い、チャネリング資金が流れやすいようにして、金融アクセスの拡大を図ることを提言する。

具体的には、以下を提言する。

- 1) 定期的（1カ月に1度）かつタイムリーに財務報告が行えるよう、政府が汎用ソフトを開発して、預金取引・貸付取引などに使用できるようにする。また、将来的には、決済システムをインドネシア中銀と接続して、当座預金が開設できるようにする。
- 2) 財務内容のよい庶民信用銀行については、KUR のチャネリング額を増額するなどのインセンティブを供与。例えば、自己資本額の一定倍を上限にするなど、キャパシティに応じた上限額を設定する。資本金が大きかったり、内部留保が大きく、自己資本が大きい庶民信用銀行はよりチャネリングを利用できるようにする。
- 3) 逆に不良債権割合が増加するなどのモラル・ハザードが起こった場合には、庶民信用銀行がリンケージ・プログラムを利用する際に KUR による保証を使えなくするなど罰則規定を設定する。

金融業務を行う協同組合についても将来的には金融サービス庁の規制監督下に置き、定期的なモニタリングを行うことが望ましい（現在は、協同組合中小企業省監督）。同様に勘定系、貸付系システムの供与・販売などの支援の対象とする。KUR への参加、利用可能額についても庶民信用銀行と同様に設定する。

財務内容が芳しくない庶民信用銀行・協同組合については、金融サービス庁が他行との統廃合や業務改善計画の作成勧告やモニタリングを行うことを可能にする。将来的には庶民信用銀行との合併を進めることも検討の余地があろう。

4.2.3 信用保証制度

KUR はインドネシアの零細・中小企業の資金アクセス改善に相応に寄与しているが、普及率でいえば依然として拡大の余地があり、かつ 2007 年の制度開始以降、融資額が急速に増加するなかで、制度のひずみも少しずつ現れてきている。

インドネシア政府もこうした状況を危惧しており、現在大きく二つの目標を設定している。

目標 1：KUR の更なる拡大（2013 年の目標額 36 兆ルピア）

目標 2：不良債権の抑制（不良債権比率：5%以内）

本目標を達成するためには、KUR の制度改善及び KUR の実施機関の強化が必要であるとともに、KUR を支えている信用保証制度全体を強化することが必要不可欠であることから、以下では、(1) インドネシアの信用保証制度全体の強化、(2) KUR の強化に向けた提案を行う。

(1) インドネシアの信用保証制度全体の強化

1) 各州における地域信用保証会社の設立と設立された地域信用保証会社の APEX 機関の設立

KUR については、相応に地方でも普及しているものの、地方零細・中小企業への全体的な融資額は少なく、地域零細・中小企業に広く資金が行き渡っているとは言えない状況である。

特に、地域の零細・中小企業は信用力・担保が不足しており、こうした点を補うためには地域に根差した信用保証会社の設立とその機能強化が重要な役割を果たすことから、本提案を行うものである。

一方、既に設立されている地方の信用保証会社 (Jamkrida Jatim、Jamkrida Bali Mandara) は、地方自治体が出資先であるが、多額の国費が投入されている国営信用保証会社に比べると経営基盤が弱く、金融機関のリスクウェイトも国営信用保証会社の保証付き融資が 20% であるのに比し、地域信用保証会社のリスクウェイトは 80% と大きな差があることから、金融機関側にとっては地域信用保証会社を利用するインセンティブが低い。また、そもそも信用保証事業は基本的に収益的には厳しい事業であり、日本においても信用保険制度がなければ、各信用保証協会の収支は赤字であり、こうした二層構造による信用補完制度が、日本の信用保証制度の持続性に貢献している。よって、本提案をさらに強化する意味合いから、地域信用保証会社の事業基盤の強化と経営の持続可能性を強化する観点で、①地域信用保証会社の保証に保険をかける再保険機関の設立、②リスクウェイトの見直しを付加することとしたい。

2) 優先産業分野向けの利子補給付き保証制度の導入

信用力や担保が不足する零細・中小企業向けの融資金利は非常に高い水準となっており、金利負担は非常に重いものとなっている。一方、一律に金利を低減させることは、マーケットを歪めることにもつながることから、インドネシア政府が指定する優先産業分野に対してのみ利子補給付きの保証制度を導入する。

3) 金融機関の信用保証会社に対する出資促進

地方の信用保証会社は国営信用保証会社に比べて資本額が小さく、ギアリングレシオの関係から多額の保証ができない仕組みとなっている。そのため、金融機関が出資をすることで資本額が増加し、資本の安定性が増すとともに、利用者である金融機関が出資をすることで、金融機関側のモラル・ハザードを抑制する効果が期待できる。

4) 信用保証会社向けキャパシティーディベロップメント

信用保証制度の効率性と健全性を高めるためには、保証を付与する保証会社の能力強化が必要不可欠である。保証の業務プロセスにおいて、審査、モニタリング、債権回収は特に重要なオペレーションであるが、最近時の業務繁忙下、インドネシアの信用保証会社においては、こうした業務は効果的に実施されていない。また、近年地域の信用保証会社が設立されるなか、信用保証会社の能力を高めることで、信用保証制度の基盤を強化していく必要がある。そのためには、信用保証会社向けキャパ

シティーディベロップメントが必要であると言えよう。

5) 債権回収専門会社の設立

インドネシアにおいては代位弁済後の債権回収は、信用保証会社の人員不足・専門能力不足により、信用保証会社ではなく銀行が行っている。一方、銀行自体も業務繁忙かつ代位弁済によって既に相応の資金を回収していることから、積極的に債権回収を行うインセンティブは少ないと考えられる。一方、債権回収業務は時間と手間を要し、かつ専門的な能力・経験が必要であることから、債権回収専門会社を設立し、特に時間を要する案件については回収を委任し、回収の効率化とノウハウの蓄積を促す。

6) モラル・ハザード対策の導入

KUR の不良債権比率の増加傾向から推察されるように、信用保証は場合によっては金融機関に安易な融資を行うインセンティブを与えることもある。そのため、例えば不良債権比率が一定の水準を超えた銀行については、保証料負担を促す、保証割合を引き下げる、信用保証会社の利用をできなくする、などといった段階的なモラル・ハザード対策の導入を検討する。

(2) KUR の強化に向けた提案

既述の通り KUR には以下の二つの目標が設定されている。

目標 1 : KUR の更なる拡大 (2013 年の目標額 36 兆ルピア)

目標 2 : 不良債権の抑制 (不良債権比率 : 5%以下)

以下において、各目標の達成に向けた方策を以下提案する。

目標 1 : KUR の更なる拡大

1) 中小企業向け融資や農業向け融資に注力している銀行の参加呼びかけ (参加行の拡大)

現在、KUR には国営商業銀行及び 26 の地方開発銀行のみが参加している。しかしながら、KUR を一層拡大していくためには、参加銀行の拡大が有効と考えられる。

また、中小企業向け融資や農業向け融資には専門的なノウハウも必要であることから、こうしたノウハウをもつ銀行の参加を呼び掛け、KUR の拡大につなげる。

新たに参加する銀行にとっては、融資債権が 70~80%まで保証されることにより、従前担保がなく融資できなかった企業にも融資が可能になることや、不動産などの物的担保よりも迅速な回収ができるといったインセンティブがある。また、国営信用保証会社の保証付き融資のリスクウェイトは 20%に軽減されることから、自己資本比率対策上も有利である。

2) リンケージ・プログラムの上限の拡大

現在 KUR を活用したリンケージ・プログラムの上限は庶民信用銀行一行あたり一律で 20 億ルピアとなっている。地域の零細・中小企業向け融資において庶民信用銀行は重要な役割を果たしており、上限枠を拡大することで、KUR の普及促進が期待できる。また、商業銀行側としても、庶民信用銀行を

通じた零細・中小企業融資は手間を増やさず、融資を拡大できる手段としてとらえており、KUR を活用したリンケージ・プログラムの上限拡大は、零細・中小企業の金融アクセス改善につながるものと考えられる。

ただし、庶民信用銀行の中には、財務内容や、事務処理能力が十分でないものもあり、全ての庶民信用銀行の上限を拡大の対象とすべきではない。例えば、自己資本額の一定比率を上限に設定するなど、財務の健全性やキャパシティに応じた上限額を設定することが望ましい。また、不良債権比率が一定水準を上回った場合にはKUR を活用したリンケージ・プログラムの対象外とするなど、モラル・ハザードを抑制する手段の検討も必要であるほか、庶民信用銀行の能力向上や、監督強化も求められる（上記 4.3.5 参照）。

3) KUR Agriculture の導入

農業はインドネシア経済の基盤を支える重要産業であるが、季節性があり、天候リスクを受けやすいなどの特殊性がある。また、通常の産業に比べてより零細の事業者が多いことから、信用力や経営基盤が他業種の事業者に比べて劣っていることも多い。担保資産を保有している農家については、利子補給制度を利用することもできるが、多くの零細・中小規模農家は金融へのアクセスが困難である。

そのため、農業者の運転資金（種子や肥料の購入などの資金）にフォーカスした信用保証制度の導入することを検討する。より銀行側にとって使い勝手のよい制度とするよう例えば保証割合を 90%程度にするなど、通常の KUR（保証割合は 70~80%）よりも高める。借り手としては、多額の設備投資を必要としない零細・中小規模の農業者を想定する。

目標 2：不良債権の抑制

1) モラル・ハザード対策の導入

先に述べた通り、例えば不良債権比率が一定の水準を超えた銀行については、保証料負担を促す、保証割合を引き下げる、信用保証会社の利用をできなくする、などといった段階的な対策の導入を検討する。

2) 借手に対する金融教育の推進

本調査のヒアリングを通じて、政府資金とわかると返済意欲が低下する人がインドネシアには一定程度存在していることが分かった。そのため、こうした意識を変えていくために、金融機関、信用保証会社、地方政府などが連携して、頻繁かつ地道に金融教育を行うことが必要である。

(3) 2014 年以降の KUR に向けて

現行の KUR は 2014 年までの時限的な制度であり、2014 年以降はどのようなようになるかは不明である。しかしながら、KUR の継続を望む声も多いことから、ここでは継続を前提として 2014 年以降の KUR の在り方、制度設計について提案する。

1) 実績の詳細分析

まず、2007 年以降開始された KUR の制度及び実績を詳細に分析し、評価することが必要である。KUR

は急速に拡大し、急速な拡大を促すために様々な方策を実施してきているが、不良債権比率の増加と
いったひずみも発生している。一方で、資金調達が困難な零細・中小企業に対しては資金調達が容易
にしているというプラスの影響も大きい。そのため、新たな制度設計を検討するに際しては、まずは、
実績を十分に分析、評価することが必要である。

2) 次期 KUR の詳細設計

今までの KUR の実績を俯瞰すると、例えば、貿易セクターの企業には既に KUR は浸透しており、か
つ KUR 以外の資金調達が比較的容易であるということがいえる。そのため、今後は全方位的な産業に
対して KUR を実施するのではなく、政府がより重視する産業、政府の産業政策に合致する産業に対
して重点的に KUR を実施していくことが考えられる。例えば、農業については付加価値の高い産品向け
の設備投資向け資金に限定する、製造業であれば、地域クラスターに合致した業種に注力するとい
ったことが考えられる。また、金融包摂が行きとどいていない地域向けに KUR を一層強化するとい
ったことが考えられる。

3) 新たな目標指標の設定

積極的な目標は、時に銀行や融資担当者にプレッシャーを与え、厳しい融資判断を迫ることから、
不良債権の増加につながる可能性もある。また、新たな制度設計に応じて、必要となる目標も異な
ってくる。そのため、次期 KUR においては、目的・制度に応じた新しい目標指標を設定する必要がある。

4) 金融機関の信用保証会社に対するの出資及び保証料負担の促進

先に述べた通り、利用者である金融機関が出資をすることで、または不良債権状況に応じて保証料
を負担することで、金融機関側のモラル・ハザードを抑制する効果が期待できる。

4.2.4 基礎インフラ

(1) 債務者情報システム (DIS) の拡充とインドネシア版 CRD の開発

インドネシア中銀が保有する債務者情報システム (DIS) は、現時点では貸付のトラックレコードを
蓄積しているのみであり、信用リスクの分析や、スコアリングモデルなどの提供を行うことはでき
ない。

民間銀行などでは独自に信用リスクを分析するためのデータベースが整備されているものの、地
方開発銀行などでは、顧客企業の財務データを入手していたとしてもデータベースへの入力や、デー
タベースを使った分析などは行われていない。これらの状況から、地方開発銀行やそれよりも小規模な
金融機関では企業審査が効率的に行われず、結果的に担保ベースの融資、もしくは大企業向けの融資
に偏重しているものと考えられる。

そのため、DIS を企業の財務データ・デフォルトデータを蓄積する信用情報システムにアップグ
レードし、メンバーとなる金融機関・保証会社などに各種サービスを提供することを提言する。

DIS のアップグレードのため、まずロードマップ作成を行う。DIS アップグレードの初期段階には、
データの蓄積をどのようにして行うかを定める必要があり、データの蓄積に協力する金融機関を特定
する (国営商業銀行及び地方開発銀行に財務諸表の提出を受けることを想定)。そのうえで、地方銀行

もしくは国営商業銀行のうち数行をパイロット銀行としてデータ蓄積を開始する。主要な民間銀行は自社で保有しているものと思われるため対象となりえないものと考えられる。また、データ形式の策定、名寄せ方法の確認、データクレンジングのための方策策定なども定める必要がある。

そのうえで、業種特性などを反映したスコアリングモデルを構築し、会員企業へのサービスを提供できるようにする。そのうえで、有料会員の募集を行う。

信用情報システムを構築するには、データの蓄積が必須だが、このようなデータを保有する機関が限定される。民間銀行はデータを保有しているものの、監督当局が保有するデータの提供を義務付けることは容易ではない。また、データの提供の見返りにスコアリングなどの提供をしたとしても、大手行ではすでに自行で同様のシステムを開発しているため、データを提供するインセンティブが生じない。国営商業銀行に提出を義務付けることは可能かも知れないが、特に自行でシステムを運用している場合にはデータ提供を無償で受けるのは容易ではない。特に、監督当局がデータ提供を求める場合、監督目的であると考えられ、金融機関がデータ提供に積極になるとは考えられない。そのため、このようなデータベースは、民間企業とはじめとする外部機関に委託したり、中央銀行や監督機関とは異なる独立機関に運用を委ねることが望ましい。

また、このような信用情報システムを構築することにより、財務諸表を作成している中堅企業に対する融資は、より財務状況に応じた分析が効率的に行えるようになるため、量・件数とも拡充される可能性があるが、そもそも財務諸表を作成するキャパシティを有さない零細・中小企業の金融アクセスは改善しえない。そのため、零細・中小企業に対しては、財務諸表を作成するためのなんらかの支援が必要になろう（例えば、税務署による財務諸表作成指導など）。

(2) 民間の信用情報サービスによる競争促進

政府イニシアチブによる信用情報データベースの構築は、中堅・中小向け融資の促進という観点では望ましいものの、金融機関によっては、政府による監督の強化などを懸念してデータ提供に前向きでなく、結果として、十分なデータ数が集められない可能性もある。そのため、民間ベースでの金融機関の連合体による信用情報データベースを可能にし、相互の競争を促進し、金融機関がより必要とする情報やサービスを提供できる体制を構築する必要がある。

現在、民間企業に対して Credit Bureau 設立のための免許交付が開始されているが、同様に企業信用情報サービスやデータベースをついても民間企業が対応できるように法整備、政策支援などを行うことが望ましい。

(3) 融資判断のためのリファレンス作成

上記のような信用情報システムが構築され、財務データを蓄積することができれば、業種ごとの財務指標の平均値を求めることが可能になる。

現時点では、安全性指標（流動性比率や自己資本比率）に財務指標の目途値が設定されているようだが、業種ごとの目途値は多くの金融機関で設定されておらず、このような業種ごとの財務指標平均値を金融機関に提供することにより、金融機関での融資審査が改善することが期待される。

将来的には、これを発展させ、日本における業種別審査事典のような、融資審査の際の参考資料を提供することも有益であると思われる。

4.3 政策提言のまとめ

提言内容および対応される課題は以下のとおりまとめられる。

表 49：政策提言及び課題一覧表

提言	提言内容要約	対応される課題	実施上の課題・留意点	期間
1. 金融に係る規制を含む政策				
① 中小企業金融の現状をモニタリングするための体制構築	一元的な管理により効率的かつ効果的な政策策定のため、中小企業セクターの経営実態や資金需要を正確かつタイムリーに把握できる体制を構築するもの	政策策定の判断材料となる統計整備	零細・中小企業金融に係る関連情報及びデータソースの特定を行うが、既存データの未整備が課題となるケースが想定される。別途、並行して信用保証会社における能力強化(含む顧客データベースの構築)なども必要	短期(1年程度)
② 金融機関同士による適切なM&Aの誘導	インドネシア中銀及び金融サービス庁による中小企業金融の円滑化に向けた適切なM&A誘導	多数の小規模銀行がそれぞれ非効率な業務体制で貸出を行うという実態の改善	M&A誘導の対象となる金融機関(中小企業金融の担い手)の経営実態によってはインセンティブがうまく合致しないことも想定。	—
2. 融資メカニズム・金融商品				
① 製造業分野の重点業種に対する政策金融の導入	産業政策において重点業種として位置付けられる製造業の裾野産業強化を実現するべく、信用保証付き利子補給制度や長期低利融資プログラムの立ち上げを検討	製造業の裾野産業の強化	・政府などの財政負担拡大 ・長期低利融資プログラムについては、原資の必要性和融資実施機関の審査力	中期～長期
② 農業向け融資・保証スキームの再構築	農家の設備投資を対象とした信用保証付き利子補給制度の立ち上げを検討。対象は、政府の定める優先業種(商品作物の農地拡大、農家の機械化など)。ノンバンクによる農業機械のリースについても対象とする。	農家(中規模以上)向け融資の拡充	・政府などの財政負担拡大 ・金融機関側のインセンティブが小さい	短期(1年程度) ・ニーズ調査、制度設計
③ 農業専門の政策金融機関の立ち上げ	農業金融に関する専門知識を蓄積するための政策金融機関の立ち上げを検討	農家(中規模以上)向け融資の拡充	・政府などの財政負担拡大 ・政策金融機関としての資金調達(預金で調達するのではなく、国債もしくは政府保証付き債券の発行が必要となる)。 ・金融機関としてのフィージビリティの有無	長期(5年程度)
④ 地方開発銀行の能力強化	地方開発銀行の零細・中小企業向け融資ノウハウ(審査、モニタリング、回収)の強化などを通じた機能強化	地方開発銀行の零細・中小企業向け融資ノウハウの強化→地域の零細・中小企業の金融アクセス改善	・ドイツSparkassenstiftungによる支援との役割分担 ・対象地方開発銀行の選定	短期(1～2年程度)
⑤ 庶民信用銀行の強化と、金融サービス庁によるモニタリングの強化	・汎用ソフトを開発・提供し庶民信用銀行(及び金融を取り扱う協同組合)の事務処理能力を強化 ・財務内容のよい庶民信用銀行については、KURのチャネリング額を増額 ・金融サービス庁による監督機能強化、小規模金融機関の統廃合促進	庶民信用銀行を通じた零細中小企業向けの金融アクセス拡大	特になし	—

提言	提言内容要約	対応される課題	実施上の課題・留意点	期間	
3. 信用保証制度					
①	KUR/ 参加行の拡大	中小企業融資、農業融資のノウハウを有する銀行の参加促進	中小企業に対する融資枠拡大	・参加のインセンティブ(次期KURの制度設計と関連)	短期
②	KUR/ リンケージ・プログラムの上限拡大	パフォーマンスが良い庶民信用銀行に対する融資上限額の拡大	中小企業に対する融資枠拡大	・商業銀行にとってのリスク負担 ・KUR実施のニーズ ・リンケージ・プログラム実施のBPRのニーズ	短期
③	KUR Agricultureの導入	農業にフォーカスし、通常のKURよりよりインセンティブのある制度の導入	農家による金融アクセス改善	・財政負担の拡大	短期
④	KUR/ モラルハザード対策の導入	一定の不良債権比率を超えた銀行に対する保証料負担要請などの導入	不良債権の抑制	・銀行側の同意 ・期待される効果と負の影響(融資の減少)とのバランス	短期
⑤	KUR/ 借入人への金融教育	金融機関、信用保証会社、地方政府などが連携した借入人に対する金融教育の実施	不良債権の抑制	・コンテンツの内容と開発主体 ・コストの負担	短期～長期
⑥	地域信用保証会社の設立とAPEX機関の設立	地域信用保証会社の設立促進とこうした保証会社を統括するAPEX機関の設立推進	中小企業に対する融資枠拡大と信用保証システムの強化	・政府などの財政負担拡大	中期
⑦	再保険機関の設立	地域信用保証会社の保証を促すための再保険機関の設立	中小企業に対する融資枠拡大	・政府などの財政負担拡大	中期
⑧	地域信用保証会社の保証付き融資のリスクウエイト見直し	地域信用保証会社の保証付き融資のリスクウエイト(80%)の見直し	金融機関の地方信用保証会社利用拡大に伴う中小企業に対する融資枠拡大	・中央銀行、銀行の決算への影響	短期
⑨	優先産業分野向けの利子補給付保証制度の導入	インドネシア政府が指定する優先産業向け利子補給、保証付き融資制度導入	重点産業(企業)に対する融資枠拡大と金利負担軽減	・政府などの財政負担拡大	短期
⑩	金融機関の信用保証会社に対する出資及び保証料負担の促進	信用保証会社へ出資者である金融機関に対して出資を促す。また、KURの保証料を金融機関も負担する。	金融機関のモラルハザード抑制と信用保証会社の自己資本充実	・銀行側の同意と実務への影響(保証の減少など)	中長期 ※当面の信用保証の収支状況確認のうえ、銀行側の同意が得られた段階で実施
⑪	債権回収専門会社の設立	債権回収を専門に行うサービスの設立	債権回収の効率化及び実効性の向上	・政府などの財政負担拡大	中長期 ※地域信用保証会社の設立状況、2014年以降のKURのスキームを勘案したうえで、検討
⑫	信用保証会社向けキャパシティビルディング	信用保証会社(国営、地方)の業務プロセス(審査、モニタリング、回収)強化などを通じた機能強化	信用保証制度の強化に伴う、中小企業に対する融資枠拡大と不良債権の抑制	特になし	中期(3年程度)
⑬	KUR(実績)の詳細分析と次期KURのスキーム作り(含む目標指標の設定)	2014年以降の新KUR創設のための実績詳細分析とスキーム作り	より有効性の高いKUR制度の構築	特になし	短期(1年程度)

提言	提言内容要約	対応される課題	実施上の課題・留意点	期間	
4. 基礎インフラ					
①	債務者情報システム(DIS)の拡充とインドネシア版CRDの開発	借入情報のみが格納されている現行のDISを、企業の財務データ・デフォルトデータを蓄積する信用情報システムにアップグレードする	金融機関における中小企業向け融資の増加、審査手続きの効率化	・多くの中小企業が財務諸表を作成していない。 ・財務データの収集が困難(財務データ提供に関して金融機関の協力が得られにくい)。 ・システムの運用を中銀など銀行監督機関から切り離す必要がある。	a) 短期(1年) b) 中長期(3~5年)
②	民間の信用情報サービスによる競争促進	民間ベースでの信用情報データベースを可能にし、相互の競争を促進する	金融機関における中小企業向け融資の増加、審査手続きの効率化	特になし	短期(1年程度)
③	融資判断のためのリファレンス作成	信用情報システムが構築し、財務データを蓄積した後、業種ごとの財務指標の平均値を計算したり、業界動向などの情報をまとめ、審査事典として提供	金融機関における中小企業向け融資審査の効率化	・上記の信用リスク情報システムの構築・運用により、情報が蓄積されていることが条件となる。 ・インドネシアの金融機関は業界動向を融資審査上で重視していない可能性がある。	中期(3年程度) ※ただし、上記の信用情報システム(インドネシア版CRD)構築後から。

(出所) JICA 調査団作成 (2013年8月)

5. (補論) 現地進出日系中小企業の資金調達環境

5.1 日系企業のインドネシア進出状況と近年の動向

近年、日系企業によるインドネシアへの投資は増加している。ジェトロ（日本貿易振興機構）の進出先企業調査では、1,200社程度の日系企業が進出しているとされているが、現地金融機関へのヒアリングでは1,500社～2,000社程度の企業が既に進出しているといわれている。

日系企業のインドネシアへの進出はリーマンショック直後の2008年以降増加しているが、2012年頃がピークといわれている。これは、インドネシアに進出している日系企業の中心産業である、二輪・四輪関係の進出が概ね一巡したことによるものである。

表 50：インドネシアへの国別外国投資状況

(単位:100万USD)

	国	2010		2011		2012		Q1 2013	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
I	アジア	1,628	7,977.8	2,311	9,135.5	2,364	11,098.4	1,053	2,914.5
	アセアン	641	6,131.9	994	5,841.8	1,069	5,460.0	475	779.0
	マレーシア	198	472.1	275	618.3	237	529.6	126	155.4
	シンガポール	418	5,565.0	679	5,123.0	805	4,856.4	331	616.0
	アセアン以外のアジア	987	1,845.9	1,317	3,293.6	1,295	5,638.4	578	2,135.5
	香港	62	566.1	104	135.0	105	309.6	55	45.9
	日本	321	712.6	421	1,516.1	405	2,456.9	168	1,151.7
	韓国	355	328.5	456	1,218.7	421	1,949.7	174	774.7
	台湾	72	47.5	87	243.2	85	646.9	31	7.7
II	欧州	456	1,302.3	538	2,179.9	520	2,573.9	211	1,139.0
	オランダ	106	608.3	118	1,354.4	131	966.5	50	330.5
	英国	132	276.2	156	419.0	97	934.4	48	544.0
III	アメリカ	234	2,715.0	302	2,018.9	345	2,139.5	113	1,109.7
	米国	100	930.9	112	1,487.8	97	1,238.3	44	885.7
	バーミン諸島	99	1,615.9	151	517.1	168	855.9	58	151.1
IV	大洋州	104	239.2	142	112.1	144	745.4	70	134.5
V	アフリカ	45	150.0	57	202.1	42	1,195.7	15	12.5
	合計(その他含む)	3,076	16,214.8	4,342	19,474.5	4,579	24,564.7	2,013	7,048.2

(出所) インドネシア投資調整庁

実際に、現地邦銀へのヒアリングでは、2011～2012年には、投資相談が毎日4～5件あったが、最近では2、3件程度まで減少しているとのことである。インドネシア投資調整庁(BKPM)のデータでは、外国直接投資金額は、近年、毎年過去最高を更新している状態であり、2014年頃までは同様のペースでの増加を見込んでいるが、これは2011年や2012年に投資を決定した企業の実際の投資が実現化していることによるものである(インドネシア投資調整庁の統計は投資実現ベース)。

投資が今後減少する背景としては、既述の通り特に二輪・四輪などの製造業を中心として概ねインドネシアへの投資が一巡したこと、また近年の投資コストの増加などが挙げられる。特に工業団地価格の上昇と人件費の上昇が与える影響が大きくなっている。次表の通り、工業団地価格はここ2年半で200%～450%を超える上昇率を示している。また最低賃金も毎年上昇し、2013年にいたっては日系企業の進出が多いジャカルタやブカシ県周辺で40%前後も上昇しており、ジャカルタ周辺の最低賃金の水準は既にバンコクを超えている。さらに、来年には最低賃金が50%程度上昇するとも言われている。また、インフラ(道路・港湾)の未整備により物流コストがアジアで最も高いとされるなど、こうした要因も企業の投資が減少傾向にある要因となっている。

表 51：ジャカルタ近郊工業団地の状況

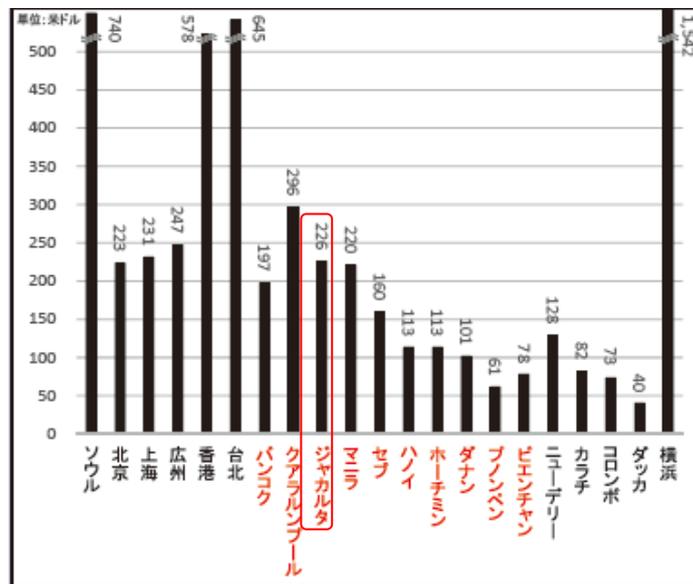
工業団地名	中心部からの距離(KM)	日系企業数	価格 (US ドル/m ²)		値上がり率
			10年8月	12年12月	
Jababeka	65	94	70	260-370	450%
MM2100	45	120	85	180-	212%
Deltamas	65	45	50-55	170	340%
KIIC	70	88	60	160-180	300%
Surya Cipta	75	50	45	135	300%
インド大成	85	19	35	120-	343%

(出所) インドネシアの投資環境及び日系企業の動向 (2013年6月) 三菱東京UFJ銀行ジャカルタ支店 国際業務部

表 52：インドネシアの最低賃金状況

エリア	最低賃金実学 (千ルピア)			前年比上昇率 (%)	
	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年
ジャカルタ特別区	1,290	1,529	2,200	18.5	43.9
ブカシ県	1,286	1,491	2,002	15.9	34.3
スラバヤ市	1,150	1,257	1,740	12.7	38.4
スマラン市	961	991	1,209	3.1	21.9

(出所) インドネシアの投資環境及び日系企業の動向 (2013年6月) 三菱東京UFJ銀行ジャカルタ支店 国際業務部



(出所) アセアン情報マップ (2013年7月) 日本アセアンセンター

(元出所) 第23回アジア・オセアニア主要都市・地域の投資関連コスト比較 (2013年5月) JETRO

図 41：アジアの最低賃金比較

一方、こうした賃金上昇圧力は、インドネシア国民の所得を押し上げる効果があり、近年の経済成長とともに、旺盛な内需を喚起する要因ともなる。そのため、最近ではインドネシアの旺盛な内需を

とりこむことを目的とした、食品、日用品などの製造業、小売・レストランなどのサービス業、IT関係の進出が増加している。

5.2 インドネシア進出本邦金融機関（銀行・リース）の状況について

このように多くの日系企業が進出するインドネシアにおいて、金融面を支援する金融機関として、みずほ銀行の現地法人である PT. Bank Mizuho Indonesia、三井住友銀行の現地法人である PT. Bank Sumitomo Mitsui Indonesia、三菱東京UFJ銀行ジャカルタ支店⁵¹の日系メガバンク3行に加え、りそな銀行と現地銀行との合弁銀行である PT. Bank Resona Perdania⁵²（以下、りそなプルダニア銀行）が進出している。

また、近年日本の地方企業の進出も増加していることから、本邦地方銀行のインドネシアへの取組も活発化している。現時点では日本の地方銀行自体で現地に支店や現地法人を有している銀行はないものの、BNI⁵³、BIIといったインドネシア地場の有力銀行と提携し、スタンドバイ・クレジット（SBLC）による融資やそこに職員を派遣するなどの形で、取引先企業の海外進出サポートを実施している。

他方、リース会社についても堅調な経済成長に伴う旺盛な資金需要を取り込むことを目的として、多くの本邦リース会社が進出している。ただし、その多くは、設備リースというよりも内需が旺盛な二輪車・四輪車購入者向けの販売金融会社であり、日系企業向け設備リースを行っているリース会社の進出が増加したのは、比較的新しい。

表 53：インドネシア進出日系リース会社一覧

会社名	設立年	主要株主
PT ORIX Indonesia Finance	1975年	オリックス
PT Bumiputera-BOT Finance	1982年	東銀リース
PT Dipo Star Finance	1983年	三菱商事
PT BTMU-BRI finance	1983年	三菱東京UFJ銀行
PT Resona Indonesia Finance	1984年	りそな銀行
PT Surya Artha Nusantara Finance	1984年	丸紅
PT Astra Auto Finance	1991年	豊田通商
PT Mitsui Leasing Capital Indonesia	1993年	JA 三井リース
PT OTO Multiartha	1994年	住友商事
PT Mitsubishi UFJ Lease & Finance Indonesia	1995年	三菱UFJリース
PT U finance Indonesia	1995年	三菱東京UFJ銀行、三菱UFJニコス
PT Bussan Auto Finance	1997年	三井物産、ヤマハ発動機
PT ITC Auto Multi Finance	2002年	伊藤忠商事
PT Suzuki Finance Indonesia	2005年	伊藤忠商事、スズキ

⁵¹ メガバンクの中で三菱東京UFJ銀行のみが支店形態をとっている。

⁵² メガバンク3行の取引先数は、概ね1,000社～1,500社ほどであり、内日系企業が8割程度を占めている。現地銀行との合弁であるりそなプルダニア銀行は進出年が1958年と最も古いこともあり、取引先企業数は約1,700、内地場企業が約50%となっている。各行ともに日本人社員数は10名前後である。

⁵³ BNIは国際協力銀行（JBIC）と日本の地域金融機関を通じた中堅・中小企業のインドネシアへの進出支援体制の整備に係る覚書を調印しており、本枠組みのなかで日本の地域金融機関がBNIと提携している。提携先は、北海道銀行、山形銀行、東邦銀行、常陽銀行、武蔵野銀行、東京都民銀行、第四銀行、北越銀行、山梨中央銀行、富山銀行、福井銀行、清水銀行、三重銀行、南都銀行、紀陽銀行、山陰合同銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、四国銀行、肥後銀行、北洋銀行、京葉銀行、大光銀行、富山第一銀行、名古屋銀行、第三銀行、西京銀行、徳島銀行、香川銀行、愛媛銀行の31行となっている（2012年7月30日付JBICプレスリリース）。

PT Komatsu Astra Finance	2005年	コマツ
PT Toyota Astra Financial Services	2006年	トヨタファイナンシャルサービス
PT Hitachi Construction Machinery Finance Indonesia	2008年	日立建機
PT SMFL Leasing Indonesia	2010年	三井住友ファイナンス&リース
PT IBJ Verna Finance	2010年	興銀リース
PT Century Tokyo Leasing Indonesia	2011年	東京センチュリーリース、伊藤忠商事
PT JA Mitsui Leasing Indonesia	2011年	JA 三井リース
PT Mizuho Balimor Finance	2011年	みずほ銀行

(出所) インドネシアハンドブック 2012年版 ジャカルタジャパンクラブ JETRO ジャカルタ

(注) 網かけ部分が2013年7月インドネシア出張時訪問先企業

しかしながら、インドネシアではファイナンス・リースについて加速償却や不均等償還を通じた税務上のメリット（後述）があることから、近年、進出日系企業からの注目が高まりつつある。

5.3 現地進出日系企業の資金調達方法

(1) 一般的な資金調達方法

インドネシアに進出する日系企業の一般的な資金調達手段としては、1) 親会社による出資・増資、2) 親子ローン、3) 邦銀（日本）からの直接融資、4) 邦銀現地法人ないしは現地支店からの融資、5) 地場銀行からの融資（含むSBLCによる融資）、6) リースの6通り⁵⁴が考えられる。

これらの中でも、実際に主として利用されているのは、1) 親会社による出資・増資、2) 親子ローン、4) 邦銀現地法人ないしは現地支店からの融資、6) リースの4通りである。なお、3) 邦銀（日本）からの直接融資、5) 地場銀行からの融資を利用している企業は少ない。以下、概要を説明する。

1) 親会社による出資・増資

親会社による出資・増資は、グループ内の余剰資金の活用や、本邦親会社と日本の銀行間で通常の資金調達が行えるといった点で利便性が高く、安定した資金が調達できるというメリットがある。一方で、増資手続きには定款の変更やインドネシア投資調整庁への報告など煩雑な手続きが必要であり、また、基本的には配当でしか還流できないというデメリットがある。

2) 親子ローン

本邦親会社が日本国内で資金調達を行い、それをインドネシアの現地法人に転貸する形式である。金融機関との取引は国内で完結することから、手続きは容易であり、かつ現在の円建てローン金利の水準は極めて低いことから利便性は高い。ただし、為替リスクの危険性がある。

3) 邦銀（日本）からの直接融資（クロスボーダーローン）

邦銀（日本）からインドネシア現地法人に直接融資を行う形式である。親子ローンと考え方は似ているが、返済の際の利子に源泉税がかかることでそれを勘案した金利設定となり割高となることなどからそれほど活用はされていないようである。ただし、地方銀行からは今後のクロスボーダーローン

⁵⁴ 日本においては、私募債（社債）の発行や新興市場への上場といった手段もあるが、インドネシアにおいては直接金融市場が未発達であることから、ほとんど活用されていないようである。

の需要の高まりを予想し、クロスボーダー融資対応についての全銀協や地銀協などによる契約書雛型作成などのスキーム作り、外貨管理規制などの情報提供サポートを要望する声もでている。

4) 邦銀現地法人ないしは現地支店からの融資

邦銀現地法人ないしは現地支店から現地法人が融資を受ける資金調達方法。ルピア建て資金の借入ができること、また、本邦親会社を含めたグループ全体の信用力に依拠した資金調達ができることから地場銀行から借りるよりも低利で調達できるといったメリットがある。ただし、ルピア建てで借り入れた場合には比較的 low cost といっても US ドル・円に比べれば大幅に高く、借入期間は長くても 5 年程度といった課題もある。

表 54 : 在インドネシア外国銀行支店などによる貸出金利推移 (ルピア・US ドル)

	2010年12月	2011年12月	2012年12月	2013年1月	2013年2月	2013年3月	2013年4月	2013年5月
運転資金(ルピア)	10.23	8.71	7.90	8.00	8.03	8.04	8.05	8.03
運転資金(USドル)	3.24	2.96	2.79	2.85	2.82	2.73	2.69	2.71
設備資金(ルピア)	11.82	14.89	9.47	9.55	9.55	9.44	9.45	9.43
設備資金(USドル)	3.68	4.29	3.59	3.58	3.54	3.54	3.58	3.51

(単位:%)

(出所) インドネシア中銀

5) 地場銀行からの融資 (SBLC を含む)

地場銀行から融資については、ルピア建ての資金が調達できるメリットはあるが、邦銀現地法人・支店からの調達と比べると、本邦親会社のグループ信用力が反映されないこと、また、地銀による SBLC であっても、そもそも地銀の信用力が不足していることから、金利引き下げメリットなどがなく、利用率は高くない。

また、現在インドネシアでは企業の資金需要が高まっており、地場企業相手に相応のスプレッドを加えて融資をすることが可能となっている。そのため、地場銀行は、金利の目線に厳しい日系企業よりも、より大きなスプレッドがとれる地場企業向けの融資に積極的である。

6) リース

リースを通じた資金調達における実質金利は銀行借入に比べれば高いものの、インドネシアではリース利用に際して、日本よりもメリットがあるケースが多いことや、近年インドネシアの進出・製造コストの増加 (工業団地価格や人件費の上昇) により、増資や親子ローンなどだけでは資金を賸いきれないケースも出てきていることから、リースの利用は増加傾向にある。

①加速償却

インドネシアでは、リース対象資産を実質的に加速償却することができるため、節税が可能となっている。例えば、機械設備であれば、通常の耐用年数は 8 年であるが、インドネシアでは最短 3 年でリース期間を設定することが可能である。そのため、収益が上がっている企業にとってはリース利用による節税メリットは大きい。

表 55：インドネシアにおけるリース償却年数表

分類	対象設備	耐用年数	最短リース期間
1	木製家具、金型、PC など	4年	2年以上
2	機械装置、金属製家具、自動車など	8年	3年以上
3	産業用機械、航空機など	16年	3年以上
4	建設用重機、鉄道車両など	20年	7年以上

(出所) PT. Century Tokyo Leasing Indonesia 資料 (2013年7月出張時受領)

②不均等償還

日本ではリースの返済は均等返済が原則であるが、インドネシアでは不均等償還が認められている。そのため、企業のキャッシュフローに応じた柔軟な返済方法が可能であり、進出間もなく、キャッシュフローが安定していない企業にとっては、活用しやすい。また、リース期間は基本的には最長で5年であるが、例えば5年目の返済を多めに設定し（テールヘビー型）、再度リース契約を締結することにより、実質長期での調達が可能となる⁵⁵。なお、インドネシアでは銀行融資でも均等返済が原則であり、テールヘビー型となると、条件緩和先債権と見なされる。

(2) 金利

金利水準について、親子ローンの場合は日本国内における通常取引と変わらないことから、現地におけるルピア建て取引を基準として記載する。

基本的な考え方としては、インドネシア中銀の政策金利に対して信用リスク、期間リスクに応じたスプレッド（2～3%）を加えたものが仕上がりの金利となる。

下表は、インドネシア中銀が発表している銀行区分ごとのルピア建て貸出金利状況であるが、地場銀行（国営商業銀行、商業銀行）が10%を超える水準に対して、外国銀行支店などは9%前後の金利水準となっているなど、貸出金利は低い。

表 56：インドネシアの銀行グループ別貸出預金金利推移

(単位：%)

		2012年12月	2013年1月	2013年2月	2013年3月	2013年4月	2013年5月
国営商業銀行	運転資金	11.70	11.75	11.67	11.72	11.75	11.78
	設備資金	10.08	10.13	10.09	10.07	10.07	10.04
	定期預金金利(1年)	5.91	5.86	5.47	5.45	5.45	5.45
地場商業銀行	運転資金	11.68	11.68	11.64	11.58	11.53	11.55
	設備資金	11.88	11.88	11.87	11.82	11.77	11.72
	定期預金金利(1年)	5.82	5.78	5.74	5.71	5.71	5.76
外国銀行支店等	運転資金	7.90	8.00	8.03	8.04	8.05	8.03
	設備資金	9.47	9.55	9.55	9.44	9.45	9.43
	定期預金金利(1年)	6.19	6.34	6.31	6.29	6.27	6.10

(出所) インドネシア中銀

リースの金利については、銀行貸出金利に1%未満程度のスプレッドを加えて設定することが多いようである。なお、2013年5月にJBICが三井住友ファイナンス&リースのインドネシア現地法人(PT.

⁵⁵ ただし、必ずしもすべての企業が活用できるわけではなく、相応の信用力などが必要となってくる。

SMFL Leasing Indonesia) に対して、進出日系企業の設備投資を支援するための低利融資（ツーステップローン）を決定した。融資総額は30百万USドル（内、JBICは21百万USドルを融資実行済み）、リース期間は最大10年程度まで可能である（ルピア建ての場合は5年程度）。当該融資資金を活用したリース案件はまだ実施には至っていないが、日系企業からの潜在需要は大きく、すでに設定枠の30百万USドルを上回る見込みとなっていることから、制度の拡充を求める声がある。また、他の進出日系リース会社からも、こうしたスキームの活用を希望する声がある。

(3) 担保・保証

現地進出日系企業の資金調達に際しての担保・保証の条件は、本邦親会社による保証が一般的である。現地の土地・建物・工場といった不動産、機械などの動産を物的担保としてみならず邦銀がないわけではないが、現地の担保処分の煩雑さ、実効性の低さといった課題から、こうした不動産や動産をメインの担保としているところは現地銀行と合弁を組んでいるりそなプルダニア銀行のみであり、基本的には親会社保証を補完するための担保という位置づけである。また、現地法人の社長個人の保証を徴求している銀行はない。

一方、親会社だけでは信用力が不十分な場合があり、地場銀行にとっては親会社保証だけでは不十分もしくはそれほど意味をなさないケースがあり、インドネシアでも日本の企業が利用できるような信用保証制度の設置を求める声もある。

リースについては、基本的に無担保であるが、新規申し込み先企業については原則親会社保証を前提としており、既存先については、業績に応じて無保証で応じているリース会社が多いようである。

(4) 期間

長期融資については、最大5年程度までとなっている。これは銀行法で定められているわけではなく、現実的にルピア資金については銀行側も5年程度までしか当地で調達できないためである。ただし、りそなプルダニア銀行については期間7年までをクレジットポリシーとしている。

リースについては3年～5年程度となっている。最大5年という期間については、業法上の規制ではなく、あくまでもリース会社側の資金調達事情によるものである。既述の通り、インドネシアのルピア資金については、5年程度までの調達が限界であることから、リース会社側の調達期間を超える期間のリース契約を行うことは難しい。なお、それでも7年、10年など長期の資金調達を望む企業に対しては、当初5年でリース期間を設定したうえで、最終年（月）の返済を多くする、いわゆるテールヘビー型での返済条件を設定し、改めて2年や5年の返済方法を設定する手法がとられることもある。また、3年という期間については、既述の通り機械設備に対して税法上認められている最短のリース期間である。

(5) 融資通貨及びその使い分け

融資通貨は、基本的には企業の資金ニーズと金融機関の資金調達方法に依存するが、例えばインドネシア国外から調達する場合は日本円もしくはUSドルとなっている。一方、インドネシア現地で調達する際は、ルピア、日本円、USドルが選択できる。

しかし、インドネシアでは原則取引額が多い通貨で決算書を作成する義務があることから、現地邦銀では、取引先日系企業に対し、取引額が多い通貨での資金調達を勧めている。近年インドネシア進出日系企業については現地通貨建て取引が増加していることから、ルピアでの調達を希望する企業も増加しており、ヒアリングによると、ルピアと外国通貨で調達する企業は概ね半々である。

なお、現地通貨建て取引については、インドネシア人をターゲットとした小売やサービス業といった企業に加えて、日系企業現地法人相手に商取引を行っている製造業のサプライヤーも、取引通貨はルピアベースで実施していることから、ルピアのニーズが高まっている（ただし、部品の調達は日本やタイなどの外国から調達することが多いためUSドルベースでの取引が多い）。

ただし、ルピア建ての調達については、既述の通り金利が10%を超える水準にあり割高感も強いことから、表面上の金利の安さに魅力を感じ、日本円やUSドルで調達する企業も多い。

なお、こうした調達は為替リスクにさらされており、投資適格国となった現時点でもルピアの動きは不安定であり、有事の際には10%程度の為替変動は簡単に起こりうるため、現地邦銀では、表面金利の低さのみに着目した安易な外貨による調達は勧めていないとのことである。

5.4 資金調達にかかる規制

資金調達する側（企業側）には、インドネシア中銀への借入報告義務といった規則はあるものの、資金調達を困難にするような規制の存在は確認できなかった。一方、資金供給側（銀行、リース会社）については、いくつかの規制の存在や今後を懸念する声が聞かれた。

(1) 外国人駐在員の制限強化（銀行）

現在インドネシアの邦銀現地拠点では、10名前後の日本人駐在員が業務に従事している。しかしながら、今後外国人駐在員はDirectorポストにしか従事することができなくなり、日本人駐在員15名から3年後には6名まで減らさざるを得ない銀行もある。この銀行では、既に日本人の大幅減員を見込んで日本で就業経験がある日本語が堪能なインドネシア人を雇用し・教育することで、対処しようとしている。通常業務ではそれほど問題を感じないが、対日本人顧客については細かい点・重要な点で日本人駐在員が対応するようにしている。しかしながら、一般に日本の中小企業の現地法人の社長は生産畑の人材が多く、インドネシア語や英語などの語学レベルが十分でない場合も多く、かつインドネシアに駐在して初めて金融機関との取引・交渉を経験したという人も多い。特に、専門用語が多い金融取引については、日本語での対応を求める企業が多く、かつ、日本人に対応してもらうことで安心感を得る現地経営者が多い。そのため、現時点でも日本人駐在員一人に対する担当先数は過多であるにも関わらず、今後日本人駐在員数が減れば、行きとどいた金融サービスを提供できなくなる可能性も高く、インドネシアに対する投資の減少も招きかねないことから、大きな懸念となっている。

また、銀行の外国人駐在員のビザ取得可能年数は最大4年までしか認められていない（原則3年で、必要と認められた場合に1年のみ延長可能）。また、そもそも、ビザ取得自体も難しくなっている⁵⁶。これは、最大4年あれば日本人駐在員が有しているノウハウをインドネシア人に移転することが

⁵⁶ BIIにアドバイザーとして某地方銀行から出向しているアドバイザーは、ビザ取得までに5カ月要したが、それでも早いほうであるとのことである（2013年7月インドネシア出張時ヒアリング）。

できるであろう、というインドネシア中銀の解釈である。そのため、真にインドネシアに必要とされる人材であっても、4年経過すれば帰任せざるを得ないことから、現地での経験知の蓄積や取引先企業との長期的関係構築にも少なからず悪影響があると考えられる。

(2) 金融サービス庁の発足の影響（銀行・リース）

インドネシアでは既にインドネシア中銀及び資本市場監督庁（BAPEPAM-LK）の金融監督に関する権限が移行された金融サービス庁が発足している。以前は、インドネシア中銀が銀行を、資本市場監督庁がリースを監督していたが、監督権限が2014年1月より金融サービス庁に一元化される。それによりどのような影響が生ずるか現時点では不明であるが、従前、監督が比較的緩かったリース業界が強い懸念を示している。もし、全ての監督基準が商業銀行などと同一化されるようになれば、例えば、商業銀行に対する外国人駐在員に対する制限強化の影響を受けることになる。また、リース会社では不良債権の明確な基準は定められていないが⁵⁷、銀行の不良債権認識は厳格なものとなっていること⁵⁸から、リース会社側の引当債権が増加し、収益に対するマイナス影響も懸念されている。

(3) 中小企業向け融資目標の設定（融資残高の20%）

インドネシア中銀では、段階的に融資残高の20%まで中小企業向け融資を行うよう通達を出しており、外国銀行であっても例外なく適用される。今次ヒアリング先の金融機関からは、「インドネシアの定義による中小企業は、中小企業というよりも零細企業であり、財務諸表を作成していない企業が大半を占めている。また、インドネシアでは信用調査機関が発達していないことから、こうした規模の企業に対する融資は極めて難しく、目標達成は不可能に近い」という声が上がっている。現時点では、細則が公表されていないことから、実態は不明であり、達成できない場合の代替措置やペナルティーも不明である。しかしながら、もし相応のペナルティーが科せられるとすれば経営に対する影響は避けられないことから、今後の細則内容にかかる帰趨が懸念されている。

(4) 親会社保証などに関する規定

邦銀は一般的に現地進出日系企業に融資する際は日本の親会社保証で対応しているが、インドネシア中銀の規定では、上場企業以外の保証が認められていない。銀行実務としては上場企業以外の親会社保証も認めているが、引当を積みなければならないことから、収支への影響が少なくない。また、かつては邦銀のSBLCであれば問題なく保証としてみられていたが、現在は日本の国自体の格付けが低いことから、保証として認められていない。

5.5 日系中小・中堅企業がインドネシアで事業展開を行ううえでの課題

(1) 事業パートナーの発掘

⁵⁷ Multi-finance Companies (2013年3月28日)DBS Group Research、なお2013年7月出張時に訪問した日系リース会社では90日を超えた時点で不良債権とみなしている。

⁵⁸ 銀行の場合は、返済期日を1日でも延滞した時点で、不良債権とみなしている。

製造業については、100%独資で進出可能であるが、小売・サービス業などの非製造業はインドネシア地場企業と合弁で企業を設立する必要がある。しかしながら、現地で信頼できるインドネシアのパートナーを探すことは、大手の財閥系企業を除くと極めて難しい。これは、インドネシアでは財務諸表を作成していない企業も多く、また作成していたとしても情報公開に極めて消極的であり、実態が不明な企業も多いためである。また、既述の通りインドネシアでは信用情報機関が未発達であり、さらに企業の実態を把握することが困難となっている。

(2) 投資コストの急騰

既述の通り、インドネシアでは特に工業団地価格と人件費の急騰により、資金力の乏しい中小企業にとっては、新規進出が困難になりつつある。こうしたコストの急騰を緩和する政策が期待されている。

(3) 人材不足

日本の中小企業において、海外駐在員候補としてなりうる人材は限られている。言語（英語・インドネシア語）の問題が円滑な経営を妨げているケースが多く、加えて、もともと日本において資金調達をおこなったことがない駐在員がほとんどあることから、金融取引や資金管理の方法などがわからないケースも多く、現地財務管理面での課題も多い。邦銀メガバンクの現地法人・支店の駐在員人数制限から中小企業向けのきめ細かいサービスが難しくなっている状況下、潜在的には、言語能力や銀行取引経験が弱いとされる現地日系中小企業経営者に対する現地ファイナンシャル・アドバイザー機能（財務診断、銀行取引にかかる助言・補助、現地事業パートナーや外注先などの選定時の信用調査や分析など）が必要となっている可能性がある。

(4) 現地資金調達の限界

総じて、日本の中堅・中小企業の主な現地資金調達オプションは、親会社による増資、親子ローン、邦銀現地法人・支店からの融資（現地の物的担保ではなく本邦親会社による保証付き）であるが、結果、本邦親会社の資金調達力が一つの大きなボトルネックとなっており、その範囲内で海外事業を展開しているとも言えよう。他方、現地での主な資金提供者たる邦銀メガバンクの現地法人・支店では、上述の通り、現地駐在員数の制限により現地日系中小企業に対するきめ細かいサービスが益々、難しくなっている。

今後、現地で成長意欲の高い一部の日系中堅・中小企業にとって、そうした限界に対処するには、エクイティ・ファイナンス（第三者割当増資の引受け）やリースの活用が考えられ得る。リースについては、そうした問題に着目したJBICが既に現地日系リース会社を受け皿とするツーステップローンに取り組んでいるところである。しかし、エクイティ・ファイナンスについては、短期間にキャピタルゲインの獲得を目指す一般的な投資ファンドやベンチャー・キャピタルでは、中長期の安定資金を志向する日系中堅・中小企業（特に製造業）の資金ニーズに合致せず、相容れないものがある。

5.6 在インドネシア日系中堅・中小企業向け金融支援（案）

(1) 現地ファイナンシャル・アドバイザー（FA）事業の創設

ジェトロ ジャカルタ事務所を活動拠点とする「無料ファイナンシャル・アドバイザー（FA）事業」を創設し、ジェトロジャカルタ事務所のワンストップサービスと連携しつつ、現地事業の更なる成長とそのためのファイナンスの現地化などに取り組む、在インドネシア日系中堅・中小企業向けに、銀行取引サポート、財務面の助言などを継続的に行うプラットフォームを構築する。

運営体制については、現地邦銀・リース会社などとのネットワーク、日系中堅・中小企業向けの投融资・財務アドバイザー経験、現地（インドネシア・近隣諸国）での駐在・関連業務経験を有するメンバーを配するアドバイザー・チームを組成し、公的・客観的な立場から助言できる仕組みとする。

(2) 在インドネシア日系中堅・中小企業「海外現地法人」向け投資ファンドの設置

インドネシアにおいて現地事業の更なる成長を目指す日系中堅・中小企業「海外現地法人」の中長期資金（エクイティ）を提供するために投資ファンドを設置し、潜在的に求められる中長期の成長資金ニーズに対応する。概要の暫定イメージは以下の通り。

なお、本投資ファンドの具体的検討に際しては、事前に案件形成調査（短期専門家の派遣、約 6～8 ヶ月間）が必要となる。

- | |
|--|
| <p>(1) スキーム名： SME Growth Investment in Indonesia (SGII)</p> <p>(2) 運営機関： SME Growth Investment in Indonesia, LLC (ジャカルタ又はシンガポール)</p> <p>(3) 事業目的： 在インドネシア日系中堅・中小企業「海外現地法人」に対して中長期安定の成長資金を供給することにより事業成長を加速させ、もって、インドネシア及び日本の持続的な経済発展に貢献すること</p> <p>(4) 投融资方針：</p> <ul style="list-style-type: none">・対象地域： インドネシア国内全域・対象企業： 日系中堅・中小企業の海外現地法人・投資戦略： 中長期“ビタミン”投資（エクイティ＋経営支援）＋中長期安定配当期待（“草食系”）
～頼りになる現地財務パートナーとして現地日系中堅・中小企業が安心して現地事業に邁進し持続的な安定成長を実現できるよう、渾身の力を込めて支える。～
※日本独自の事例である「SBIC 投資育成モデル」を修正して現地で展開させるもの。主要株主として毎年、配当を促すことに伴い、日本（親会社）への利益還流を促進することにもなる。なお、インドネシアでは、外貨の海外送金は原則、自由。 <ol style="list-style-type: none">①配当期待が中心（＋個別事情に応じてキャピタルゲインも加味）②投資回収期間 10 年（～20 年）③投資限度：3 億円（平均単価 1 億円程度）
※平均単価@1 億円/件、投資案件 100 件（当初 5 年間で投資実行）④持株比率 25%以上を目安とする（最大 49%）⑤投資対象企業としては、見込純利益 5,000 万円以上（期待配当性向 30%）、安定成長期待⑥ファインディング： 独自に発掘、また、投資パートナー、特に日本の政府系金 |
|--|

融機関・政府機関などからの案件紹介

⑦審査手続き完了後、投資実行前コンサルティング(3ヶ月間)：経営陣に対するアドバイザリー、成長のためのビジネスモデル再構築、ビジネスオペレーション支援、中期計画策定支援、必要に応じて取締役派遣

⑧投資実行後の継続ハンズオン、マネジメント支援、顧客紹介など

(5) 資金規模：100億円

(6) ファンド期間：10～20年

(7) 事業パートナー候補：JICA、日本政策金融公庫、東京中小企業投資育成、中小機構、地場銀行、インドネシア財閥系企業など(以上、要協議)

(8) 運営体制：

・経営陣：3～4名(取締役マネージングパートナー2～3名、顧問1名)

・スタッフ数：10名(投資部長2名、投資チーム6名、総務・会計・管理2名)

※スタッフとして、アジア人材育成が課題となっている日本の地域金融機関からもトレーニー派遣を受け入れ、日本の地銀の海外人材の育成という副次的効果を狙う。

・コンサルティングチーム：①法律・会計に係る助言、②現地投資業務にかかる助言(投資先企業のファインディング、審査情報収集、ハンズオン支援など)

(9) 経費：管理手数料として初年度～5年目3%(年)、6年目以降2%(年)、また、諸雑費(3,000万円程度/年)を想定

附属資料1：日本・インドネシア比較分析表

	零細企業・個人事業者向け金融システム		中堅・中小企業向け金融システム		農林漁業事業者向け金融システム	
	日本	インドネシア	日本	インドネシア	日本	インドネシア
A) 金融規制を含む関連政策						
貸出市場モデル	貸出市場分断モデル(中小企業専門金融機関が大手都市銀行による貸出戦略の影響を受けつつバッファの役割を發揮して中小企業金融を支える構造)	インフォーマル金融の存在大きい	貸出市場分断モデル(中小企業専門金融機関が大手都市銀行による貸出戦略の影響を受けつつバッファの役割を發揮して中小企業金融を支える構造)	インフォーマル金融の存在大きい	貸出市場分断モデル(農林漁業専門金融機関が専念)	インフォーマル金融の存在大きい
銀行監督・規制	日本型産業金融モデル(リレーションシップバンキング)、銀行中心型システム(1950年～) 貸出市場分断モデルを創出した(1980年代半ばまで)に人為的低金利政策・店舗行政等 インフォーマル金融の法人化(無尽を起源とする相互扶助的な庶民金融を相互銀行へ転換)、一部の信用組合(産業組合法)の協同組織金融機関への改組 無尽業法(1915)、相互銀行法(1951)及び同改正(1953、1973、1981)、協同組合法による金融事業に関する法律(1949)、産業組合法(1900)等	大手銀行寡占市場+地域・組合金融の担い手の脆弱性+マイクロクレジット 銀行に対する中小企業向け貸出義務(全貸出の20%)は廃止(2001年)されたが、2012年法令第14号により復活。銀行は、2018年までに同比率を20%に引き上げなければならない。	日本型産業金融モデル(リレーションシップバンキング)、銀行中心型システム(1950年～) 貸出市場分断モデルを創出した(1980年代半ばまで)に人為的低金利政策・店舗行政等 インフォーマル金融の法人化(無尽を起源とする相互扶助的な庶民金融を相互銀行へ転換)、一部の信用組合(産業組合法)の協同組織金融機関への改組 無尽業法(1915)、相互銀行法(1951)及び同改正(1953、1973、1981)、協同組合法による金融事業に関する法律(1949)、産業組合法(1900)等	大手銀行寡占市場+地方開発銀行・庶民信用銀行の脆弱性 銀行に対する中小企業向け貸出義務(全貸出の20%)は廃止(2001年)されたが、2012年法令第14号により復活。銀行は、2018年までに同比率を20%に引き上げなければならない。	産業組合金融モデル(産業組合中央金庫→農林中央金庫)+JA Bankによる寡占市場	大手銀行によるリンケージプログラム+専門金融機関の不在(除CBRI)
政策金融モデル	直接貸付&代理貸+信用保証 併用モデル、補完金融・呼び水効果 マル経融資(商工会との連携による小口融資)の導入 高い補足率(政府系金融機関シェア10%、保証利用浸透度36.8%)	信用保証中心型モデル(KUR) 2010-2014年国家開発中期計画、小規模事業に関する法律(1995年9号)および中小零細企業法2008年20号 急速に増加するも、相対的に低い浸透率(KUR:15.3%)	直接貸付&代理貸+信用保証 併用モデル、補完金融・呼び水効果 産業創出型金融・審査体制 2010-2014年国家開発中期計画、小規模事業に関する法律(1995年9号)および中小零細企業法2008年20号 高い補足率(政府系金融機関シェア10%、保証利用浸透度36.8%)	信用保証中心型モデル(KUR) 2010-2014年国家開発中期計画、小規模事業に関する法律(1995年9号)および中小零細企業法2008年20号 急速に増加するも、相対的に低い浸透率(KUR:15.3%)	直接貸付&代理貸+信用保証 併用モデル、補完金融・呼び水効果 JAバンクとJFCの寡占市場	信用保証中心型モデル(KUR)+利子補給(KKPE、KUPS、KPEU-PP) 2010-2014年国家開発中期計画、小規模事業に関する法律(1995年9号)および中小零細企業法2008年20号 比較的低い浸透率(KUR:15.3%、農業向けKURローン:4.4%)
政府系金融機にかける設立根拠法	国民金融公庫法(1949) 衛生金融公庫法(1967) 信用保証協会法(1953) 中小企業信用保険法(1958)		中小企業金融公庫法(1953) 中小企業投資育成株式会社法(1963) 商工組合中央金庫法(1936)		農林漁業金融公庫法(1952)	
政策コスト・予算	2012年度財政投融資計画額は、JFC国民生活事業2兆3,300億円。2012年度の政策コスト(国からの補助金等+国からの出資金等の機会費用分-一次損金の減少分)は、国民生活事業1,446億円。 保証協会の融資は概ね安定した収支。一方、信用保険の収支(保険収支)は、大幅な赤字を計上し続け、その赤字を政府出資金等で賄う状況。特に2008年の秋に発生したリーマンショックによる世界同時不況時には約2兆円もの資金が注入されており、巨額の財政負担が発生。1998年度以降に信用保険等分野に投入された予算は累計で8兆円近く。	政府のKURIにかかる財政支出は2012年度までに累計8.3兆ルピア。2013年度予算では8,250億ルピアの支出を予定。 2010年2月以降保証料は3.25%(以前は1.5%)となっている。現在保証協会(Jamkrindo、Askrindo)の収支は資金運用の効果もあり堅調。しかしながら、保証協会のNPG率が2.275%(3.25%×70%)を超えると、代位弁済額を保証料収入だけでは(運用収入を除く)賸り得ない水準となる。	2012年度財政投融資計画額は、JFC中小企業事業1兆8,660億円。2012年度の政策コスト(国からの補助金等+国からの出資金等の機会費用分-一次損金の減少分)は、中小企業事業1,057億円。 保証協会の融資は概ね安定した収支。一方、信用保険の収支(保険収支)は、大幅な赤字を計上し続け、その赤字を政府出資金等で賄う状況。特に2008年の秋に発生したリーマンショックによる世界同時不況時には約2兆円もの資金が注入されており、巨額の財政負担が発生。1998年度以降に信用保険等分野に投入された予算は累計で8兆円近く。	政府のKURIにかかる財政支出は2012年度までに累計8.3兆ルピア。2013年度予算では8,250億ルピアの支出を予定。 2010年2月以降保証料は3.25%(以前は1.5%)となっている。現在保証協会(Jamkrindo、Askrindo)の収支は資金運用の効果もあり堅調。しかしながら、保証協会のNPG率が2.275%(3.25%×70%)を超えると、代位弁済額を保証料収入だけでは(運用収入を除く)賸り得ない水準となる。	2012年度財政投融資計画額は、JFC農林水産事業1,800億円。2012年度の政策コスト(国からの補助金等+国からの出資金等の機会費用分-一次損金の減少分)は、農林水産事業1,384億円。 農業信用保険は2008年度を除き、赤字事業とはなっていないものの、林業、漁業信用保険の赤字を補填するべく、毎年数千億円の財政支援が行われている。	政府のKURIにかかる財政支出は2012年度までに累計8.3兆ルピア。2013年度予算では8,250億ルピアの支出を予定。 2010年2月以降保証料は3.25%(以前は1.5%)となっている。現在保証協会(Jamkrindo、Askrindo)の収支は資金運用の効果もあり堅調。しかしながら、保証協会のNPG率が2.275%(3.25%×70%)を超えると、代位弁済額を保証料収入だけでは(運用収入を除く)賸り得ない水準となる。
B) 融資メカニズム・金融商品						
中小企業専門金融機関(政府系)による融資メカニズム	日本政策金融公庫(国民生活事業)		日本政策金融公庫(中小企業事業)		日本政策金融公庫(農林水産事業)	
中小企業専門金融機関(民間)による融資メカニズム	信用金庫、信用組合、相互銀行(第二地銀)	国営銀行(BRI)、庶民信用銀行、協同組合金融、民間銀行、インフォーマル金融機関、マイクロファイナンス機関、質屋	都市銀行、地方銀行、ノンバンク	国営銀行(BRI、Bank Mandiri、BNI等)、地方開発銀行、民間銀行、庶民信用銀行、ノンバンク	JAバンク、農林中央金庫、ノンバンク	BRI、協同組合金融、サプライヤーズクレジット、インフォーマル金融等
利子補給制度	都道府県・市町村による利子補給制度		都道府県・市町村による利子補給制度		農水省、都道府県・市町村による利子補給制度	農業省や地方政府による利子補給制度
中小企業融資にかかる相対的に高い審査コストの低減のための対処策	地域密着型営業、クレジットスコアリング(IT導入による省力化)	地域密着型営業、クレジットスコアリング(IT導入による省力化)	メインバンク制、リレーションシップレンディング	一行取引慣行、リレーションシップレンディング	地域密着型営業	地域密着型営業
その他(中小企業専門金融機関の不良債権比率と金利マージン、借り手にとってのローン導入インセンティブ等)		商業銀行の零細・中小企業融資の不良債権比率:3.6%(2013年3月) 庶民信用銀行の平均貸出金利:20%台後半~30%台前半、不良債権比率:5.3%(2013年3月)		商業銀行の零細・中小企業融資の不良債権比率:3.6%(2013年3月) 庶民信用銀行の平均貸出金利:20%台後半~30%台前半、不良債権比率:5.3%(2013年3月)		商業銀行の零細・中小企業融資の不良債権比率:3.6%(2013年3月) 農林業向け平均貸出金利 庶民信用銀行:34.89%、商業銀行:11.34%(2013年3月)
中小企業専門金融機関(政府系)の金融商品・実績・効果	日本政策金融公庫国民生活事業のマル経融資、制度融資による政策誘導、量的補完		日本政策金融公庫中小企業事業の制度融資による政策誘導、量的補完		日本政策金融公庫農林水産事業の制度融資による政策誘導、量的補完	
中小企業専門金融機関(民間)の金融商品・実績・効果	信用金庫、相互銀行(第二地銀)の独自の金融商品	国営銀行(BRI)、庶民信用銀行、協同組合金融、インフォーマル金融機関、マイクロファイナンス機関、質屋等による金融サービス	都銀(MUFG-TKC戦略経営者ローン等)、ノンバンク(ファインアンシャルリース)	国営銀行(BRI、Bank Mandiri、BNI等)、地方開発銀行、民間銀行、庶民信用銀行、ノンバンクによる金融サービス	JAバンク、農林中央金庫、ノンバンク、地銀、メガバンクの各種金融商品	BRI、インフォーマル金融等による金融サービス
C) 信用保証制度						
信用保証	保証協会(52) 保証割合:80%(2007年～)	国営保証機関(Askrindo、Jamkrindo)、地方保証機関(Jamkrida Jatim、Jamkrida Bali Mandara等) 保証割合:75%(KUR:70%-80%)	保証協会(52) 保証割合:80%(2007年～)	国営保証機関(Askrindo、Jamkrindo)、地方保証機関(Jamkrida Jatim、Jamkrida Bali Mandara) 保証割合:75%(KUR:70%-80%)	農林信用基金協会 保証割合:100%	国営保証機関(Askrindo、Jamkrindo)、地方保証機関(Jamkrida Jatim、Jamkrida Bali Mandara) 保証割合:75%(KUR:70%-80%)
信用保険	日本政策金融公庫(旧中小企業保険公庫)(補填率70%-90%)		日本政策金融公庫(旧中小企業保険公庫)(補填率70%-90%)		農林漁業信用基金(補填率70%)	
D) 基礎インフラ						
簿記普及	簿記検定制度の普及	簿記の未普及	財務会計の普及	財務会計の未普及	簿記の未普及	簿記の未普及
税務申告	青色申告制度	税務申告制度の未発達	納税申告制度の確立	税務申告制度の未発達	納税申告制度の確立	税務申告制度の未発達
審査情報	定性要因分析による審査判断(スコアリング)	定性要因分析による審査判断(5C)	業種別貸出審査事典(きんざい)、中小企業の経営指標(中小企業庁)	業種別平均財務諸表や審査に必要な産業情報の不足	財務諸表の未整備	財務諸表の未整備
担保登記制度	担保登記制度の確立・IT化推進	担保登記制度の未整備 土地所有権登記は、インドネシア中銀と国土管理機関と協働で推進中。 また、動産担保登記システムを、インドネシア中銀とIFCとで検討中。	担保登記制度の確立・IT化推進	担保登記制度の未整備 土地所有権登記は、インドネシア中銀と国土管理機関と協働で推進中。 また、動産担保登記システムを、インドネシア中銀とIFCとで検討中。	担保登記制度の確立・IT化推進	担保登記制度の未整備 土地所有権登記は、インドネシア中銀と国土管理機関と協働で推進中。 また、動産担保登記システムを、インドネシア中銀とIFCとで検討中。
信用情報インフラ(公的)	クレジットリスクデータベース(CRD、全国の信用保証協会を含め177社の金融機関等が加盟)	中央銀行による債務者情報システム(SID)	クレジットリスクデータベース(CRD、全国の信用保証協会を含め177社の金融機関等が加盟)	中央銀行による債務者情報システム(SID)	JFCによるACRIS(Agricultural Credit Risk Information Service; アクリス、農業信用リスク情報サービス)	中央銀行による債務者情報システム(SID)
信用情報インフラ(民間)	信金データバンク(SDB)、リスクデータバンクオブジャパン(RDB)、信用リスク情報統合サービス(CRITS)、帝国データバンク(TDB)、CIC(個人情報データベース)等	日本CICがPEFINDOと共同でクレジット・ビューローを設立する予定(2013年)。民間の信用情報会社としては第1号	信金データバンク(SDB)、リスクデータバンクオブジャパン(RDB)、信用リスク情報統合サービス(CRITS)、帝国データバンク(TDB)、CIC(個人情報データベース)等			

経済担当調整大臣府 (CMEA)
国際協力機構 (JICA)

セミナー:

零細・中小企業金融と金融包摂
- 日本の経験と
インドネシアにおける改善の方向性 -

2013年7月3日



プレゼンテーションの内容

- I. 調査の概要
- II. 日本の経験
- III. インドネシアにおける零細・中小企業金融に対する評価
- IV. インドネシアにおける改善の方向性
- 質疑応答 / ディスカッション -

I. 調査の概要

1. 調査の目的

☆ 本件調査の目的

- (1) インドネシアにおける金融包摂の現状について分析し、そして、
- (2) 日本の経験も踏まえて、以下項目について政策提言を行う。
 - ✓ 零細・中小企業の金融アクセスの改善、及び、
 - ✓ KUR(政府の特別信用保証制度)の生産セクター向け実績の拡大

2. 調査項目 (1)

- i. 金融業界における関連政策及び規制
 - KURを含む、零細・中小企業の金融アクセス改善のための政策等について調査する
- ii. 融資メカニズム / 金融商品
 - 金融機関へのヒアリングを通じて、零細・中小企業向け金融アクセスとKUR制度における課題を確認する
 - 零細・中小企業或いは農業向けの金融商品のアベイラビリティ、融資・保証の条件について分析する

2. 調査項目 (2)

- iii. 信用保証制度
 - 保証業務のオペレーション、収益性、KUR制度の課題等について、信用保証会社や銀行を含むその他関係者へのヒアリングを通じて確認する
 - モラルハザード問題について確認する
- iv. 金融の基礎インフラ
 - 金融業界における基礎インフラについて調査する。具体的には、債務者情報システム(DIS)等を通じて、債務者にかかる信頼性の高い財務情報を入手できるかどうか
 - 融資審査におけるその他のレファレンス(例えば業種別審査事典)の有無について確認する

II. 日本の経験



1. 日本の中小企業向け金融システム

- 日本の中小企業向け金融システムは、1950年代までにその原型が確立された
- 日本の中小企業金融システムの主な特徴:
 - ☆ 政策金融機関
 - ☆ 分断された貸出市場
 - ☆ 信用保証制度
 - ☆ 信用情報システム



日本における中小企業の定義

業種	資本金 (百万円)	従業員数
製造業、その他	300 以下	300 人以下
卸売業	100 以下	100人以下
小売業	50 以下	50人以下
サービス業	50 以下	100人以下

(出所) 1963年中小企業基本法 (1999年12月改正)

参考: インドネシアにおける零細・中小企業の定義

カテゴリー	従業員数	年売上高 (in mil Rp.)	純資産額 (in mil Rp.)
零細	< 5	< 300	< 50
小規模	5 - 19	300 - 2,500	50 - 500
中堅	20 - 99	2,500 - 50,000	500 - 10,000

(出所) MSME Act No.20/2008 and others

日本型金融システム形成の歴史的背景

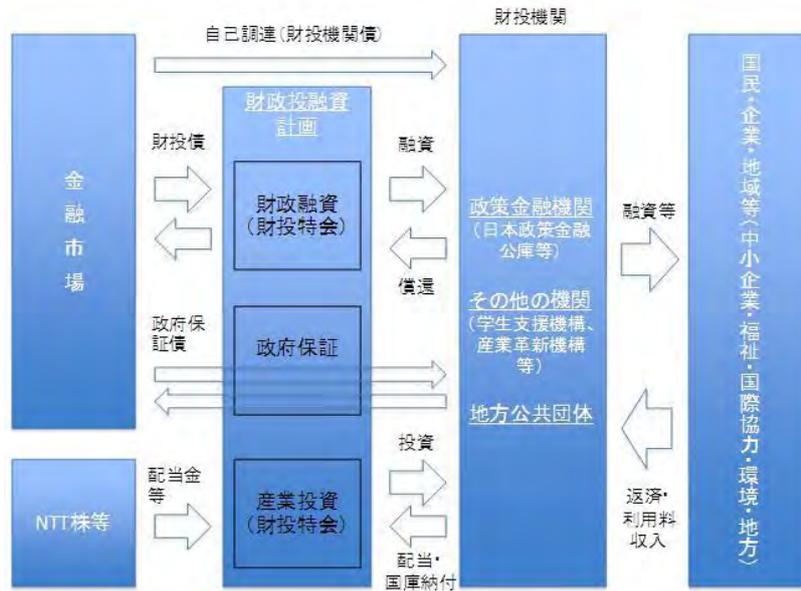
背景

- ✓ 中小企業セクター: 厳しい財務状態
- ✓ 銀行セクター: 第二次大戦後の民間銀行の不良債権問題
- ✓ 中小企業政策: 「市場の失敗」への対応

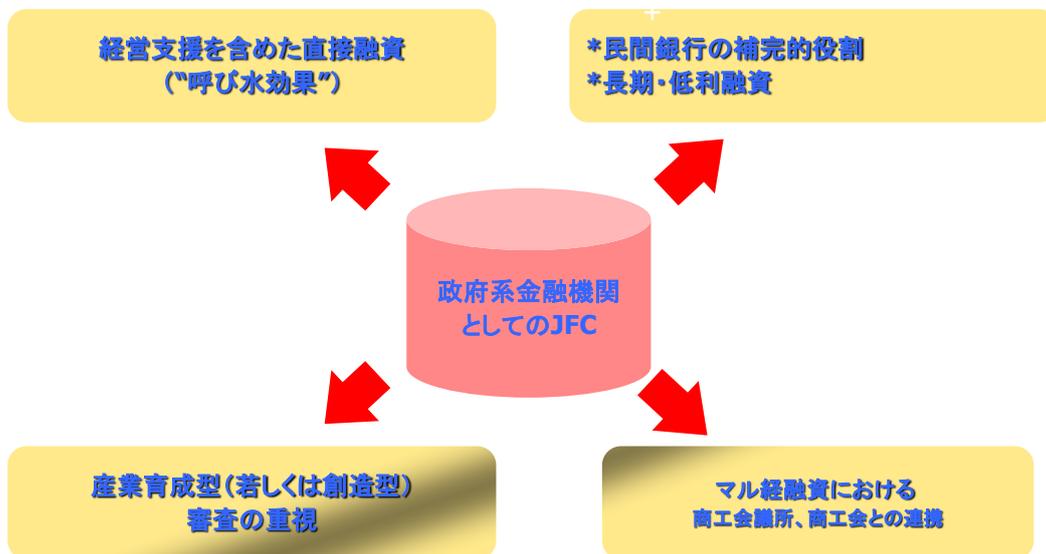
- 中小企業向けの二つの政策金融機関が設立された。
国民金融公庫が1949年、中小企業金融公庫が1953年
- 信用保証制度の二層構造。
都道府県レベルの信用保証会社、中央レベルの信用保険会社

中小企業向け金融システムの原型は、1950年代に確立した

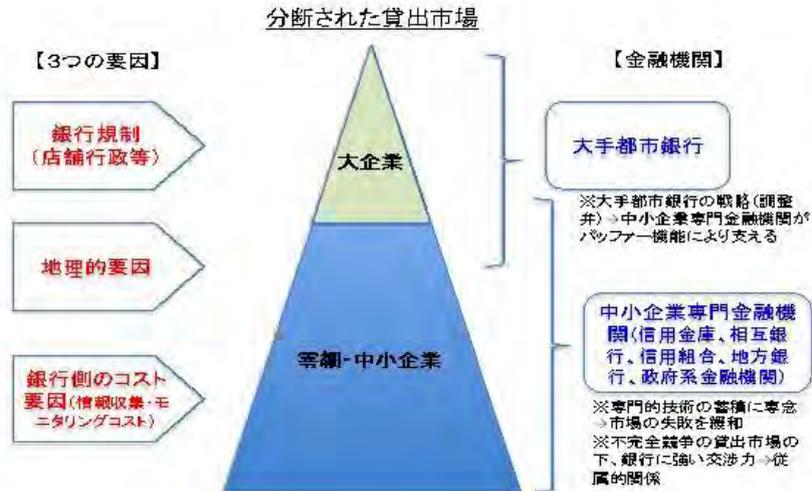
財政投融资の仕組み



政府系金融機関としてのJFC(日本政策金融公庫)の特徴

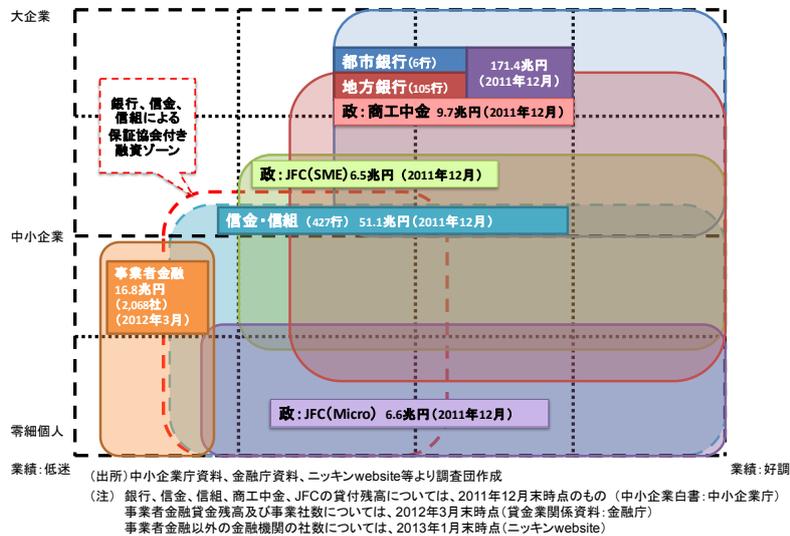


日本における貸出市場分断モデル



日本の中小企業向け借入マップ

日本の中小企業向け借入マップ (貸金残高約260兆円、中小企業者数約420万社)

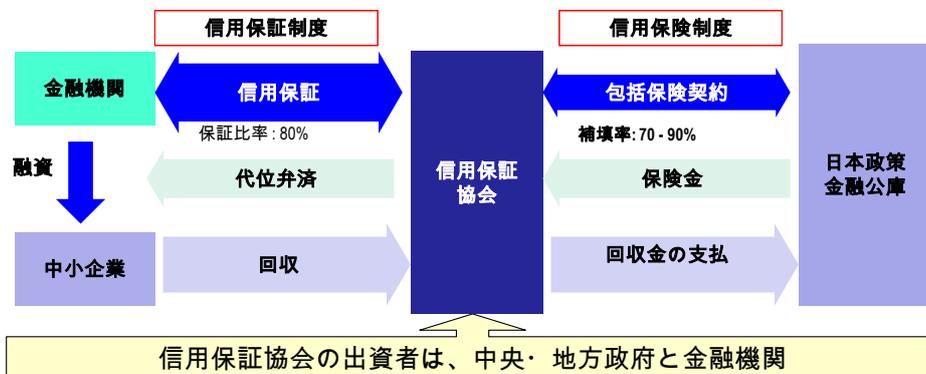


- 日本の中小企業向け金融セクターには、商業銀行から事業者金融まで多くのプレーヤーが存在する。
- しかしながら、信用保証付き融資の80%超は、商業銀行を除く金融機関によって実施されている。
- 地域金融機関 (地方銀行、信用金庫、信用組合) や政府系金融機関が、中小企業金融の分野で重要な役割を担っている。

日本の信用補完制度

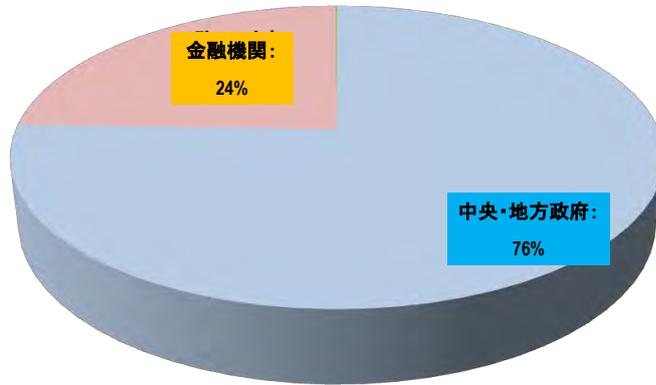
- 信用保証協会
 - 全都道府県にて設立
 - 信用保証協会の出資者は、地方政府及び金融機関
- 信用保証の「二層構造」
 - 信用保証協会は、JFC(旧中小企業信用保険公庫)の信用保険によって支援される(次スライドを参照)
- 信用保証
 - 事業資金が対象(消費関連資金や住宅ローンは対象外)
 - 各貸付申込に対して個別に保証が付与される(包括 / 自動保証ではない)
- 保証料
 - 借入人が負担(補助対象ではない)

日本の信用保証制度



- 日本の信用補完制度の特徴は、二層構造の仕組みにある
- 二層構造は、信用保証制度と信用保険制度から構成される

Structure of accumulative amount of financial assistance



- 主として地方政府と金融機関とが信用保証協会に出資する
- 信用保証制度により便益を受ける金融機関の資本参加により、モラルハザードの抑制効果が期待される

日本の信用保証制度の特徴

● 借入人に対する保証限度額

合計：280 百万円 (Rp 29.1 billion)

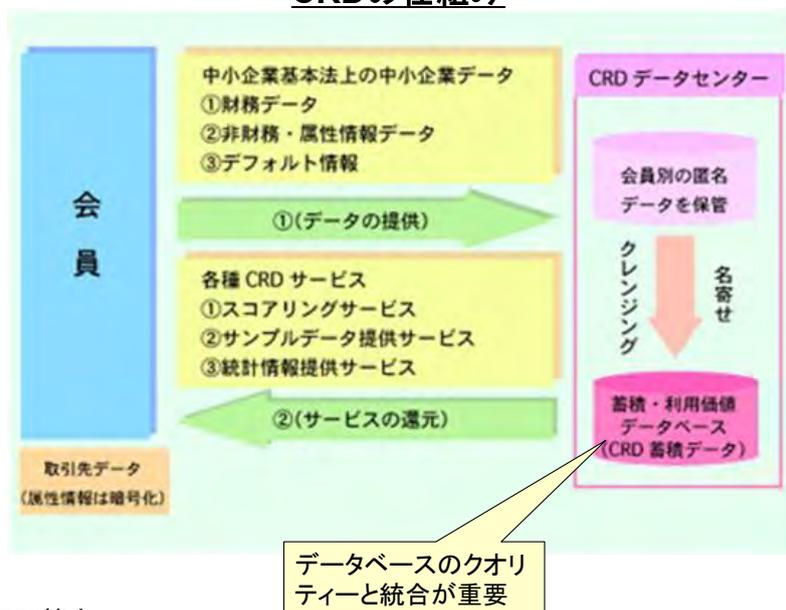
- ✓ 有担保保証: 200 百万円 (Rp 20.8 billion)
- ✓ 無担保保証: 80 百万円 (Rp 8.3 billion)

● 保証料率

- ✓ 保証料は、借入人によって支払われる
- ✓ 保証料率は、借入人の信用リスクに応じて決定される
 - ✓ 借入人は、信用リスクに応じて9段階に分類される
 - ✓ 信用リスクの水準は、2006年4月以降、CRDIによる定量・定性評価に基づいて決定される

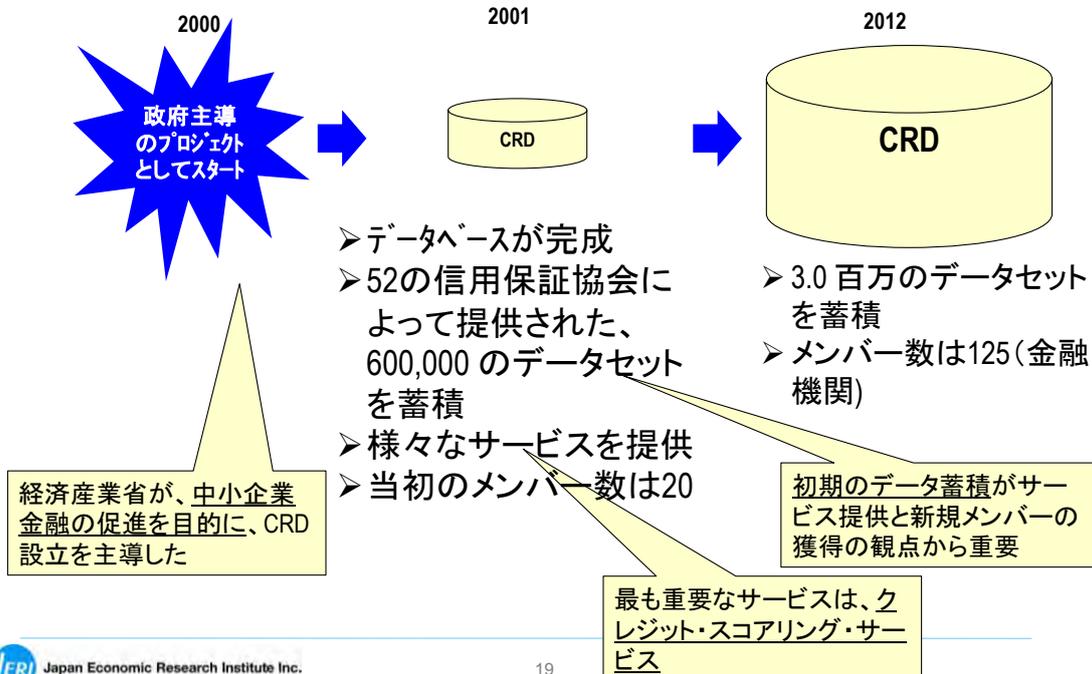
信用リスクの水準	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%

CRDの仕組み



出所：CRD協会

CRDの歴史



日本における信用情報システム提供機関

	中小企業信用 リスク情報 データベース (CRD)	日本リスクデー タバンク (RDB)	信用リスク情報 統合システム (CRITS)	中小企業信用 リスクデータ ベース (SDB)	
設立	2001年	2000年	2004	2004	
メンバー数	125：金融機関 52：保証協会	61 (当初は22の金 融機関及びノン バンクなど)	64：地方銀行	信金中金および 信用金庫278機 関	
データ数	財務データ	3,000,000以上 (中小企業を中 心とした企業お よび個人事業主)	550,000 (企業および個 人事業主)	679,000	684,000 (企業)
	デフォルト データ	300,000以上	157,000		
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ▶スコアリングサービス ▶統計情報サービス ▶サンプルデータ ▶コンサルティング 	<ul style="list-style-type: none"> ▶スコアリングサービス ▶統計情報サービス ▶サンプルデータ 	<ul style="list-style-type: none"> ▶スコアリングサービス ▶統計情報サービス ▶ポートフォリオ分析 	<ul style="list-style-type: none"> ▶スコアリングサービス ▶統計情報サービス ▶リスク・ポートフォリオ管理報告書 	

- 上表に加えて、(i) 東京商工リサーチ、(ii) 帝国データバンク、といった信用情報システム提供機関が存在する。これらは、個別企業の信用、財務、デフォルト情報や分析レポートにつき、メンバーに対して提供する。
- また、CIC等、個人の信用情報に特化する信用情報システムも存在する。

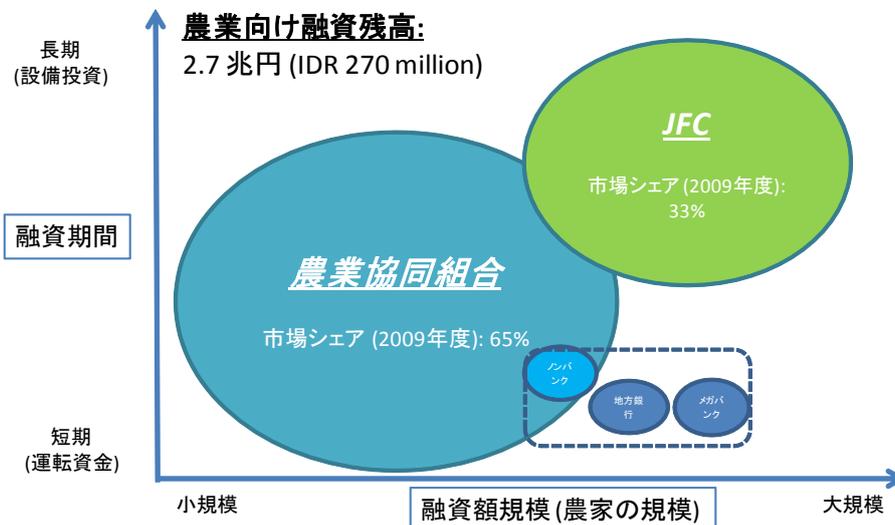
2. 日本の農業向け金融システム

- 日本の農業向け金融システムの原型は、1950年代に確立された
- 日本の農業金融の主な特徴：
 - ☆ 2大プレーヤーによって独占されるユニークなマーケット
 - ☆ 政策金融機関
 - ☆ 中小企業向け信用保証制度とは別個に存在する、信用保証制度
 - ☆ 農業向け信用情報データベースが近時創設された
 - ☆ 「農業経営アドバイザー」制度が、民間銀行へのノウハウ移転も視野にスタート

日本の農業金融の歴史

- | | |
|---|--|
| <p>1945- 第二次大戦後</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「農地改革」プログラムがスタート <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地主所有の農地が小農に分配された ✓ 小農の数が拡大した ➢ 食料不足問題 – 日本は深刻な食料不足に直面、食料生産増強が求められた | <p>1953</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 農林漁業金融公庫 (現JFC 農林水産事業) が設立された |
| <p>1960-</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 食料増産の目標を達成 ➢ 工業部門への人員シフト ➢ 農業分野と工業分野の所得格差が問題として表面化 ➢ 政府は、農業部門の生産性向上を目標として設定 | <p>1961</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 農業近代化資金の導入 ➢ 農業信用保証保険法の制定 |
| <p>1998-</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「新しい食料・農業・農村政策の方向」制定 ➢ 認定農業者制度の開始 | <p>➢ 認定農業者向け融資制度の開始</p> |

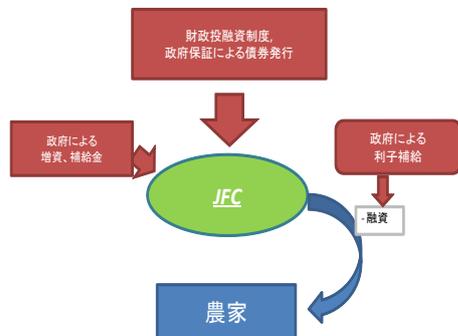
農業協同組合とJFC農林水産事業: 異なる役割を有する二大プレイヤー



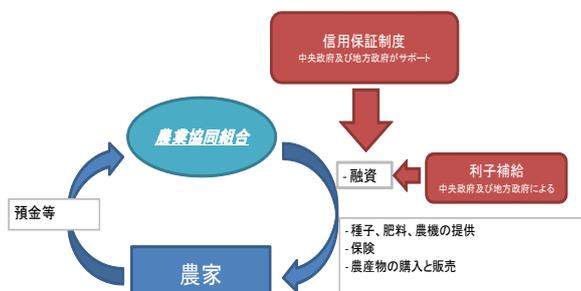
- ✓ 日本の農業向け融資残高は、全体の融資残高の0.6%であり、GDPに占める農業部門のシェア(1.2%)より小さい
- ✓ 農業部門の借入人の数に関する統計は無いが、小規模農家の大半は農業協同組合への金融アクセスを有している

中央・地方政府によって強固に支えられる金融システム

I. JFC 農林水産事業



II. 農業協同組合



農林水産省 事業分野と利害の調整

主たるプレーヤー: JFC 農林水産事業 (旧農林業金融公庫)

- 1953年、深刻な食料不足を解消するため、農家に対する長期資金の供給を増やすことを目的に設立
 - 1945年以降(第二次大戦後)、日本では食料生産増強のニーズが強くなった。小規模農家の経営独立化も、当時の政策としては重要であった。
 - 政府としては、農業協同組合の財政状態の悪化を回避する必要もあった。
- JFC農林水産事業は、時々の農業政策の変化に応じて、その機能とツールとを見直してきた
 - JFCは、1990年代以降、「認定農業者」への支援を強化、長期・低利の資金を供給してきた

主たるプレイヤー: JFC 農林水産事業 (旧農林業金融公庫)

● JFC農林水産事業 (続き)

– 主たる融資商品:「スーパーL」

- 融資の資金用途: 農地の取得、農業関連施設・灌漑設備・畜産施設の建設等
- 対象事業者: 認定農業者
- 融資期間: 最長25年 (10年以内の据置期間)
- 金利: 当初5年間無利子、以降 0.6 - 1.40%.
 - ✓ 農林水産省や地方自治体による利子補給措置あり
- 担保: ケースバイケース
- 平均融資額: 8 百万円 (800 billion Rp)
 - ✓ 農業向け平均融資額 (2百万円) より大きい

<備考> 認定農業者

- 認定農業者;
 - 農業者が農業経営改善計画を作成し、市町村で承認を受ける必要がある
 - 認定農業者は、全農家のうち約15%を占める
- 農業経営改善計画の中で記載すべき項目;
 - a. 経営規模の拡大 (例: 農地面積、畜産牛数)
 - b. 生産方式の合理化 (例: 機器の更新、新技術の導入)
 - c. 経営管理の合理化

主たるプレーヤー: JFC 農林水産事業 (旧農林業業金融公庫)

● JFC農林水産事業 (続き)

－ 収支と政府による補助金

	2005	2006	2007
経常収益	131,852	120,453	115,910
- 貸付金利息	73,108	65,654	60,995
- 政府一般会計より受入	37,792	38,132	35,523
貸付金	3,105,950	2,942,501	2,823,225
貸付金利息 / 貸付金	2.35%	2.23%	2.16%
政府一般会計より受入 / 貸付金	1.22%	1.30%	1.26%

単位: 百万円

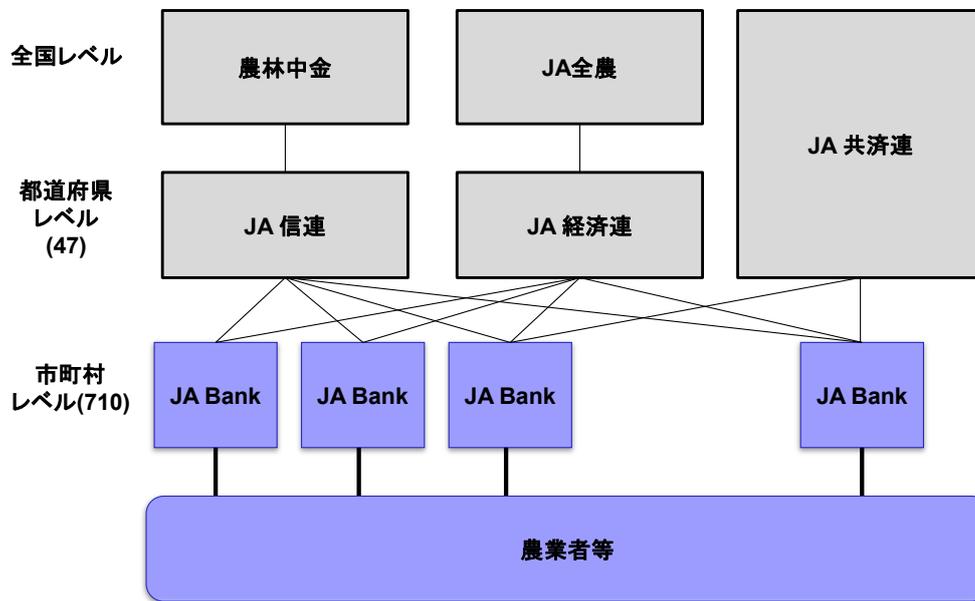
- JFCの経常収益の約30%は、政府からの補助金である (貸付金残高の約1.2%相当)

主たるプレーヤー: 農業協同組合 (JA)

● 農業協同組合 (JA)

- － 全国の市町村レベルで、710の農協がある
- － 都道府県レベル、国レベルで、統合機関がある
- － 相互扶助の精神のもと、様々な事業を手掛けている
 - 農家に対する技術支援
 - 農産物の集荷・販売、生産資材の供給
 - 共済事業
 - 信用事業
- － JAは、農家の将来の生産高 (JAにとっての購入額) に基づき、主として短期資金を供給している

JAの系統組織の仕組み



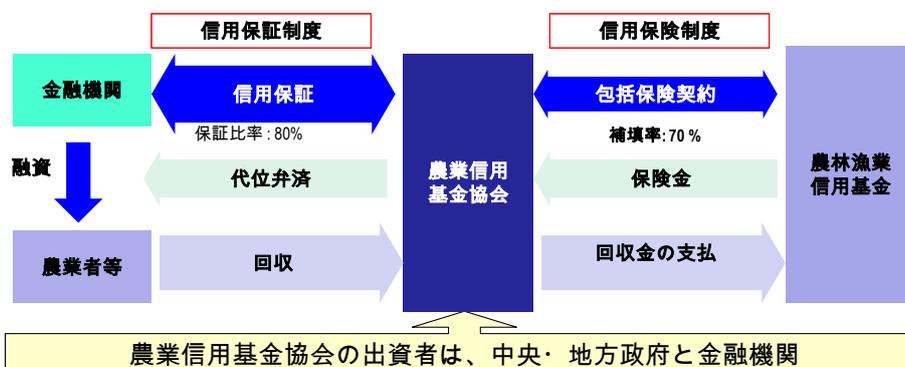
主たるプレーヤー: 農業協同組合 (JA)

- 農業協同組合 (JA)
 - 主たる融資商品: 「農業近代化資金」
 - 資金用途: 設備・機具購入、長期運転資金
 - 対象事業者: 一定規模の農業者
 - 融資期間: 最長15年 (据置期間最長7年)
 - 金利: 1.0%
 - ✓ 認定農業者には、利子補給の適用あり
 - 担保: 原則不要 (信用保証会社による保証)

日本の農業金融の信用保証制度

- 中小企業向け信用保証制度とは別個に、1961年に創設された
– 同年、「農業近代化資金」が導入された
- 現在、JAの農業融資(短期融資を含む)の殆どが保証されている
- JAの不良債権比率(2011年時点)は2.3%、2002年の5.5%から減少した

農林漁業向け信用保証制度



- 農業向け信用保証制度の特徴:
 - 農業向けに特化した信用保証制度
 - 二層構造：農業信用基金協会は信用保険(再保証)によって支えられている

その他のプレーヤー: ノンバンク

- 農業金融におけるノンバンクのシェアは、約5%と推計される
- ノンバンクは、それまでの電気器具、自動車関連の消費者向けファイナンスの次なる成長分野の一つとして、農業分野を強化してきた
- ノンバンクは、既存の幅広いネットワークと農機具の販売業者との協力を通じて、事業を展開してきた
- より柔軟な融資条件 (例: 1年毎の元本返済) が設定され、社内の融資決定プロセスもより短期間での対応とされた
- 認定農業者については、農機具のリース料に対する補助金 (10 – 15 %)の制度あり

3. 日本の経験からのインプリケーション

1. 中小企業金融、農業金融分野に特化した政策金融機関
2. 信用補完システムの二層構造
3. 優先分野に対する利子補給と信用保証制度の組合せ
4. 信用情報データベース – 中小企業金融を支援するための政府イニシアチブと民間の信用情報データベース

3.日本の経験からのインプリケーション (1)

● i)中小企業金融、ii)農業金融分野、に特化した政策金融機関

- 中小企業金融：(a) JFC 国民生活事業、(b) JFC 中小企業事業
- 農業金融: JFC 農林水産事業

スライド11及び25参照

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ☞ 長期の安定資金の供給 ☞ ノウハウの蓄積と、民間銀行との共有 ☞ 呼び水効果 ☞ 情報の非対称性問題の軽減 ☞ 政府の政策目標達成のための強力なツール、金融危機時の信用供与 ☞ 借入人にとってより低利の資金 	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 政府の財政負担 ☞ 民間銀行のクラウディング・アウト ☞ 金融市場の歪み

3.日本の経験からのインプリケーション (2)

● 二層の信用補完システム

- 都道府県レベルの信用保証協会が、借入人に対する保証を提供
- 信用保証協会は、信用保険制度の下、JFC中小企業事業によって再保証されている

スライド15参照

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ☞ 地方の信用保証協会と、これを支える国の信用保険会社によって、金融アクセスが改善 ☞ ステークホルダーによる出資によって、モラルハザード問題を軽減 ☞ 地域の小規模な金融機関を含めて、広範な金融機関が参加 	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 政府の財政負担 ☞ 銀行のモラルハザード

3.日本の経験からのインプリケーション (3)

● 利子補給と信用保証制度の組合せ

- 日本の農業金融においては、特に政策優先分野に対して、利子補給と信用保証制度とが併用されている
 - 例: 生産性を高めることを企図する認定農業者による設備投資
 - 保証料は借入人が負担する

スライド27参照

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ☞ 政府の優先分野に対するより強力で効果的なインセンティブ --- 中小企業/農業者、及び、金融機関にとって有利となる 	<ul style="list-style-type: none"> ☞ より大きな政府の財政負担が必要 ☞ モラルハザード

3.日本の経験からのインプリケーション (4)

- 中小企業信用リスク情報データベース (CRD)開発における政府イニシアチブ
 - CRDは、中小企業金融の促進を目的に、経済産業省のイニシアチブで開発された

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ☞ 独自のデータベースを有さない小規模な金融機関も、クレジットスコアリング・システムに低額でアクセスすることが可能 	<ul style="list-style-type: none"> ☞ 政府による監督強化やフリーライドを危惧する金融機関による情報開示の制限、これによりデータ蓄積が不十分になる可能性

● 様々な民間プレーヤーによる信用情報データベース

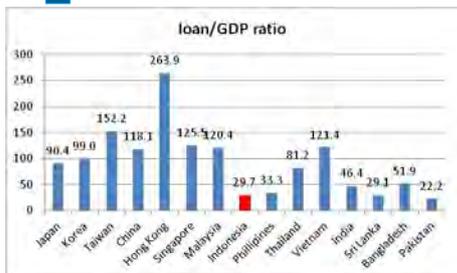
- CRD以外にも、民間の信用情報データベースが存在する

スライド19及び20参照

Pros	Cons
<ul style="list-style-type: none"> ☞ 民間部門による競争により、信用情報の範囲やサービスの種類が広がる ☞ 政府による介入の懸念の必要無し 	<ul style="list-style-type: none"> ☞ データベースの改善のためには金融機関同士の連携が必要

III. インドネシアにおける零細・中小企業金融に対する評価

1. インドネシアの金融包摂(1)



出所: Business Monitor International Ltd. "Indonesia Commercial Banking Report Q3 2012"

世界銀行の金融包摂インデックス

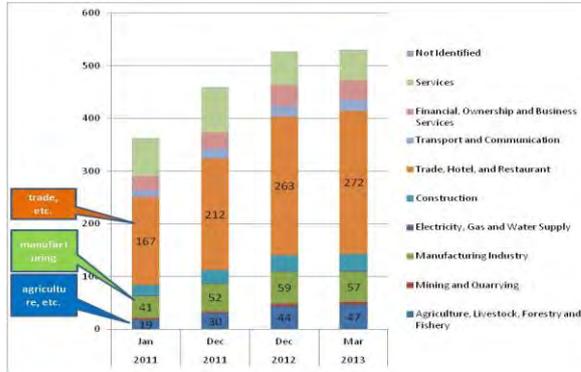
	Indonesia	East Asia & Pacific	World
Percent of firms with a checking or savings account	51.5	86.9	87.7
Small (5-19)	46.3	85.6	85.5
Medium (20-99)	89.1	91.3	92.6
Large (100+)	92.5	89.8	95.7
Percent of firms with a bank loan/line of credit	18.2	38.7	35.5
Small (5-19)	16.5	32.2	29.4
Medium (20-99)	27.6	48.8	44.4
Large (100+)	47.1	46.3	55.2
Proportion of loans requiring collateral (%)	83.6	76.5	77.9
Small (5-19)	81.1	80.0	76.6
Medium (20-99)	94.6	86.4	81.4
Large (100+)	91.7	87.3	82.1
Percent of firms using banks to finance investments	11.7	24.7	26.3
Small (5-19)	10.3	21.2	22.4
Medium (20-99)	12.9	26.2	26.4
Large (100+)	29.5	29.3	35.4
Proportion of investments financed internally (%)	85.8	70.1	69.4
Small (5-19)	86.2	72.2	71.3
Medium (20-99)	85.0	72.6	68.5
Large (100+)	81.9	75.7	66.0

出所: The World Bank Enterprise Survey (製造業企業のみを対象)

- ✓ インドネシアの貸付金残高 / GDP 比率は、アジア主要国の中で最も低い部類に入る
- ✓ インドネシアにおいて、銀行口座や銀行融資を有する企業の比率は、中小規模の企業において特に低くなっている

1. インドネシアの金融包摂(2)

商業銀行による零細・中小企業向け融資残高



商業銀行による、業種別の零細・中小企業向け融資残高比率%

	2011 Jan	2011 Dec	2012 Dec	2013 Mar
Loans by Industrial Origin	30.5%	24.3%	20.7%	20.3%
Agriculture, Livestock, Forestry & Fishery	20.8%	16.8%	14.1%	13.2%
Mining and Quarrying	5.3%	3.8%	3.5%	3.3%
Manufacturing Industry	15.3%	12.3%	10.0%	9.9%
Electricity, Gas and Water Supply	3.4%	2.6%	1.8%	1.6%
Construction	31.7%	26.8%	21.8%	22.1%
Trade, Hotel, and Restaurant	53.2%	42.1%	33.0%	31.0%
Transport and Communication	17.0%	13.4%	11.3%	10.9%
Financial, Ownership & Business Services	20.7%	15.1%	12.7%	12.4%
Services	47.0%	40.9%	49.7%	54.6%



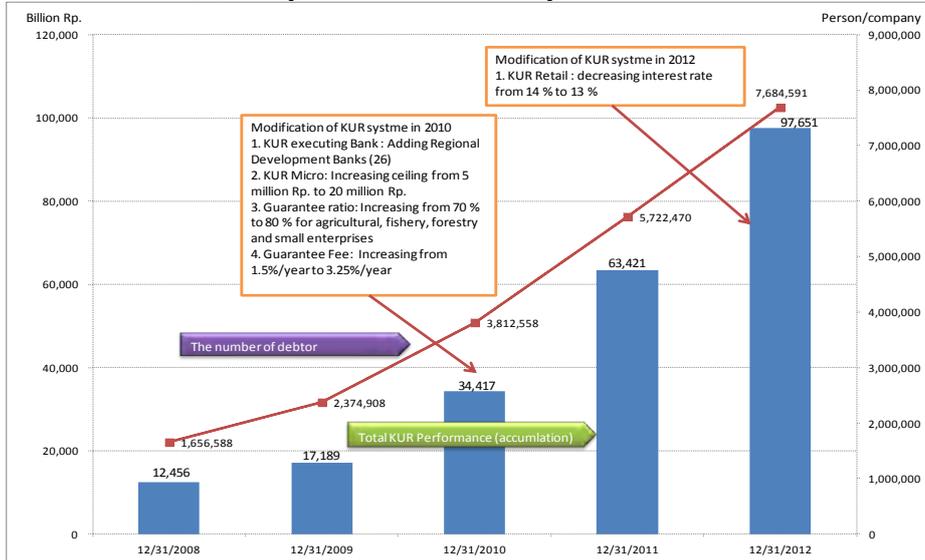
✓ 零細・中小企業向け融資残高は増加傾向。業種別では、「貿易、ホテル、レストラン」が最も大きく、全体の成長を牽引。

✓ しかしながら、全融資残高に占める零細・中小企業向け融資残高比率は、減少基調。商業銀行はこの間、より多くの資金を大企業向けに充ててきたと見なされる。



Japan Economic Research Institute Inc.

2. KURの実績 (Performance)



実績 : 12.5 兆 (2008) → 97.7 兆 (2012) → 108.4 兆ルピア (2013年3月)
 負債社数 : 1.7 百万(2008) → 7.7 百万(2012) → 8.3 百万社 (2013年3月)



Japan Economic Research Institute Inc.

2. KUR

● KUR 普及率 (浸透率) (2013年3月時点)

Sector	The number of company			Loan outstanding (billion Rp)			KUR Outstanding/company
	①Total	②KUR	②/①	①SME	②KUR	②/①	
Agriculture, Fishery	26,685,711	1,183,619	4.4%	46,951	8,164	17.4%	6.9
Mining	276,861	1,803	0.7%	4,966	49	1.0%	27.2
Processing industry	3,423,078	139,568	4.1%	57,836	1,446	2.5%	10.4
Electricity, gas and water	12,853	1,115	8.7%	1,644	30	1.8%	26.9
Construction	570,639	8,938	1.6%	32,116	724	2.3%	81.0
Trade, Hotel, Restaurant	15,910,965	5,549,372	34.9%	271,546	23,768	8.8%	4.3
Transportation	3,487,691	30,231	0.9%	21,337	963	4.5%	31.9
Total	53,823,734	8,254,733	15.3%	529,452	42,494	8.0%	5.1

* The total company number in Indonesia : as of 2010

* the user number of KUR: as of March 2013

- ▶ 利用企業数: 15.3% (参考 日本:36.8% 2011年)
農業: 4.4%, 製造業:4.1%, 貿易:34.9%
- ▶ 融資残高ベース: 8.0% (参考 日本:14.0% 2011年)
農業: 17.4%, 製造業: 2.5%, 貿易:8.8%

2. KUR (地域別実績)

Location	Debtor (Company)		Accumulation (Billion Rp)		Outstanding (Billion Rp)		MSMEs Loan (Billion Rp)		KUR Outstanding/MSME
JAWA TIMUR	1,328,439	17.3%	14,775	15.1%	5,946	14.6%	65,980	12.5%	9.0%
JAWA TENGAH	1,784,123	23.2%	14,805	15.2%	5,307	13.0%	51,576	9.8%	10.3%
JAWA BARAT	1,090,436	14.2%	12,447	12.7%	4,811	11.8%	67,636	12.8%	7.1%
DKIJAKARTA	182,436	2.4%	4,647	4.8%	2,265	5.6%	93,051	17.7%	2.4%
BANTEN	117,793	1.5%	2,035	2.1%	797	2.0%	18,863	3.6%	4.2%
D.I. YOGYAKARTA	198,338	2.6%	1,835	1.9%	768	1.9%	6,549	1.2%	11.7%
Java Subtotal	4,701,565	61.2%	50,544	51.8%	19,895	48.9%	303,655	57.7%	6.6%
SULAWESI SELATAN	428,429	5.6%	5,552	5.7%	2,286	5.6%	19,460	3.7%	11.7%
SUMATERA UTARA	317,365	4.1%	5,029	5.2%	2,189	5.4%	31,470	6.0%	7.0%
RIAU	127,970	1.7%	3,083	3.2%	1,678	4.1%	16,096	3.1%	10.4%
SUMATERA BARAT	177,016	2.3%	2,964	3.0%	1,372	3.4%	10,663	2.0%	12.9%
SUMATERA SELATAN	140,552	1.8%	3,067	3.1%	1,315	3.2%	14,807	2.8%	8.9%
KALIMANTAN TIMUR	132,801	1.7%	2,621	2.7%	1,222	3.0%	17,295	3.3%	7.1%
KALIMANTAN SELATAN	143,839	1.9%	2,351	2.4%	1,136	2.8%	8,086	1.5%	14.1%
KALIMANTAN BARAT	90,932	1.2%	2,346	2.4%	1,052	2.6%	8,350	1.6%	12.6%
BALI	182,752	2.4%	2,182	2.2%	962	2.4%	16,356	3.1%	5.9%
LAMPUNG	178,057	2.3%	2,075	2.1%	919	2.3%	10,276	2.0%	8.9%
JAMBI	111,177	1.4%	1,824	1.9%	900	2.2%	7,809	1.5%	11.5%
KALIMANTAN TENGAH	73,133	1.0%	1,570	1.6%	830	2.0%	4,433	0.8%	18.7%
NANGROE ACEH DARUSSALAM	132,261	1.7%	1,760	1.8%	530	1.3%	6,395	1.2%	8.3%
SULAWESI TENGAH	97,728	1.3%	1,167	1.2%	508	1.2%	5,559	1.1%	9.1%
NTB	115,579	1.5%	1,185	1.2%	474	1.2%	5,175	1.0%	9.2%
SULAWESI UTARA	73,818	1.0%	1,024	1.0%	458	1.1%	5,861	1.1%	7.8%
PAPUA	46,379	0.6%	943	1.0%	436	1.1%	5,477	1.0%	8.0%
SULAWESI TENGGARA	71,299	0.9%	848	0.9%	381	0.9%	3,715	0.7%	10.3%
NTT	78,769	1.0%	1,030	1.1%	374	0.9%	3,297	0.6%	11.3%
KEPULAUAN RIAU	24,513	0.3%	697	0.7%	295	0.7%	5,514	1.0%	5.4%
MALUKU	38,850	0.5%	774	0.8%	287	0.7%	1,808	0.3%	15.9%
BENGKULU	55,293	0.7%	695	0.7%	284	0.7%	3,598	0.7%	7.9%
IRIAN JAYA BARAT	16,806	0.2%	547	0.6%	247	0.6%	2,523	0.5%	9.8%
SULAWESI BARAT	39,681	0.5%	539	0.6%	223	0.5%	1,567	0.3%	14.2%
GORONTALO	50,872	0.7%	519	0.5%	154	0.4%	1,820	0.3%	8.5%
MALUKU UTARA	19,072	0.2%	401	0.4%	149	0.4%	1,327	0.3%	11.3%
BANGKA BELITUNG	18,083	0.2%	296	0.3%	128	0.3%	2,604	0.5%	4.9%
TOTAL	7,684,591	100.0%	97,633	100.0%	40,686	100.0%	526,397	100.0%	7.7%

●KURは、インドネシア全土で広く利用されていると評価される

1. 信用保証制度 (1)

➤ 信用保証制度

- ◇ 各州において地域信用保証会社を設立するとともに、その統合機関を設置
 - ◇ 地域の信用保証会社の持続可能な経営の上では、信用保険会社が必要となる
 - ◇ 地域の信用保証会社のリスクウェイトを、現在の80%から、Jamkrindo/Askrindoと同様の水準にまで引き下げる
- ◇ 政府の優先分野において、信用保証と利子補給プログラムと併用（保証料は借入人が負担する）
- ◇ 銀行を含めた、信用保証制度の受益者による出資
- ◇ 信用保証会社の審査、モニタリング、債権回収等の業務における能力強化
- ◇ 専門の債権回収会社の設立
- ◇ モラルハザード対策の導入
(例: 不良債権比率が高い銀行は、信用保証会社を活用できなくする等)

1. 信用保証制度 (2)

➤ KUR – KUR融資の更なる拡大 -

- ◇ 中小企業や農業向け金融を強化する民間銀行を対象に追加
現在の上限金利水準については、よりフレキシブルに検討する必要あり
- ◇ KURリンケージ・プログラムにおける融資上限金額の引き上げ
(例: 財務状態の良好なBPRに対して、リンケージの上限額を引き上げる)
- ◇ KUR農業プログラムを創設し、保証割合、上限金利等で更なるインセンティブを付与

➤ KUR – 不良債権比率の削減 –

- ◇ モラルハザード対策の導入
(例: 不良債権比率の高い銀行に対するペナルティー)
- ◇ KURの借り手に対する金融教育 (KURは政府による補助金ではない!)

1. 信用保証制度 (3)

➤ KUR - 2014年以降どうするか? -

- ◇ これまでの実績に対する詳細な分析と評価の実施
- ◇ 新KURにおいては、より詳細な制度設計が検討されるべき
 - ◇ 政府の産業政策に従って、優先業種を設定
 - 例： 農業: 付加価値の高い農産物に対する設備投資
 - 製造業: 地域のクラスター
 - ◇ 重点地域 (金融包摂の低い地域)
- ◇ 新KURの目標値は入念に検討されるべき
 - ◇ 融資額に対するアグレッシブな目標設定は、不良債権比率の増加につながる可能性あり
 - ◇ KPIs(Key Performance Indicators) は、KUR MicroとKUR Ritelとの間で別に設定されるべき
- ◇ 銀行は、信用保証会社に対する資本参加を行うべき、また、不良債権比率のパフォーマンスに応じて保証料を負担するべき

2. 融資メカニズムと金融商品

- ◇ 農業の事業の特性に基づいた、農家向け融資プログラムの開発と普及
 - ◇ Nuclear Estate System向けやグループ貸付
 - ◇ サプライチェーン・ファイナンス
 - ◇ 分割返済方法の期間長期化(毎月ではなく毎年)
- ◇ 工業省や地方政府が定める優先業種向けの利子補給プログラム
 - ◇ 政府は、国の産業の発展の方向性を踏まえて、優先業種を定めるべき
- ◇ 重点業種に対する長期・低利融資プログラム、
これを実現するための国際金融機関からの資金調達
- ◇ 地方開発銀行における中小企業・農業金融分野での能力強化、
地方開発銀行は今後、地域のチャンピオン銀行として、また、BPRの統括銀行としての役割が期待される
- ◇ 農業専門の政策金融機関(若しくは金融メカニズム)の立ち上げ、これにより農業金融の促進と当該分野での経験・ノウハウの蓄積を強化

4. 基礎インフラ

- ◇ 債務者情報システム (Debtor Information System、DIS) の拡充
 - ◇ DISは、借入企業の財務・非財務情報を蓄積していくべき
 - ◇ DISは、メンバーの金融機関に対してクレジット・スコアリング・サービスを提供していくべき
 - ◇ DISは、主要な業種に関して、業界平均指標等のデータを提供していくべき (融資担当者の審査において有益)
- ◇ 民間の信用情報サービスの設立の促進と、信用情報サービスの幅と品質の改善
- ◇ 主要業種に対する審査マニュアルの作成
- ◇ 農業金融アドバイザー制度の導入と、農業金融セミナーの開催

5. 政策提言のまとめ

	Short-term	Mid- to Long-term
金融に係る規制を含む政策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中小企業金融の現状をモニタリングするための体制構築 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融業界における統廃合
融資メカニズムと金融商品	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 農業向け融資商品の開発と、重点業種に対する利子補給プログラムの導入 ✓ 地方開発銀行の能力強化 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 重点業種向けツーステップローン ✓ 農業政策銀行の立ち上げ
信用保証制度	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方信用保証会社と、信用保険会社の立ち上げ ✓ モラルハザード対策の導入 ✓ KUR Agricultureにおける更なるインセンティブ ✓ 信用保証と利子補給の併用 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 参加銀行による出資 ✓ 信用保証会社による専門の債権回収会社の立ち上げ ✓ 金融教育
基礎インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 主要業種向け審査マニュアル ✓ 農業金融アドバイザー制度とセミナー開催 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ DISの強化 ✓ 民間プレーヤーによる信用情報サービス

ご清聴、有難うございました

[付属資料] 日本・インドネシアの比較分析

カテゴリー	日本	インドネシア
金融に係る規制を含む政策	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 統計 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 中小企業庁、JFC、日銀、中小企業金融専門の金融機関による定期的な統計の作成・発表 ◆ 銀行監督・規制 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 銀行の中小企業向け融資残高比率につき、規制無し 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中銀による銀行融資統計とアドホックな調査 ◆ 銀行の中小企業向け融資残高に対する規制（目標値：20%）
融資メカニズムと金融商品	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 政策金融モデル <ul style="list-style-type: none"> ◆ 政策目的に応じて、直接融資と代理貸し付け、信用保証の組合せ。民間金融の補完機能、呼び水効果。 ◆ 高いシェア（政府系金融機関：10%、信用保証会社の浸透率：36.8%） ◆ JFC(国民生活事業、中小企業事業、農林水産事業) ◆ 政策金融機関 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特別信用保証制度(KUR)による信用補完制度と、農業分野での利子補給(KKPE, KUPS, KPEU-RP) ◆ 相対的に低い浸透率(KUR:15.3%) ◆ 政府系金融機関は無し
信用保証制度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 制度 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 二層の信用保証制度（信用保証と信用保険） ◆ 信用保証会社 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 各都道府県における52の信用保証協会（保証割合：80-100%）（地方政府と金融機関とが出資）、農業信用基金協会 ◆ 専門の債権回収会社 ◆ JFCの信用保険機能（補填割合：70-90%）、農林漁業信用基金（補填割合：70%） ◆ 信用保険 <ul style="list-style-type: none"> ◆ JFCの信用保険機能（補填割合：70-90%）、農林漁業信用基金（補填割合：70%） ◆ その他 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 利子補給と信用保証の併用（例：認定農業者） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 信用保険制度無しの信用保証制度 ◆ 国営信用保証会社（Askrindo, Jamkrindo）と、地方の信用保証会社（Jamkrida Jatim, Jamkrida Bali Mandara）（保証割合：70-80%）
基礎インフラ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 信用情報サービス <ul style="list-style-type: none"> ◆ CRD（経産省主導）、日本リスクデータバンク（RDB）、中小企業信用リスクデータベース（SDB）、信用リスク情報統合システム（CRITS、主なメンバー地方銀行）、東京商工リサーチ（TSR）、帝国データバンク（TDB）、CIC（個人信用情報データベース）、等 ◆ 業種別審査事典（きんざい）、中小企業経営指標（中小企業庁） ◆ 農業経営アドバイザー制度 ◆ 財務データ ◆ その他 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中銀の債務者情報システム（DIS） ◆ 日本のCICはPEFINDOと組んで、インドネシア初の民間信用情報サービス会社を2013年に設立予定。加えて、イタリアのCRIF社とVALDOとのJV、韓国のNICEも計画中の情報。 ◆ 審査時に有用な、業種別の平均財務指標や業界情報の不足